

291. 34-Sh69ㄅ



1200500732996

34

9

(9) ㊦



始



291.34
SH69
(9) ⑦

~~291.34
SH69
⑦~~
参考課



蘆田伊人編

大日本地誌大系

新編武藏國
風土記稿九



雄山閣版

654-29

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第九册例言

一本卷には新編武藏風土記稿二百六十五卷の中卷之第七十一より卷之第九十二までを
収載せり。

一本卷の校訂並に印刷に關しては、總て前卷に同じ。

一本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は、架藏圖書の閱覽を許可せられ、又友人相田二郎氏は種々有益の援助を賜はれり。茲に謹んで謝意を表す。

昭和七年十月七日

蘆田伊人識

大日本地誌大系

武藏風土記稿

新編武藏風土記稿

大日本地誌系 **新編武藏風土記稿第九册略目次**

卷之百七十一	入間郡之十六未勘	一
卷之百七十二	入間郡之十七未勘	一六
卷之百七十三	入間郡之十八入西領	二七
卷之百七十四	入間郡之十九越生郷	三三
卷之百七十五	入間郡之二十越生郷	三三
卷之百七十六	高麗郡之一郡圖總說	三七
卷之百七十七	高麗郡之二	三八
卷之百七十八	高麗郡之三	一〇〇
卷之百七十九	高麗郡之四	一二七
卷之百八十	高麗郡之五	一三五
卷之百八十一	高麗郡之六	一五五
卷之百八十二	高麗郡之七	一六九
卷之百八十三	高麗郡之八	一七九

卷之百八十四	高麗郡之九	一五
卷之百八十五	高麗郡之十	二七
卷之百八十六	比企郡之一郡圖總説	二九
卷之百八十七	比企郡之二	三〇
卷之百八十八	比企郡之三	三六
卷之百八十九	比企郡之四	三六
卷之百九十	比企郡之五	三九
卷之百九十一	比企郡之六	三九
卷之百九十二	比企郡之七	三九
要目		三九

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第九册略目次 終

新編武藏風土記稿 卷百七十一

入間郡之十六 未勘

○^{コマテラ}駒寺新田 駒寺新田は川越城より西北三里を隔つ、この地往古は高麗郡内の原野なりしを、延寶年中近き邊の村民、權兵衛・作兵衛と云る二人願ひ上て開發せしかば、高室四郎兵衛檢地し、猶高麗郡に屬せしを寶曆年中當今の郡に屬せし由、彼二人の子孫今も村内に残れり、東は森戸新田に接し、南は四日市場新田及び高麗郡町屋新田に隣り、西は本郡勘六新田と高麗郡原宿村に交り、北も同郡土田波目及び郡内四日市場村に境へり、東西三十五町許、南北へ十五町餘、こゝも陸田のみにて民戸十五、開發の始より御料所にて今も然り、

高札場村の中程

山王社

清蓮寺

○四日市場村

新編武藏風土記稿卷之百七十一 入間郡之十六

の方に當れり、江戸より行程十三里、淺羽郷高麗郡に屬し、村名は往古此處に於て、月毎に四の日を以て市を立しゆへ起れる由、隣村市場も中古までは九の日に市を立しゆへ、九日市場村と唱へしなど云、郡内川角村に藏する慶長十七年の水帳に、入西郡川門之内九日市場と載たり、此をもて見れば往昔は當村及び川角村内を合せ、四九の日に市をなせしことなるべし、村内に鎌倉古街道の蹟の残れるさま、いかにもにぎわえる地にて、彼二村を合せ六次の市ありし類しるべし、村の四境、東は鎌倉の古街道を隔て森戸村に境ひ、南は高麗郡町屋村及び郡内駒寺新田に接し、西は高麗郡上田波目村に交り、北へ高麗川を隔て、下河原・市場の二村に隣れり、東西へ六町許、南北四町に餘れり、民戸五十、田畑等分用水は高麗川の水を引來れり、當村舊きことは傳へず、御入國の後文祿・慶長の頃は伊丹播磨守知行せしを、寛永三年上りて御料所となり、いくほどなく正保の頃は小倉孫助・藤掛六郎右衛門知行所となりしに、後藤掛某は外の地に替賜り、小倉氏一圓に知る處となり、元祿年中時の地頭小倉孫太郎檢地せしことあり、夫より引續き今も小倉孫十郎知る所なり、

高札場村の西にあり

小名 玄蕃分 乾にあり、案に「北條役帳」に廿五貫文河越筋となれば、このあたりは永祿の頃彼森戸の地に屬し、久米玄蕃なるもの、居迹なりしや、されば今も小名にのこれるなら、鳥居戸 東にあり、隣村森戸にある熊野社の鳥居、ん、鳥居戸 古へは此處にありし故、今もこの小名ありしと云、

高麗川 田波目村より入、北の方を屈曲して流れ、東方森戸村に沃げり、川幅五六十間、此川元は今この處より少し東により、諏訪社の下を流れしに、洪水のおりから變遷して、今の處へ移りしより、本流却て古川となる

諏訪社 當所の鎮守なり、寛永十一年甲戌九月廿九日と彫りたる鯛口を掛たり、村内の舊家甚右衛門の祖先某、大永四年九月廿九日此社を鎮座せり、村内觀音寺の持

稻荷社 是も大永五年九月廿八日甚右衛門が勸請なり、村持、

天神社 觀音寺の持

觀音寺 新義眞言宗、高麗郡新堀村聖天院の末、觀音堂領五石の御朱印は慶安二年に賜へり、本尊不動を客殿に安、觀音堂 本尊千手觀音を安ず、舊家甚右衛門が藏せる記録に、彼が先祖甚右衛門大永年中千手觀音を、己が宅地の内に建立し、其堂を守るものを付置しを、のち一寺となし觀音寺と唱へ始めしと云、

舊家者甚右衛門 氏を小鹿野と云、代々此村の名主役を勤む、先祖は仁木民部少輔房悦十一代の孫青木順

へ、分村せしは正保の後元祿の前のことにして、恐くは延寶九年御代官今井九右衛門が檢地せしときなるべし、四境、東は大久保村、南は森戸・下河原、四日市場の三村に接し、西は長瀬村に隣り、北は川角・大類の二村にて、この邊當村新田の地交れり、東西二十町、南北も同じ、用水不便の地ゆへ、西方に七反九畝五歩の溜井をなし、天水をたへて水田に沃げば、水田は少く陸田多くして水旱の患あり、當村川角村に屬せし頃より御料所なりしが寶曆十二年清水殿領知に賜りしに、寛政七年收公せられ、再び御料所となりしより今もしかたり、

高札場 村の中にあり

小名 大林坊 矢先 大利原 船原

葛川 村の中にあり、下河原村より入、大久保村に沃げり、川幅二間、

北根川 北方を流る、川角村より入、大久保村に至れり、川幅一間ばかり、

三島社 當村の鎮守なり、本地佛は眞鍮をもて造れり、圓鏡にて徑り八寸、内に三尊の彌陀を鑄出せり、武藏國入西郡九日市場村山崎等奉修と彫たり、満願寺持、

大利明神社

満願寺 天台宗、仙波中院の門徒、瑞瑠光山醫王院と號す、開山南海寂年を傳へず、中興開山は秀慶享保九年十月廿

阿より出、順阿は甲斐國巨摩郡青木村に住せしゆへ、氏を青木と唱へ、其子深右衛門將忠も其處に在て、青木を稱せしに、將忠が子深右衛門將次の時、當國秩父郡小鹿野村に移りしより、今の氏に改め大永四年八月更に當所へ轉じ、元龜三年死せりと云、今按に甲斐國巨摩郡青木村に住せし源八時信が子に、十郎時光と云もの有て、此人始て青木氏に改め、其子十郎太郎經光と稱せしこと、其地にて傳ふる由ものに見えたり、もし順阿はこの時光が法號などにや、されど時光が子を、十郎太郎經光と稱すれば是も家傳と違へり、又昔は家系も所持し、武器など多く藏せしかど、正保年中己が家火を失して、それらのもの皆灰燼となり、纔に刀三振を傳ふと云、其一は長一尺、中心三寸許、來國俊の銘あり、一は長一尺五六寸なり、廣次の二字を銘す、一は無銘にし

市場村 市場村は川越城より乾の方三里半を隔て、江戸より行程十三里、淺羽郷山田庄に屬せる由、案に山田庄は當村より三里餘を隔て、川越邊の村に多く唱る名にて、この邊この庄名に係れる村なく、殊にこの地の本村川角も現に山田庄に屬せざれば、此村山田庄の唱あるは疑ふべし、當村昔は鎌倉街道に係れる處にして、其ころは九の日に市ありし故、中古までは九日市場村と唱へしよし古街道の蹟は今も残り、されど舊くは川角村に屬せし地にて、當村應長十七年の水帳に、入西郡川門の内九日市場と載たり、正保の改には見えず、元祿中のものに始めて市場と見えれば、川角村に屬せし頃は、九日市場と唱

九日寂す、本尊藥師を安ず、當寺五石年の御朱印は、藥師堂領とて慶安二年始て賜へり、 天神社

密嚴寺 是も同宗同末なり、雞頭山と號せり、本尊千手觀音を安ぜり、

市場新田 市場新田は本村の北に當り、享保年中川崎平右衛門新開せし陸田のみに地にて、明和九年久保田十左衛門檢地し、貢税の數を定めり、この地元より本村に犬牙したれば、境界は定かに分ちがたし、開墾の始より御料所なり、

高札場 村の中にあり

小名 矢先 角木

愛宕社

下河原村 下河原村は川越城の西三里にあり、江戸よりは十三里の行程なり、淺羽郷に屬す、民戸五十七、村の四方、東は高麗川を隔て、四日市場村に接し、西南は田波目・長瀬の二村に隣り、北は市場村なり、東西二十町、南北八町、用水は高麗川の水を引けども、水田は少く陸田多く水旱共に患あり、「北條役帳」には拾六貫八百八十六文入西郡下河原奈倉加賀と見えたり、古くよりの一村なりしことは論なし、御入國の後慶長年中は伊丹播磨守領せしに、寛永三年上りて藤掛六右衛門に賜はりて知行せし間、元祿十六年檢地せしことあり、後寶曆の頃一た

び御料所なりしが、又舊に復し今も藤掛内匠が知る所なり、

高札場 村の中程

小名 鍛冶屋坊 昔鍛工住し故に 舟原

高麗川 村の東南を流る、田波目村より入、森戸村にそぐ

淺間社 村の鎮守にて、社領七石は慶安二年に賜へり、延命寺の領

延命寺 息災山吉祥院と號す、新義眞言宗、高麗郡新堀村聖天院の末、元は天台宗なりしなどいへど、改宗せし來由

及び年歴を傳へず、開山僧榮廣とのみ傳へて、示寂の年をしらず、本尊不動の坐像を客殿に安ず、蓋に延寶四年の鐘を掛

阿彌陀堂 觀音堂 古碑二基 一は長祿三年、一は貞和二年の字を刻す

田波目村 田波目村は川越城より西方三里を隔てり、江戸より行程十里、此村南方は高麗郡上田波目村に交り

し地にて、そこに對して昔は下田波目と唱へしよし見ゆ、正保・元祿の頃までも下田波目村と書たり、其後下の字を

省きて、今の如く田波目とのみ稱し如めたる年歴はしらず、郷は淺羽にて庄領の名は傳へず、東は四日市場村に

境ひ、西は高麗郡平澤村に隣り、北は當郡下河原村に接し、南方上田波目村に交りしことは前に見えたり、東西

十七八町、南北十五町、隣郡高麗に接せし處は、山丘打

續き、元より高低交れる地にして、用水は高麗川の流を引けども、便りのあしき處は天水を仰ぎて耕せば早損あり、水田は少く陸田多し、民戸九十、【北條役帳】に百四十六貫百三十六文河越卅三郷多波目葛貫左衛門佐殿知行

とあり、多波目は隣郡にもあれど、河越卅三郷の内に屬し、且葛貫も今近村にあれば、【役帳】に多波目と云はこ

このことなるべし、さあらば古き村なるべけれど、此頃

のことは語り傳へず、御入國の後は稻生七郎右衛門・河村善右衛門知行所にして、元祿四年時の地頭稻生七郎右衛

門・河村善七郎が檢地せしことあり、彼二氏が始て賜はりし年歴は定かならず、按に稻生氏の譜に次郎左衛門光正

天正十八年武州にて五百石を賜ひ、其子次郎右衛門正信、寛永十年二月七日御加増二百石を賜ひしことを載たり、

善右衛門に賜はりしも天正中のことならん、夫より引つづき今も稻生七郎右衛門・河村善兵衛知る所の外に惠顯

寺領交れり、

高札場ニケ所 一は東の方にあり、一は渡戸河原 鍛冶屋鋪 菖蒲澤 かげの上 まみ

小名 中尾 高柳 岩目

高麗川 高麗郡平澤村より入、四日市場村に至れり、

天神社 地頭稻生が陣屋跡にあり、末社 辨天社 稻荷社 其處の鎮守西福寺持

城跡 西北方にあり、廣き五段許の山にて、廻りに土手の跡残り、城跡とのみ傳へて何人の居城なりしをしらず、案

に【北條役帳】に田波目葛貫百四十六貫百三十六文、左衛門佐殿とのせたること、村名の條に見えれば、若くは北條左衛門佐氏等の陣屋などに、其處な

ることは今より考ふべからず

惠眼寺

天正十九年寺領十石の御朱印を賜へり、曹洞宗、越生龍穩寺の末、龍長山と號す、開山は本山十世僧善庵良

置天正五年二月廿九日示寂、本尊正觀音を安ず、客殿の簷端に寛文十年造る所の鐘をか、

法雲寺 同宗にて惠眼寺の末、善門山と號す、開山僧朝谷是敬慶長七年二月二十四日寂す、本尊は藥師を安ぜり、

西福寺 天台宗、仙波中院の門徒、開山僧有寛天和二年十月十一日寂す、本尊不動を安ず、

重勝庵 地頭河村善兵衛が葬地にあり、故に其祖先善右衛門重勝の名をとりて庵に名く、惠眼寺の四世潭心萬治元年

の草創なり、本尊釋迦を安ぜり、

正信庵 是も明曆三年潭心起立す、地頭稻生七郎右衛門が葬地を守護する所なるにより、其先祖次郎左衛門正信の名をも

て庵に名けり、本尊大日を安ず、

稻生某陣屋跡 村の東にあり、八段許の地なり、四方にかた許のまがきをなし、門をも南向に立り、されど此

傍にある天神社のあたりも、陣屋跡なりと傳れば、このまがきは纔に古の様を残せしものなるべし、按に村名の條に載し

如く、先祖次郎右衛門光正御入國の時、武州にて五百石を賜りし由、家譜に載たれば、そのかみ居宅を爰に構へ、後江戸に移りしも

のなるか、

河村某陣屋跡 同じ邊にあり、六反二畝の地にして、今は榮善右衛門重信大權現に仕へ奉り、仰を蒙り同心のもの數輩を

あづかり、慶長十三年五十七歳にて死せり云々、とあり、是も稻生氏と同じ頃、天正中采邑を賜り、爰に居宅を構へ後江戸へ移りしものによ、定かならずと云

葛貫村 葛貫村は川越城より乾の方四里を隔て、高麗郡の境にあり、江戸より行程十五里、淺羽庄と唱ふ、按

に【太平記】に葛貫大膳亮と云るをのす、此等もし此地に住し、在名をもて己が氏とせし人ならずや、さあらん

に舊きよりの村名なることしるべし、又【北條役帳】に左衛門佐氏堯が知行せしを載し文は、已に多波目の條下に

出せり、村の四境、東は市場・田波目の二村、南は高麗郡平澤及當郡宿屋村に接し、西は大谷木村に隣り、北は長瀬

村に及べり、東西も南北も十町餘、其間隣郡に係れる處七八町、一體は山に傍し村なれど、村内には却て山と云

べきものはなし、民家七十餘、北方長瀬村より入、南方平澤村に通ずる一條の街道あり、上野國より相模國への

往來なり、當村御入國の後寛永の頃までは、大河内孫十郎知る所なりしが、正保年中宮崎備前守・朝比奈三之丞二

人の知行となり、其後朝比奈が知行は上りて高林彌一郎が采地となり、正徳の頃二人の知行共に上りて御料所となれり、是より前元和七年・寛永十六年大河内孫十郎、貞

享四年宮崎隼人、正徳五年宮崎新十郎等地を檢して貢税の數を定めり、寛保二年黒田豊前守に賜りしより、引續き今も子孫豊前守の領分なり、

高札場村の中程あり、

小名 大石佛 北の方にあり、爰に長九尺、幅二尺三寸許の古碑あり、碑面に數字あれども讀得ず、僅に

嘉元四年二月三日沙彌□□正敬白、と云文字見ゆるのみなれば、何人の碑なるをしらず、相傳ふ大谷木村寶福寺は往

古こゝにありて、後今の處へ移れる由を云、小名の唱及古碑の残りしなど、いかさま寺跡なるべけれど、彼地へ移りし年歴は、

大寺 南方にある唱なり、是も彼寺跡ゆ 下大

寺 鴻巣

住吉社 攝津國住吉神を移し祀れり、神體は白木をもて東帶せし形を造る、長八寸許の坐像にていと古色なり、當社の傳に應安二年左兵衛督基氏再興ありしに、後兵亂のため大破せしを、明徳二年九月又再興せしと云ことを記したれど、

年代を推に其子氏滿の再興なるべし、又當社に棟札あり、中央に奉再興慶長山住吉四所大明神と書し、右に武州八間郡神主宮崎筑前守、左に元祿四年辛未十二月造立之二百十六年に而とのみ見えたり、元祿四年より二百十六年を上げば、文明八年に當れり、例祭九月十三日、

末社 天神社 八幡社

白山社 稻荷社 子權現社 山神社 牛頭天王社

藥王寺 天台宗、仙波中院の門徒、醫王山千手院と號す、本尊藥師を安置り、

○宿谷村 宿谷村は郡の西端にて高麗郡に界ひ、川越城より西方四里に當れり、江戸より行程十四里、宿谷庄と唱ふ、村名の起りを尋るに、村民權左衛門が先祖宿谷太郎行俊なるもの、隣村葛貫に住して當村を開發すと云り、彼權左衛門が家に藏せる宿谷氏の系譜を見るに、行俊が孫次郎左衛門重氏は、頼朝頼家實朝等に仕るとあれば、開發の年歴も大抵推て知べし、村の四境、東は高麗郡平澤・新堀の二村に隣り、南は同郡元宿村に界ひ、西は郡中權現堂村にて、北は大谷木村なり、東西十四五町、南北十一町、村内すべて山間幽谷の地にて、陸田多く水田は少し、専ら天水を仰で用水となせば、しばしば旱損す、此村古くより御料所にて、寛文八年御代官坪井次右衛門檢地せり、其後安永九年雨宮十兵衛に賜り、夫より引續き今も子孫鐵之丞が知る所なり、民家僅に十三、

高札場村の東にあり、

小名 粕入 粕坂 横峰

瀧 西南の溪間にあり、信多瀧と云、水元は權現堂村境小名久保より出、村内にては居村より細流にそひ、五町許の地をへて瀧壺に至れり、其間道の左右には巖石をもて壘める如き山々連れり、細流の兩邊にはいとよらかなる砂礫をふめるさま、夏日も爰に至れば炎熱を忘るなど土人いへり、瀧壺の邊はいと開く、日の光さへ見えず、瀧の高さは十間、幅は僅に一尺

餘、落口は兩岸峙ち樹木生ひ茂り、幽邃いふばかりなく、景色愛すべきの地なり、瀧の下流は良の方へ沃く、高麗郡平澤村と本郡田波目村との間、境淵と字する所に、高麗川へ落入れり、瀧に向て右に權現堂村へ行く山道を開けり、巖石或は葛を便りて攀上る所あり、又向て左

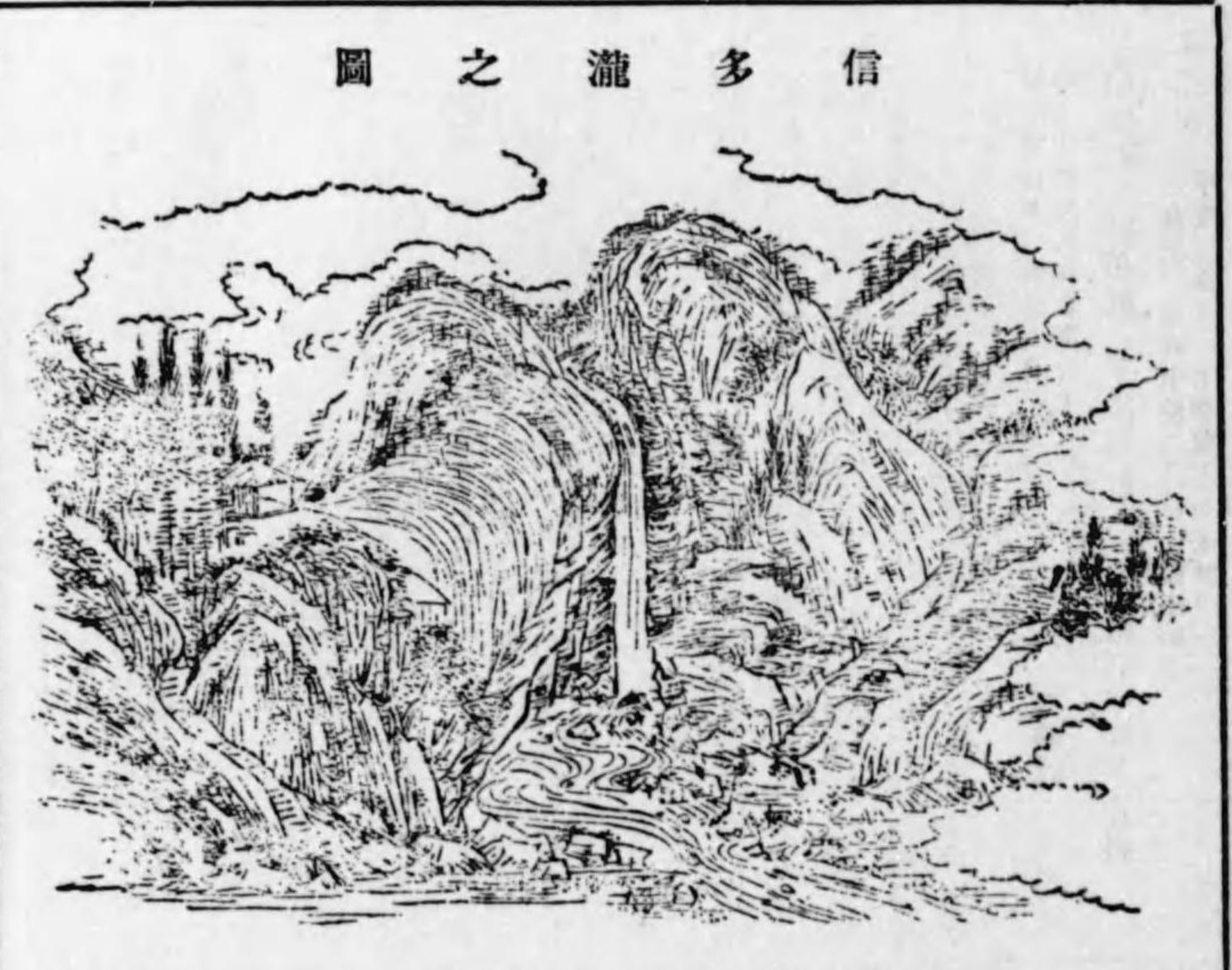
不動堂 山腹瀧に傍て立り、開基は妙覺院の開山祐圓なり、このからず、元は瀧壺の傍にありしを、萬治三年の秋洪水の爲に廢せしかば、元祿十一年今の處へ再興せしと云ふ、妙覺院の持なりと

白山社 村の鎮守にて、村民の持なり、

妙覺院 本山派の修験、高麗郡篠井觀音堂の配下、瀧峰山金剛殿年は失

舊家者權左衛門 氏を宿谷と稱す、相傳ふ先祖は當國七黨の一代之孫太郎行俊此地に來り住せり、是當所宿谷氏の祖也、夫より四代の後宿谷次郎左衛門重氏、鎌倉右大將家に仕へしに、和田義盛常盛の事に座して仕を止られ、やがて剃髮して不染入道と號し、遁世して當國に下り住しが、後召れて再び賴經に仕ふ、其子左衛門行時も將軍家に仕へたりしに、世かはりて宗尊親王に仕へ、其子二郎左衛門光則〔按に「鎌倉志」に光則寺は、大佛へ行道の左にあり、此處を宿谷とも云、相傳ふ平時頼家臣、宿屋左衛門光則入道西信が宅地なり、昔日蓮龍口にて首の座に及ぶ時、弟子日朗・日心二人、檀那四條金吾父子を、光則に預け給ひ、土籠に入らると、是によれば親王家に

信多瀧之圖



仕へしと云は疑ふべし、光則の子、三郎行岩、行岩の子三郎行惟まで親王家に奉仕し、行惟の子四郎重顯より將軍尊氏に仕へ、其子與市儀重に至りて、武藏相模の内にて知行七千町之地を領し、將軍義詮義満に從ひて、應永の頃泉州に於て、大内義隆と戦ひてしばし軍功あり、其後子孫世々將軍家に仕へたりしに、儀重七代の孫近江守重近の時より、小田原北條家に屬し、其子大和守重則天正年中、氏直より當國入間郡の内宿谷・權現堂・葛貫・市場・下川原・大久保・熱川・女影八ヶ村所領の書出を與へられしと云、北條氏没落の後、郷土となりしにや詳ならず、重則より四代の後、權左衛門重本大猷院殿に仕へ奉りて、後宿谷に住居し、寛文十年十二月廿四日五十五歳にて死とあり、按に或書に宿谷源右衛門行は七百石を知行せしに、享保三年四月六日罪有て領知を召上られしと見ゆ、是恐くは重本が子孫にして、この時斷家となりしならん。

○權現堂村 權現堂村は郡の西端高麗郡と境界せる山間の村にて、川越城より西五里に當り、江戸より十五里の行程を隔てり、高麗領に屬す、村内小名權現堂に熊野社ある故に、村名となせるよし、東は宿谷村高麗郡横手村に隣り、南は同郡白子村、西も同郡虎秀村に界ひ、北は本郡大谷木村に及び、東西南北共に十五町許、民家二十餘、山の半腹或は谷間に散住せり、用水の便なく天水を仰で耕作をなせば動もすれば早損あり、されば陸田は多く、水田は僅に十分の一に居れり、檢地は寛文八年御代

官坪井次郎右衛門糺せり、御入國の後久しく御代官所なりしが、寛政十二年平岡美濃守に賜りしより、引續き今は其子石見守が知る所なり、高札場村の西に

小名 堂庭 昔秩父郡高山村の不動、權現堂 やところ

うち方 長坂 中野

熊野社 村の中小名權現堂にあり、村の鎮守なり、當社は村名の由て起る所の社なれば、古き鎮座なること知らる、

三嶋明神を相社とせり、村持、下の堂も皆同じ、

觀音堂 正觀音を安ず、

藥師堂

地藏堂

○大谷木村 大谷木村は川越城よりの行程、及び江戸への里數等前村に同じ、高麗領に屬す、村の四方、東は葛貫・長瀬の二村に隣り、南は宿谷・權現堂の二村に境ひ、西は高麗郡虎秀及び當郡阿諏訪の二村にして、北は又長瀬・小田谷の二村なり、東西一里餘、南北は僅に八九町に過ぎ、其間西方はなべて山々のつゞき、東方は少しく平地なれども、高低の所交れり、畑多く田少く、用水不便なれば天水を貯へ、或は村内の小流を引て、水田に沃げども早損あり、御入國の頃より久しく御料所なりしが、寶曆十

三年酒井備中守に賜りしより、今も子孫主殿の知行なり、高札場あり、

小名 片瀬 權現山 石原谷戸 小池 たかさき 菖蒲ヶ谷 岩澤

飯森山 上り六七町、其形飯を盛たる様なれば名付たり、

谷ッ川 村内菖蒲谷より流れ出、隣村長瀬村に入れり、石川なり、

秣場 村の西方にあり、十五萬坪餘の地なり、小田谷・長瀬・前久保・馬場五村入會の秣場なり、

八幡社 御朱印社領四石は慶安二年始て賜れり、村内の鎮守、寶福寺の持、

箱根權現社 村民の

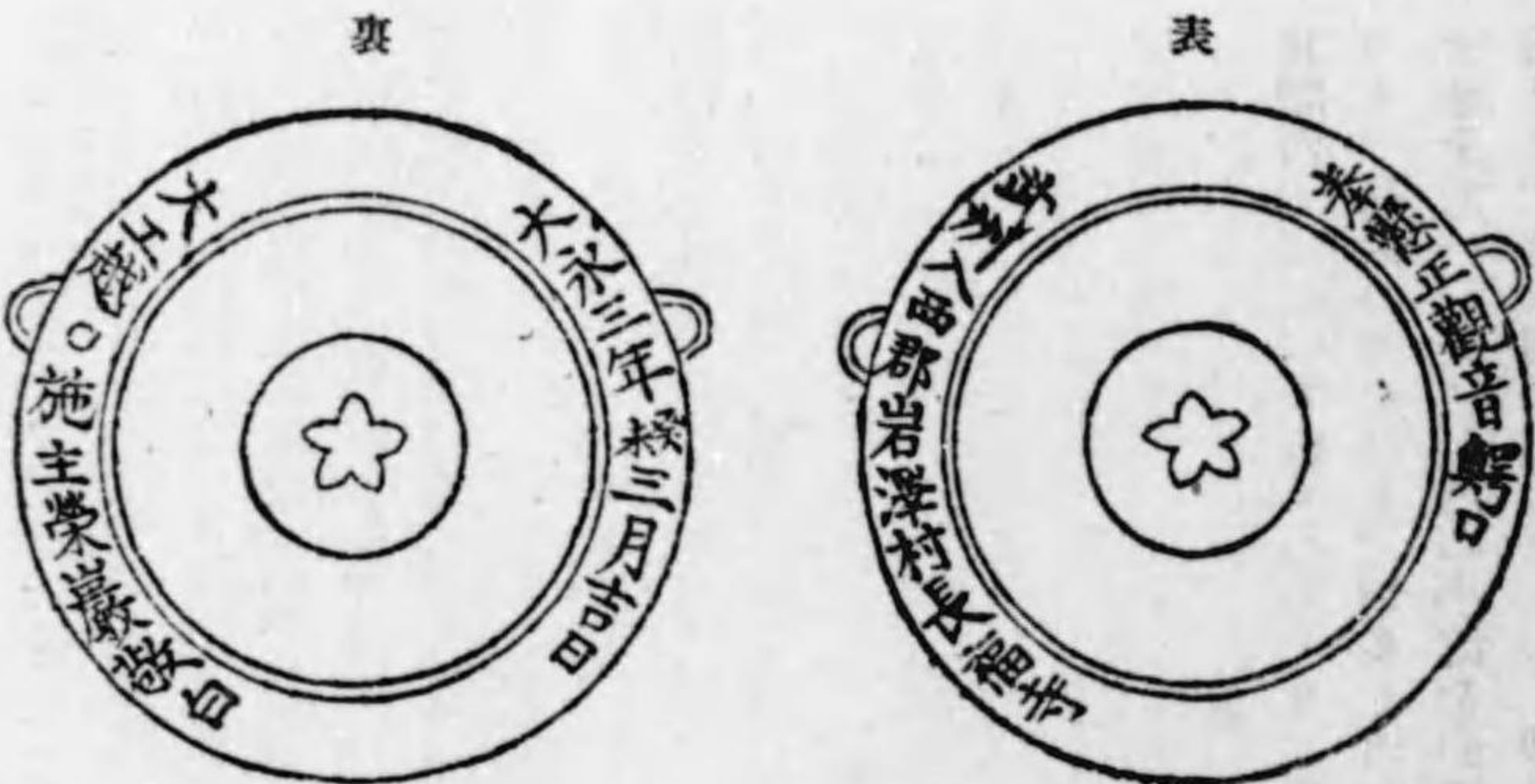
妹脊明神社 祭神及び勸請の年月

鎌北權現社

寶福寺 新義真言宗、今市村法恩寺門徒、澤谷山光明院と號す、當寺昔は葛貫村にありしよし、葛貫村内小名大石佛に

嘉元四年の古碑あり、此外大寺下大寺など云る小名も残りたれば、いかさまそこにありし寺院なりしなるべけれど、こゝへ移りしは何の頃なりしや考べからず、彼小名をもて考れば、昔は大寺なりしも知るべからずと土人は云り、本尊不動を安ず、

觀音堂 正觀音を安ず、雨乞觀音ともいへり、其所以をしらぬ、淨覺院の持、此堂は古長福寺と云一寺なりしに、



嘉曆二年足利尊氏再興し、夫より後天文二年燒失して廢寺となりしを、寛文四年淨覺院又再興せしなと傳れど據はなし、近き比境内土中より掘得たりとて、鰐口一口を淨覺院に納り、鰐口に彫たる年月及び村名をもて考れば、大永の初は此村に移り、今の小名岩澤の邊にありて、其頃までは長福寺と號せしなるべければ、此後天文中丙丁にかゝりしより、廢寺となりしも知るべからず、その鰐口は上に開す淨覺院にて、則觀音免の内に居り、雨乞山觀音寺と號す、本山修驗、兩戸村山本坊の配下、當寺の來由を尋るに、承久年中住谷實勝と云る

もの、此地へ來りて農民となり、子孫某が時嘉元二年修驗となれりなど傳へり、住谷某なる者は元より聞ことなし、されどこゝに傳る所の如くならんには、修驗となりしも舊きことなるべし、

五輪塔一基 坤の方に村民の持とせる山あり、上り三四町を經し、松林の中に立り、臺石の正面に、大和守入道法

圓顯主歸迎禪門諸衆十六人と記し、三方に經文を彫り、末に延文五年十一月廿日敬白とあり、大和入道が事歴未だ考へず、舊家者與兵衛 村の名主なり、大谷木を氏とす、系圖は傳へざれど、今旗下の士大谷木吉之丞、及百人組の與

力大谷木五郎右衛門等は、此家より出し者なりといへば、古き家なり、されど此家何の頃か一度廢せしことありしに、其時舊記武器をば、彼五郎右衛門に預けたりとて今は傳へず、唯毛呂土佐守が由緒を書しもの、及諸家より贈りし文書等を藏す、案に郡中小田谷村長榮寺に、毛呂系圖一軸あり、其譜及彼由緒書を合せ見るに、大谷木氏は毛呂豊後守藤原秀光が流なり、秀光の孫毛呂佐渡守秋重に二子あり、長を土佐守顯秀と云、則長榮寺の開基にて、毛呂本郷に住せり、次は越後守秋綱と云、當村に住して大谷木を氏とす、秋綱が子を大谷木三河秋純と云、其子與兵衛末昭と云者あり、是今の與兵衛が祖先なるべし、彼毛呂氏のこと【東鑑】等にも見ゆ、前にいへる由緒書は、郡内毛呂本郷へ出したれば、合せ見るべし、

北は瀧野入村なり、東西六町、南北へは一里許、地の高低西は山につゞき、東は平にして陸田多く水田少し、御入國の後には御料所にて、檢地は慶長二年糺せしよし、水帳に武州入西郡高麗領之内阿諏訪村と記せるのみにて、時の奉行の姓氏は傳はらず、其後寛文八年御代官坪井次右衛門が糺せしことあり、又享保年中開發の地ありし處は、時の御代官萩原源八郎・御勘定布施彌一郎・菅沼久次郎等承りて檢地せしことあり、後川田玄蕃が支配せしとき、酒井備中守に賜りしより、今の主殿に至て替らず、高札場村の中程

小名 本宿 岩間 ひつこ澤 梅本 長坂 阿諏訪坂 丸山

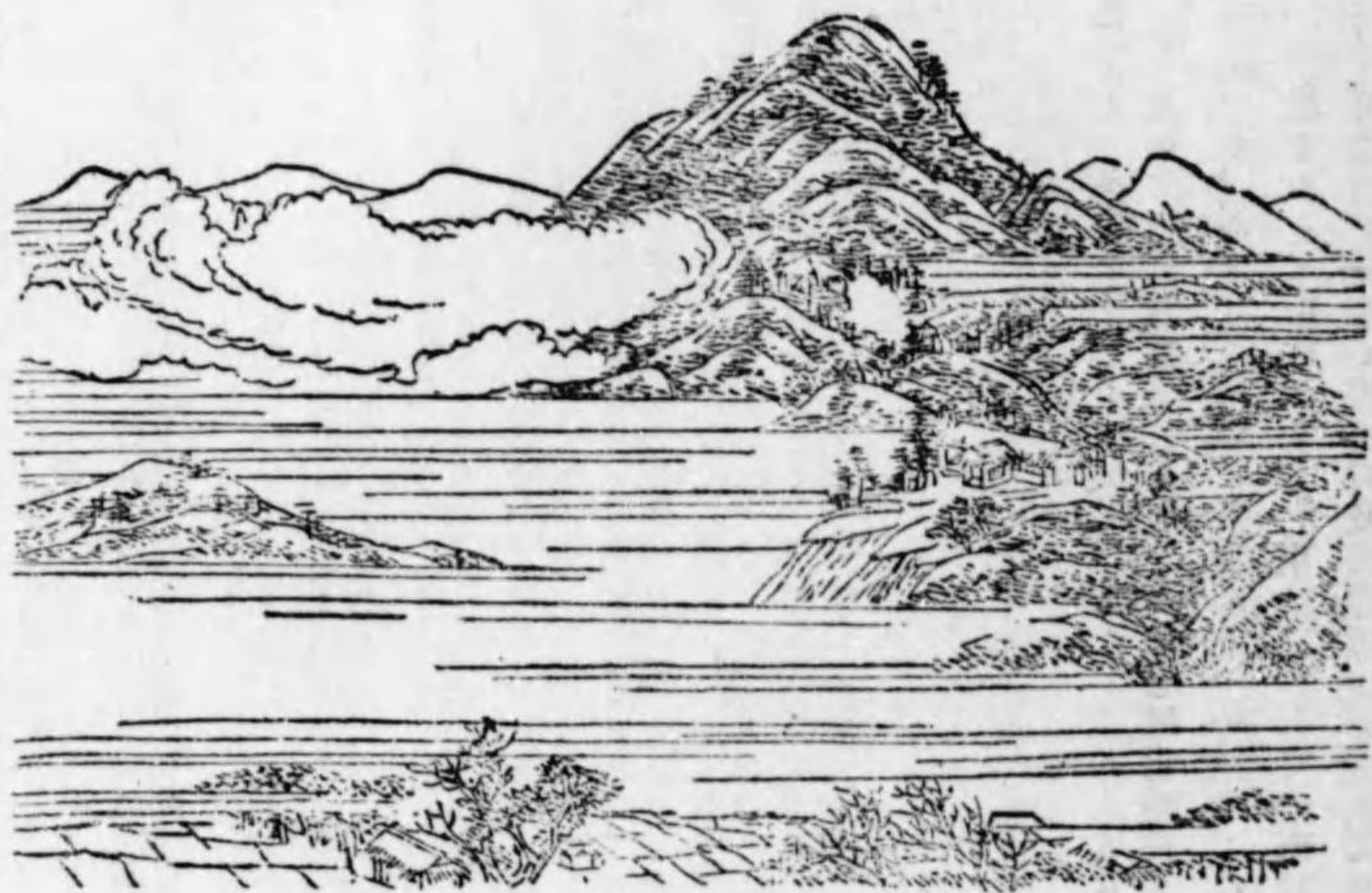
瀧谷山 或は要害山とも書す、上り十町許の山にて、瀧野入村の境にあり、昔阿彌和巳之助と云る者の、陣屋ありし處なりと、傳のみなれば

阿諏訪川 村内の澤若くは谷間より湧出して一條の流となり、東より西へ流れて、瀧野入村境にて毛呂川に合せり、此水村内の用水に引用ゆ、

一枚岩橋 阿諏訪川に架せり、土橋にて長七八間、

雷電社 瀧野入村と接地にあるを以、村内大行寺及瀧野入村行藏寺の持にて、隔年に兩村より祭祀を執行ゆ、山王社村の鎮守にて、

桂木山圖



齋守稻荷社の持、

大行寺 新義眞言宗、龍谷山地藏院と號す、郡中今市村法恩寺の門徒、寛正六年の草創にて、道節禪門と云る人の開基なるよし、此人の俗稱を失へり、本尊地藏を安置せり、

行福寺 曹洞宗、瀧野入村高福寺の末、行福寺知山と號す、本尊釋迦を安置せり、

○瀧野入村 瀧野入村は河越城よりの里數前村に同じ、江戸への行程は十四里なり、高麗領に屬す、村の廣狹東西一里半、南北一里餘、東は毛呂川を界として毛呂本郷に隣り、南は阿諏訪村にて、西は黒山・大満の二村に及ぶ、是は山の峰を界とす、北は上野村なり、地形西の方は山にして、秩父郡まで連綿と打續き、東南北は平夷也、陸田多く水田少し、民家百十餘、當村正保の頃は御料所にて、寛文八年時の御代官坪井次右衛門檢地、明和元年酒井伊豫守に賜はり、今も其子孫主殿が知る所なり、高札場村の中程

小名 金山 塚場 つがり澤 加島 牛淵 中島屋舗 向山 的場 戀ヶ久保 大坊 松倉 ひちり澤 天狗岩 中在家 比丘屋舗

桂木山 登り十五町餘の山にて、峯通りは上野・大満の二村に續けり、土人云往昔行基菩薩行脚の時、此山に上りて大和國葛城山に似たればとて、桂木とは名付たりしと、又阿都龍ヶ谷村龍穩寺第七世の僧館庵が、天文十二年記す所の緣起

に應永年間同寺の開祖無極和尚、觀音堂の靈場を慕ひて當山に登りしこと見ゆ、山の半腹に觀音堂あり、是より少し下りて又寺あり、山の絶頂には松樹二三株ありて、其餘は荆棘のみ生茂り、こゝより房總常陸上下野州、或は秩父の山々など川のあたりに見わたされたり、又近くは

川越城或は伊佐沼など眼下に見へり、

こんづう山 上り十五六町の山にて、是も雜木生茂れり、村の南のかたにあり、

要害山 阿諏訪村の界にあり、

七曲り峠 黒山村の方へ行く峠なり、

毛呂川 桂木山の谷間より出づ、阿諏訪村境にて

土産 枇杷實り、年々百駄以上を出せり、柚實も數十駄

住吉社 村の鎮守なり、神體はなく、本地正觀音の立像長五

末社 辨天社 稻荷社

天神社 百姓の

行藏寺 新義眞言宗、今市村法恩寺末、愛宕山清林院地藏坊と

のみ傳へて、法益等は失せり、中興開山教祐永祿十一年二月

十二日示寂せり、本尊地藏坐像にて、長一尺餘、定朝の作と

云、この餘弘法大師彫刻の毘沙 藥師堂 長一尺餘、惠

門あり、立像にて長一尺五寸、

高福寺 慶安二年寺領十石の御朱印を賜ふ、曹洞宗、龍ヶ谷村

龍穩寺末、昔此村に行藏寺高福寺とて二寺ありしが、

慶長の頃僧量賀と云者彼二寺を合し一寺とし、行藏山高福寺と號せり、其後又大旨和尚安樂山と改めしと云、行藏寺の跡は此寺の後ろにあり、開山量賀は慶長十九年正月廿八日示寂、本尊正觀音長一尺餘、行基菩薩の作と云、白山 稻荷合社

桂木寺 曹洞宗、龍ヶ谷村龍穩寺末、瑞雲山と號す、開山は本

觀音堂りか今の所に移したりと云、千手觀音を安ず、立像長

置せり、

觀音堂りか今の所に移したりと云、千手觀音を安ず、立像長



（今鹿松田）
尾張入道逆心働仍誅、明日可及一戰處被申
越云々、徳重輕命所勇士之可爲譽者也、仍而如件、
天正十〇七月五日 大野佐渡守重久（花押）
大野玄蕃殿

此文書の名佐渡守は、玄蕃父なるべけれども、名乘異同あり、疑し、
○上野村 上野村は川越城より乾五里を隔つ、江戸より行程十六里、郷庄領の唱は今傳へざれど、今市村法恩寺の年譜録、越生主計允入道沙彌宏忠が田地賣渡の文に據ば、越生郷に屬せし地と見ゆ、其文に、

依有要用、賣渡武藏國入西郡越生郷、上野村辻在家内、自路西以前賣申候、自平三郎作西井坪島毎年徳分一貫二百文事、當作人吾那殿馬太郎、合代錢四貫八百文、

右地者、自越生山城次郎入道宏秀手宏忠相續所也、然彼手繼按文相副、本錢返、毛呂左近將監入道殿妻女藤原氏女賣渡申所也、云々、
應永廿一年十一月十八日 賣主越生主計允入道 沙彌宏忠

村の四境は東の方毛呂川を境として、馬場・平山の二村に隣り、南も毛呂川に限りて、毛呂本郷・瀧野入の二村に及び、西は大満・津久根・黒岩の三村にて山の峰を界とし、

七尺餘、行基の作なり、白木の像にて古色なり、縁起に據ば養老三年の安置なる由傳ふれど定かならず、されど今市村法恩寺に藏する年譜録にも、行基東國行脚の時和州葛城山を擬して、此山を桂木山と名付とあれば、故なき事と思はれず、何れ古き堂なるべし、此餘堂内に本尊と同時に彫しと云、木像五軀あり、朽損じて全からず、何の像なることを知らず、堂に古き鯛口をかく、是は新座郡濱崎村のものなり、いかなる故にてこゝに移せしや詳ならず、其圖上に出す、按に福徳は逸號にして、其年歴は知べからざれど、古代の物なるは論なし、觀音堂の入口に仁王門あり、長五尺の仁王にて、惠心彫刻なりといふ、桂木寺の持、

不動堂 村持 藥師堂 二字

舊家者 和藤次 代々名主を勤む、大野を氏とす、北條の後胤と

傳へて系圖を所藏せり、是を見に平氏國より、

北條久太郎氏宗・安房守氏重・大炊助照重或は民部とも云、照

重より佐渡守序重・玄蕃福重・五郎兵衛政成・利兵衛積重と續

き、是より今の和藤次に至り九代なり、大炊助照重は小田原

北條氏直に仕へ、故ありて氏直より大野を名乗るべき由の命

あり、故に大野を以て苗字とす、其頃は小田原に居りしが、

何の頃か武州八王子に移住し、夫より又當郡の内毛呂郷平山

村に移り、屋敷を構へ居住せしが、又そこをば村田和泉守と

云ものに譲りて、佐渡守代に今の村に來住して和藤次に至る、

平山村には堀ノ内屋敷とて今屋跡あり、前に云系圖誤多き

ものにて、信じがたけれども、傳のまゝを出す、文書一通を

藏せり、左

北は今市村及び越邊川にて、川の向は如意村なり、東西三十町餘、南北十町餘、民家は百五十、用水の便なく天水をたへて耕す、郡中の地此邊を限りとして、西の方は秩父の方まで山々重り連れり、當村は古より御料所にて、元祿年中に至り金田某に賜り、今も子孫主殿が知る所なり、檢地は詳ならず、又古より紙船、役錢を税す、思ふに昔紙を漉出せしならんと云、村内一條の往來か、れり、江戸より上州への道なり、

高札場二ヶ所 一は西の端に立一、一は東の端に立一、
小名 谷組 林組 枇杷久保組 田中組 檜田組 山口組 石田組 地生組 以上八組の内にも各小名ありて、餘せ、枇杷久保組 横根 暮石 御堂谷戸 三ツ石田 中組 萩山 讃岐 うとう坂 登戸 日向 檜田組 鷺田 新倉 正大ヶ谷戸 山口 大和ば 袋谷戸 山口組 寺井 瀧合 鍛冶屋敷 大京 大橋 五りよう 石田組 長澤 瀧壺 椿久保 穴田 櫻田 玄蕃田 田島 かね澤 地生組 塚場 丸山 上野山 高き十町許、山 上は秋場なり、 幕岩 上野山の上あり、高き三丈、長五十間、村の東端を張たる如しと呼名とせり、越邊川 より來て、馬場村に達す、

毛呂川 村の南を流る、瀧野入村より當村に入、是も流末は馬場村に達す、
聖天社 祭神は猿田彦命・天津彥命の二座なり、又五瀨命雷神・嚴嶋明神を配祀、慶安年中社領十石の御朱印を賜はる、承和三年九月の鎮座と傳ふれど、體かならず、唯文龜二年再建の棟札あるを以、古社なることを證すべし、其圖左すの

且那代官泉州神馬代官村田大藏
助左衛門木一本大工三郎
奉再興武州入西郡越邊生郷上野村聖天宮
新六木綿一反五郎左衛門紙一束
森新右衛門木綿一反
次郎兵衛紙一束 鍛冶士

裏に文龜二年辛未四月十九日とあり
末社 稻荷社 青木明神社 神明社 荒神社 神主
森村飛騨 吉田家の配下なり、先祖を式部と云、大永四
年三月八日死せりと、されど家系等は傳はず、
兒玉稻荷社 土人の説に此社地は昔兒玉某の居所にて、其頃
因て社邊の隙田より茶碗の如き器物
など、まゝ掘出すことありと云、

醫王寺 慶安二年薬師堂領十五石の御朱印を賜ふ、新義眞言宗、
今市村法恩寺末、昔は醍醐三寶院の末に屬せしと云、
瑞瑞山東園院と號す、開山曇秀寛正四年二月四日寂す、元祿
年間記せし縁起に據に、當寺は昔熊野・三嶋・天神の三社鎮座

の地なりしが、行基東國行脚の時此地に來て、自薬師一瓢と日光・月光の二大土を彫刻して安置す、薬師立像長三尺一寸、二大土は各三尺五寸五分、其後承和年中草堂を營みて一寺とす、治暦年中兒玉黨越生の祖、河内守家行此薬師を尊信して太刀一腰を納めしことなどあり、又鎌倉右大将頼朝奥州陣の時修理を加へ、其後も足利尊氏等よりも、北方平時子眼疾立願の時修理を命じ、守護佛行基の作勢至の像を寄附す、又造の後天文年中當所の地頭、毛呂豊後守、同土佐守堂舎以下を造營し、彌陀像一軀を納めし由をのす、其後天正十八年小田原陣の時、加賀大納言利家此地に在陣して、松山城主上田上野介朝廣を襲ひし頃、禁制の狀を與へしとて今も持傳ふれば、古より大刹なりしこと論なし、禁制の文左に、

禁制

武州越生 醫王寺

- 一 當手軍勢濫妨狼藉事、
- 一 放火事、
- 一 非分之儀申懸事、
- 右條々御朱印之旨、堅令停止訖、若於違犯之族者、乍可被處嚴科之由、依仰執達如件、

天正十八年五月日

筑前守 印

薬師堂 縁起に記せし所、天神社 鐘樓 安永八年鑄造
萬藏寺 慶安二年虚空藏堂領三石の御朱印を賜ふ、當寺も今市
村法恩寺の末にて、三満山と號す、中興開山圓光坊永
祿十一年示寂す、虚空藏堂、坐像二尺許なるを安
本尊地藏を安ず、行基の作と云、

新編武藏風土記稿卷之百七十一 之終

新編武藏風土記稿卷之百七十二

入間郡之十七 未勘

○毛呂本郷 毛呂本郷は河越城の乾の方四里、江戸へ行程十四里、此地は後に見えたる七村の元にして親村と呼り、家數六十、多は當國より上野國への往還に軒を連ぬ、寶永六年仙石采女に賜りしより、今子孫監物知行す、按に毛呂は舊き地名にて、今も郷名に唱へ、凡七村に係れども、正保の改には毛呂町とのみ號して、七村の沙汰に及ばず、寶永の頃旗下の士に賜ひし時、當所及び堀籠・馬場・平山・長瀬・小田谷・前久保の七村に分しと云は、寶永六年仙石采女に賜ふ時のことなるべし、かく分ちし後は一村を以辨別せんに、地形犬牙して細に記し難ければ、姑く概して云に、東西三十町、南北二十町餘、田少く畑多し、東は川角村、南は市場・葛貫・大谷木・阿諏訪の四村にて、西は瀧野入・上野の二村なり、毛呂川を境とす、北も同じ、川又越邊川を限りて上野・如意・箕輪田・西戸の四村に隣れり、其所に立る神社寺院及び山川の類は、猶各村

の條に辨せり、高札場往還の中程

小名 古みや 將監淵 堀ノ内 伊勢原 平山 塚場 和泉 さんとう 東坊 渡戸 別所 毛呂河内 阿諏訪口 吉村屋敷

越邊川 北の方を流る、川幅三十間程、毛呂川 或は阿諏訪川と呼ぶ、川幅七間、流末は越邊川へ入

妙玄寺 兩宮山と號す、曹洞宗、小田谷村長榮寺末、慶安二年寺領八石の御朱印を賜ふ、天文の頃此所の住人、毛呂良勳と云、弘治元年十月十九日寂す、本尊釋迦、開基毛呂顯季妻墓 五輪の塔なり、文字壞損して讀べからず、過去此墓の並に古き五輪四五基あり、此も文字漫滅したれど、毛呂氏の墓なるべし、

妙光寺 妙玄寺の末寺なり、開山顯芳正徳五年五月廿三日寂す、本尊は彌陀の坐像なり、

毛呂土佐守顯季陣屋跡 此所の字を堀ノ内といへり、今陸田田谷村長榮寺に藏する毛呂系圖を閱るに、毛呂氏は大織冠鎌足の後胤にして、太宰權帥季仲が子を、(東鑑)に孫と云、豊後守季光と云、其子太郎季綱、季綱が子佐渡守秋重の二代を歴て、土佐守顯季に至り、其子二郎長吉後に宗印と號す、子孫開ゆることなし、顯季が弟を越後守秋綱と云、當國大谷木に住して在名を名乗る、其子孫は後に召出されて、御旗下の士

仍狀如件、年號月日 毛呂土佐守殿 氏政判 任吉田郷其方望先知行之役錢遺之候以上、朱印 毛呂土佐守殿 南條四郎左衛門奉 月日 若林平右衛門殿 小澤十郎右衛門殿 根岸帶 刀殿 福島若狹守 朱印 武州生野へ郷分地任望進之候、此上御忠節之筋目引立申候、彌可被走廻者也、仍如件、

となり、又村にのこりて庶流の農民あり、與兵衛と稱して、今は大谷木村に居れりと云、されど此も後に書記せしものと見えて、時代もたがへると思はる、所あり、又與兵衛が家に傳る記録に、豊後守季光は源賴朝に仕へて、毛呂・平山・小臺・舞窪・北淺羽・園部・鎌方・窪田八ヶ所を領すと云、按に(東鑑)文治二年二月二日の條に云、毛呂太郎藤原季光國司事、是太宰權帥季仲嗣孫也、心操尤穩便、相叶賢慮、旁理運之間、就爲御分國、令舉申豊後國、給云々、同六月朔日の條に、入、夜豊後守季光獻、盃酒、昨日自武藏國、參上云々、又建久二年三月五日、依、炎上事、近國御家人等、參集、相模澁谷庄司、武藏毛呂豊後守、最前馳參云々、同四年二月十日、毛呂太郎季綱蒙勸賞、(武藏國泉勝田)御、閑居于豆州之時、下部等有不堪事、宇籠于季綱邊、殊成恐憚之思、加扶持、送進豆州之間、單孤之今、此勞者可必報謝之由、被恩食云々、同書に云仁治二年四月廿九日、大佛殿造替之料、毛呂五郎入道蓮光分五千疋、辨償せしめられしことあり、此蓮光も季綱が一族なるべし、又與兵衛が記録に云、毛呂土佐守は管領山内憲政に仕へ、相州小袋坂合戦の時敵を討捕、勸賞として鞍置馬を賜はる、憲政没落の後北條氏政に仕へ、相州下嶋・網代・吉田・高橋・武州生野等の五郷を領し、天正十五年十二月廿七日卒す、其子太郎(系圖には次郎とあり)長吉も、亦氏政に仕へて戦功ありと、當時の文書數通を藏せしが、今は失ひしとして其寫を傳へり、その文左にのす、其記せしさまは疑ふべき事あり、

- 一所 相州中郡下島郷
- 一所 網代郷
- 一所 以時分一廉之地可遺置候、彌可被走廻者也、

朱印
月日

毛呂土佐守殿

去廿日於皆川表合戦之刻、其方息太郎討捕敵誠心地
好候、殊に初陣之由感悦不少候、恐々謹言、

八月十日

氏政判

毛呂土佐守殿

按に右敷通の内、八月十日と書せる一通、其他は年號月日又
月日とのみ記せり、偶略書せしか疑ふべし、又〔鎌倉大草紙〕
に永享の頃入西の人、毛呂三河守と云者見ゆ、これは大谷木
村の舊家大谷木の祖、三河守秋純がことなるべし、又下にの
する前久保村の八幡社を、大永八年九月再建せしと云、毛呂
三河守顯榮も親族なりとみゆれど、總て定かには傳へず、
○堀籠村 堀籠村は本郷の高札場の東につゞけり、家數
二十八、河野長十郎・堀徳之丞等二人知行せり、
高札場村の北に

小名 はんや 井田 久保 堀端

稻荷社 小社なり、
村民持、

太子堂 此所古へは自光寺といへる一寺ありしが、廢して後こ
の堂のみ存せりと、太子の像長二尺五寸、弘法大師の
作と

○馬場村 馬場村は堀籠村の並なり、昔毛呂三河守こゝ

におりし頃、馬埒ありし故村名とすと云、寶永七年九月
三枝土佐守に賜はり、今の地頭政三郎に至る、家數四十
五軒、

高札場村の南に

小名 本宿 此所に昔宿驛

小川森 十殿 鳥居久保

大門

○平山村 平山村は本郷の巽にあり、〔北條役帳〕を關る
に十六貫二百廿八文、平山長壽、又十六貫七百文入西郡
平山分善九郎とあり、されば領せしもの、家號を地名と
せしことしらる、家數四十、馬場村同時に三枝土佐守へ
賜はれり、

小名 堀之内 御打入の後、上野國より村田和泉守と云
行

圓淵

古宮明神社 社傳詳ならず、思ふに、古前久保八幡社のあり
し所ならんと云、今七郷の惣領守、法眼寺持、

稻荷社持、

法眼寺 金性山と號す、新義眞言宗、今市村法恩寺末寺なり、
古は西林坊とて總の庵なりしが、寛永年中上野村多門

愛宕社 百姓の
持、

天神社 雷神と號す、本山
修驗法道院の持、

長榮寺 金嶋山と號す、慶安二年寺領二十石の御朱印を賜ふ、
曹洞宗、龍ヶ谷龍釋寺末、故領主毛呂土佐守顯季、大
永五年本山第七世節善良筠を開山として起立す、良筠は天
文十三年十一月廿八日化す、本尊は拈華の釋迦を安置す、
石尊社 不動堂 衆寮 古墳 客殿の左の方山の半腹に、あ
年の四字わづかに見ゆ、開基檀越の墓石なりと云傳ふるのみ
にて詳ならず、又一基あり、慧倫禪門應永二年乙亥正月十三
日と彫

○前久保村 前久保村は本郷の東に當れり、家數四十、
寶永六年六月本目讚岐守に賜はり、今子孫帶刀知行す、
村内すべて平地にて、江戸より越生邊への往來かゝれり、
高札場村の中程

小名 おいのくぼ 牛ころし みその 此小名前村と同じ
せし故な
るべし、

八幡社 社地を臥龍山と號す、此所を遠望すれば、山の形狀恰
も臥龍の如き故なりと云、寛永年中造營のことにつき
公へ上りし案に云、入西之郡毛呂郷石清水八幡之宮は、建久
年中源頼朝社を修造あり、又大永八年九月毛呂三河守顯榮再
建あり、其後天正二年三月北條氏政の再び修造あり、かゝる
古社の由来もあれば、尙又この頃願ひ上しと云々、これによ

寺第十世の僧、こゝに住して一寺とせりと、その僧
の名も傳へず、本尊彌陀立像にして長一尺二寸、

○長瀬村 長瀬村はこれも本郷の巽にあり、民家六十、
寶永五年久貝因幡守に賜はりて、今子孫遠江守知行す、
高札場村の北に

小名 塚場 此邊昔塚多くありしゆへかく唱ふと、或は百三
十塚とも呼ぶ、されど今はわづかに一の塚をの
こせ 行園淵

神明社 村民の
持、

福正寺 天台宗、仙波中院末、寶光山正覺院と號す、開山の年
代をしらず、中興開山僧慶延寶九年正月十日寂す、
本尊は阿彌陀
の坐像なり、 毘沙門堂 毘沙門は長二尺餘、行基菩薩の作
朱印を 賜ふ、 稻荷社 山神社 山王社 愛宕社 諏訪社
觀音堂 千手觀音を安
ず、百姓の持、

○小田谷村 小田谷村は本郷の南に當り、山に添たる所
にて地に高低多し、家數三十二軒、寶永六年御代官清野
與右衛門支配せし時、仙石采女に賜はり、殘る若干の地
は猶御代官所なりしを、寛保三年逸見出羽守に賜はり、
今も二人が子孫仙石監物・逸見英助知行せり、
高札場村の中ほど

小名 おいのくぼ うしころし みその

りて時の御代官市川孫右衛門・彦坂平九郎へ命ぜられ、材木若干を賜はるの旨、大河内金兵衛・伊奈半十郎達せしと云傳ふ、本社七尺五寸四方、棟上に葵の御紋を彫る、例祭 飛來明神社の御朱印を賜はる、よりて考るにこの明神地主神なるべし、寛永年中大河内金兵衛・伊奈半十郎、連署の材木御寄附の狀にも、毛呂の神主望申に付而、八幡宮造營の爲と云々、この飛來と號することは社傳に、古季綱親王當國下向の時、氏の神其迹を慕ひて飛來りしにより飛來と號すと、もとより取に足ざる説なり、季綱は則毛呂太郎季綱が事にて、親王と稱すべきいはれなし、天正年中小田原北條氏より寄附の證文、今社人のもとに傳ふ、其文に茂呂大明神とのす、これによればそのかみ、毛呂氏代々の氏神なることは論なし、又堂山村最勝寺所藏大般若經の奥書に、延徳四年六月廿八日、於臥龍山蓬來神書繼之とあり、飛來恐くは此蓬來を誤り傳へしにや、是も棟に御紋を彫り、前に拜殿を設く、例 石鳥居 神樂祭年々九月廿九日、流鏑馬を興行なせり、殿 祈禱所 末社 太神宮 神明社 春日社 松尾社 熊野社 稻荷社二 雷電社 季光社 毛呂太郎季綱の父、祀ると 觀音堂 神主 紫藤藏人 吉田家の配下なり、家系はを問るに紫藤新六が知行十八貫七百六十三文、入西郡大類卯檢地六貫三百四十五文、同大類貫貫文、御藏出以上五十五貫八文とあり、藏人も此地の舊家なれば、新六が一族の末流などにや、〔役帳〕に云る大類も、此地より幾かへたりし村名也、社寶 大般若經殘缺

小田原北條氏文書 一通
依天下之御弓箭達、當社之鐘御借用に候、速可有進上候、御世上御靜謐之上、被鑄立可有御寄進間、爲先此御證文、其時節可被遂披露旨、被仰出者也、仍如件、
(朱印)
天正十六年戊子正月五日
茂呂大明神
等覺院 觀空山と號す、天台宗、仙波中院末、古は普門寺と號せしが、いつの比よりか寺號は廢せしといふ、開山僧 圓秀慶安元年十月朔日寂せり、本尊藥師を安ず、
泉乘寺 木性山と號す、新義眞言宗、上野村醫王寺末、村民勇す、法泉は文祿三年化す、本尊は地藏の立像なり、因に云開基内藏助が先代新井雅樂顯榮といひしは、故あつて忍城主成田がもとに拘留せられしが、後に解て當所へ土着し、永祿元年二月十八日没せしと云、されば故あるものなるべし、
兵恩寺 秋徳山と號す、天台宗修驗、靈巖嶋普門院末寺なり、本長源寺 尊大日坐像、開山僧良海元祿十五年七月廿六日化す、像を安ぜり、開山事實詳ならず、
○川角村 川角村は川越城より乾の方三里半を隔つ、江戸より行程十四里、淺羽郷松山領と唱へり、村の四境、東は大類・大久保の兩村にて、南は市場・長瀬の二村に及び、

西は前久保・馬場の二村に交り、北は越邊川を隔て西戸村及び比企郡今宿及び郡内苦林に對せり、東西凡十五町、南北へは十町に餘れり、民戸は後に出せる玉林寺村をすべて八十九軒、畑多く田少く、用水は大谷木川を分水して沃げども早損多し、當村御入國の後内藤式部が知行なりしに、程なく寛永年中より御料所となり、寛文二年御代官天羽七右衛門檢地す、元祿十七年三月地を割て木下伊賀守に賜はり、其餘は猶御料の地となりしを、何の頃か西尾藤四郎に賜はり、今は木下求馬・西尾藤四郎が知行なり、
高札場村の東に

小名 崇徳寺 村の良の方にあり、往古鎌倉街道ありし時、寺蹟も残りて、そこに長さ九尺、横二尺五寸の古碑一基あり、碑面に延慶第三曆仲春仲旬、奉興立趣意者、爲大檀那沙彌並朝妻氏女など見ゆ、この外にも文字あれど漫滅して讀べからず、今按に郡内善能寺村、金毘羅緣起に、善能寺は昔崇徳院と號して、苦林村に建立せしを、貞治年中鎌倉管領基氏、芳賀伊賀守と戰爭の時、兵火にかゝりて烏有となりしかば、後年今の地に移せしとあり、是當所のことにして、其比は此邊なべて苦林野の内なりしなるべし、こゝに小徑一條あり、苦林村より入、大久 六本松 堂山 保村へ通ず、是則鎌倉の古街道なり、
をひの宮 吹上町 龍尾 阿彌陀堂 堀之内 神田

竹ノ内
越邊川 村の北にあり、乾の方西戸村より入り、苦林村に至、川幅五十間、
大谷木川 前久保村より入て、流板橋内坂戸道に架す、
八幡社 天照大神春日明神を相殿とせり、社領五石五斗の御朱あり、慶安二年に賜ひし由を云へど、小名に神田の名より社領ありしこと推して知べし、南藏寺の持、
南藏寺 新義眞言宗、今市村法恩寺の末、金剛山地藏院と稱す、長一尺餘、天竺渡 古碑 延文三年十二月來の像なりと云、
淨光寺 曹洞宗、龍ヶ谷村龍釋寺の末、兩聚山と號す、當寺の云もの、堂一字を建立して藥師を安置す、其後永祿の頃、本山十世の僧善庵が時、一寺とせしゆへ、今是を開山とす、此僧は天正五年二月廿九日寂せり、本尊は彼藥師にて淇慶の作なり、慶安二年の御朱印に、藥師免五石二斗とあり、
天神社
舊家者孫太夫 木下求馬が采地の名主なり、小室を氏とす、先祖永源入道重吉は、則前に云ごとく淨光寺を起立せし人なり、これより子孫世々こゝに住すと云、按に村内に堀ノ内及馬場など云處あり、こゝに限らず堀ノ内と云は、多くは人の住し處なり、さればこゝも彼重吉が居蹟などにや、馬場と云も永源が馬を習はせし處なるか、これ土人の口碑に

傳ふる所にもあらざれど、姑く考を記せり、

○玉林寺村 玉林寺村は正保の國圖及び郷帳には載せず、元祿十五年改定の國圖に始て見ゆれば、後年開けし地の如くなれど、【小田原役帳】に太田大膳亮勝の内、玉林寺分拾九貫文の地を領せし由みえたり、此勝の内とあるは勝呂郷の内と云義なるべし、然れば玉林寺分は則當村のことにして、昔は勝呂郷に屬せしこと知らる、今土人の傳へによれば、勝呂郡を唱る村は、皆こゝより若干の地を隔てたれど、或は其間なる村も皆、そのかみ勝呂の唱ありしも又知べからず、かく古より開けし地なるは勿論なれど、其地の廣からずして、一村落とするに足ざるをもて、昔より川角村に隸して、村民の戸數も本村の内にも籠りしと云、又村内に苦林野の古戦場の塚と云ものあるときは、古は苦林野の内なりしこと知らる、其地は本村の東に當りて、大類村を中間に隔て、あり、當村永祿年中は、太田大膳亮が所領なりしこと前にいへるが如し、其後のことはすべて傳へず、元祿十七年本村と同く、木下伊賀守に賜ひしより、今も其子孫求馬が知る所なり、

小名 塚原 村の北にあり、此邊古戦の地にして、古墳多く残れるをもて塚原と呼り、其委しきことは下文

古戦場の條に記せり、

稻荷社 村の鎮守なり、百姓持、

光正寺 新義真言宗、上野村醫王寺の本尊正觀音を安ず、

苦林野古戦場 村の北の方苦林村の接地なり、此邊古墳多きをもて、土人塚原と稱す、中央に長塚と云あり、敷三十歩許、高一丈餘、【太平記】に載る所、貞治年中の古戦場なり、彼記に、芳賀伊賀守等苦林野に著き、小塚の上の打上ると見えたるは、この長塚のことなるにや【太平記】基氏芳賀合戦の章の略に云、貞治の頃將軍兄弟中惡くなりし時、鎌倉の左馬頭基氏幼少より介抱のしたしみを思ひ、上杉民部太夫が一旦高倉禪門に與せし罪を免し、芳賀兵衛入道禪可が越後の守護職を奪ひて、上杉を守護とせしを、芳賀怒みて宇都宮にありし折から、結句上杉を取立て鎌倉の執事と成しける故、禪可憤りに堪へず、上杉鎌倉へ越る道にて戰はんと、上杉板鼻に陣取て待ける處に、上杉未來らざるに、基氏はやく宇都宮へ寄ると聞て、其身は宇都宮に居り、嫡子伊賀守高貞・次男駿河守某に八百騎を添て、武藏國へ差遣す、此勢坂東路八十里を一夜に打て、貞治四年六月十七日の辰の刻に、苦林野に著き、小塚の上に打上る、基氏は先に此所に陣取、軍兵雲霞の如く列れり、芳賀伊賀守舍弟、駿河守兄弟先を争ひ相進て、敵味方互に鬨を作り入亂て戰ひ、南北に分て其跡を顧れば、原野血に染み、人馬汗を流して、堀かれの池も血となり、兩陣所をかへて其兵を見るに、討るゝもの百餘人、宗徒のものには芳賀駿河守鎌倉殿に切て落さる、鎌倉方にても七十餘人打れたるのみならず、木戸兵庫助敵と組て討れぬ、

苦林野圖



芳賀は弟を討れて涙を流し、基氏は木戸を討せて眼に血をそそぎ、再び入亂れて戰ふ、左馬頭手痛く働き、乗馬も三太刀まで切れて危ふかりしとき、大高左馬助重成、己が馬をさけてたすけけるにより、又暫く戰ひ、兩陣もとの所に移りかはりて休ふ、是に於て芳賀が幼子八郎生捕れければ、高貞涙を浮て今一軍せんと云處に、岡本信濃守富高、敵の大將は白絲の鎧を着て下り立し若武者と見知ぬ、毛を膝に組打にせんとて向ひける、岩松治部大夫慮あるものなれば、早く左馬頭の鎧と己が紺絲の鎧と着かへ、大事に替らんとせしを、岡本はこれをしらず、一向に白絲の鎧を目かけて進みしに、金井新左衛門尉岩松が前に馳ふさがり、信濃守と組てさし違へりかくて芳賀が八百餘騎の兵、昨日は二日路を一夜に打しければ、馬皆疲れぬ、今日は又入替る勢も無て、終日に戦ひ暮しければ、是までと打残されたる兵三百餘騎を助けて、宇都宮へ引取けると云々、近き頃此時戰死のもの苦提のため、且は比企那岩殿觀音遙拜の爲に、村民の建し石碑かの長塚の上にある、正面に千手觀音の像を刻し、背面に左馬頭基氏・芳賀伊賀守高貞貞治四年六月十七日、此地に於て戰ひし由を彫る、又この餘の數は、大抵はたはり十坪ばかりにして、高各六尺餘、皆戰死のもの、屍を埋みし印なりと云、又【鎌倉物語】に永享十二年結城の氏朝長春院殿の子息、春王安王を助けて、三月十五日兩大将二手に成鎌倉を打立、性順は苦林に陣を張り、景仲は入間川に陣取て馳付勢を待居たるなどみゆ、おもふに此地當時上野より鎌倉への往還にかゝりたればなるべし、この餘にも小迫合などはしばしばあり、

○大久保村 附新田 大久保村は河越城より乾の方三里を

隔つ、江戸よりの行程十三里、淺羽郷高麗領に屬す、東は成願寺・欠ノ上の二村に隣り、南も欠ノ上・厚川・森戸の三村にて、西は市場村に及び、北は大類・善應寺の二村に續けり、東西十五町南北八町、民戸五十餘、陸田少く水田多し、用水の便り悪ければ天水をたゞへて水田に沃げり、御入國の後御料の地と大久保新八の知行なりしに、新八が家より分知せしかば、其外に大久保久六が知行交れり、其後何の頃か御料の地は、酒井小平太に賜はりしゆへ、今は大久保筑後守・同源之丞・酒井加賀守が知行となれり、檢地は天正二十年に改たり、其時の水帳には大窪郷と記せり、後寛文八年大久保新八、同九年大久保久六、延寶二年酒井小平太の三人等檢地して、貢税を定めしと云、又村の南に當村持添の新田あり、こゝは御料所にして民家もなく、享保年中川崎平右衛門關き、明和九年久保田十左衛門檢地せり、

高札場三ヶ所 一は村の中程にあり、一は東、一は南にあり、一は南方にあり、
小名 上塚 爰に幾かな、明眼寺廢寺の跡 大河原
葛川 村の北にあり、市場村より入て、善應寺村へ通ず、
古川 南方にあり、高麗川の古瀬にて森戸村より入て、欠ノ上村に沃げり、

智福寺 新義眞言宗、石井村大智寺の門徒にて、金玉山と號す、本尊大日を安ず、牛頭天王社あり、鎮守なり、

常樂寺 天台宗羽黒派、江戸靈巖嶋普門院の配下なる由、今は破壊して礎に廢せざるばかりなり、

古碑二基 其の方小笹・小松等生茂れる中に並び立り、こゝは土地平にして、往古寺院ありし蹟なるべきやなど云り、彼二基の碑、一は中央に弘安三年四月日、左右に右志者爲父母云々、幽靈頓證大菩提、沙彌願主敬白と彫り、一は應長元年十月八日とえり、左右に弟子比丘尼佛沙彌願三十三年と彫たる類、何人の碑なりや詳ならず、

舊家者久米右衛門 大久保筑後守が百姓なり、粟生田氏にて丸の内雀を紋とす、先祖粟生田左京亮は、郡中淺羽城主淺羽下總守が家老たりと云、按に粟生田氏と云るもの、淺羽より出て七黨系圖に見えたり、恐くは文字の似たるをもて、彼系圖は誤寫せしならん、此ほとりに粟生田村と云所もあり、又法恩寺の年譜録に、粟生田彦太郎直村と云人見ゆ、是元應の人なり、元より川越の住人と見ゆれば同族成べし、

○大類村 大類村は川越城及び江戸よりの行程前村に同じ、松山領にて入西に屬す、按に大類氏は當國七黨の一兒玉黨の人なるに、此邊同じ兒玉の黨なる越生氏等住せし由を傳へたれば、當村も恐くは大類行綱が一族など土著の地にして、在名をもて氏には名乗しならんと、かく古き村なることは論なし、既に上野國郡馬郡宿大類村は昔兒玉黨大類氏の居住せし地なる由傳へり、又〔北條宗

帳〕に紫藤新六入西郡大類十八貫七百六拾三文、卯檢地同大類六貫三百四拾五文とあり、卯檢地は他村を以例するに、天文十二年癸卯に當れり、村の廣狹、東西へ六町、南北九町にて、東は玉林寺・善應寺の二村に接し、南は大久保村に境ひ、西は川角村にて、北は越生川に限れり、川の向は西戸村なり、水田少く陸田多し、當村御入國の頃のことは總て傳へず、正保年中は安藤九右衛門・水野傳藏二人の知行なり、其後何の頃よりか水野が采地は、收公せられて御料となりしを、又近き年肥田豊後守に賜ひて、今安藤松五郎と二人知行す、檢地は寶永四年安藤信濃守糾せる由なれど、是は全く私に己が知行を檢せしなるべし、家數は都て六十軒なり、

高札場二ヶ所 一は村の中央にあり、一は南にあり、
小名 鎌倉道 西方川角村の境を云、こゝに鎌倉への古道あり、北の方苦林村より村内九町を過て、南方大久保・市場二村の間に通ぜり、今は尤小徑となれり、是は鎌倉治世の頃、上下野州より鎌倉への往來なり、今も此細徑を北へ往ば、越邊川を経て兒玉郡本庄宿へ通ぜり、南方の方は市場・大久保の境を過、高麗川を渡りて森戸・四日市場村の間をつらぬけり、

十社明神社 村の鎮守なり、祭神詳ならず、村内大藥寺持、

諏訪社持

大藥寺 新義眞言宗、今市村法恩寺の末、瑠璃光山藥王院と稱す、本尊は立像の藥師、

淨國寺 淨土宗、河越兼馨寺の末、開山圓顯示、癸亥神體とす、

十二神の一、卯の神を神體とす、

○小用村 小用村は河越城の西四里にあり、江戸より行程十四里、村に傳ふる慶長三年改の水帳に、入西郡下越用村島帳の事と記せば入西に屬し、下越用村と號せしこと知らる、上越用と云は、土人の傳へにそのかみ比企郡大豆戸村の唱へなりといへど、たしかなることをしらす、村の廣さ東西十四五町、南北五町許、東は比企郡赤沼・今宿の二村に隣り、南は本郡西戸村にて、西は箕輪田・如意の二村に接し、北は比企郡熊井・大豆戸の二村なり、民戸四十餘、用水不便の地なれば、田少く畑多し、此村御入國の後御料所にて、寛永十九年時の御代官天羽七右衛門檢地し、其後明曆二年・萬治二年・寛文四年田代次郎右衛門新田の地を檢して貢税の數を定めりと云、村内に江戸より秩父への往還かゝれり、比企郡今宿より入て、又同郡大豆戸村へ達す、高札場村の中央にあり、

小名 さくらのつま ひばり谷戸 つるばたけ かね
やつ 堀ノ内屋敷 あら井屋敷 からみ塚
沼 東西四十五間、南北五十五間許、天
水をこまにたへて用水となせり、

鹿島社 村領六石の御朱 別當 興長寺 新義眞言宗、今市村
印を附せらる、
野院と號す、本尊 彌陀を安ぜり、

福徳院 新義眞言宗、今市村法恩寺の末、如意
山と號せり、本尊如意輪觀音を安ず、

福壽寺 本山修驗、西戸村山本坊の配下、惠日山と稱
す、御朱印三石五斗は觀音の料に賜はれり、 觀音
堂 正觀音を安ず、行基の作と
云、立像にて長一尺五寸、

○苦林村 苦林村は河越城より乾の方三里を隔てり、江
戸よりは十三里の行程なり、抑苦林の地名は「太平記」等
の書にも見えて、古き唱なることは論なし、そのかみは
苦林野と號して、玉林寺村古戦場の條にも辨せし如く、
いと廣き原野なりとはいへど、その界域は後世變革もあ
るべし、とかく當村はその名残ならん、今村西に鎌倉古
街道かゝり、西戸村より入て大類村に達す、昔の宿驛は
將軍澤大類女影と續きて、當村は其間にありし原野なり
と云傳ふ、されば昔苦林の村落はいづれの地なりや、今
より考べからず、村の四境の大様は東西の徑り八町、南

北六町許にて東の方善應寺村に隣り、南は玉林寺・大類・
川角の三村に並び、西は越邊川を隔て、西戸村なり、北
も同じ、川の對岸比企郡今宿・赤沼の二村、及び長岡村に
境へり、水田少く陸田多し、當村永祿年中は遠山丹波守
が領せし由、「小田原役帳」に見えたり、御人國の後は御
料の地となりて、其後何の頃よりか酒井小平次に賜はり、
元祿六年小平次が家にて檢地すと云、今も其子孫加賀守
が知る所なり、
高札場村の中程

小名 塚原 村の南の方を云、隣村玉林寺村に塚原と呼ぶ古
に塚あるにはあ 舞堂 鶴巻 鍛冶ヶ谷
らざるなり、

越邊川 大類村より入、赤塚
村の飛地に達す、

○成願寺村 成願寺村も河越城より乾に當れり、江戸よ
りの行程等前に同じ、松山庄に屬す、村名の起りを尋
に、往古鎌倉建長寺三世劍峰國師來て、今の成願寺を草
創せし時、この村も同時に開し故、寺號をもて村名とな
せりと云、東は大塚村に境ひ、南は高麗川を距て、厚川

村に隣り、西は大久保・久野上の二村に接し、北は堀籠村
に交れり、東西南北共に凡五町、水田少く陸田多し、用水
は大塚村の餘水を引來れり、民戸二十五、此地御入國の
後正保中は三浦庄兵衛の采地なりし後、上りて高林彌一
郎が知る處となりし年歴は詳ならざれど、延寶五年時の
地頭高林彌一郎檢地せしといへば、この以前高林に賜ひ
しなるべし、今はそれも變りて田安殿の領分となれり、
高札場村の南に

小名 小塚 古はこゝに塚ありしゆへ、毛呂分 郡内毛呂郷
隣村大塚に對して名とす、

呂一族など領せし事ありて、中河原 南方を云、高麗川中
かく唱るも知べからず、 歩行渡と載たるは、則高麗川のことなりと土人いへば、正
保の後川の瀬變遷せしことしら
る、この川今は厚川村に係れり、 半在家 くす川窪 欠
之下

葛川 村の北にあり、大久保村
より入、峯村に沃げり、

稻荷社 成願寺
の持、

成願寺 曹洞宗、田波目村惠源寺の末、無量山と號す、昔は臨
濟派にて、開山は鎌倉建長寺の第三世、劍峯國師無量
成願とのみ傳ふ、按に劍峯國師と云は、僧傳に所見なし、禪
林傳傳に廣智國師乾峯和尚あり、其行狀の略云、乾峯諱は士

曇、又少曇と稱し、筑前國博多の人なり、文和の頃建長・圓覺
の二寺を兼領すとあり、しも此乾峯和尚を訛傳して、劍峯國
師と云ふしにあらざや、殊に乾峯が母、初め筑前志賀島の鎮
守に參籠して、賢子を祈りし時、夢中に文殊菩薩觀を披て、
其心を割と見て娠すとすれば、乾峯は劍字の普通の如く聞
えたり、然れば劍峰と傳ふるも其故なきにあらず、乾峯和尚
け康安元年寂せし人なれば、もし此人ならんには、當寺の古
刹なることしらる、又寺傳に云、常寺草創の初はいと勝れた
る伽藍なりしが、漸く衰へ果は幾かなる庵室のさまとなりし
を、文祿元年本山惠源寺三世の住僧、朝谷是叡中興して堂
舎再び見るべくなれり、濟派の洞派となりしはこの時にて、
かの僧は慶長七年十一月二十四日示寂す、本尊藥師を安ず、
舊家者平三郎 先祖を澤田和泉守貞と稱す、成願寺の開闢の
時、開山劍峰と同く、相州よりこの地に遷て
村を開墾せしと云、それより子孫
連綿して今の平三郎に至るとぞ、

○欠野上村 欠野上村は前村と同じ並びにて、「北條役
帳」に八貫七百七文かけの上入西酒井左衛門とのす、江
戸よりの行程前村と同じけれど、領は高麗に屬し、往古
は高麗川の岸なる崖の上といひしを、後轉じて今の文字
とはなりしとぞ、又隣村成願寺村内に欠ノ下と云小名あ
り、欠と云はこゝに限らず、まゝ稱することにて、後世
の崖と云名と同じとぞ、村の四境、東は成願寺・大久保の
二村に接し、西北も大久保村にて、南は壹方村に隣れり、
東西二丁半、南北も二町に及べり、民家十五、水田はな

く陸田のみの地なり、御入國の後正保の頃は、設樂三右衛門が知行なるよしものに見えたり、夫より引續き今も子孫設樂左源次の知る所なり、

高札場あり、

小名 上河原 下河原

高麗川 村の南にあり、大久保村より入、大塚村に達す、これ高麗川の古瀬なれば、古高麗川と稱せり、村内にて高麗川に沃

げり、

熊野社 村の鎮守にて、村民の持なり、

新編武藏風土記稿卷之百七十三

入間郡之十八 入西領

○善能寺村 善能寺村は昔廣澤善應と云者此地に住し、一寺を建立して善能寺と號せしが、後終に村名と成れり、能應善の近き故後にかきかへしなりと云、【北條役帳】に布施彈正左衛門が知行十九貫四百七十一文、河越三十三郷善應寺分とあり、永祿の頃までも應の字を用ひしこと知べし、其地は河越城より乾に當りて三里を隔て、江戸より十三里の行程なり、御入國の後河村善右衛門・稻生七郎右衛門の二人に賜はりてより、其子孫等今に至りて相續し、河村善兵衛・稻生七郎右衛門知行せり、檢地は元祿四年地頭等共采地の限りを改定せしと云、村の四境東は大久保村、南は成願寺村に限り、西は川角村の内玉林寺村及び苦林村に隣り、北は長岡・小山・竹之内の三村に接せり、東西五町程、南北七町に餘れり、民家三十餘、陸田多く水田は少し、屢旱損ありと云、高札場二ヶ所 一は村の東にあり、一は西にあり、

新編武藏風土記稿卷之百七十二之終

小名 國正寺 大河原町 三隅 鹽澤 葛川 門前

塚原 村の西を云、玉林寺村の内、

天神社 村の産神なり、善能寺持、

愛宕社 金毘羅を相殿とす、善能寺持、愛宕社の由緒は傳へざれど、開闢の來由其説區々にして、體なることを知らず、或は云古濟家の寺院にして、文和年中廣澤善應入道と云者起立し、夢窓國師を請て開山とせしが、遙の後承應二年に至りて、今の宗に改め本山四世僧本秋を開山に定むと云、其時寺號をも改て能の字に書替しと云へど、夫より先のものにも既に能の字に書しものあれば、是は後人の開推なるべし、又當寺にて管する所の金毘羅緣起を閱するに、當寺の院號を崇徳院と號し、延元二年郡中苦林村に建立せしを、貞治年中に至りて鎌倉管領基氏、芳賀伊賀守と戰爭の時、當寺以下兵火に罹りて烏有となれり、其後夢窓國師當國へ飛錫の時、當所に憩息し字を背て、一字を起して崇徳院となづけ、彼の絶たるを繼しより、又若干の星霜を経て、今の宗旨に改む、夫より三世の僧を秋月と云、此僧思らく當院崇徳と號すること、全く讃岐院の尊號に觸ること恐なきにあらずとて、彼の院の尊號を祀り、金毘羅社と崇め奉れり、是享保年中の事なりと云々、大意かくの如し、然れば善應入道が國師を開山として起立せしも全くの開闢にあらず、元苦林野の廢寺崇徳院を愛へ移して、國師を中興の初祖とせしなるか、今禪林僧傳夢窓

國師塔銘序文を閱るに、國師當國飛錫の事をのせず、只正中三年八月勢州を經歴して、善應を開山とせしことをのす、かゝることによりて、國師の開闢なる由を附會せしにあらずや、又客殿の古位牌には、開山玉芳菊和尚天正五年八月十日寂すと記す、抑崇徳の院號の説疑なきにあざれど、今川角村に崇徳寺跡と稱する所あり、彼村は苦林村に隣り、且彼村に屬せし玉林寺村には、苦林野の古戰場跡係りしことは、既にその村の條に辨せし如くなれば、川角村も元は苦林野の内なりしも知べからず、果してしからんには、いわれなき傳へとも言ふべからず、又今玉芳を開山とせずして、本秋を開山とすべし、本尊正觀音長八寸、行基菩薩の作なりといふ、古碑二基 五輪の塔にして、開闢したるものなり、其一は面に性永眞大師應永十年壬辰十月廿一日と彫る、

○牛久保 此所は正保の郷帳には、牛久保村と記て別村とせり、小村なるを以て何となく善能寺に隸せしと覺へて、元祿の改には別に牛久保の名を載せず、今は牛久保とのみ號して、土人も村とはいはず、その地は本村の長にありて、越邊川の淵に望む、東は金田村に隣り、南は竹之内村に接し、西は今西村に隣り、北は越邊川を界として、比企郡石坂村に對す、南北の徑り一町許、東西は半丁ほどなり、家數五、爰も本村と同じく稻生七郎右衛

門・河村善兵衛が知行入會り、田多して畠少し、越邊川 村の北比企郡の界を流る、今西村の方より村へ係り、

○大塚村 附新田 大塚村も川越城下より乾に當りて行程三里、江戸よりは十三里を隔つと云、下新堀村に及までの里數總て同じ、戸數四十八、東は中里村に隣り、南は上下淺羽の二村に接し、西は成願寺村に限り、又厚川の飛地に界ひ、北は峰村に及べり、東西九町、南北三町程、水田少くして陸田多し、用水には高麗川の水を引く、是は大久保村の地にて分水し、夫より村内へ漑ぐ故、動もすれば足ざるを患ふ、又洪水の時は彼川漲り來る故、水旱共に患多し、御入國の後本郷庄右衛門が知行に賜はりてより、子孫相續して今の丹後守に至る、檢地は天明六年時の地頭本郷大和守紀せり、又村の南に當りて當村持添の新田あり、こゝは御料所なり、享保年中の開發にして、明和九年久保田十左衛門檢地せしと云、

高札場村の西に 小名 坂上 しとめ田 佛堂 三願橋 道場坂 村の西小名坂の上あり、聊の坂なり、地名の起りを尋るに、隣村成願寺は古大伽藍の建ちし寺にて、此邊までも其境内に屬せり、故に坂の名おこれりと、此餘佛堂三願橋などいへる小名も、寺跡の遺名なりといふ、

御代官市川孫右衛門紀せり、寶曆年中に至りて新墾せし所有しかば、同九年御代官青山市左衛門紀せり、高札場村の北に 小名 大河原 後前 葛川 村の中ほどを流る、大久保村より入て塚崎村へ達す、川幅三町程、

稻荷社 持 百姓の 福生寺 新義眞言宗、今市村法恩寺門徒なり、本尊十一面觀音を安ず、

○堀籠村 堀籠村は淺羽庄に屬すと云、家數二十餘、東は新堀村に隣り、南は大塚・峰の二村に界ひ、西は小山村にて、北は竹之内・北淺羽の二村なり、東西三町半、南北六町半に餘れり、陸田多くして水田少し、用水は越邊川の水を長岡・北淺羽二村の間より分水して水田にそゞげども、やゝもすれば旱損ありと云、【北條役帳】に太田十郎兵衛が知行廿七貫七百七十九文と載たれば、永祿の頃は太田が知所なり、御入國の後は多田所左衛門に賜り、今に至りて其子孫多田善八郎知行す、檢地は承應三年多田が先祖善八郎某紀せりと云、村内に越生より坂戸村への道ありと、小徑なり、

高札場村の中程 小名 桑原 四方塚 東園坊 堀ノ内 村の西にあり、三千坪程の地なり、

石上社 神體は長四尺、横一尺許の赤き石なり、相傳ふ此社地の下は、昔高麗川の流通せし所にて、此神體は川中より出しものなりと云、かゝる石はいくばくも有べきものなるに、いかなれば殊更には祀りけん、其故を傳へず、今村の産神とす、社の建る所は登り二十間許なる丘の上なり、明學院持たり、

全徳寺 普光山と號す、曹洞宗、多磨郡根ヶ布村天寧寺末、開山本尊千手觀音を、天神社 稻荷社 安置せり、

明學院 本山修驗、西戸村山本坊の配、

屋敷跡 村の乾の方鎮守社の邊にあり、三畝許の地なり、土人親族たる人の、居跡なりとのみ云傳へて文字も定かならず、幻庵或は玄菴など書せしにや、按に北條氏綱の弟長綱幻庵と稱し、箱根に住せしなり、此邊はすべて北條氏の舊跡なれば、もしくは幻菴別業なるか、又夫より後のことならば、今の地頭本郷丹後守が先祖の親族にかく號せし人ありて、住せしも知べからず、とにかく年代等も傳へざれば考るに由なし、

○峯村 峯村は塚崎村の西に並びて、南は大久保・大塚の二村に隣り、西は成願寺村にて、北は新堀村なり、東西五町、南北四町、陸田多くして水田少し、家數十軒、御入國の後御料及び大久保新八郎・同久六が知行入會の地なりしが、御料の方は寶曆年中清水殿の領地となり、寛政年中より又御料所となれり、私領は今もその子孫大久保筑後守・同源之丞が知る所なり、檢地は寛永十二年時の

昔の地頭多田所左衛門が陣屋の跡なり、其後江戸へ移りし年代は詳ならず、 三島社 村の産神なり、大法寺 持、下三社並に同じ、 山王社 稻荷社 持、

大法寺 金生山と號す、新義眞言宗、今市村法恩寺の末なり、開山覺龍慶長十年六月寂すと云、本尊不動側に白木にて造れる地藏の立像を安ず、長二尺三寸許、行基菩薩の作なりと云傳ふ、

阿彌陀堂 彌陀は立像にて、腹籠りに畫像の彌陀を安ず、惠心の筆なりと云、此木像を堰守の彌陀と號す、其由来を尋るに昔入西領十ヶ村用水不便にて、苗代の頃は年々水の足らざるを患ふること年久し、然るに此像土人の夢に入て用水の地理を告しらせしにより、今の如く長岡・北淺羽の村境より越邊川を引始めしより、用水便利を得たりとぞ、其かみは此堂小山村の内、小名阿彌陀堂と云所に有しを、元應元年時宗の聖榮珍と云もの當所へ移せしとぞ、されば土人今も水利を祈りて、用水の組合十村より、年々米一斗づゝを寄進すと云、

○新堀村 新堀村は家數四十五、東は塚崎村に隣り、南は峯村に及び、西は堀籠村にして、北は戸口・金田の二村に界へり、東西の徑り六町、南北は九町に及べり、水田多くして陸田少し、用水は越邊川をひき用ゆれど、屢足ざるを患ふと云、【小田原役帳】を閲るに當所にて十四貫

二百八十一文の地を、酒井中務丞が領せしことを載せたり、又郡中大谷木村の豊民與兵衛が藏せる毛呂氏の由緒書に、毛呂太郎長吉北條氏没落の後召出され、文祿五年正月當所の内にて三百石の地を賜はりしが、後高麗陣の時供奉し大坂にも陪従し、剛氣を争ひて疵を蒙れり、是より行歩心に任せざるを以知行を返し奉り、退て武州松山に隠棲し、入道して宗印と號して世を終りしと云、されど長吉がこと未他の所見なし、其後當所は三浦庄兵衛が知行所となりしが、又上地となりて元祿年中に土屋四郎次郎に賜はり、子孫今に至りて知行せり、

高札場村の中程、小名 内出 表



葛川 村の東にあり、村の境を流れ、戸口村へ達す、川幅八尺許、金山社 村の鎮守なり、金山権現と號せり、神體は銅鏡の如きものなり、其圖は上に載せたり、按に銘

文高麗郡葛口郷花ノ木宮と彫りたれど、高麗郡にはこの村名なく、郡内花ノ木村ありしかども、彼郡と此郡と接界にて、且桂庄に屬し、村内葛茂川流るれば、銘文葛郷の間茂の字にて、今は其唱を失ひたれど、元葛茂郷などの唱ありし村ならんか、もしさあらんには、此に高麗郡と彫りたるは訛りにて、郡内花ノ木村に建りし神體ならん、夫を當社へ移せしは、如何なる故にや詳ならず、翁花ノ木村の餘照し見るべし、翁花

愛宕社大福寺

山王社持、大福寺 天台宗、仙波中院末、藥王山釋迦院と號す、起立の由廢して藥師堂のみ遺れり、又其頃東の方に釋迦堂ありしを、天正十二年仙波より願榮といふ僧來て、此二堂を合せて本堂とし、終に一寺を起立せりと云、依て今願榮を開山とす、是より前のことは詳ならず、過去帳を閱るに秀山と云僧、貞和五年六月八日寂せし由をのす、此秀山は當寺の開山なりとも又東光寺の開山ならんとも云て、憶なることを知ず、本尊不動の立像、其傍に藥師の木像を安ず、是は古の東光寺の本尊にて、行基菩薩の作なりと云、免田四畝を附す、其山は村東にて元東光寺の境内なりし由、今の寺地、釋迦堂前云如に岡田治部と云もの、陣屋跡なりと云、釋迦堂前云如の東にありし堂なり、今も其跡に除地六畝有と云、釋迦は坐像にして長二尺許り、行基菩薩の作なりといふ、熊野社

探崎村

探崎村は川越城より西に當りて三里を隔つ、

江戸よりは行程十三里に及べり、昔は此邊都て原野にて天神原と呼しが、天正の頃中里村より加藤豊前と云者來りて開墾せり、然るに其原野の内に古塚あり、此村は其塚の先に當れるを以てかく呼り、されば塚先とか塚前とか書べきを、崎の字を書は假借なるべし、其塚は今も存すれども、何人の印なる事を知らず、家數三十軒、東は中里村に界ひ、南は大塚・峯の二村に隣れり、西は新堀村にて、北は戸口・澤木の二村なり、東西七町、南北二町半許り、水田少くして陸田多し、土人の傳に昔は上田上野介が領地なりと云、御入國の後正保の頃は、遠山因幡守・竹島庄五郎二人が知行所なりしことにみえたり、其後松平美濃守が領分となり、後所替有て御料所となりしが又地を裂て丸毛清三郎に賜はりてより、今其子孫一學某知行せり、その餘は御料所なり、檢地は元祿六年五月時の御代官近山與左衛門・瀧野十右衛門糺せり、高札場二ヶ所あり、私領の方は南にあり、小名 田中在家 山王前 鳥居田 葛川 村の北にあり、峯村の境より、入て戸口村に入、川幅八尺、六所權現社 村の産神なり、長福寺 寶阿山と號す、天台宗、仙波中院の門徒なり、本尊は藥師を安ぜり、阿彌陀堂

○中里村 中里村は河越城より乾の方に當りて三里を隔つ、江戸よりの行程は前村に同じ、家數二十餘、東は下戸口村に隣り、又高麗川を限として粟生田村に界ひし所もあり、南の方は高麗川繞りて上下淺羽村に隣れり、西は大塚・峯・塚崎の三村に接し、北は澤木・戸口の二村なり、東西も南北も共に四町許、陸田多して水田少し、用水は高麗川を分水して便よけれど、川添の地なる故に水損ありと云、檢地は貞享四年御代官岡山次郎兵衛糺せり、地頭は河村善兵衛・稻生七郎右衛門久しく領し來りしが、安永九年所替ありて横田筑後守に賜はりしを、寛政二年再び替りて御料所となり、明る三年大屋遠江守に賜はりてより、今に其子右近知行せり、高札場村の中央、小名 高田 尉殿 藥師免 川久保 行人塚 白金 高麗川 村の東南にあり、隣村大塚村より流來り、塚崎村に達す、川幅僅に三間より四五間許に至れり、聖天社 村の鎮守なり、村持、阿彌陀堂持、○戸口村 戸口村は河越城より乾に當りて三里を隔つ、江戸より十二里の行程なり、昔は片柳郷と唱へしと云、家數五十五、村の四境、東は粟生田村に隣り、高麗川を界

とす、南は塚崎村、西は新堀・小山・澤木の三村にて、北は和田・新ヶ谷の兩村なり、東西三町、南北四町許、水田少くして陸田多し、元より地形低くして川に添たれば水災ありと云、當村天正の始は北條家の領せし所なり、村民喜右衛門が家に藏する天正十二年北條家より出せし文書に、

正木棟別麥當郷毎年於□□數之内爲初納五俵、四月廿八日川越へ相届、大道寺代に可渡之、御陣者に被下間、日限至于相違ハ可爲曲事者也、仍如件、
虎印あり
甲申三月廿一日 小代官

戸口小代官百姓中

御入國の後島田庄五郎重利に賜はりしが、其後替りて元祿年中に至りて、吉良左京大夫と平岡某に賜れり、其後吉良が采邑は召上られて、安永九年に横田筑後守に賜はりしが、夫も上りて御料所となり、又寛政十二年平岡美濃守へ一圓に賜はりしより、今其子石見守知行せり、檢地は寛永・貞享の再びに地頭所より糺して、今用る所は貞享の繩なりと云、

高札場二ヶ所、一は中央にあり、一は其の端にあり、

小名 南河原 白兼 三島 古川 平天神 神島 中丸 五りう 佛堂 天王 栗木河原 在家前 吉原

笠木 東南の方を流る、塚崎村より入、新ヶ谷村へ達す、川幅三十間、或は二十間許、石川なり、歩行渡場一ヶ所あり、冬毎に板橋を渡して往來にたよりをなせり、

葛川 西北の方を流る、是も塚崎村より入、和田村に至り、川幅三間許、狭き所にては一、二間にすぎず、

土産 戸口臥産 當所にて花臥産を織江戸及川越邊へ出せり、是を戸口臥産と唱ふ、

蛇口神社 相傳ふ昔龍福寺の前の深田に、年久しく蛇住しを、同寺の開山俊海法力を以解説せしめ、神に祝ひて蛇口神と號すと云、神體は十二天の内、

水天に似たる像なり、龍福寺の持、

天満宮 此社は昔小名平天神に有しを、寛永年中今八幡社に移せりと云、村の鎮守なり、同寺持、末社

八幡社 神體は上差の矢の根なり、長七寸許、寛永廿一年正月廿九日地頭嶋田庄五郎重利が建立せし所なり

龍福寺 天神山不動院と號す、新義眞言宗、石井村大智寺の末、本尊不動を安ず、腹籠の像あり、長一寸八分運慶の作なりと云、開山は本山第九世俊海 藥師堂

寛永二十三年六月廿六日寂す、

彌陀堂二字持、

○新ヶ谷村 新ヶ谷村は河越城より乾に當りて三里を隔つ、江戸より十三里の行程なり、古は眞ヶ谷と書しが、今の如く新の字を改しはいつの頃なりや詳ならず、家數二十、東は比企郡川木村にて越邊川を界とす、南は高麗

川を限として、郡内坂戸・粟生田・上吉田の三村に隣り、西は戸口村に界ひ、北は和田村に接す、東西十町、南北一町餘、陸田多く水田は僅に九分の一に當る、用水は葛川の末流を引そ、げり、當村は御入國の後石野傳八郎久しく知行せしが、其後御料所となり、延享元年逸見出羽守へ御勘定奉行を命ぜられし時、御加恩に賜はりしより子孫相傳て今の榮助に至れり、檢地は正保三年時の地頭石野傳八郎糺せり、

高札場 村の南にあり、

小名 東河原 わかゞ淵 牛淵

越邊川 村の東を流る、和田村より流來りて、上吉田村へ達せり、

高麗川 村の南を流る、戸口村より流來り、越邊川に會す、川幅四十間餘、歩行渡の所あり、平常の川幅は僅に四五間なれば、冬毎に板橋を架して往來に便す、

三島社 村の産神なり、村の持、

眞谷寺 阿彌陀山と號す、新義眞言宗、石井村大智寺の門徒なり、本尊不動を安ず、

○上吉田村 上吉田村は江戸より十二里の行程にして、河越城よりの里數は前村に同じ、案に當村昔は隣村片柳に隸せし地なりしにや、今も當村の接地にて、彼村の小名に下吉田と呼處あり、【小田原役帳】に卅八貫九百十八文河越吉田郷太田大膳亮と載しは、この地のことなるに

似たれど、高麗郡三芳野郷に同じ名の村ありて、且河越の舊地など傳へたれば、彼役帳に記せる吉田は恐くは當所のことには非るべし、家數三十八、東は則片柳村の地続きにて、南は坂戸村、西は粟生田村、北は高麗川を界として、新ヶ谷村及び越邊川を隔て、比企郡田木村に隣り、東西十三町、南北二町許、水田多く陸田少し、川に添ひたる地なれば屢水損ありと云、用水は高麗川の水を沃げり、村民の餘業は、近郷の山より越邊川へ下せる材木をうけつぎて、當村より江戸へ運送せり、村内に八王子より日光への往還係れり、御入國の後本多左衛門に賜はりしが、其孫太左衛門が時元祿十一年上地となり、御料所たりしが其明年松平美濃守に賜はれり、寶永二年又所替ありて御料所となり、同四年雨宮孫六が知行に賜はりしが、安永九年上地となり、同八月十一日横田筑後守に賜はり、又寛政二年御料所となり、明る三年大屋遠江守に賜はりしより、今も其子右京知行せり、檢地は慶安五年時の地頭本多百助糺せり、

高札場 村の西にあり、

小名 とうかの木 いかづち 又六 ねからみ 五郎

越邊川 村の北にあり、新ヶ谷村の方より流來り、嶋田村へ達す、川幅五十間ばかり、平常の水は幅十間許、石川



なり、歩行渡の川なれど、冬より春に至りては、日光街道へ係る所に板橋を架す、

高麗川 村の北にあり、西の方栗生田村より當村へ入、新ヶ谷村の境にて越邊川に合す、砂利川なり、越邊川と同じ、爰も冬春の間に板橋を架す、

諏訪社 天神八幡を相殿とす、村の鎮守なり、村民の持、末社 水神社 稻荷社

萬福寺 瑞珠山と號す、新義眞言宗、石井村大智寺の門徒なり、天正十五年松本主計宮嶋龍殿介と云者開基せり、開山

俊覺寛永元年正月廿七日 觀音堂 十一面觀音坐像にして長寂す、本尊不動を安、行基菩薩の作なり、地藏堂

と云、舊家者藤吉 宮嶋氏なり、代々名主を勤む、先祖を燈殿助と稱し、信濃國諏訪の一族にて天正年中當所へ移りし

となり、故に鎮守諏訪明神を村内に勧請すと云、紋は丸の内

に梶の葉なり、又松本を氏とせる村民丈助は、諏訪氏の家人なりしなどいへり、按に寺井宿眞行寺の開基眞行尼は、武

田信玄の妹なりしが、勝頼滅亡の後上吉田村に暫く住し、其後彼寺を開きしと云傳ふ、今村内にて眞行尼の事を傳へざれど、宮嶋・松本の二人は武田氏に仕へし者なりといへば、尼も便て爰に来りしなるべし、

○和田村 和田村は河越城の乾に當りて三里を隔つ、江戸より十三里の行程なり、以下七村もこれに同じ、家數二十七、東は上吉田村に隣り、高麗川を界とす、南は新ヶ谷・戸口の二村に界ひ、西は澤木村なり、北は比企郡石

坂・田木の二村にて、越邊川を郡界とす、東西五六町、南北も大抵同じ、田畑相半せり、用水はこの村以下小山村に至るまで、長岡村彌陀堰より分ちし水流を漑げり、村民の餘業には前村と同じく、材木を江戸へ運漕して生産の資となせり、川にそひたる地なれば水損ありと云、村の東に鎌倉街道の跡あり、今は絶々なれど近き頃までも隣村田木村より當所へ係り、新ヶ谷村へ達して往來せしと云、今稻生七郎右衛門・河村善兵衛二人か采邑たり、檢地は七郎右衛門が采邑は元祿四年、善兵衛が方は貞享四年に改しと云、

高札場二ヶ所 一は村の東よりあり、一は中央にあり、小名 しも田 堀ノ内 石田 熊野 下原 清水 かき島 松堂 しやぐし 松原 れんたい坊 細田

けんば坊 上願寺 寺跡なりと云傳ふるのみに越邊川 村の西の方澤木村より流來り、上吉田村へ達す、川幅十四間餘、平常は七間ばかりなり、村内中程と東の方と二ヶ所に歩行渡りあり、冬春の間は板橋を架す、

八幡社 吉祥寺の持なり、吉祥寺 摩尼山と號す、新義眞言宗、石井村大智寺の門徒なり、開山詳ならず、中興開山專繼明和六年四月廿六日寂す、本尊大日 天神社 地藏堂

○澤木村 澤木村は戸數二十餘、東は和田・戸口の二村に隣り、戸口の界は葛川を限とす、南は小山・新堀の二村にて、西は金田村なり、北は比企郡石坂村に隣りて越邊川を界とす、東西六町餘、南北も同じ、水田多く陸田少し、越邊・葛川二流の間に狭まるを以屢水損あり、北條

役帳に岡上主水助が知行、入西郡澤木郷十一貫二百卅八文と載たるは、當村のことなり、御入國の後本郷庄右衛門に賜はりて久しく知行せしが、何の頃か其半を減ぜられて御料所となり、後年清水殿の領知となりしに、寛政七年重好卿逝去の後、又御代官所に屬して今も御料所なり、私領の方は今も庄右衛門が子孫丹後守が知る所なり、檢地は延寶六年時の御代官近山與左衛門糺せり、高札場村の中程

小名 鎌田 すみた 徳行 中堀 下多 虎松橋 新堀 金田 宮田 うづらしま つるまき 柳田 中丸 たつちうは 金子

越邊川 村の北を流る、金田村より流來り、和田村へ達す、川幅三十間、平水は十四間なり、歩行渡りあり、冬春は板橋を架せり、

葛川 戸口村の境を流れ、村内にて越邊川に合せり、川幅三間、泥川なり、

金子屋敷蹟 東の方戸口村の境にあり、凡六畝ばかりの地なり、土人は金子十郎が邸蹟なりと云傳ふれど、

其證跡明ならず、

○金田村 金田村は比企郡に隣れる地なり、案に今市村法恩寺の年譜に載する將軍氏滿が出せし文書に、武藏國入西郡淺羽郷内金田在家一字田畑云々の文あり、是應永四年五月三日の狀なり、されば此邊古の淺羽郷の内にて舊きよりの村なること知べし、家數十餘、東は澤木・戸口の二村に接し、南は中里・塚崎・新堀の三村に境ひ、西は今西・竹之内・小山・牛久保の四村に交はり、北は比企郡石坂村に隣り、越邊川の中流を界とす、東西三町餘、南北も同じ、水田多く陸田は少し、元より川に添たる地なれば水損ありと云、檢地は承應三年地頭多田所右衛門糺せり、所右衛門は代々當所を知行して、今も子孫孫十郎知行せり、高札場村の南に

小名 あらいさいけ 町田 堀田 はらまき

越邊川 村の北郡界を流る、西の方牛久保村より來り、東の方澤木村に達す、川幅四十間、平常は七八間ばかり歩行渡りあり、又此川に添て堤あり、高さ八尺程なり、

神明社 村の鎮守

稻荷社 以上の二社は村持なり、

新編武藏風土記稿卷之百七十三 入間郡之十八

三七

阿彌陀堂

持、村の

○今西村 今西村は家數十軒、東西へ一町半に餘り、南北へは三町に足ざる小村なり、其四境は、東の方金田村に隣り、巽は善能寺村にて、南は堀籠村に界ひ、西は北淺羽村なり、北は比企郡石坂村にて越邊川を界とす、水田多く陸田少し、水利便なれば水旱ともに患なし、御入國の後石野傳八郎に賜はりて世々知行せしが、子孫五郎兵衛が時上地となり、幾程なく田安殿の領知となれり、檢地は寛文二年時の地頭石野五郎兵衛糺せり、高札場村の坤の方

小名 おき田 はらの田 女人堂 かい戸田 稻荷が

越邊川

村の北の境を流る、西の方北淺羽村より當村へ入、善能寺村の内牛久保に達す、川幅二十間許、平常は水流十間許、こゝも冬春の間は板橋を架せり、この川に添て水除堤あり、高さ九尺ばかり、こ

十二天社

持、村の末社 稻荷社

○北淺羽村 淺羽といへる地名は「和名鈔」入間郡の郷名にも出せし所にして、古き唱なることは論なし、今上下北の三村に分てり、其上下の二村はおしなべて中古は一村にして、南淺羽と呼しと云、是によれば淺羽の地ことに廣きことしるべし、その南北を分ちしもよほど古きこ

と、見えて、今市村法恩寺年譜録康永の證文に、北淺羽の名をのせたり、その文に康永三年甲申以建武二年二月十三日、券北淺羽松楠寄附三拾貫俵錢田云々とあり、家數三十六軒、村の四境、東は今西村に隣り、南は堀籠・竹之内・長岡の三村にまじはり、西は比企郡赤沼村にて、こゝより北の方も同郡石坂村に及べり、この二村は越邊川を堺とせり、東西の徑り十五町餘、南北十町許、水陸の田等分にして水旱ともに患あり、檢地は文祿年中に糺せしといへど、ふるきことなればその奉行せし人を傳へず、寛永の頃島田庄五郎に賜はりしが、元祿十五年替りて平岡石見守・吉良中務二人が先祖に分ち賜はり、その餘は御料所なりしを、寶永元年又西尾某に賜はりしより今三給となり、平岡石見守・吉良中務・西尾藤四郎等知行せり、高札場一は村の西にあり、一は

小名 七段町 あみかき 關口田島 高さいけ 石田 越邊川 村の西南郡境をながる、長岡村より流れ來り、屈曲し橋を架す、この川に添て水除の堤をきづけり、八幡社 村の鎮守なり、中央は八幡左右に天照大神・津嶋天王・社の縁起はかの寺の記に 神樂堂 末社 甲良明神社 若宮八幡社持、同寺

稻荷社

神明社 以上二社は村民の持

滿福寺 新義眞言宗、今市村法恩寺の門徒なり、天徳山地藏院と號す、相傳ふ當寺は當所の名家淺羽氏の菩提寺なりと、淺羽氏の事は「東鑑」等の書にも見えて、當國七黨の内の侍なり、猶上淺羽村の條見合すべし、されば古は當寺も然るべき古刹なりしならん、永祿の頃戰爭の世に、上田周防守松山城を守りて落城の時、敵兵境内へ亂妨して放火せし後、一旦廢絶せしを、後に至りて俊誠と云僧再建せり、故に今此僧を中興開山とせり、寺傳に曰俊誠元和元年九月二十三日寂せり、寛文十年九月十三日淺羽三右衛門と云者の記せしものに當寺正八幡建立の來由を尋ぬるに、昔内大臣伊周公左遷の時末子一人京都に留められしが、有道氏の養子となりて、關東へ下向す、是を有道貫主遠峯と號す、其子を武藏守惟行と云延久元年七月七日卒す、其庶流淺羽小大夫行成と云もの、右大將頼朝の時功ありて、兩淺羽・長岡・小見野・粟生田等の地を賜はる、又頼朝の命によりて、鶴岡正八幡を淺羽庄へ遷せり、是今の八幡社なり、其三男五郎兵衛行長は、頼朝の供奉して奥州へ下り戦功ありしものなり、此人當寺を再建す、當寺昔は眞言律宗なり、後改て眞言宗となる、其後建武年中尊氏田地寄附の狀あり、其文に曰く、

自元弘到建武戦死亡卒之幽靈數萬也、不弔者不可有因、茲淺羽之庄之中水田十町、畠田十町、永代寄進之、香花灯明誦經等、聊懈怠不可有者也、
建武三年七月十三日 源尊氏

其後永享年中當所の主、淺羽下野守・同左衛門大夫等鎌倉にて戰死し、其子孫久しく流浪して逃の後、永祿七年當所に來り暫く居住せしかど、又子細ありて出て、上野國佐野庄の内免鳥城に住せり、大且越を失しにより、當寺も次第に衰へゆきしに、天正十八年小田原陣の時、敵の軍兵亂妨して堂宇を破却し空地となし、纔に草庵一字と小社一字とを殘せり、此後北南兩淺羽の淺羽が子孫もいよ／＼衰へて、氏神菩提寺をも知らざるに至ると云々、されば當時も今は總法燈を失はざる計なり、本尊 古碑 客殿の傍にあり、いと古實に地藏を安ず、高六尺

右爲靈祖淺羽小大夫有道行成朝臣其子孫等就彼故墳
梵字 德治二丁□月日七代末孫丘比□□□實幹□□
奉造立也狀願菩提樹茂近藤後昆本覺月朗遠照幽冥也

此碑近き比まで用水溝の梁に用ひて有しを、見出して爰に移し建りと云、傍に貞治三年甲辰七月十七日の斷碑あり、阿彌陀堂 滿福寺

舊家者與市 西尾藤四郎か采邑の名主を勤む、高橋氏なり、家氏が子、左馬助頼方三河國高橋に住して、高橋と號す、此頼方は嘉暦のころの人にして、鎌倉の武將惟康親王及び久明親王に仕へり、其子兵部少輔定頼又其子將監・基頼二代、山内の上杉管領に隨從す、然るに康正二年憲忠が騷動の時基頼流浪せり、其子左馬助・將監・頼元長祿年中より伊勢新九郎長氏に從ひ、これよりその子左近將監綱利、又其子將監氏頼世々小

田原北條に仕へて軍功ありしが、天正十八年氏政兄弟切腹の時殉死せり、子越前守政信は同時弟政重と共に八王子に籠城して、兄弟同く戦死せり、時に政信が子兵部丞吉次繼に二歳なりしを、其母懐きて當所に遁れ來りて居住せしより、世々當村の民となれり、今の奥市は八世の孫なりといへり。

○竹之内村 竹之内村は家數十六軒、〔北條役帳〕に左衛門大夫知行十六貫四百三十四文、入西郡竹内高麗郡鹽屋分とあり、竹内はこゝのことなるべければ舊き名なり、御打入の後朝比奈三之丞に賜はり、元祿の比まで相傳へけるが、子孫伊織が時御料所となり、享保年中に至りて逸見出羽守に賜はり、今其子孫榮助知行せり、村の四境東は堀籠村に隣り、南は小山・善能寺の二村に接し、西は長岡村にて、北は北淺羽村なり、長に今西村の地少しく係り、東西五町、南北は纒に一町許なり、水田は少しくして陸田は多し、檢地は慶長二年六月改しと云のみにて、奉行の姓名を傳へず。

高札場 村の中程

小名 北田島 堤崎 阿彌陀下 入歩町 藥師前邊昔此

藥師堂ありしが、いつの頃か隣村長岡へ移せしと云。

稻荷社 村の産神とす、百姓持、

神明社 二ヶ所共に百姓持、

○長岡村 長岡村は東西一町半、南北へ二町許、東は北淺羽村にて、南は竹之内・善能寺の二村に隣り、西は苦林村に接し、北は比企郡赤沼村及び郡中北淺羽村に隣り、越邊川を界とす、陸田多くして水田少し、〔小田原役帳〕に原上總介が知行、入西長岡六貫三百八十七文と見えたるはこゝのことなり、其後のことは詳ならず、正保年中は竹島庄五郎が知行なりしよしものに見えたり、近き頃清水殿領地となり、重好卿逝したまひて後御料所となれり、檢地の年歴は傳へず、高札場 村の坤の方

小名 御藏跡 麥町 油めん ならせ田 塚原 長塚

ひさつ木 ふたひ 竹ノ内 たない南の方にあり、爰に纒の溜池あり、

越邊川 村の西の方を流る、苦林村の方より流れ來り、北淺羽村へ達す、川幅五十間許、平常の水流は十間許、爰も年々冬の間は板橋を架し往還す。

彌陀塚 村の西のはてにあり、堀幅七八尺、其所は總て岩石にて容易に穿ちがたきを、昔堀籠村彌陀の靈夢に由て、

新に穿ち通して堰を設けしかば、かく名づけしと云、然るに後年水路不便なるをもて、爰より水上に別に堰を設て、水流の下の十ヶ村の用水となせり、されば古名を負て彌陀塚と云、且長岡十ヶ村用水ともいへり。

愛宕社

氷川社 末社 稻荷社

山王社 以上泉福寺の持

泉福寺 藥王山と號す、天台宗、仙波中院 藥師堂 前村竹ノ門徒なり、本尊地藏を安置り、藥師堂内に、もと藥師堂ありしが、何の頃か當村へ移したりと、彼村にて云傳へたるは、此堂のことなるにや、天神社

○小山村 小山村は家數二十軒、東は堀籠村に隣り、南より西へは峯・善能寺の二村に接し、北は竹之内村に界ふ、東西九町、南北四町、水田多く陸田少し、村の北澤木村の内に聊の飛地ありて、爰にも農民居住せり、〔北條役帳〕を閱るに平山長壽が知行十六貫二百二十八文と見ゆ、村民勘次郎が所藏に、北條氏照が其家人平山伊賀守にあたへし文書あり、思ふに長壽は初名にて、後に伊賀守と名乗しか、もしくは伊賀守の父なりしものべからず、又八王子より當村へ出せし文書一通を藏せり、左にのす。

仁西之郡之内小山之村、夫錢以虎御印判被仰定處、當村從河越非分申懸、現夫召仕を急度御印判之趣可被御申立候間、百姓中早々郷中罷歸、當作も可致付旨被仰出候、仍如件、

卯四月初日

小山之村百姓中

布施美作守奉之

是等にても舊く入西郡と唱へしを、後領名に改めしこと

しるべし、御打入の後本郷庄右衛門に賜はりしより、連綿として今子孫丹後守知行せり、寶曆年中時の地頭本郷某檢地せしと傳るのみにて定かならず、

高札場 村の坤にあり

小名 花見堂 稻荷森 阿彌陀堂

氷川社 社は二ヶ所建て、上宮・下宮と呼ぶ、村の産神なり、龍光寺持、

龍光寺 新義眞言宗、今市村法恩寺の門徒なり、本尊釋迦を安置、開山の年曆詳ならず、中興開山隆圓なり、享保九年四月十三日

示寂せり、

三福寺 琉璃光山と號す、淨土宗なり、本尊藥師立像にして長元藥師堂にて一寺にはあらず、其堂の草創は大同年なりと云、天正十八年火災のため、此堂烏有となりしに、此藥師不思議に飛出で火を逃れけれど、半身は焦れたりと云ふ、今其像をみるに、背面はすべて炭の如く見ゆ、其後元祿年中一寺となり、川越蓮馨寺の末寺となれり、其中興せし僧を光譽一空と云、

舊家者勘次郎 先祖を平田肥前守と云、此人當國の名家平山伊賀守に仕へしものなり、肥前守が手澤のものなりとて、刀一口を藏す、上げものなれば路の有無知べからず、長二尺一寸五分、直焼なり、其作りは平常のものなり、この餘北條陸奥守氏照より平田が冤罪のことにつき、主人伊賀守へ與へし書狀を藏す、其文に、

一札披見候、然者濱中事、對其方就致緩急被申付成敗候處、平田無罪之由承候、然間平田七八早々ゆらへ可返付之由申付候、并取候家財可相返候由手堅申付候、中山大炊助請負候、勘解由左衛門者出陣候處大炊助に申代候、然に濱中儀貴所成就敗候、爲如何有様に其刻不承候哉、就其儀ニ平田をも召擲間敷候、畢竟貴所御手違候、時亦敵地に申寄り細有之、五三日之以逗留打出候、其地晝夜之用心肝要候、本番衆之儀者不及申候、此度之人衆相重候、次明日新六郎同道致候、恐々謹言、

十二月八日

氏 照(花押)

平山伊賀守殿

是によれば平田氏の舊くより當所に住せしことしるべし、この餘八王子より當村へ出せし文書を傳へたるは、すでに村名の條にい

新編武藏風土記稿卷之百七十三之終

新編武藏風土記稿卷之百七十四 入間郡之十九 越生郷

○今市村 附新田 今市村は川越城より乾の方五里を隔て、江戸を去ること十五里の行程なり、越生庄高麗領に屬す、當村は越生郷十六村の本村にして、古へより市場となせし所なれば、越生の今市とも唱へ、又越生とのみも呼べり、現に寛永十年毛呂郷前久保村八幡へ、材木を賜りし時の記録に、市川孫左衛門御代官所越生村と書したれば、此頃はかく唱へしこと知らる、今市と改めし年代は詳ならず、正保の改めに高室喜三郎が御代官所今市町と出たれば、此以前より唱へしこと知らる、元禄年中の郷帳には町を改めて、今の如く今市村と記せり、されど市場に係りしことは、今も今市町云々など書て、町村互に唱へり、當所は相州及び八王子邊より西上州へ通ふ往來の宿驛なり、其四隣の大やうは、東の方越邊川に傍て對岸は如意村なり、南も同じ川に限りて其向は上野村に對し、西は上野・津久根の二村に界ひ、北は黒岩村なれど、

また越邊川を隔て和田村にも隣れり、東西の徑り十町、南北も同じ、家數百十四軒、水田少く陸田多し、當村文安の頃まで越生氏の領地なりしことは、既に郷名の條にいへる如し、其後のことは詳ならず、御打入ありしより御料となり、正保の頃は御代官所其餘法恩寺領、正法寺領もありし由、ものに見えたり、其後元禄年中御料の地は、なべて黒田豊前守が家に賜りしより今も替らず、檢地は寛文八年成瀬八左衛門がうけたまはりにて糺せりと云、又本村の北に當て持添の新田あり、伊奈半左衛門此邊を支配せし頃新聞ありて、明和九年久保田十左衛門檢地して、租米の數を定めたりと云、今も御代官所なり、
高札場 下町の内

小名 下町 宿の南の入口なり、是より
宿 關ノ上 河原宿 倉田村の西南によりてあり、按に郎基行は、當郡の刺史兒玉武藏守惟行の家弟たるにより、後倉田の邑に退隱すと、倉田はもし此地のことにより、されど隣村足立に、倉田村あれば、栗坪 東に寄てあり、是も彼村なりしも又知べからず、栗坪 年譜録に文安四年九月廿七日、栗坪在家之内壹貫六百文の處を、吾那延光と云人より寄附せし由見ゆ、然れば栗坪の地名は、古くよりのとなへな 析島 巽の方なり、按に是も年譜録應永三十二年るべし、 沙彌宏傳より法恩寺の住職、兵

部卿律師曇秀に與へたる狀に、武州入西郡越生郷是永名内粉嶋田島等事と見ゆ、及び文安四年六月一日權少僧都曇秀が寄附狀にも、是永名内粉嶋田島云 上臺 昔此所に寺院ありし由、今も古瓦などまゝ掘出すことありと云、又其頃の井なりとて今現存せり、 かけの下 阿久保 岡崎 入定場 中丸 五りやう 玉ふち 寺井

越邊川 村の東南を流る、北の方黒岩村より流れ來り、南流し架して往來に便せり、此川に傍ひ砂利をも架して往來の堤あり、是を石堤といふ、

天王社 昔は村の西方天王山と云所にありしが、後年今の地に移れり、
神明社 百姓持、
愛宕社 下町、
摩利支天社
稻荷社 法恩寺持

法恩寺 新義眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、松溪山と號す、昔は報恩寺と書せしこと、後に出せる文書に見えたり、
ど、今の如く改めし年歴は詳ならず、寺記を閲するに、當寺は天平十年の頃、行基菩薩東國遊行の日創建する所に、當寺最も大伽藍の靈場なり、則行基手づから大日・釋迦・彌陀・藥師・觀音の五軀を造りて本尊となし、其後寶龜・延暦・弘仁・天長・承和・仁壽・貞觀・元慶・仁和・寛平等數多度の修造あり、保元・平治の頃に至て、兵亂の爲に僧侶寺を捨て、山林に隠れ、

堂塔佛閣の名のみ残りて廢地となり、土人其跡を寺山と呼べり、其後文治年中當所の令たりし、倉田孫四郎基行と云者出家して、瑞光坊と號し、其妻を妙泉尼と稱せしが、當寺再興の事を右大將賴朝へ願ひしかば、頓て越生次郎家行に仰せり、堂塔以下舊の如く造營ありしと、時に建久元年のことなり、八町四方の寺地を賜はり、且是よりさき法相宗たりしを改めて、天台宗となし、持光山の號を賜ひ、又吾那の内三百町の地を、かの夫婦が食邑に與へられしと、其餘佛像等若干寄附ありて、永世將軍家繁昌の祈禱すべきの命あり、又家行も太刀・鞍・籠等歸納すと云、寺領寄附狀等は數通ありしよしなれども、今存するものは僅に二通なり、其文左にのす、是明德三年壬申に入る、

追而本意迄不可有相違候、

吾野知行分内報恩寺領之事、如前々之安堵事承候、尤令得其意候、恐々敬白、

十二月十三日

木部 政頼(花押)

報恩寺

武藏國越生

禁制

報恩寺

一當手軍勢濫妨狼藉事、

一放火事、

一非分之儀申懸事、

右條々任御朱印之旨堅令停止訖、若於違犯之族者、乍可被處嚴科之由、依仰執達如件、

天正十八年五月日

筑前守(朱印)

其餘年譜録の内に文のみを略記するものあり、その文左の如し、

同郡小山領家田等以券狀寄附文別在

應永四年三月二日

式部承光泰判

治部阿闍梨

同箕和田領七貫文寄附券狀別在

應永□□三月廿二日

光忠判

光覺判

買主越生中務五郎

同以前券狀千代乙寄附文別在

應永四年六月廿八日

式部承光泰判

千代乙御前

尼禪智爲菩提寄附家田等文別在

右志爲禪智永妙菩提云云

尼禪智判

寄附 報恩寺

應永十五年二月廿八日

越生右京亮政經判

同宮野家中以讓寄附文別在

同三月二日

吾那式部承光泰判

神田左衛門吾郎以券狀寄文別在

應永十七年十二月廿三日

越生雅樂助政秀

越生主計允入道宏忠以讓狀寄附文別在

應永十八年八月十八日

沙彌宏周判

武藏國入西郡越生郷是永名之内大谷村松木田壹段、土貢壹貫五百文、同所春日井戸之前田壹段年貢壹貫五百文所事、

合直錢拾貳貫文者、右所乙松丸重代相傳之私領也云云、證文別在

應永十八年十二月十三日

檀主 越生乙松丸
賣主 同名雅樂助政秀判
同京亮政經判

右武藏國入西郡越生郷是永名之内西屋敷壹所之事、彼所者依爲先祖代々先祖爲彼等菩提所、爲吾那報恩寺住持權少僧都榮曇、開山永代奉寄進者也、仍可有朝夕勤行、然者若於子孫中及異儀背彼狀輩者可爲不孝之仁候、仍爲後日之狀如件、

當郡成木方之田貳段、爲石塔茶湯料寄附文、并願成寺事願頼之儀別在

六月三日 應永十三年丙戌と云

正碩判

報恩寺

守功入道以小篠原之在家領壹貫四百文處寄附文別在

應永十年三月廿三日

守功判

應永九年三月五日 左衛門尉光忠判

應永九年三月五日

左衛門尉光忠判

同三月二日

吾那式部承光泰判

越生作茂次郎以讓狀寄進文別

應永十九年二月六日 行光 判

越生作茂次郎殿

越生左衛門五郎以讓狀寄進田地文別

同二月六日 秀光 判

越生左衛門五郎殿

右所者、武藏國入西郡越生郷是永名之内渡在家年貢
壹貫文、大谷田貳段年貢參貫文、都合肆貫文所依有
御志、報恩寺當住權律師曇奉讓與所實也、依爲後證
之狀如件、

同五月廿二日

阿闍梨秀慶 判

昔日梵僧所荷負來之大般若經全六百卷五部、大乘經
全部壹篋、代換年移無何時展轉、而作同州高麗郡平
澤村金剛寺之什物也尙矣、曇公傳聞此事奮勵深恨、
爲他寶遂詣于金剛寺懇請此經、再三懇勸也、彼寺住
僧感上人之來請、乃以大般若五部大乘經而見寄進于
報恩寺、且爲後世之證添數封之書、又以曇公所投之
香金充二堂修理其一云、

大般若經并大乘經事、奉寄附報恩寺候、雖然修理錢
三分二、爲阿彌陀堂修造寄進申候、三分一爲地藏堂修
理可有妙宣寺御遺候、殊大般若事其方御心指、自金
剛寺下直被越候間、專可爲當寺修理料候、依爲後證
寄附之狀如件、

應永廿年癸巳六月一日

藤原授 禪音 判
衣名 沙彌 道用 判

報恩寺榮曇僧都

依有要用賣渡武藏國入西郡越生郷上野村辻在家内、
自路西以前賣申候自平三郎作西并坪島每年德分壹貫
貳百文事、當作人吾那殿馬太郎合代錢四貫八百文、
右地者、自越生山城次郎入道宏秀手宏忠相續所也、
然彼手繼案文相副、本錢返、毛呂左近監入道殿妻女
藤原氏女賣渡申所也、云々證文、

應永廿一年十一月十八日 賣主越生主計允入道 沙彌宏忠

武州入西郡越生郷是永名内析島田島等事、右所者自
越生左衛門尉憲高手令宏傳永代買得地也、然依有芳
契、令讓與報恩寺當住兵部卿律師曇秀者也、御一期
後爲曇秀宏傳兩人之菩提可有當寺永代寄進也、然而

以後之住持守此旨不可有勤行懈怠、仍相副本沽券寄
進申上者、於子孫而致及異儀者、爲不孝之仁而不可
宏傳跡知行、仍讓狀如件、

應永三十二年二月九日 沙彌宏傳 判

奉寄附報恩寺、武藏國入西郡越生郷恒弘名鹿下高房
東長五郎入道在家、附田參段、當作人左藤太郎入道、
每年之德分壹貫九百文所事、右田者自越生主計入道
宏忠、號小野田、手所令永代買得也、然當寺永代寄進申候
九百者、爲堂之御修理、壹貫者爲禪智日牌也、此條
永不可有無沙汰之狀如件、

應永三十二年八月廿三日 尼禪智 判

武州入西郡越生郷則次名箕輪田窪田五段事、右彼田
爲禪智菩提相副本沽券、報恩寺永代寄進申訖、然於
是所而致異儀於子孫者、爲不孝之仁不可禪智跡知行、
仍寄附狀如件、

應永三十三年六月十九日 尼禪智 判

越生山城次郎入道宏秀之門族忠秀、以毛呂郷内附四
至寄附曇秀律師文別

應永三十三年七月十六日 兵部卿律師御房

尼禪智以淺羽箕和田之田錢券狀寄附文別

應永三十四年 禪智 判

同郡上野村辻堂南之田寄進文

嘉吉二年四月五日 毛呂左近將監妻 禪音 判

同郷山田村木佛在家田島寄進文別

文安三年二月九日 宏傳後家 禪春 判
吾那 左衛門尉憲光

曇秀寄附是永名之内析島田島等文別

文安四年六月一日 權少僧都曇秀 判

栗坪在家之内壹貫六百文處寄進文別

文安四年九月廿七日 廷光 判

是永名之内限四至壹貫六百文所寄進券狀文別

文安四年十一月十四日 賣主越生左衛門尉 憲秀 判

吾那左衛門尉殿

是永名之内西屋敷之前畠一所事寄附奈狀文別
文安五年五月廿六日 宮内承憲經 判

大和律師良慶御房

垂上坊屋敷並門前畠寄進文別

文安五年五月廿六日 垂上坊 權律師良慶

報恩寺

大谷村田貳段、釜土場在家内、糟堺土内在家、爲昌岩菩提寄進文別

寶徳元年三月七日 越生左衛門尉 憲秀 判

報恩寺

以來迎院爲伯母禪音尼、奉寄進本尊阿彌陀如來文別

寶徳二年三月十六日 沙彌開阿判

寄附御宮八幡宮之社地分兩前之田三畝之文別

寶徳三年六月日 左衛門尉 實久 判

報恩寺

以來迎院并俣付之内田一段寄進文別

寶徳九年十二月十二日 沙彌開阿判

以大谷村田貳段、釜土通在家内、糟谷内在家内、寄進文二封

享徳二年卯月五日 長尾兵衛尉 忠秀 判
越後謙信輝虎祖門也

報恩寺

以吾那村高麗端在家一字田畠山林寄附于當寺、附彌陀之文別

享徳四年六月一日 禪尼音 判

右於報恩寺 寺領等、軍勢甲乙仁等不可致亂妨狼藉、若有違犯輩者可被處罪科狀如件、

康正二年二月日 尾張守 判 畠山政長 なりと云

房願遺跡之事、息中一人領掌候者尤可然候、猶待官人等委細可申也、

六月三日 御判將軍義政の判なり

上杉民部大輔殿

就兵部遺跡之儀被成下 御内書候、被任 上意之旨御息中一人御領掌候者尤以可然候、委細長尾左衛門尉可申候、恐惶謹言、

十月二日 畠山 尾張守政長

謹上上杉民部大輔殿

就兵部少輔遺跡之事、被成下御内書可任上意早々令領掌候者、尤以可然之由被仰出候、恐惶謹言、

十月二日 細川 右京大夫勝元

謹上上杉民部大輔殿

武州入西郡越生郷是永名之内垂上屋敷、同前良慶寄進畠十一貫六百文之所、并玉川三郎次郎入道一類禪師頼曇一斯令讓與者也、然間宏禪禪應良慶妙了可有勤行候、一斯之後如元可附于報恩寺候、仍爲後日讓狀如件

康正二年六月一日 權少僧都曇秀 判

東光寺陵遷寄附文別
文明五年五月廿一日 陵遷 判

頼曇僧都御房

以越生如意村、熊野神領畠田寄附文別
文明十八年四月五日 越生次郎左衛門尉定光 判

報恩寺

武州入西郡粟田郷内越生報恩寺領事、右軍勢甲乙人等不可致濫妨狼藉、若有違犯之輩者、可被處罪科由狀如件、

長享三年四月日 沙彌 判

寄附知行田六段之文別
永正十七年五月十日 難波田彈正左衛門正直

報恩寺

以門前屋敷寄附釋迦堂屋敷之文別
天文七年八月十九日 難波田彈正左衛門尉善銀 島村神右衛門尉家吉

報恩寺當住廣慶

禁制 武藏國越生 報恩寺
一當手軍勢濫妨狼藉事、

一放火事、
一非分儀申懸事、

右條々任御朱印之旨堅令停止訖、若於違犯之族者、
忽可被處嚴科之由、依仰執達如件、

天正十八年五月日

筑前守判 利家

以上記す如く、世々の寄附狀等數多ありしを以て、古刹なる
こと推しはかる、中興の開山を、阿闍梨權大僧都法印榮曇
和尚と稱す、年譜錄云、和尚字は治部、諱は榮曇、姓は山名
氏、母は田中氏、相州鎌倉の人なり、和尚天性聰敏にして、
一を聞て十を知る、年甫十四郷邑の大樂寺榮珍上人に従ひ、
羅染し日夜密教を學び、遂に秘密の源底を研究し、傍ら性相
の奥旨を涉獵す、應永三年八月入室して灌頂し、法王の職位
を得て、意教の法流願行の脈水を受け、同五年二月報恩寺に
入て大道場を開き、同二十五年五月二日化せりとあれば、こ
の頃もしくは眞言宗となりて、山號をも松溪と改めしなるべ
し、第三世を權少僧都慶慶と云、此僧の時兵亂放火の災を被
りて、伽藍悉く燒亡に及びて、剩へ鎌倉將軍の寄附等まで皆
失ひしといへり、慶慶は應仁二年正月八日寂せり、第十世大
僧都慶瑜上人、天正八年九月初日上人の位を許され、同き十
九年十一月寺領廿石の御朱

寄進 法恩寺

武藏國高麗郡越生之内二十石之事、
右令寄附畢、殊寺中可爲不入者也、仍如件、

天正十九年辛卯十一月日

此御朱印の文によれば、今の如く法恩と改めしも舊きことな
るはしらる、此僧後知足院を開て彼寺に轉住す、是當山住職
上人號を唱ふる始めなりと云、第十二世法印慶秀和尚字を純
良と云、慶東照宮に謁し奉りしが、或時川越城へ成らせ玉ひ
し頃、純良急ぎ參上せしとき、取次衆其名を忘れて寮房參り
たりと申せしかば、大に是を笑はせ給ひ、其後は寮房とよば
せられしにより、時人もいつとなく純良など稱せりと云、
此住持の代慶長七年京都三寶院の直末となり、頗る中興のこ
とあり、第十三世法印玄秀和尚、寛永十六年六間に、寶物
十一間の客殿を建立して、再び古に復せりといふ、
羅漢畫像三幅、光嚴司の、弘法大師畫像一幅、高野明神
畫像二幅、後鳥羽院の宸筆にして、右大 十六善神一幅
唐支并三藏の筆なり、是も 十二天畫像十二幅の筆なり、
賴朝よりの寄附なりと云、 大曼荼羅一幅、善無
釋迦畫像一幅、張思恭の筆にて、賴朝、大曼荼羅一幅、善無
藏の筆なり、これも賴朝よりの寄附なりと云、今按に年譜錄
に、應永五年僧榮珍より榮曇へ與へし讓狀あり、其文に弘法
大師所筆之八祖肖像、八幅善無畏大師所圖、兩界大曼荼羅二
幅、傳法灌頂道具密器等云々と見ゆれば、この曼荼羅は舊く
より傳へしものにて、昔は二幅ありしならん、もしさあら
んには、時代相當せざれば、賴朝の寄附せしには非るべし、
且大師所筆の肖像等も失 畫錦堂書織一鷹畫一筆と云、
ひしにや、今は傳へず、 表門 中門 裏門
客殿 本尊大日二尺三寸の坐像を安 護摩堂 阿彌陀堂 彌陀は行
庫裡 鐘樓 明和三年鑄造の

作と 地藏堂 八幡社 年譜錄によるに、この八幡は天平寶
ころなり と云、

正法寺 大慈山と號す、天正十九年寺領十石の御朱印を附せら
は將軍尊氏にて、佛壽禪師を開山となせり、佛壽は文和三年
二月十八日化すとす、按に僧石室が撰べる鎌倉長壽寺開山古
先印元和尙の行狀に、武州正法を創建すとあり、正法と云は
當寺のことにも、もし當寺ならんには、佛壽を開山とする事
いかばあらん、或は印元創せしなれど、已に其處にをらず
して、佛壽を請て開山とせしも知べからず、又寺寶に心經の
木版あるに由れば、古は眞言宗なり 寶物 般若心經木版
甚古色の物なり、前面に漢人の馬を率たる像及び經文を刻し
裏面に大慈山と大書し、傍に正法寺造營勸進と鐫刻せり、
觀音堂 丸木の柱をもて造れり、最古色の堂なり、相傳へ
樓 延享五年七月、鑄 閻魔堂 天神社
隨光寺 新義眞言宗にて、村内法恩寺の末山なり、明玉山と號
す、長五尺、横七尺許の黒き岩を本尊とす、土人は是を
岩不動と呼べり、ゆへあるべき
ものなれど、其所以は傳へず、

法藏寺 愛宕山と號す、是も同寺の 山王社
藥師堂 宇岡崎にあり、故に土人岡
越生四郎左衛門屋敷跡 村の西にあり、上り二町許の山丘に
るべし、古は要害山と唱へし由、今はとなへ誤りて、りうか
ひ山といへり、山の四邊は大抵松杉の類、雜木生茂りて屋鋪

の跡たるさまおもひやらる、按に此四郎左衛門は何の頃、何
れの人に仕へしものなりしや、土人も傳へざれば詳ならざれ
ど、【太平記】に越生四郎左衛門と云もの出、武藏國の住人な
り、延元三年五月廿二日奥州の國司、北高源中納言顯家卿を
うち奉る、首をば丹後國住人武藏右京進政清これを取て、兜
太刀まで進覽したりければ、高師直これを實檢して、抽貫御
感之御教書を兩人にぞ下されけるとみえしは、この四郎左衛
門のことなるにや、しかはあれどその舊跡につきて搜索する
に、年代及其の名乗等をも傳へざれば詳ならず、もしくはか
れが父祖の通稱を襲ひて、代々四郎左衛門と稱せし人ありし
も又知べからず、抑越生氏は當國七黨兒玉黨の支流なれど、
今に於ては正しき子孫もなく、且たしかなる家系も傳はらざ
七黨系圖に由て考ふるに、伊周公の二男伊行の子を兒玉惟行
と稱す、是兒玉黨の祖なり、惟行の子弘行に三子あり、長は
武藏權守家行、(又河内權守ともなりしとみゆ、法恩寺年譜に
據ば、家行既に越生氏を唱へり、)二男は入西三太夫資行、三
男は基行なり、(年譜錄には倉田孫四郎基行とし、且兒玉惟行
の家弟とあり、)資行の三男を越生新太夫有行と云、是越生氏
の祖なり、(前に記す如く年譜錄によれば、)家行既に越生氏を
唱へしなり、もしくは系圖家行の子有行とすべきを誤り記て
資行の系を引續けしにや、)有行も三子あり、長は右馬允、(年
譜錄左馬允とす、)有弘二男に二郎有賴、三男は四郎有平なり
二郎有賴の下に別當と記したれば、この人當所の別當職とな
りて、越生氏の正統を繼し人なるべし、これも三子あり、長は
賴季、二男左馬允賴景、三男刑部丞時光にて、その子孫右近將
監賴員、二左衛門賴高、右近將監賴清、四郎時景、太郎景高、二
郎季高、太郎親景、小太郎爲長、彌太郎幸綱、二郎光景、二太郎

時景・太郎時仲・五郎信員等の名をのす、有頼の弟四郎有平の子三人あれど、長は鳴瀬右近有年と稱し、次は黒岩左近有光と云ひ、三男は岡崎四郎二郎有基とみゆれば、是等は自ら一家をなして、子孫その氏を名乗しならん、系圖に記す處大略斯の如くにして、長男右馬允有弘は子孫なきに似たれど、年譜録に據て考ふれば、世々當所に住して法恩寺領を寄附せしは、かへりて有弘の子孫なり、其あらましをいはば、承元二年三月十三日鎌倉將軍家より、越生左馬允有高に下せし狀に武藏國吾那春日原廣頼卿越生郷住人、早く左馬允有弘の讓狀に任て、有道有高を以て地頭職たるべしとみゆれば、有高は有弘の子なること知らる、又寶治元年六月四日有高の讓狀に兄弟何事か言へけん、有信子なければ、末永の子に附すべく末永子なければ、有信の子に附すべしと記したり、然れば有信・末永二人は有高の子なること明し、且寺領を附せしは末永なれば、この人正統を繼しなるべし、末永の後には詳ならざれど、弘安五年五月廿六日越生兵衛太郎長經の讓狀に、豊王丸は經高が家の女房の子なれば、長經の遺跡一分不殘所讓なりとあり、然れば長經・經高共に末永の子にして、長經子なきゆへ、豊王丸を猶子とせしなるべし、又永仁五年越生郷村へ鎌倉より下せし狀に、領知武藏國吾那越生郷田島在家、但馬國日置郷、紀伊國系我庄、播磨國賀古庄、内一分地頭職等事、右祖父兵衛太郎長經、去弘安五年五月廿六日の讓狀に任て、領掌せしむべし云々とあれば、經村・豊王丸の家督を繼しこと知らる、此後の正統は詳ならざれど、法恩寺領寄附狀の内に、元亨四年有道頼直、元徳三年越生兵庫助忠親、應永九年越生左衛門尉光忠、同十三年越生彈正左衛門入道守功、越生八郎入道、同十五年越生右京亮政經、同十七年越生雅樂助政秀、同十八年越生主計允入道安忠、(後小野田氏を稱す)越生乙松丸、同

十九年越生作茂次郎、越生左衛門五郎、同二十一年越生山城次郎入道安秀、同三十二年越生左衛門尉憲高、同三十三年越生忠秀、文安三年越生左衛門尉憲秀、寶徳三年左衛門尉實久、文明十八年越生次郎左衛門尉定光等の名出たれば、是等みな當所に住せし人なるべけれど、世系の次序はすべて知べからず、姑く四郎左衛門の因にこゝに記し置るべし、

○箕和田村 箕和田村は古く開けたる地と見えて、年譜録應永三十一年尼禪智が寄附狀に、入西郡越生郷之内箕和田と見え、及び同三十三年同人の寄附狀に、越生郷則次名箕輪田窪田五段事云々とせたり、この箕輪田と云も當村のことにて、窪田は今村内小名に呼べる久保田のことなるべし、其地は川越城の西四里許にありて、東の方西戸村に接し、西は如意村にそひ、南は越邊川に限れり、其對岸は馬場・堀籠の二村なり、北は如意・小用の二村に隣れり、東西も南北も凡四町、家數二十軒餘、田多く畑少し、用水は越邊川より引入るれど、水利不便なる地にして、動もすれば早魃の患ありといふ、慶長二年九月檢地ありし由、其時の水帳に見えたり、其後寛文八年成瀬八左衛門檢地せしが、この水帳には高麗領と記したり、當村御入國の後には御料所なりしに、貞享の頃吉良中務・平岡石見守二人の先祖に分ち賜りしより今も替らず、高札場村の西にあり、

小名 久保田村の中ほどにあり、この八つおさ 山崎ま、下 梅ノ木戸 横澤 笹山 山海やしき 越邊川 村の南境を流る、如意村の方より來りて、西戸村に達す、川幅五十間許の石川なり、不動堂○地藏堂 共に百 姓持、

舊家者藤太郎 關屋氏なり、先祖は關屋藤三郎と稱して、比企時にや戦死せりと云、他の考證となすべきことはあらざれど、上田直朝より與へし文書あり、其文に、

やうめい寺ふん之事、如前々いたしおき候間、爲以後之候間一筆遺候、謹言、

三月十二日

朝直(花押)

○西戸村 西戸村は昔は道祖土と書たり、隣郡八ッ林村の百姓治右衛門は、道祖土土佐守が子孫にして、近郷の舊家なれば、若くはこの土佐守などが領せし地にて、道祖土の名は夫より起りたらんを、後世今の文字に書改めたるならんといへり、其地は河越城の乾の方四里にありて、江戸よりの行程は十四里に餘れり、東の方越邊川に傍て、若林・大類の二村に對し、南も又同じ川にて、對岸は川角・前久保の二村なり、西は箕和田村に並び、北は小用及び比企郡今宿村に限れり、東西の徑り十八町、南北十丁餘なり、此邊すべて高低多き地にて、水田陸田相半

せり、用水は越邊川を引用ゆれど、水旱共に患あり、民戸二十餘、當村は御打入以來御料の地にて、正保年中は天羽七右衛門が御代官所なる由ものに見えたり、其後何の年にや内藤式部が知行に賜はり、貞享元年檢地せしことあり、其後いつの頃にや、收公せられて御料の地に復したりしを、又木下清兵衛に賜はり、今も其子孫求馬が知る所なり、

高札場村の西にあり、

小名 關口 前原 中ノ町 せいこ坂 花見堂道 葛葉 はけの上

丸山 村の北方にあり、高き十丈ばかり、

神さま山 是も同邊にあり、山上に山神の祠あり、故に名とす、

越邊川 村の南境を流る、箕和田村より流れ來り、東流して苦堤これあり、

天神社 修驗圓藏院の持、

住吉社

熊野社 以上二社、修驗山本坊の持、

慶龍寺 新義眞言宗、今市村法恩寺の末山なり、辨徳山と號す、昔は知息院の號もありしが今は唱へず、開山慶龍慶長六年二月三日化す、本尊彌陀を安ず、

山本坊 慶安二年寺領四十七石及熊野堂領三石の御朱印を賜
當せり、本山派の修驗、京都聖護院の末
なり、開山榮國應永廿一年示寂せり、
行者堂役小角の像

龍光院
圓藏院の配下なり

○如意村 附新田 如意村は高麗領に屬す、村の起りは古
より如意寺建る地なれば、たゞちに其名とせりと云、按
にかの寺を開きし僧秀曇は、延文二年二月廿二日寂し、
隣村法恩寺年譜錄康永三年の寄附狀に、如意小太郎行村
と云者あり、又同寺應永九年の寄附狀に、武藏國入西郡越
生郷如意村内蓮道之屋敷など記せり、然れば如意の地名
となりしは、古よりのこと、は見ゆ、如意を今子お井と
唱へり、如と子おとは五音縦横の相通なれば、誤りしな
るべし、其地は川越城の乾五里にあり、江戸よりは十六
里の行程なり、東の方小用村に接し、南は箕和田村及び
越邊川に限りて、對岸は上野村なり、西も同じ川を境と
なし、其向は今市・和田の二村に隣り、北は大谷村及び比
企郡熊井・大豆戸の二村なり、東西十五町、南北十七町、
家數三十八、此邊は總て山丘の地にして、高低最多く、
用水は越邊川を引用ゆるといへども、水利悪き地なれば

多くは天水を待て耕種するにより、常に早損ありと云、
當村は御入國の頃より御料所にして、正保年中は御代官
高室喜三郎支配せしに、何の頃よりか島田藤次郎が家に
賜はり、後其半を裂て田代勝三郎に賜へり、然るを藤次
郎が知行は、中頃收公ありしに再び彼家に返し賜はりし
とて、今も島田・田代二人の知る所なり、檢地は寛文八年
御代官成瀬八左衛門が承りにて糺せりと云、村内より乾
の方に後年開きたる新田あり、如意村新田と唱ふ、民家
もなく本村の持添なり、飯塚常之丞が檢地せし由言傳へ
たれど、其年代は詳にせず、今は御代官所なり、
高札場二ヶ所程にあり、

小名 赤井川 細流なり、昔行基菩薩關伽に用ひしゆへ、關

小名となせり、又此邊百姓庄藏が宅地の内に井あり、圓徑
三尺許、深さ五尺もあるべし、いかなる旱魃にも水涸るこ
となし、昔行基菩薩如意寺の本尊を彫せし頃、加持の水
に用ひし井なりと、これ等皆土人の傳る儘を書せり、
かいそう入 かまり澤 堀ノ内 内と云地名多くは、館
跡、屋敷跡等の名残りなり、現に當郡の内石井村の小名堀ノ内
は、勝呂豊前守が住せし所なりと云ひ、毛呂本郷にあるも
のは、毛呂土佐守顯季が陣屋跡なり、又平山村にも此小名
あり、こゝも何人が住せし跡なりと云傳ふれば、當所も前
に出せる如意小太郎行村が住したる跡なり、宮田 申西の方
らんか、されど土人は其ことを傳へず、

熊野社の條
に辨せり、
かすま 塚越 根岸 姥が澤 中島 長
澤 新井 ほと澤 七國 ねつ原 殿かいと さる
た川原

越邊川 村の西南を流る、隣村大谷村より流れ來り、箕和田村
に達す、川幅は三十間に餘りたれど、常に數條の細
流となりて
流れり、

熊野社 法恩寺年譜錄を按るに、文明十八年越生次郎左衛門尉
定光と云もの、如意村熊野神領をもて彼寺に寄附せし
を、後頼曇和尚神山吹に返し與へたる由見ゆれば、古社な
ること知らる、今村内宮田と云小名は、恐らくは當社の神領
の地なりしなら
ん、永命寺の持、

熊野白山三島社 三座共に神體はなく、只三尊の彌陀を鑄出
せる銅鏡を置り、熊野の本地なるべし、百
姓の持

如意寺 蓮花山と號す、新義真言宗、上野村醫王寺の末なり、
開山秀曇延文二年二月廿二日寂す、本尊如意輪觀音の
坐像長六尺、行基
菩薩の作と云、

常福寺 當寺も醫王寺の末山なり、明王山と號す開山承覺
貞治の頃の人なりと云、本尊毘沙門を安置せり、阿
彌陀堂跡門前にあり、土人こゝを御堂前と云、今は陸田とな
漫滅して讀べからざれど、右旨趣者、爲十五日御堂講結
業逆修、延文六年二月時正云々、等かすかに見へり、
永命寺 これも同寺の末なり、能寂山と號す、開山 釋迦堂
慶嶺大永年中化す、本尊不動を安置せり、

○和田村 和田村は江戸より十五里、川越城よりの方位
及び行程は前村に同じ、堀江庄に屬す、家數四十餘、東
は如意村に隣り、南の方今市村及び西の方黒岩村の界に
は、越邊川延亘せり、北の方は成瀬・大谷の二村に接す、
東西八町、南北十町、土地すべて山に傍し所なれば、高
低ありて陸田多く、水田は纔に三分の一に當れり、用水
は越邊川の水を引漑げり、檢地は寛文八年御代官成瀬八
左衛門たゞせり、正保年中は高室喜三郎が御代官所にて
元祿の頃まで御料所なりしが、金田某に賜はりてより今
子孫主殿知行せり、
高札場村の乾の方

小名 河内 西袋 東大崎 むらさき 熊野下 たる

澤 うつこし 水穴 山きは 御嶽 大崎 清水
越邊川 成瀬村より流れ來り、如意村に至る、川幅二十間、平
常に僅に二三間許、冬より春に至ては板橋を架して往
來に便

春日社 慶安二年社領五石の御朱印を賜ふ、天文十二年龍穩寺
第七世僧良鈞が書し縁起を閲るに、當社は昔藤原季綱
と云人左遷せられ、此越生郷に幽棲して、一日阿訶訪山に遊
獵せしに、其氏の神はるゝと慕ひ來り、秩父郡高山の峯に
光をはなつ、これ則ち毛呂明神なり、季綱謹で拜し、やがて一
體を二所に祀り、當所に祭れるを内裡明神と稱せり、今
按に此縁起の原本には、毛呂の先祖季綱を季綱親王と記せり
又當國へ配流せらるると記せしは共に誤なり、季綱は毛呂太郎

が名乗にて、【東鑑】にも此人のことをのす、殊に毛呂は藤原姓にて、皇別の家にも非ず、又當國は古より配流の例なし、縁起の妄なること知べし、されど内裡と稱することは舊きことにて、堂山村最勝寺の什物大般若經の櫃の裏書に、越生郷内裡宮常住也明應三年とあり、然るを慶安年中御朱印を賜んことを願し時、内裡の唱大内にふる、故書替しと云、又云此社は延暦元年村内願龍山と云所に鎮座せしを、永祿元年上田能登守今の地へ移せしと云、此説の如きは前の縁起と異なり例祭九月廿八日・廿九日の兩日、流鏑馬を修行す、此流鏑馬式の來由を尋るに、近戸權現別當最勝寺古當社の別當職を兼し頃、當社の寶物大般若經を所望し、神職及氏子に請て最勝寺に送りし時、彼近戸權現の舊例に行はる、流鏑馬式と易しより、以來當社にて行ふと云ふ、されど今も社内に大般若經二三卷あるは、そのかみ最勝寺へ移せし時、たま／＼取遣せしならん、此社今は今市・大谷・黒 攝社 太神宮 八幡社 岩及び當社の鎮守となせり

末社 八百萬神社 稻荷社 天神社 神職 石井肥前 京都吉田家の配下なり

熊野社 興禪寺 慶安二年釋迦堂領として、五石の御朱印を賜はれり、と號せり、開山の僧を榮龍と云、應永 釋迦堂 堂領の御朱三十年の示寂なり、本尊不動を安ず、きは、此釋迦元の本尊なりしにや、とにかく由緒ある像なるべし、堂の傍に正安二年の碑たてり、龍臺寺 此れも新義眞言宗、今市村法恩寺末、御嶺山不動院と號す、本尊大日開山榮仁應永六年寂すと云、境内にその墓石をたて 不動堂

御嶺社 阿彌陀堂 藤原季綱舊跡 字内裡にあり、此地昔藤原季綱が配せられて講居せし所なりと云、季綱後に横見郡吉見領御所村へ移りしと云傳ふ、然に土人は季綱親王と號するは全く誤なるべし、配所と云も又うけがたき事前に辨せし如し、おもふに越生氏の祖、大納言藤原遠峯などの邸跡などにや、

○黒岩村 黒岩村は川越城より西に當て五里を隔て、江戸よりの行程は前村に同じ、高麗領堀江庄と號す、村に添たる越邊川の中に、色黒き岩石夥しく峙立せるゆへに、此名を負へるか、されど其始め名付しも古きことにてや、當國七黨系圖越生四郎有平が子に、黒岩左近有光など云人みえたり、又隣村小杉村天神社永正十二年の棟札にも黒岩民部少輔顯季としるしたれば、古き地名なることしらる、人家四十餘、東より北へは和田・成瀬の二村に隣り、越邊川其界を流る、南は今市村にて、西は津久根村に接す、地形すべて西は山に連り、東は打開けて高低あり、水田は十分の三にして、陸田其七分に當れり、東に江戸より上州への往來かゝる、此道は今市村より入て成瀬村へ達す、幅四間ばかり、左右に民家軒を連ぬ、北のはづれに岐路有て津久根村の方へ通す、是秩父郡への往還なり、昔より御料所にして、正保の頃は高室喜三郎が支配

せしが、今も御料所なり、檢地は寛文八年御代官成瀬八左衛門たゞせり、此餘後年開きし地は延享四年に土井宇兵衛、寛政七年野田文藏等たゞせり、

高札場 街道の内

小名 河原 道せんた 後田 東はた まゝした 久保田

越邊川 村の北より東へ屈曲して流る、北の方津久根村界より今市村に達す、川幅七八間より十三四間に至る、平常の水かさにては幅四五間に過ず、總て石川にして、村にかゝる所は岩石峙立し、奇石夥しく水激流す、此川に板橋あり、是上州への街道

長徳寺 臨濟宗、今市村正法寺末、岩溪山と號す、本尊正觀音とせし時より、一寺となりしとなり

五大尊堂 五大尊、中央は坐像にて長五尺、左右の四尊は立像にて長各二尺二寸、行基の作なりといふ

松洞軒蹟 村の北にあり、

吉祥寺蹟 同邊なり

○津久根村 津久根村は川越城の乾の方五里を隔つ、江戸より十六里の行程なり、高麗領に屬す、家數四十八、東は黒岩村に隣り、南は上野村に界ひ、西は小杉村に接す、北は堂山村及比企郡古池村の内田代と云所、又本郡

成瀬村等の地に隣り、越邊川を界とす、東西九町に餘り南北も又九町ばかり、陸田多くして水田は少く、水旱とも思なし、村の内に二條の道あり、共に上州への往來なり、當村昔は川越城附の地なりしが、延享四年より田安殿の領知となれり、檢地は寛文八年成瀬八左衛門たゞす、又貞享四年大久保平兵衛たゞして改出の地あり、造の後安永六年にも檢地あり、土地梅に宜く梅の樹を多く植ゆ、實を取て梅干として江戸へ送る、此邊皆同じけれどもことに當村に多しと云、古は漆を多く植えて其税を出せしかど、今は税のみ出して漆をば植す、

高札場 村の中ほど

小名 清水 若宮 中堀 小松原 かちのいり 西嶺 久松のいり たかとうし 梅木久保 番匠谷 四ツ谷 中丸 かりまた久保・とうきやしき つくねいり とんひのす うすいの下 彌六ヶ谷 大平 笹山 まゝの山 柳澤 梵天河原 箭先

山 衆山並び立てるが中に、長久保山・畑の平・障子岩・大黃八嶺・扇畑・小松原など字せる山々は、いづれも上り三四丁許もあるべし、この餘昔砥石を出せし山なりとて、砥山といへる山あれど、其品下等なるをもて、今は砥石をいださずと云、

越邊川 小杉村よりいり、黒岩村の方へ通す、川幅十四五間、水飛激して響をなせり、又此流の中に隣村堂山へ通歩行渡しあり、

八幡社 土人此社地を八幡森と呼ぶ、神體は徑六寸許の圓鏡の如き物にて、中に神像を嵌す、高藏寺の持、末

社 稻荷社 天王社

石神社

山神社

八幡社

高藏寺 新義眞言宗、堂山村最勝寺末、如意山地藏院と號す、開山賴慶天正元年寂す、當寺もと地藏堂なりしが、の

ちの一寺となりしといふ、今も地藏を本尊とせり、

勢至堂

觀音堂 如意輪觀音を安

藥師堂 此れも百

姓持、

○小杉村 小杉村は河越城より乾の方に當て五里半を隔て、江戸よりの行程は前村に同じ、家數七十軒、村の四隣、東南は津久根村に限り、其内南の方には大満村の地少く係り、西は比企郡麥原村にて、麥原川を界とす、北は堂山村に接せり、東西二十八町、南北八町許、都て山に傍たる村にて土地に高低あり、谷々の間に水田あり、畑は山々の腰にあり、水田に比すれば頗る多し、村内に秩父郡への往還係れり、津久根村より入て比企郡麥原村に達す、當村御打入の後より御料所なりしならん、正保の頃高室喜三郎が支配に屬し、其後正徳年中御代官江川太

郎左衛門が支配の時、森與五左衛門の家に賜はりしより今も替らず、檢地は寛文八年成瀬八左衛門糺せしと云、高札場村の中程

小名 赤坂 いやい まよりをき 風來 すみの谷

おこり橋 長澤 高塚 いかみ堂 平岩 廣福 ぬ

かた 丸山 竹ノ段 かんみ藏 太梅 下小杉 釜

場 清泉寺 傳へはなし、

山 村の南北共に山あれど、名

ある程のものにはあらず、

越邊川 大満村より入り、津久根村に達す、石川なり、其間板橋二ヶ所あり、川幅二十間或は二十五間にいたれり、

麥原川 西端を通ずる細流なり、村

天神社 社領二石五斗の御朱印を賜はる、神體は圓徑五寸許の銅板にて、中央に東帯して坐せる神影を模せり、本地

十一面觀音法華の作なりと云、古棟札の存するもの數枚の内

に、觀應元年の札あるときは、古き創立なること知べし、棟

札の文左に

觀應元庚寅年三月七日

岩峯山 安樂寺

阿闍梨 禪海 大徳 生 年 四十六歳

大且那右衛門直氏 大工小太郎恒行

此棟札の文字剥落して、儘に讀得ざる處なり、今別當寺の記録に據て補書せり、されど文中修理造營等のことを載ざるも

の、もしくは裡面に其ことありしを、傳へらしなひしものによ、

天満 大自在

大且那左衛門尉師氏花押

この棟札に、年月及修理のことは記さざれども、應永前のもなりと云ふ、

敬白 武藏國入西郡越生郷、岩峯山安樂寺、天神宮御修理之事、右意趣者、當社別當高房山禪海開闢以來威光増益寄瑞則甚、仍爲仰神徳所奉加修理也、因茲彌垂加護、當所安穩、萬民快樂、殊者藤原朝臣持光等、爲子孫繁昌、福壽増長故也、仍御寶殿御修理趣如件、

于時應永十二年癸酉三月十日 大工小太郎則行

大且那藤原朝臣持光花押 勸進願主慶善

□□安穩萬民快樂、殊者因幡守光繼、

嘉吉元辛酉年閏九月廿一日、大且那右馬助急長

大工彌三郎宗吉 中務承定經

勸進願長次郎

表

武藏國入西郡越生恒弘名之内、岩峯山安樂寺、天神宮御造營之事、爲越生黒岩民部少輔顯季、勸進德善并御廳參之、衆各々奉崇神威而令合助也、是併現當之所望成就、子孫繁昌、郷中安全、人民豐樂故也、

永正十二年乙亥閏正月十八日 敬白 大工六郎左衛門

長祿二年戊寅十二月廿一日、大且那藤原小太郎景次、、、、大且那子息正安泰、子孫繁昌故也、

、、、御修理之事、民部承遺跡、、、、

武藏國入西郡越生郷、恒弘名之内岩峯山安樂寺、天神宮修造之事、爲越生下野守季信願主再興畢、然者現當二世天地圓滿、殊子孫繁昌、殿内安全故、仍如件、

文明四歲壬辰八月十六日 越生下野守季信

于時聖大梅庵梵菊 大工左衛門四郎信家

武藏國入西郡越生郷、恒弘名之内岩峯山安樂寺、天神宮修造事、越生下野守季信願主并朝幣人數等、息災安穩、增長福壽、殊者郷内安全、諸人快樂、心中祈願皆令満足故也、仍如件、

長享三年西十二月八日 時聖德念音記 大工四郎太郎忠光

番匠 四十八人

永正十二年乙亥閏正月十八日

山取七人 亦口四人

武藏國入西郡越生郷恒弘名之内、岩峯山安樂寺、御修理之事、毛呂土佐守顯季爲宿願造營、次番匠雜用之事、爲願主藤女現來衆望悉地成就、家門繁榮、殿内安全、諸人貴福、殊者郷内堅固、人民快樂、悉願満足而已、
天文肆年乙未九月十一日 土佐守顯季花押

不武藏國入西郡越生郷恒弘名之内、岩峯山安樂寺、天滿天神宮御造營之事、當郷中御講衆并御應參之、衆各々奉崇神威而令合助也、是即現當所望成就、子孫繁昌、殊家内安全也、此依功德郷中之施主怖畏難一時消滅、五體安穩、人民豐樂故也、
于時天正十九辛卯年十月十八日 元意
願主 大圓坊
大檀那伊理系女重信花押 源右衛門

裏面に御講之衆□□元意百文、坂本對馬守百文、上□基太郎百文、村田七右衛門百文、井上内藏助惣辻一貫五百文等を記滅してよみがたし、

願主大泉坊

慶長十八年癸丑十二月十六日

惣氏子中 願主手島五郎右衛門道智

裏面に□勝寺東之坊、良藏坊、友養坊、村田七右衛門、戸口善右衛門、上山兵庫、中村清右衛門、神部長右衛門、坂本長右衛門、福田新左衛門等を記す、是も別に文字あれどもよみがたし、

寛永十年癸酉四月廿五日

寄進主 越生法恩寺 堂山最勝寺 同所東福寺 此外惣且中 村中氏子

此外慶安四年より、享保元年までの棟札、數枚これあり、 末社 神明社 山王社
愛宕社 辨財天社 稻荷社 別當 大泉院 當山修驗にての配下なり、按に前に列ねたる觀應より、天正十九年までの棟札には、岩峯山安樂寺とあり、慶長の棟札に始て大泉坊と名を載たれば、元は安樂寺と云別當の進退なりしを、後年大泉院に改しことしらる、且應永十二年の棟札に、別當高房山

禪海云々と云ことをのす、この高房山は、則成瀬村内高房山妙見寺ならんには、彼寺この頃まで當社の別當なりしことしらる、猶妙見寺の條合せ見るべし、

稻荷社 大泉院の持

熊野社 この邊を、小名熊野林と呼べり

圓通院 大護山と號す、曹洞宗、龍ヶ谷龍釋寺の末寺なり、開山は龍釋寺第二十二世僧なりと云、本尊正觀音を安ず、藥師堂 愛宕社

自持庵 是も龍釋寺の末に屬す、本尊第四十四世の住僧の開關にて、泰雲山と號す、本尊地藏を安置なせり、
建康寺 越生山と號す、これも龍釋寺の末山にて、則龍釋第三世僧泰叟開關す、是は其頃太田道眞入道が、開基に因て開きし所なりと云、又道眞の子道灌が開基なりとも云、開山泰叟は明應六年十一月四日寂す、よりて思ふに道灌と云は、恐らくは誤にて、道灌滅亡の後父道眞 太子堂 稻荷社
寶鏡院 本尊修驗、京都聖護院末、梅林山と號す、寛文の水帳にも載たれば、夫より先に起立せし事しらる、
荒神社

太田道灌邸跡 今は田圃となり、一段四畝程の地にして、建康寺の傍にあり、小名を陣屋と呼ぶ、道灌の別館などにて卒せしと云、されば道灌にはあらで、道眞の邸跡なるにや、其地形前に川をあて、後に山をうけて要害の地なりと云、

新編武藏風土記稿卷之百七十四之終

馬場跡 陣屋の前越邊川の向ひにあり、長十間、幅五間ほどのあらば古はなを長かりしなるべし、

新編武藏風土記稿卷之百七十五

入間郡之二十 越生郷

○大満村 大満村は川越城より亥の方に當て六里を隔つ堀江庄に屬す、江戸より行程十六里、以下上谷村に至るまで同じ、堂山村最勝寺に藏せる永祿三年、太田美濃守資正が制札には大間と記せり、されば大満と書は後のことなるべけれど、既に正保の改には今の如く記したり、其地は北の方小杉村に連りし所は平地なれど、東西南の三分は山丘打續けり、東西二十町、南北三十四町に及ぶといへども、平地は二町許にて、民家と水田とは僅の溪間にあり、村の四境、東は上野村にて、南より西に徑りては上野・瀧野入・黒山・龍ヶ谷の四村に隣り、其内上野・瀧野入の兩村は山の峰を界ひとす、北は則小杉の境にて民家總て五十八、山畑多く水田は十分の三に當れり、用水は越邊川を分水して漑げども、動もすれば旱損あり、元より山谷の際なれば、猪・鹿多く棲るを以て、山獵を專とす、村内に秩父郡へ通ふ往還係れり、小杉村より入り、

村の中央にて岐を分つ、一は黒山村へ達す、是秩父への道なり、一は龍ヶ谷龍穩寺邊への道なり、檢地は寛文八年成瀬八左衛門糺せり、今石黒喜一郎知行す、其賜りし年代は傳へず、高札場村の北に

小名 富澤 村の東にあり、按に前にいへる太田資正の制札

しや、又別に一村落をなせし地なりしも知べ、太平 瀧ノ

入 たもし 仁坂 栗澤 とのゝ入 船石 松倉

はつたい 高とり 熊野林 鳥かいと 落見 たか

た 高づか 登戸 竹ノ澤

椎木山 南の方なり、登り七

越邊川 村の中程を流る、水源二流あり、黒山村より流出る、

合し、是より越邊川と云ひ、末は小杉村に至る、石

川なり、川幅二三間、板橋を架して往來を通ず、

降三世明王社 村の鎮守なり、

天満寺 曹洞宗、龍ヶ谷村龍穩

○黒山村 黒山村は河越城の西六里にあり、堀江庄に屬す、家數八十七、此村は郡の東のはてにて、秩父・高麗兩郡

黒山瀧圖



の峰つゞき、山々峙ち谷間はいと狭し、村の四境、東は大満村に隣り、夫より南へかけては阿諏訪村及び高麗郡長澤村に界ふ、西は秩父郡高山村にて、北は龍ヶ谷村なり、東西一里餘、南北一里半に餘れり、元より山村なれば水田少く陸田多けれど、これを山林に比すれば三分の一にも及ぶべからず、用水は村内男瀧・女瀧の瀧壺より溢るゝ流を引來て漑げども、水旱共に患あり、御入國の後正保の頃までも久く御料所なりしが、何の頃か島田氏に賜りしより、今も子孫島田藤次郎知行せり、檢地は寛文八年近郷と同く、成瀬八左衛門糺せり、村内に一條の道あり大満村より入、村の中程にて二條にわかれ、一は高麗郡へ達し、一は秩父郡へ達せり、高札場村の中程

小名 岩平 扇久保 満こ岩 はら塚 朔日畑 横岩

太平 横山 三ツ又 おし淵 録ノ岩 梅が久保

おかみ山 登り二十町もあるべし、山上に秣場あり、又雑木並

るべきなり、

か はぶり峠 越生邊より高麗郡長澤村への往來にかゝれり、

必この峠へ

男瀧女瀧 二瀧共に村西にあり、男瀧は岩石壁立せる山の半腹

り、又飛流せる七八尺の瀑あり、此を女瀧と呼ぶ、男瀧の落口は幅二尺許、女瀧は幅三尺許、女瀧の瀧壺より流出る水一條の流となり、谷間を屈曲し、村の中央にて河より、峠より出る清水に合す、其下を黒山川と呼べり、

黒山川 前にいへる如く、二流合して後の名なり、下流は大満村に至り、越邊川に流入れり、

熊野社 慶安二年社領三石の御朱印を賜ふ、當社は西戸村山本坊の進退する處なり、按に堂山村最勝寺に蔵せる、大

般若經の奥書に、應永廿四年五月十九日、武州入西郡吾那越生郷、新熊野常住執筆良觀と記し、及同年六月廿日武藏國吾那小山一乗坊新熊野など記せしもあり、當社は元より山本坊の預る所なれば、自ら別社なるべけれど、又此越生の内に小山と號する所も、今其地なければ彼新熊野 神樂堂 本地と云もの、當社のことなるも知べからず、

堂 薬師の像を安ず、春日の作なりと云、

天王社 是も山本

金毘羅社

愛宕社

山祇明神社 百姓

全東院 曹洞宗、龍ヶ谷村龍穩寺末、岩松山と號す、開山喜州善長常院 是も龍穩寺の末にて、山號もなし、本堂薬師を安ず、按に上谷村薬師堂縁起に、越生家行三郎の薬師を作

覺淨院 本山修験にて、山本

德正院 是も山本坊の配下なり、

○龍ヶ谷村 龍ヶ谷村は河越城の乾に當りて六里を隔つ村内龍穩寺の縁起には、高麗郡の内に屬すとあれど、古へは郡界のことも龜略にて、郡をたがへ書せしことまゝ有しなれば、こゝも其類にて、あながち古くは、高麗郡に隸すと云にはあらざるべし、村名の起りを尋ぬるに、當所の内に古へ深淵ありて、其所に年久しく龍ひそみけるを、龍穩寺第五世の僧雲岳が祈誓によりて、かの龍升天し、其迹變遷して尋常の平地となりしかば、農民等そこを新開せし地なるにより、此名起れりといへど、是も浮たる説にて其正しきことをしらす、正保の比の物には已に當村の名なし、今市村の内龍穩寺領とのみあり、されど今その地形を見るに、今市村を距ること凡二里に餘れり、然るをかく記せしことこれもまた疑べし、思ふに古へは此邊都て越生郷の内にて、今市村はそれが中の本郷なれば、かくは云しにや、その後元祿十五年の國圖に至りて、始て龍ヶ谷村の名をのせられたれば、一村にたしはこの間の事なるべし、されど龍ヶ谷の名は古きこと、見ゆれば此比までは越生郷の内に屬せし小名などにてありし

にや、民家四十餘、東は大満村にとなり、南は黒山村にさかひ、西は秩父郡の内にて、吾野の内高山村に接し、北は郡中小杉村及び比企郡栗原・桐の二村に交はれり、東西山林をかけて一里ばかり、南北三十町ほど、秩父・入間の郡界は村内の峰通りをかぎりて、村にかゝること二十町許、比企郡とさかふ所は五六町ほどあり、村内すべて山々かさなり、人家は山間に散住せり、陸田多く水田少し、天水をたゝへて用水とし、水便あしければしばしば早損す、村内に秩父郡高山村へ通ふ道あり、これを四寸道とよぶ、その幅狭くして馬の通はざるほどなる故、此名あるべし、檢地は天正十八年なりと云、是は越生郷の内に屬せし比のことなり、夫より今に至るまで龍穩寺の所領なりと云、

高札場 二ヶ所 東と北と

小名 堂澤 古へ龍穩寺のありし所なり、千駄 宣 近邊にて

年々刈取ゆへにかくよぶ、梅本 藤谷 野すはり 八

枚島 猫谷 兒墓 秩父郡高山村の境にあり、こゝも山上

羅漢山 龍穩寺門前の山を云、相傳ふ昔此地に僧五人すめり、

終に天狗となり、折にふれて土人を憐しける、其比の住僧これを祈り、五人の羅漢と崇けるにより解脱を得たりと云、故に羅漢山とよぶとぞ、今は老杉數十株並び立て陰森たり、かの天狗の棲し比のならばしを守り、今に至るまで杉樹の枝を伐りとることを禁ず、たまに暴風などに折くちけたる折口をみるに、木理の美なること他木にことなりと云、この五羅漢のこと奇異の説にて、うけがひ難きは論なきことなれど、相州關本最乗寺の僧道了が話に似たり、この類のこと他にもあり、

川 龍穩寺の右の方にあたり、五六町をへたて、谷間より落るれど、間斷なく水飛流するゆへ、流末に至りては廣き川となれり、又彼瀧壺の下流に龍窟と云所あり、こゝよりも水湧出す、其餘谷々の清水湊合するもの少なからず、其川中に岩石多くあり、常に田没し激流するゆへ、水勢もいとげし、この流大満村に至り黒山川と合し、後越邊川と唱へり、當村を流るゝ間を指して、他村にては龍ヶ谷川、或は龍穩寺川などと呼べど、一間許の小川なれば、

龍穩寺 曹洞派の大僧祿にして、關東三ヶ寺の其一なり、長昌其頃は山號も瑞雲山と云り、今の寺地古くは深き淵にて、蛟龍のすみかとなり、人の通ひもなかりしに、第五世の僧雲崗和尚山神に祈誓しければ、俄に風あらく雷なり、かの龍騰天し深淵忽ち平地の如くなりし故、やがて其所へ引移せしと云、背かひがたき説なれど、村を龍ヶ谷といへるも是より起りしといへば、其あらましを記しをきぬ、當寺の開闢を尋るに、

龍 穩 寺 圖



永享の頃には、足利將軍義隆先尊氏以來代々の追福を修し、且多年當國の戰爭に身を果せしあまたの人の冤魂をなだめん爲、一の大伽藍を建立せんと思ひ給ふ、折から無極惠徳といへる高德の僧あり、其先は當國兒玉の黨にて、父は將軍義詮に仕へしものなり、世の争亂を避て肥州に至り、應永年中又當國多磨郡小山田に來り、卓庵和尚を師として、大泉寺を開き暫く住せしが、後又父母の遺跡を慕ひ、且は當郷の内瀧の入村桂木山に、兼て信ずる觀音の靈場あるにより、こゝに來て暫く錫を停めけり、義教元より此僧に歸依せしかば、迎取て開山たらしめんとす、然るに當國は扇ヶ谷上杉修理大夫持朝が分國たるにより、かの人命に命じて七堂伽藍を粧嚴せしめ、若干の寺領を寄附し、懇に請じ入れて開山とす、其後無極惠徳の進めにより、月江正文和尚に當寺を譲りて、濃州補陀寺に趣き、永享二年十二月二十八日寂を示す、月江左萬の間は世の争亂止時なく、此邊しばしば戰爭の衝となりしゆへ、遂に兵火にかゝり、堂宇すべて一擧の煙燼となりけるに、かかる争戰の間なれば資費をそふる者もなく、月江一己の力にては、再建に及びがたきゆへ、空く當寺を出て暫く小杉村に退棲す、今の圓通寺是なり、其後月江亦師の迹をしたひ、濃州にいたり、補陀寺に住職せしかば、當所は再建の沙汰に及ばず、たれも法幢を立てべき者もなきゆへ、廢寺の如くにて年をへたり、こゝに又泰叟といひし僧あり、二師の迹を恢復せんとす、時に太田道真道灌父子も、亦先祖の冥福を修せんことを思ひ、且は此の年ごろ屍を戰場に曝せし人々の亡靈を弔んが爲、去るべき寺院を經營せんと思ひしに、たま、普光院義教三十三年の祭期も、近く明年に當れるをもて、前に無極惠徳が當寺を草創せし先蹤に習ひ、諸堂を再建し、泰叟を請ふて董席せしめ、曹洞一派の事を總司らしむ、是文明四年のこと

なり、依て此僧を中興開山と稱し、道真をもて中興開基とし堂中に太田家代々の靈牌を置き、道真明應二年二月朔日卒す、一に七月二十五日とあり、蓋して自得院實慶道真庵主と號す、泰叟後足立郡大成村普門院に移職し、明應六年十一月四日示寂す、第五世雲尚和尚のとき、法力を以て龍怪をなだめ、永正元年當寺を今の地に移し、山號をも長昌と改むと云事は前に辨せり、又第七世節菴和尚が天文十二年に記す所の寺傳あり、首尾總て漢文にて、或は佛語を交へ事長ければ、全文をばとらず、其要を撮み及び今住僧の傳ふる所を述ること此の如し、寺の起立のことに至りては、疑ふべきことあり、小山田の大泉寺と當寺のこと、相混じて、書せしさまにてわかちがたく、其上泰叟より以前は、しばらく他派の僧住せしなど云こと見ゆれば、無極の開闢すと云は、大泉寺のことに當寺は泰叟始めて開き、無極を勸請して開山とせしものなるべからず、されど舊刹なることは疑ふべからず、相國寺の僧萬里が【梅花無盡藏】に、文明十八年春季十日、越生の道真が自得軒に就て、郭公稱なりといふ題にて七絶一首を吟ず、縦有千聲尙合稱、況今一度隔枝飛、誰知殘夏似初夏、細雨山中聽未歸、又長享二年八月十六日、龍穩精舎に入て一絶を賦す、越生古寺卸鞍時、斜照吹鷓鴣欲宿枝、忽入上古參藥石、愧非忘築老禪師、是等にて當寺の舊迹たること知るべし、又第十四世良加和尚の時、天正十八年太閤秀吉より小田原征伐のとき、朱印を押せし制札を與ふ、其文を寫て門外にたつ、又同き年百石の朱印を與ふ、その文今は失へりと云、東照宮駿府にあらせられし頃、第十七世洞谷和尚のとき、慶長十七年先規に任せて、寺領百石の御朱印を賜ひ、僧祿司三ヶ寺のことも是まされし文書もあり、其文下にのす、三ヶ寺と云は當寺及下總

國府臺總寧寺、下野國富田大寺是なり、此三寺にて國中を三分し其一をつかさどる、當寺のあづかる所は二十三ヶ國、所謂武藏・上野・紀伊・備後・美作・伊豫・土佐・阿波・讃岐・安藝・周防・長門・信濃・越後・佐渡・豊前・豊後・筑前・筑後・肥前・肥後、淡路・備中等なり、御打入の前より此三寺は僧祿司なれど、總寧寺は始め乘安寺といひ、大中寺はもと乘國寺と云、寺號の昔よりかはらざるは、たゞ當寺のみなり、又秩父郡高山の不動は、當寺の奥院と稱す、今も住僧入院の後必高山へ參詣す、又云古へは住僧常に當所に居りて、江戸の公務は芝青松寺へ役僧を出しおきて勤めしめしが、次第に公用多端なれば、二十六世普春和尚のとき、延寶六年江戸麻布本村にて六百坪の寺地を買ひ、宿寺を造立してこゝに常在す、後此所賜地となれり、しかりしより後は、住職の後一日の御暇賜はりて當所に來り、夫よりは始終江戸の宿寺の方に居り、當所には鑑司をおきて諸事を調理せしむ、是は正徳年中より定められしことにて、かの普春は元祿二年十月二十日の示寂と云、かゝる大寺なれば地域もことに廣し、こゝに又山口周防守重政なるもの當寺に居りしと云、其家の譜に重政慶長六年武藏國の由木に於て、五千石の地を加へ給ひ、同十一年台徳院殿の鈞命を請て大番の頭となり、同十六年下野國の中にて、又五千石の加恩を賜ひ、都て一萬五千石を領せしが、同十八年故有て罪を得、當郡越生の庄龍穩寺に隱居り、同十九年大坂御陣の時、重政其子伊豆守重信を携へ、ひそかに其役にをもむかんとし、箱根の關に至るとき、關守是を通さず、依て又龍穩寺にかへり、重信を商人の體に粧ひ立て出せしが、已に御和陸調しかば重信又當所にかへりしとあり、されば山口父子當寺に寓居せしこと疑ひなけれ、惣門冠木門なり、門ど、住僧に問ふにつまびらかならず、

制札を立、其文左に、

禁制 武藏國越生 龍穩寺并郷中

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事、

一放火之事、
一對寺家門前之輩非分之義申懸事、
右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴科者也、

天正十八年

御朱印

こゝに御朱印と記すものは、前にもいふごとく太閤秀吉の朱章なり、惣門を入れれば左右に並木あり、並木の外は小山連り龍ヶ谷の川、蒲團石惣門の内に入り、一間四方許りにて、ながれり、蒲團石上面平かなる石なり、一名を蒸鉄(シエソフ)石と云、昔より住僧定り初て入院の時、石上に毛氈をしき、かの住僧惣門の方よりこゝを過るとき、この石上にしばし憩息するを常例とす、此とき點心と板橋龍ヶ谷川に架して、蒸鉄を食する故かく名くと云、板橋す、此橋をわたり、川にそふてゆく、傍に大石あり、高さ六尺餘、自然石とみゆ、これを帳付石と呼、又しばらく行て同じ形の石あり物見石と云、節巻が記す所の天文十二年の寺傳にもみえざれば、古くよりありしなるべけれど、其由来は詳ならず、表門 近年大風にやぶれて、未 樓門 冠木門 本堂 本尊脇土伽葉阿難の像を安ず、この堂の左右に廻廊を設け、冠木門の左右に續けり、中庭に小池あり、池中に辨天の小社あり、庫裏 寛文十二年當寺第二十五世太了和尚のとき鑄造せしものなり、銘文あれど考證に益なればと

ざら、僧堂 衆寮 熊野社 第三世泰叟の勸請する、開廣堂

浴室 寮 秩父寮・首座寮・坂戸寮・三 五輪石塔 二三基立り

灌の墓ありと傳ふれど、文字も消た 月光水墓所の中なる

れば、いづれが是なるを知らず、 月光水古木の杉の根

より出る靈水なり、當寺月光和尚といふ者、加持の水に用ひ

しと云、村民はかまの水と云て、早越の年は近隣の者來り、

請てくみとる 龍窟 境内北の方なる山の谷あひにあり、飛泉

といへり、 龍窟の末流この所を流る、かの古へ龍の住し

と云は、此所なりとぞ、今尙窟 寺中三枝庵 門前の小高き

の廣さ疊五六疊を敷程なり、 所古へ道眞入道が居住せし所ならんといへり、太田系圖に、

於武州越生、建精舎號龍穩寺、道眞常住越生、明應二年癸丑

二月二日辛、八十三歳、號雪山居士とあり、道眞 文書五

が自得軒のありしは、此所なるべしといへり、 通左にあ

當表在陣爲屈使僧殊相原并扇子送賜ひ祝着候、委細

全阿彌可申候、謹言、 三月廿八日 大納言印 龍園寺

天正十八六月初日

羽柴筑前守

利家 (印)

武州龍穩寺

御法度之事

一引導之場へ祈禱之出家不可入手候、御國法に無御座儀候間堅申斷候、違亂申真言天台山伏於有之者雜物指添奉行所へ以使僧可被仰上候、
午霜月廿二日 全阿彌 判

進上 龍穩寺侍者中

伏啓 去年於江城玉龍坊山本坊へ申斷候、祭導之義有間敷候事、其地真言天台又者山伏業へ急度被仰越、

可及御斷爲其一筆進之候、恐惶敬白、

申二月五日

全阿彌 判

進上 龍穩寺侍者中

御國々へ法度堅申斷候、違亂申出家山伏有之者、雜物指添奉行所へ以使可被越急度申付、御分國可追放者也、追而諸宗引導之場へ、祈禱之出家不可入手、

況前々檀那八宗共に奪取事、

慶長七壬寅年霜月廿二日 奉之 全阿彌 判

進上 龍穩寺衣鉢閣下

○上谷村 上谷村は川越城より乾に當て六里を隔つ、堀江庄に屬す、寛文八年の水帳に比企郡玉川領と記したれど、既に正保の改には當郡に屬して上谷戸村と出し、元祿の改にも當郡に屬して上谷村と書し、肩に古は上谷戸村と記したれば、比企郡といへることは誤れり、家數七十、其内三十一軒を上分と稱し、三十九軒を下分とす、村の界域東は比企郡古池村にて、南は同郡麥原村及郡中堂山村なり、西より北へは比企郡大附村かゝる、東西へ二十二町、南北十二町、郡の西のはては山間幽谷の地なり、水田少く陸田多し、山林は田地と相半せり、村内を通ずる谷川有て水損少なからざれど、此川田間の用水とならざれば、天水をたゞへて耕すゆへ又干損もありと云、御打入の後は御料所なりしが、元祿十五年二月長澤堂岐守に賜はり、後又御料所となり、安永九年御代官飯塚伊兵衛支配せしとき、秋元但馬守・雨宮十兵衛二人に賜はれり、今其子孫秋元左衛門佐・雨宮鐵之進等知行す、檢地は寛文八年深谷喜右衛門糺せり、其餘新田あり、享保十八年に

寛播磨守明和四年辻源五郎等たゞし、各高請せし場所あり、今御代官所なり、

高札場二ヶ所あり、是は上分にて秋元左衛門佐が建る所なり

小名 瀧 坊ノ下 鎌倉畑 堂坂 小澤田 下河原

小林 精進場 中島 岩倉 小溝坂 大すが 石神

菅ノ谷

愛宕山 西の方にあり、登り

上殿川 村の中程を流る、西の方比企郡平村より入り、堂山村の方へ達す、上殿とは比企郡大附村の小名にて、則水源の地

八幡社二宇

一は村の鎮守なり、二社共に百姓持、下同じ、

山神社

三島社 本地十一面觀音を安ず、

常願寺 慈観山と號す、新義眞言宗、堂山村最勝寺の末寺なり、開山榮珍寛永二十年八月晦日寂せり、されど夫より前に開基榮法師、明應三年に化せしと云ことを傳ふれば、舊き寺にて榮珍は中興なりしなるべし、

藥師堂 村民の持なり、此像の來由を尋るに、後冷泉院の御宇據るに、家行は有道遠峯の曾孫にして、彼遠峯は延久元年の卒と云ば、年代合はざるに似たり、と云もの病に罹り、醫術驗なければ、自ら無二の信心を發し、三軀の藥師像を彫刻して祈願を籠けるに、彼病忽平癒しけるにぞ、件の三軀の内木

の本を以彫し物なば、比企郡奥畑村に安じ、末にて彫しを黒山村に安じ、其中にて刻せし一體を此堂に安ず、されば此堂を中堂と呼ぶと云、堂の主藤右衛門が家に、藥師堂の古棟札二枚を藏せり、左に、

容願速奇

光明遍照十萬

元、、、、

武州入西郡越生郷藥師堂
永正十年一酉

戒適、、、、

先者永正十年本堂、、、、定覺

越生中堂

必次元龜四年癸酉本願道金、、一代

劍海之代

其次天正十七年一二月廿四日

本願主中村孫左衛門

是によりても此堂の古きこと、及び中堂と號せしことなど證すべし、

○堂山村 堂山村は昔大伽藍の建し地なれば、この名起りしと云、其詳なることは最勝寺の條下に記せり、其地は郡の西によりて江戸より十五里、東の方は比企郡古池村に接し、南は津久根・小杉の二村にそひ、西北は大瀧・上谷の二村なり、東西の徑り八町、南北三町許、入西庄玉川領に屬す、家數二十餘、水田・陸田相半す、此村は昔越生氏の領せし地なりと土人いへり、御打入の後は御料

所となり、正保年中は御代官諸星庄兵衛支配し、夫より引續き久く御料所なりしを、安永九年地の半を割て秋元左衛門佐が家に賜はり、殘る半を享和三年肥田豊後守に賜はりしより今も替らず、檢地は寛文八年御代官深谷喜右衛門糺せり、其後新開の地出來しをば、享保十八年寛播磨守檢地すと云、

高札場二ヶ所 一は西にあり、一は東の方にあり、

小名 田代河原 東北の方にあり、下に載たる文安三年吾那西郡越生郷恒弘名之内、田代村菊萬在家出資八百文とあるは、恐くは當所のことにして、昔は村とも唱へしならん、

又永祿三年太田美濃守資正が出せし制札にも見えたり、其文左にのす、

制札

於當郷當手甲乙人等濫妨狼藉之事、右至于違犯之輩者、可處罪科之狀如件、

永祿三年庚申十二月十日 資正(花押)

岩崎 上殿分

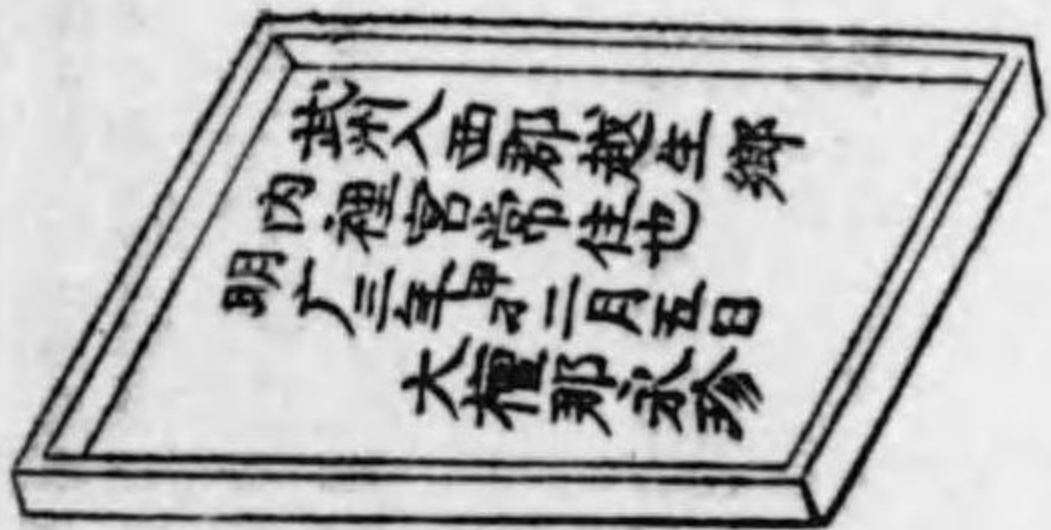
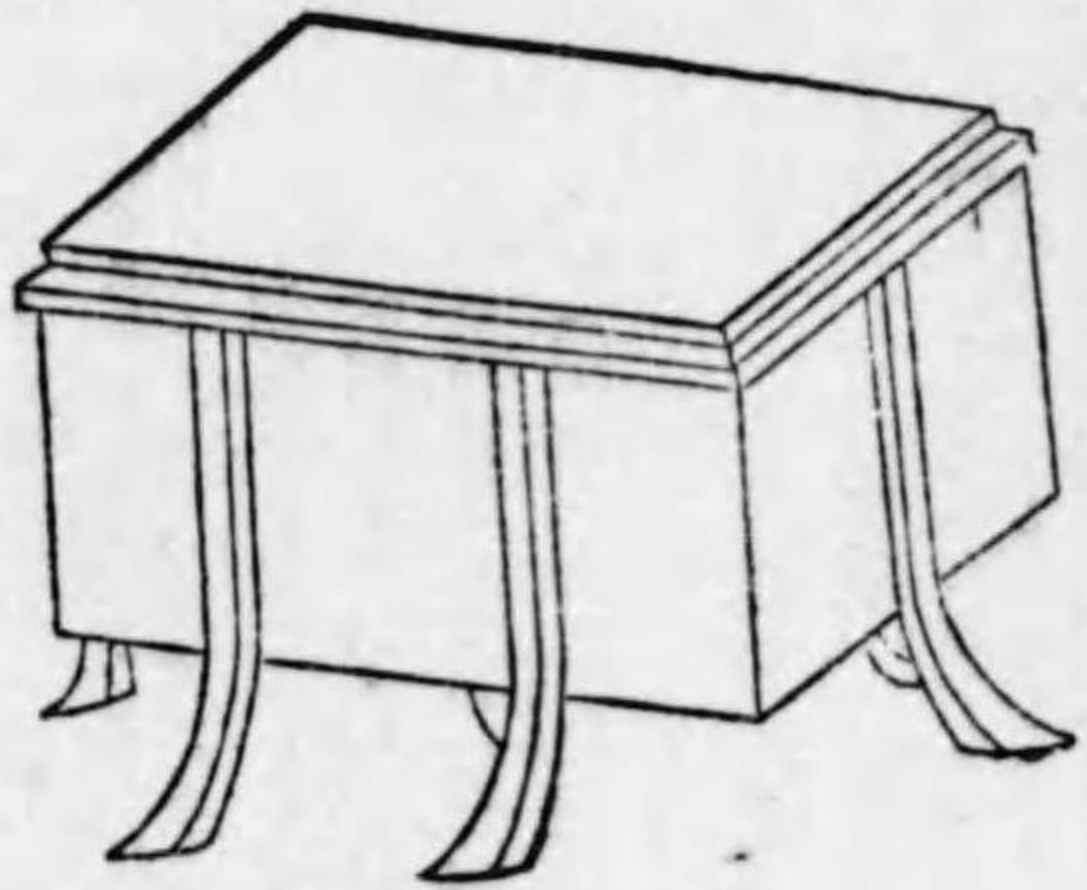
田代 大間 六ヶ所

富澤 山田分

この文書今最勝寺に藏すれど、其實は村に與へたる制札なるべし、和田川内坤の方にあり、和川と云細流ありて、末は越邊川に落入れり、町屋 ばん場 堂ノ前 岩間

堀ノ内 なが久保 鞍骨 大菅 平松 勝原 宮ノ脇
越邊川 南の方小杉村の境を流る、川幅十五間、津久根村へ往來せる板橋をかけり、
上殿川 上谷村の方より流れ來り、末は越邊川に合す、川幅は僅に五間許なり、
近戸權現社 土人の説に田原藤太秀郷の靈を祀れりと云ど、實や、そのことを詳にせず、村の鎮守なり、最勝寺の持、
荒神社 以下の三社ともに、
諏訪社
神明社

最勝寺 青龍山と號す、新義眞言宗、今市村法恩寺の末山なり、往古は天台宗にて西照寺と書たるよし、其故は下に出せる大御堂と云もの、其頃小名堀内にありて、そこより西方に當るを以西照寺と云ひ、夫より東にあたる寺を東福寺と稱す、則今の東福寺是なり、西照を最勝と改めし所以はしらず、又或は當寺を指て上の寺と呼び、東福寺を下の寺と唱へしと云、客殿の軒に掛し鐘に、元祿元年法恩寺主温が銘あり、其略に云、越生郷堂山大御堂最勝寺者、能仁寂默寶殿、瑜伽上乘道場也、曩時藉錄天文年中羅體牧之變已爲烏有矣、唯傳言開基者建久癸丑年、右大將賴朝公來日、于茲有感神異創建大伽藍、則使兒玉氏雲太夫、奉行之寄附殿田若干云々、弘治年中法印賴榮、稟承法脈於法恩寺之廣慶阿闍梨、其後又賴圓上人相續承受慶秀和尚、于今傳燈熾然也云々、開基のあらましはしるべし、また法恩寺の年譜録によりても、古く創立あり



しこと知らる、當時は大御堂の別當寺なりしにや、既に慶安二年たまはりし御朱印の文にも、釋迦堂領七石八斗としるされしにてもしらる、この釋迦はすなはち大御堂に安寺寶置する本尊なり、本尊は十一面觀音の銅像なり、大般若經四箱この經はむかし和田村の春日社にありしを、故ありて當寺にうつせりといふ、經文の奥書をよび箱の圖を上に記す、

建長二年六月廿八日

康安二年

貞治三年

永和元年

至德三年卯月日、比企郡平澤寺住僧金剛佛子榮徳、

應永三年赤尾阿彌陀海禪、

應永廿四年五月十九日、武州入西郡吾那越生郷新熊野、常住執筆良觀、

武藏國吾那小山一乘坊、新熊野大般若難惡筆如形言

寫、良觀生年廿三歳、應永廿四年六月廿日、

應永廿七年閏正月十六日、右衛門尉師兼書之、

嘉吉三年武州秩父郡菅沼郷麻布村、大慶庵書之、

武州比企郡釜形郷八幡宮、常住於平澤寺圓仙房書、

延德三年十二月廿八日、鹿下幸傳書、

福徳第二年、

これ逸年號にして、年代しれざれば姑く此に出す、此外經文の奥書に、武州比企郡釜形の郷、八幡宮常住於平澤寺、圓仙房書と而已記せるあり、又足利庄般若禪寺常住、住持勸縁比丘道班と、えりたる印を押せる、板本の經もありと云、

圓徑一尺



奉再興新御堂阿彌陀本尊坂本殿佛所

蓮華堂本□□□□□□即

諸且那□□□□ 添且那善祐也

現世安穩□□□□ 後生

延德四年□子卯月日

本願權少僧都□□定殿

大御堂 境内に左の方に入り、三間四方中山中納言愛親卿彫刻せし長二尺許なる坐像なり、側に同木にて作れる彌陀、及四天王の像あり、此彌陀の臺座の裏に、奉再興新御堂阿彌

新編武藏風土記稿卷之百七十五 入間郡之二十

陀本尊云々、延德四年□子卯月日本願權少僧都□□定道とあり、其圖は上に出せり、此堂は前の鐘銘にいへる、兒玉雲大夫が奉行して建立せし處なり、其地は村の東方なる堀ノ内にありしに、後戦争の事ありて久く破壊したりしを、再興の時こゝに引移せしと云、現に文安三年吾那左衛門尉憲光の寄附狀にも、吾那堀之内釋迦堂とあり、其文に、

武藏國入西郡越生郷、恒弘名之内田代村、菊万在家

土貢八百文、同所中島在家田島土貢八百文、合壹貫

六百文所、依爲吾那堀之内釋迦堂、爲息庵主建立、

爲道乘菩提釋迦江奉永代寄進所實也、此上者於子孫

中於致異亂妨輩者、憲光跡を不可知行候、仍爲後證

永代之寄進狀如件、

文安三年三月九日

稻荷社

東福寺

大夫等が開きし

伽藍跡

則大御堂の蹟なるべし、今こゝに小高き塚ありて、其上に

五輪の石塔一基を立つ、是兒玉雲大夫が墳墓なりといふ、

カウシヤ

○鹿下村 鹿下村は比企郡に接したる地にして、川越城

の乾五里にあり、江戸よりは十五里、下二村も江戸への

行程はこれに同じ、堀江庄高麗領に屬す、當所も古く開

左衛門尉憲光花押

けたる村と見えて、今市村法恩寺の年譜録、應永三十二年八月廿三日尼禪智が寄附狀に、奉寄附報恩寺、武藏國入西郡越生郷、恒弘名鹿下高房東長五郎入道、在家附田參段、當作人左藤太郎入道、毎年の徳分壹貫九百文所事右田者自越生主計入道宏忠野田、手所令永代買得也云々と記し、又堂山村最勝寺に藏せる、大般若經延徳三年之奥書にも、鹿下の名見えたり、四隣の接界は東の方大谷村に添ひ、南は成瀬村、西は比企郡古池村にて、北も同郡馬場・高野倉の兩村なり、東西の徑り八町、南北十町許、もとより山丘の地なれば、高低均しからず、陸田多く水田は少し、民家四十八、村内上野國より相模國への往來一條あり、成瀬村より比企郡古池村へ達す、此村は御打入の頃より御料の地なりしに、中頃服部庄五郎が知行に賜はり、後御料に復せしを、又改めて大島大和守・逸見榮助等が先祖に賜ひしより今も替らず、檢地は寛文八年成瀬八左衛門奉りて糺せりと云、

高札場二ヶ所 一は村の西、一は東にあり、

小名 高房 村名の條に載たる、應永三十二年尼禪智が寄附することしるべし、殊に其地廣くして隣村成瀬にも續けり、助のぶ 大また 根岸 登戸 はし戸 し、が谷 大峯 海士谷 佛堂 し

ほ岡 宿 ふく入 かんな下
 沼 村の北にあり、廣き二町に一町許、土人學頭沼と呼べど、名義はしられず、
 圓泉寺 新義眞言宗、上野村醫王寺末、西利山と號す、本尊藥師を安、
 東用寺 同宗、今市村法恩寺末、瑞瑞山と號す、開山信心法藥師堂尺五寸許、春日の作、
 大行院 本山派の修驗、西戸村山本坊の配下なり、寺記を閱すに、岡崎吉實と稱せし人の子孫、正元元年武州入間郡越生岡崎に移住して修驗者となり、源榮と改號す、是大行院の開祖なりと云、今按に近郷今市村の小名に、岡崎と云ふのあれば恐くは彼を指して云しならん、

○成瀬村 附新田 成瀬村は川越城の西五里にあり、越生郷堀江庄高麗領に屬す、村の四境、東は大谷・和田の二村に續き、西は比企郡古池村に接し、南は越邊川に傍て、對岸は當郡黒岩・津久根の兩村なり、北は鹿下村に限れり、東西の徑十四町、南北七町、民家は四十五、水田多く陸田少し、當村古は成瀬氏の領せし地にや、當國七黨系圖を閱るに、兒玉黨越生有行の三男四郎有平の子、鳴瀬右近太郎有年と云ふの見ゆ、彼系圖には年代を記さざれど法恩寺年譜録に載たる承元二年有平の兄、有弘が左馬允有高に地頭職を譲りしよし有にても、大抵其頃の人なり

高房山圖



しこと知らる、御打入の後は御料の地となり、寛永の頃は高室喜三郎・同四郎兵衛等支配し、寛文八年成瀬八左衛門が支配せし頃檢地すと云、其後元祿十二年黒田豊前守に賜はり、同十六年再び御料の地に復し、正徳二年森與五左衛門が家に賜はりしより今も替らず、當村の北につゞき近き頃開けし新田あり、天明六年飯塚常之丞檢地せり、民家なく木村持添の地なり、
 高札場村の東に

小名 梅澤 檜木田 かちや 熊ノ谷 藥師堂 昔こゝ堂ありし 鳥井戸 昔村内高房山の淺間社の鳥井ありと云、 高房 北の方なり、此小名房のこと前村に辨ず、

高房山 小名高房の内にある山なれば、直ちに名とせり、高さ五丁餘にて、四邊は松杉生ひ繁りて中腹に妙見寺あり夫より頂までは殊に險峻の山なり、頂には淺間の小祠を建、祠邊よりの眺望最打開けたり、先東の方は筑波の山を始として、比企・足立・江戸を打越て、遠く房總の山々を見渡し、南は八王子の邊までのあたりに見え、西は秩父カ嶽及比企郡笠山・乳首山など連り、北は三國峠より信州・越州の高山見えたり、

越邊川 村の南境を流る、比企郡古池村より來り、當郡和田村に達す、川幅十間、其間橋を架す、當村より黒岩村への往來なり、

諏訪社 慶安二年社領五石の御朱印を賜ふ、神體は 別當

見正寺 新義眞言宗、上野村醫王寺の末なり、能 虚空藏堂

虚空藏は坐像にて長二尺、佛師春日の作

熊野社持

神明社 神體は鼠色にて、石劍の如きも

妙見寺 新義眞言宗、上野村醫王寺末、高房山と號す、小杉村

開關以來威光増益云々と見えたり、高房山は常寺のことならんには、舊き寺にて其頃は天神の別當なりしことしらる、本

尊地藏を安ず、客殿の傍に鐘樓あり、 觀音堂 如意輪觀音の

明和元年鑄造の鐘をかけおけり、

の彫刻なりと云、 弘法大師

常正寺 新義眞言宗、堂山村最勝寺末、普門

高岸寺 曹洞宗にて越生熊野寺末、

阿彌陀堂

五輪塔 一基附石に禪榮大師應永廿年己七月廿八日と刻す、

何人の墓なるにや

○大谷村 大谷村は郡の西端にあり、越生郷堀江庄高麗

領に屬す、法恩寺年譜録、應永十八年十二月十三日、越

生乙松丸が寄附狀の文に、武藏國入西郡越生郷、是永名

之内大谷村、松木田壹段土貢壹貫五百文、同所春日井戸

之前田壹段年貢壹貫五百文所事、合直錢拾貳貫文者、右

所乙松丸重代相傳之私領也云々と見え、及同書に寶徳元

年三月七日、越生左衛門尉憲秀、大谷村の田貳段釜土場

在家内、糟塚土内在家を以、昌岩菩提の爲に寄進云々、

享徳二年四月五日、長尾兵衛尉忠秀、大谷村内田貳段、

釜土通在家内糟塚内在家内を以寄進せし由記たれば、舊

き村なることしらる、村の廣狹は東西の徑り二十町、南

北二十五町、東の方如意村及比企郡熊井村に接し、南よ

り西へおしまはしては、郡内成瀬村に添ひ、北は鹿下村

及比企郡馬場・高野倉の二村なり、水田多く陸田少し、檢

地は寛文八年御代官成瀬八左衛門糺せしと云、御打入の

初より御料の地にして、正保の頃は御代官高室喜三郎支

配せしに、元祿年中金田主殿が家に賜りしより今も替ら

ず、家数は五十六軒、

高札場村の中程

小名 堀ノ内組 小ふの山組 房野組 芝ノ木組 中

谷組村内を此五組にわかれ、下に載る 春日井戸 松ノ

新編武藏風土記稿卷百七十六之

高麗郡之一

郡圖

總説

高麗郡は國の中央にあり、江戸より西北十餘里なり、【和名鈔】に高麗を訓にて古末と註せり、郡名の起りは【續日本紀】曰、元正天皇靈龜二年五月辛卯、駿河・甲斐・相模・上總・下總・常陸・下野七國の高麗人千七百九十九人を以て武藏國に遷し、高麗郡を置とあれば、是其初め高麗人の遷されたる者、今の高麗本郷或は新堀村・青木村のあたりに住て、夫より漸々草創せしこと、見ゆ、青木村に住せる青木内藏助が家譜に云、其先武石麻呂靈龜二年二月詔を蒙り、高麗人九百九十人を具して、丹波國より本郡に至り居住せし、その地を即ち青木村と名くとあり按に武石麻呂の事蹟は【續紀】等には更に沙汰なき人なり、又云その時禁裡より賜はりしものとて、青木一名は鹿子

住吉社 中ノ谷組の産神なり、神體は圓鏡の中に

堀ノ内組の鎮守なり、 ○稻荷社 芝の木組の

是も同寺の持、下同、 ○天神社 小

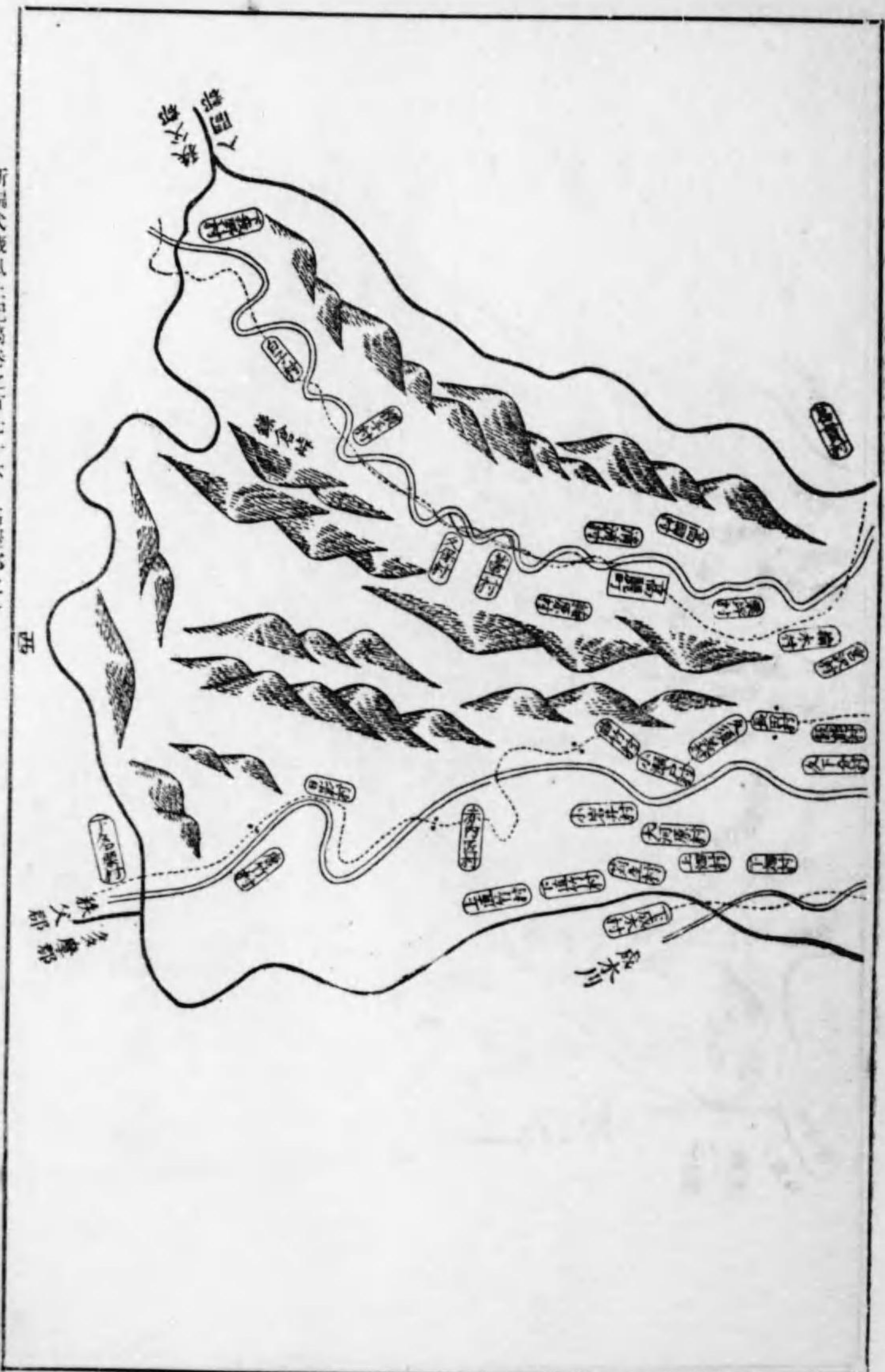
の組の鎮守なり、 ○淺間社 村の

玉正寺 瑠璃山と號す、新義眞言宗、今市村法恩寺

院前と同寺の末なり、愛宕山

院地藏寺と號す、本尊地藏

新編武藏風土記稿卷百七十五之終

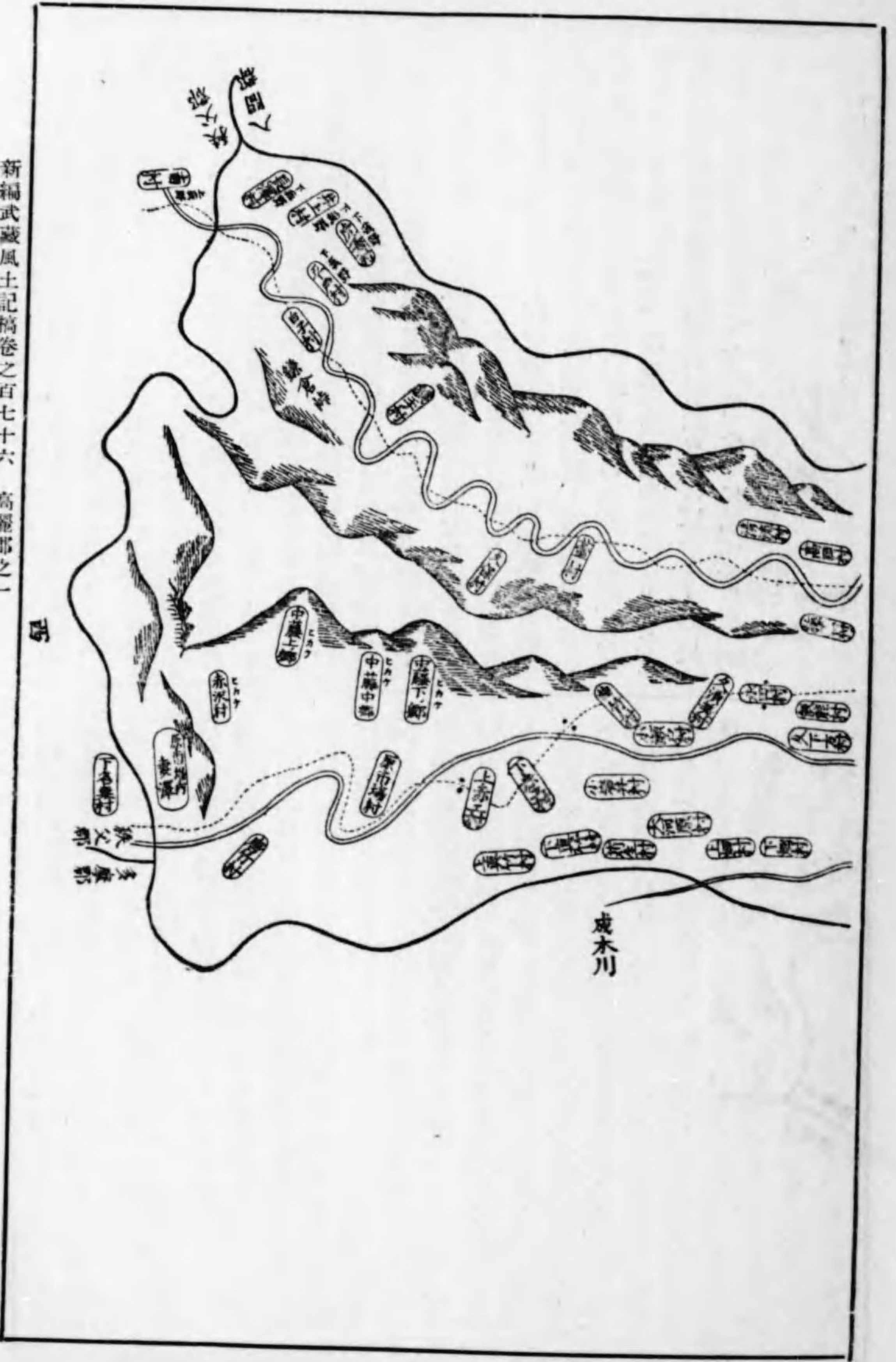


★

正保年中改定圖



元祿年中改定圖



木あり、今老幹となりて存せり、左すれば此青木と云るものも、靈龜の頃禁裡より賜ひしものといへば、千年の餘を経たる木なり、かゝる古代の物今も存せりと云は、尤うけがたきことなり、殊に蚊孳木と云るもの他國にもまゝありて、其形状も似たり、多く蚊の生ずる木なれば斯く云りと、是等の木なるも知べからず、かたゞ信じがたしといへど、土人の傳ふるまゝを姑く茲にのす、又新堀村聖天院の境内に、高麗王の館蹟及び墓碑等あり、その餘大宮明神社等に委しければ推て知るべし、郡中の村里多くは白髭明神、又は大宮明神を祭り鎮守とするは、高麗王のことなる由、即ちこの新堀村より起りて郡中所々にあり、これぞ其始を欽慕するゆへなるべし、又古くより世に武藏鎧と稱するものあり、此處に遷されたる高麗人の造るところと云【盛衰記】に、畠山重忠小坪合戦の時、武藏鎧を用ゆと云、今の世に五六鎧と稱するものは、其遺製なるべし、扱本郡は往古多磨郡より通じて入間郡及び高麗郡に聯縣として茫々たる原野なりしに、是をすべて武藏野と稱せしなり、すでに元弘年中新田左中將武藏野の合戦ありしなどいふは、即ちこの郡に亘りてのこと、見ゆ、今の篠井村のあたり壘壁の遺蹟あるもその頃構へしものと見ゆ、又柏原村と廣瀬村界の東邊入

間川を八町の渡しと云傳ふ、是ぞ堤などもて流をさゝえし廣潤なる所と思はるゝなり、又そのあたりを霞ヶ關とて當國に名たる名所は此所なりと云、後世分れて入間野となり、或は入間の里と云しならん、又高麗原と云るは今の新堀村邊なり、南北十三四町、東は的場村まで二里半許、渺々たる平原なりしと云、尊氏將軍の文書に、觀應三年閏二月廿八日高麗原に戦ふと見えたり、按ずるに靈龜の前此郡を置ざる時は草味茫々たる間地なるか、恐くは本郡もと入間郡の分郡と思はるゝには【元明紀】に云和銅六年五月甲子に、畿内七道諸國郡郷名、著好字、其郡内山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍言上すと、これ諸國風土記を奉ぜられし初めなるべし、さればいかなる迂僻の間地といへど、孰れの郡郷にか屬せざることあるまじ、【和名鈔】に廣瀬を訓して比呂世とし、入間郡の部にのす、【文德實錄】に嘉祥三年廣瀬神社を官社に列すと、その時廣瀬村はなを入間郡に屬す、上み靈龜の分置より下も嘉祥に至まで、百三十餘年に及べども入間郡と書せり、【和名鈔】には廣瀬を入間郡の部にのせ【伊勢物語】には三芳野を入間の里と記せり、的場村に三芳野塚あり、上ハ戸村に三芳野道場あり、いづれも入間

郡にして今本郡に屬す、されば近き世に及びても入間郡としるせしものあり、天正十九年の御朱印、篠井村觀音堂、佛子村高正寺鐘の銘などにも入間郡とあり、上ハ戸村日吉山王棟札には、寛延年中すら猶入間郡と書せり、【小田原北條家人所領役帳】に新田又七郎が領せし頃、河越三十郷の内上ハ戸村とのす、按に入間川を挾て東西にある村々をさすなるべけれど、今いづれの村と云ことをしらず、平戸村・虎秀村・上下井上村・長澤村はもと一村にして、入間郡我野村と唱へしが、今は本郡に屬して五ヶ村となり、下我野郷の唱へをおへり、上我野郷は秩父郡に屬せり、又駒寺野新田・勘六新田・森戸新田は入間郡に屬して本郡の中に駁雜す、これ全く入間郡より分ちしものと思はる、その名唱書記混同せるものは舊染の遺俗往々誤りを傳ふるものなるべし、既に前に辨するごとく武藏野と云、入間野と云、高麗原と云、これすべて一圓の武藏野にして、杳渺たる曠野西に亘り、秩父郡の邊に至まで、後世分れて漸々新墾し、或は田島となり、或は村落となり、人家も從て出て來り、古とは異なることと推て知るべし、【回國雜記】に載す上ハ戸村を謂て川越と書するをもて考れば、往古川越の地は川を挾で稱すこと明らかし、日吉山王鐘の銘に、文應元年に河肥庄と書

するものあり、左すれば川越の唱もとよりありしこといよ／＼明らかし、河を川とし、肥を越と書するものは、後世改むるものなるべし、されば川越城の壘跡は日吉山王社地なるか、或は常樂寺のあたりなるべし、みな城跡壘跡とは云傳れど、駁とせし證左なし、郡の地域はその形ち東西に長く南北は狭し、中にも郡の中央と覺しき所は、括れたる如く狭し、さて其く／＼れたる所より東は原野田島多く、村落その間に點綴せり、西は地形大率崎嶇多くは嵯峨に據りて島をひらき、卑隘に就て田を作り、村落もまた高處迂僻、或は澤間溪流に添て民戸各處に散在す、然るゆへに山畑のあるあたりは柴もしくは雜木もて藩籬をなす、謂ゆる鹿柴など、云べき者か、又陷窵をうがちて猪鹿をば防ぐ所もあり、西端に至りては秩父郡の山々犬牙接續して經界をなせり、諸郡中を流るゝ川二流あり、北邊の村落を流るゝは高麗川なり、南邊の村落を流るゝは入間川なり、中間の括れたる所に至りては、兩川相せばまりて其間僅に一里許なり、この郡西は秩父郡に接し、西南間は多磨郡に續き、南より東北へ環りて入間郡なり、その界は東より南へ入間川を界とし、佛子村・阿須村の邊は山を界とし、上下畑村は成木川を界とす、それより西北へめぐりては、地形犬牙して山の頂を界へ

り、長の方は原野田畠或は徑路をもて界とせり、以上の
 經界は後世大に變革せしこと、思はるゝなり、東西の長
 さ七里ばかり、南北の廣さ三里には近し、中間の狭き所
 は一里半許、中央は中居村・中山村の邊なり、土性は大抵
 野土多く眞土少し、西の方山村は石交りの眞土なり、水
 田は陸田に比すれば三分の一なり、其水田は多くは中間
 より東にあり、西の方には僅に谷ツ田のみありて、多く
 は山畑なり、郡中に二條の往還あり、其一是秩父郡名栗
 村邊よりの通路にて、赤澤村より青木村・中居村邊まで
 三里許を経て兩岐し、南北に分る、南は一里許を経て根
 岸村に達す、北も一里餘を経て入間郡岩口村に達す、又
 一條は秩父郡我野郷より三里餘を経て、是も又岩口村に
 達す、此餘二條の往來あり、其一是川越城下より上廣谷
 村へかゝり、戸宮村を経て一里半ばかりにして入間郡石
 井村に達す、是は秩父より江戸への街道なり、其一是入
 間郡黒須村より根岸村を北して、高萩村より驢折村にか
 かり、入間郡坂戸村に達す、是は八王子より日光への往
 來なり、扱人物風俗等に至りては、させる殊異なしとい
 へども、西の方山による村落は、なをさら年穀大抵一歳
 を終るにたらず、其民は總て山澤の利によりて生理をな
 す、材木もしくは炭薪を以て粟米に換ふ、このゆへに丁

壯は柚取炭焼を業とし、處女婦孺に至まで是を負擔し備
 錢をとる、又は石灰やく村は老弱みな是がために奔走し
 て、各其資を得るといふ、最も鄙野の風俗にして、質朴
 とはいへども寛富の民、或は里老輩に至りては頗る都下
 の風を學ぶものあり、

【和名鈔】所載合郷二

上總 加無豆布佐と訓す、今其遺命をしらず、

高麗 古萬と訓す、今高麗郷高麗本郷あり、此郷を唱
 ふるもの合村十四あり、其名の起は【續日本紀】に天
 平勝寶元年十一月己未、背奈王福信從四位上改本姓
 賜高麗朝臣云々とみゆ、此頃より唱初めしにや、又
 【七黨系圖】丹の黨の内、高麗五郎經家なるもの見え
 たり、郡内新堀村の民が藏せる正平觀應の頃、高麗
 彦四郎經澄その餘同氏のものへ、足利將軍より賜り
 し文書あり、此等の人々も地名を以て氏とせしこと
 に思はる、されば領名もこゝに起るならんか、とに
 かく舊き唱なることは論なし、

廣瀬 比呂世と訓す、入間郡の部に出たり、後世本郡
 に屬す、説前に辨す、

中古所唱郷庄

高麗郷 説上に出、

加治郷 或書にのす、治承五年十一月十一日鎌倉將軍
 よりの下文に、新田入道淨西武藏國加治郷司職に補
 せられ、地の百姓等に示すの文見えたり、これもふ
 るき唱なること論なし、
 勝呂郷 説入間郡に辨すればこゝに略す、
 三芳野郷 説上に出、
 淺羽庄 説入間郡に辨す、下同じ、
 山田庄
 春原庄 入間郡今市村法恩寺年譜録に、春原庄廣瀬と
 見ゆ、今この唱なし、
 今所唱郷庄領
 高麗郷 合村十四、説上に辨す、
 加治郷 合村九、説上に辨す、
 勝呂郷 合村六、説入間郡に辨す、
 中山郷 合村二、今中山村あり、これより起りし名な
 るべし、
 三芳野郷 合村十、説上に出、
 霞郷 合村六、今栢原村の内霞ヶ關の名跡あり、これ
 より起りし名なるべし、
 廣谷郷 合村三、今廣谷村あり、これより起りし名な
 るべし、

日影郷 合村五、説末にのす、
 下我野郷 合村五、入間郡今市村法恩寺年譜録、越生
 左馬允有道寄附狀に、承元二年三月武藏國吾那上下
 云々とあり、土人の説に我野は高麗國の地名にして
 あかなと云べきを、いつしか我野と改しと云、今本
 郡に下我野ありて、秩父郡に上我野あり、
 加治庄 合村七、
 淺羽庄 合村四、説入間郡に出、下同じ、
 山田庄 村一、
 高麗領 合村二十、説上に出、
 加治領 合村四十七、郡内中山村の弓手妻手にありて
 屬する村數四十二と傳ふれど、正保改定より今に至
 るまで分村又は合村せしものありて、今現在する所
 すべて四十七村に及べり、七黨系圖を按に、丹之黨
 の内加治氏は其先高麗五郎經家より出て、加治太郎
 實家と號す、これらは皆所在の地名を始めて氏に稱せ
 しなるべし、實家が弟二郎家季、元文二年武州二俣
 川の戦に、畠山重忠がために討死すと見ゆ、其頃よ
 り鎌倉將軍家に屬し、氏族等連綿としてこの地を領
 せしこと、見へて、郡中所々に加治氏の古墳及餘裔
 あり、領名の舊きこと知らる、

川越領 合村十、説入間郡に出、
松山領 村一、比企郡に松山町あり、是等より起れる
名なるべし、

未勘 合村十二、

武藏野新田 合村十五、内八ヶ村は本村に隸して、持
添新田と稱するものなり、

園郡合村一百十三 内宿驛二

右件の村今現在の數なり、此内正保より元祿の間、原
野を開きて村落となし、村長ありて一村となる、新田
の分合て六ヶ村、又元祿以後開墾せし新田の分本村に
隸して、多くは民戸なくして持添新田と稱するもの四
十八村、内八ヶ村は武藏野新田の内なり、正保年間改
定の時合村八十三、元祿に至て再訂の時合村一百五、
前に比すれば増加すること二十五村、名を減するもの
二、今現在の合村を、元祿の頃に比すれば、又増加す
ること十、減する者二なり、

日和田山 郡の西北にあり、山足より絶頂に至まで、十
五六町許、東北は清流村にて、西南は高麗本郷に亘れ
り、其山は栗坪・梅原・清流・高麗本郷、の四村入會の
秣場なり、絶嶺に享保年中、聖天院三十五世、隆敵が
立たる、寶篋塔あり、其下に金毘羅社、秋葉權現社あ

り、又その南にあたり、山腹に古塔の破碎せるものあ
り、銘文に、貞和第四戊子十一月十一日、比丘□□立
と仄に見へて、只基石のみ全し、扱、山の中腹より下
は、杉松及び雜木生ひしげりて繁回し、それより上は
峻嶮險路にて、匍匐して登る所などもあり、或は東の
峯を雌日和田と云ひ、西の峯を、雄日和田と稱すと云
り、此山は郡中第一の高山なり、絶嶺よりのぞむとこ
ろ連山群嶽、蒼々靄々として、東觀西鴨眼に遮るもの
なし、只西南の間に、兀然として聳へたるものは富士
山なり、

高麗川 水源は、秩父郡小丸峠溪澗の際より沃ぎ出で、
同郡坂本村にて、派流相合し我野川となり、三里許を
經て、本郡井上村に入高麗川となる、郡中に係ること
三里許、屈曲周流し、平澤村の下より入間郡岩口村の
下に入る、それより東流して一里半許を經て、同郡吉
田村の下にて越部川に入る、扱て此川の兩岸にある村
落、橋を架して往來するもの、大小すべて三十ヶ所許、
土人或は四十八瀬と云、砂利川にして急流なり、上流
に至ほど、危岩巨石頗多し、平水は廣狭淺深とも大抵
入間川に相等し、水かさ増るときといへども、筏流し
のみにて通船なし、

入間川 水源は秩父郡の内二ヶ所より出、其一は名栗の

里妻坂峠の下よりいで、其一は有馬山の北なる谷間よ
りいづ、其餘所々より小流出て、同郡名栗川俣にて合
し、名栗川と云、東流すること一里許にして、本郡の
西邊赤澤村に入る、是より入間川の唱あり、或は本郡
落合村邊より西よりを名栗川と云ひ、又は入間川の川
上とも云ふ、東の方野田村邊まで四里許の間は、郡の
内を流れて、兩岸に村落あり、夫より東は高麗・入間
兩郡の界を流れ、又四里餘を經て平塚新田の下にて、
入間郡紺屋村に入て東流す、此川も高麗川と同く砂利
川にて急流なり、やゝ上流に至れば盤岩巨石多無數
なり、川幅十間より二十間に及べり、深さ三四尺、夏
秋の間水かさ増時は、幅五六十間より百間餘に及べ
り、水路筏流しのみにて通船の便りなし、渡舟は根岸
村・鯨井村の下にあり、此川の名も舊く世に聞へて、古
戦の記録又は紀行などにも出ること、入間郡の部に
のせられたれば、茲には略せり、

中藤川 水源は秩父郡中澤村子聖權現山の麓、瀧門の瀑
泉の下流にて、即ち中澤村を東に流るゝこと三十町許
にして、本郡中藤村に入る、下流小瀬戸村にて入間川
に合す、此間水路一里半許、川幅五間許、

小畔川 水源は、郡中宮澤村より沃ぎ、女影村より高萩
村にかゝり、東に流れて平塚村にいたり、入間川に合
す、水路四里許、平水深さ一二尺、幅二三間なれど、
鯨井村邊に至りては、平水三四尺、川幅五六間に及べ
り、

成木川 水源は、多磨郡上成木村より出で、東流するこ
と一里許を經て、下成木村に至り、本郡上下畑村にか
かりて郡界をなす、それより岩淵村に入り、東に流れ
て落合村の下にて入間川に合す、郡中にわたること凡
そ二十町、川幅六七間より十間に及べり、平水は一
尺、

高麗原 郡中の中央より東に據る、高麗原はふるく唱ふ
るところにて、即ち、今の新堀村邊なりと云、説前に
出す、
村市所出 繩筵を第一とす、近世青梅・川越・太織
等の類を出す、此市の起りは繩筵をもて始まりしなれ
ば、世に聞へて飯能繩市の唱あり、さればにや此賣買
に限りては、見世賃今になしと云、或は此所の市は中
山村より移したるものなりと、今に毎月六裁に六十の
日をもて市を立てり、繩筵は多く女影村・鹿山村邊、
或は入間郡田波目村・坂戸村邊より出、青梅・絹太

織の類、其外の品物は郡中村里、或は近郡の郷村より出せり、

新編武藏風土記稿卷百七十七之

高麗郡之二

○唐竹村 唐竹村は郡の西にあり、加治領に屬す、村名の起りをたづぬるに、土人の説に往昔この村に高麗より移したる竹あればとて、土人呼て唐竹村と云しとかや、惜むらくは今その種を失ふことを、按ずるに郡中に竹を以て名づくる村には唐竹あり、曲竹あり、直竹あり、いかさまにも竹の所謂ありて名づけし村名ならんか、其事蹟いま一つも詳なるものなし、江戸より十五里の行程なり四境、東は平地つゞきにて原市場村なり、西は山つゞき、その絶頂を界として赤澤村に隣り、南も山つゞきにて峯界より即ち土直竹村に接す、北は入間川を界として對岸は赤澤村なり、東西凡十二町、南北も相ひとし、これを要するにこの邊攢峯互嶺につゞまれたる村なり、入間川の南岸に據て家居する民戸三十軒あり、土性は石交りの眞土赤野土等なり、陸田ありて水田なし、村民農隙を以て紙漉を業とするもの古より多く、今なを七軒存せり、仍

新編武藏風土記稿卷百七十六之終

て貢税の外に紙ふね役錢と云るものを出す、各差ありと云、この村を始とし近隣の村々猶然り、當村早損ありて水害なし、寛文八年深谷喜右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃御料所なりしが、延享四年一橋殿領知となり、今も替らず、

高札場 村の中程にあり

小名 辻ノ前 入久保 清水 宮ノ久保

入間川 村の北界を流る、西の方赤澤村より來り、村界を流ること十町ばかり、東流して原市場村に達す、川幅十

許、

橋二ヶ所 赤澤村と當村との界入間川に架す、各長五間、幅三尺、赤澤村及び當村にて渡すと、

四十八曲嶺 村の南上直竹村にいたるの一路なり、曲徑羊腸最も險阨にして四十八曲ありと云、陟り十町許、

白髭社 慶安二年四月五日の御朱印を賜はる、神體の銘文に天和四年二月廿八日、しげ吉とあり、例祭六月十五日、

村の鎮守なり、神職本橋左門吉田家の配下なり、

寶性寺 瀧水山と號す、新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、本尊彌陀を安す、慶安二年阿彌陀堂領三石の御朱印を

賜はる、開山開基の由來をつたへず、

龍向庵 禪宗臨濟派、赤澤村金錫寺の末庵なり、

觀音堂 村民喜右衛門が持

○赤澤村 赤澤村は郡の西秩父郡の界にあり、日影郷加沼領に屬す、往昔はこの村及び中藤村・原市場村の三村を合て日影村と唱へ、一村なりしが何のころか三村にわかてり、正保の頃は日影村とのみあり、元祿の國圖には中藤村・原市場村・赤澤村と載たり、慶安二年この邊村々の御朱印にも日影郷とあり、江戸より十五里の行程なり、四境、東より北へめぐり原市場村につゞき、正東の方は谷間にて平地續き、北の方は山を界とす、西は秩父郡下名栗村に隣りて、これも同じく谷間平地つゞきなり、南は多磨郡上成木村の山界なり、又唐竹村も少くかゝれり、北に依りては入間川を隔て、隣界をなせり、東西は一里許、南北は八町ほど、此邊西は元より秩父の嶺つゞき、その他は本郡の攢峯ひとしく圍繞して、これを要するに此村などは最も峽間の村にて、入間川を中間に包みし村なり、民家多くはこの川の北岸にあり、或は澤間に家し、或は山足に僻在するもの、すべて戸數百十九軒なり、農隙に紙漉を業とするもの古よりありて、今尙十四五戸あり、其他は山稼なり、この利潤の過ぎこと又少なからずと云、土性入間川の北は小石交りの眞土なり、川より南は黒野土なり、畑は山によりて多く、田は所々の谷合に就てわづかあり、寛文八年深谷喜右衛門檢地して貢税を定

む、紙舟役錢と云るもの古より今尙貢す、正保の頃は御料所なりしが、延享四年一橋殿領知となりしより今も替らず、

高札場村の中程

小名 中屋敷 日影 茶内 赤澤 鹿戸 黒指 久林

入間川 西秩父郡下名栗村より来り、村間を流る、こと廿五六町程にして、當村と唐竹村との界を尙も東流すること十達す、川幅十間ばかり、

橋三ヶ所 二ヶ所は唐竹・赤澤兩村にて造る、唐竹村の條に出三尺の土橋にて、入間川に架せり、秩父郡下名栗村と當村にてつくる、即ち郡界の橋にて、冬春の間のみ置けり、

妙見社 慶安二年二石五斗の御朱印を附せらる、社内に元祿中河守重俊草創、元龜二辛未六月三日、加治修理大輔・岡部小次郎佐久・林民部少輔再興すと見えたり、本山修驗妙見寺の持、白鬘社持、

音鶴口一丁、上州勢田郡安齋郷、元龜四年三月十五日、赤右馬佐敬白と有、

圓福寺 久林山と號す、禪宗曹洞派、郡内飯能村能仁寺末、本尊釋迦を安ず、開山能仁寺四世格外玄逸、慶長八年三月二十八日寂す、秋葉社

圓光寺 明王山と號す、禪宗臨濟派村内金錫寺末、本尊不動を安ず、開山心峰天正五年七月十九日寂す、

稻

荷社

冷壽院 平澤山と號す、新義眞言宗、多勝輪寺を安ず、慶安二年釋迦堂領四石の御朱印を賜ふ、開山輝叟長旭、至徳元年七月廿八日寂す、又古き過去帳あり、載する所左の如、靈光院殿心月了松大居士、加治兵庫大夫頼胤、享祿元年十月十九日逝、鎌倉上杉へ御奉公、當村藥師堂の棟札にあり、清徳院殿源仲本公大居士、加治修理亮胤勝、弘治三丁巳三月廿一日、北條陸奥守氏照公に御奉公、興武院殿雄室全英大居士、加治左衛門信胤、元和八壬戌四月廿二日、江戸へ御奉公とあり、寺の傍に五輪の石碑三基あり、是も加治氏の墓碑なりと、碑面剥落して文字見難し、天王社

金錫寺 河清山と號す、禪宗濟家にて鎌倉建長寺末なり、本尊地蔵を安ず、開山古心鏡、貞治五年九月十八日寂す、慶安二年十月、丹生社 月牌堂

御朱印を賜ふ、

本願寺 松平山と號す、前に載る金錫寺末、開山大陽永徳三年九月廿日寂す、慶安二年地蔵堂領三石の御朱印を賜ふ、辨天社

妙見寺 日影山千萬坊と號す、本山修驗、郡内篠井村觀音堂の配下なり、本尊は不動を安置せり、

舊家者里正彌五郎 氏は岡部、先祖岡部支那秀重、寛永十年戸村の條と合

○中藤村上郷 ○中藤村中郷 ○中藤村下郷 中藤村は

郡の西秩父の郡界にあり、往古は郷庄の唱なくして中藤・原市場・赤澤の三村を合せ日影村と唱へて一村なりしが、何の頃かかく區別せり、正保の國圖にはたゞ日影村とのみあり、元祿の國圖には中藤村・原市場村・赤澤村と載たり、慶安二年此邊の村の御朱印にも皆日影村とあり、さて中藤村は何の頃か上中下三村の體をなし、土人これを中藤三郷と唱ふ、江戸より十四里の行程なり、東は谷間つゞきにて、小瀬戸村なり、巽へめぐり峯續きにて曲竹村に接す、西は谷間つゞき秩父郡中澤村に隣り、南は山を界として本郡原市場村に續き、北は平戸村・上下井上村・秩父郡南村に接比す、東西凡一里半許、南北も大抵同じ、地形西は高く、東は卑し、是を要するに四面皆山連なり、其中間の谷川是を中藤川と云、此川に添ひ、或は谷間、或は山腹に家居する民戸總て百三十二、按するに西の方山村の形勢を見に、各一條の谷川によらざるはなし、北には高麗川に添へる村落あり、其南には入間川に添へる村落あり、其南に菊生村の一と谷つあり、又其南に上下直竹村あり、皆溪流に添ふ、以上五條の谷川に村落あり、中藤は即ち其一なり、山に據て畑多く、谷に就て僅の水田あり、土性は石交りの眞土なり、水旱の害なしと云、村民の生産多くは山澤の利潤によりて年分の營

みするよし、炭薪は勿論山木を伐て、即ち此中藤川より筏にして江戸へ出す、檢地は隣村に同く、寛文八年深谷喜右衛門糺せり、正保の頃は御料所なりしが、延享三年田安殿領知となりてより今も替らず、高札場三ヶ所上中下三村

小名 大兩寺 荒田 垣花 野ヶ崎 種木 明戸 中

内 湯ノ花 柏久保 荻澤 日村

中藤川 水源は秩父郡中澤村より来り、當村の西より東へかけて小瀬戸村に達す、川幅四五間に及べり、

天神社 これは大兩寺邊の鎮守なり、例祭二月廿五日、神職梅林因幡吉田家の配下なり、

大通龍社 神職鈴木出雲、これも前に同、

白鬘社 當村及び小瀬戸村・曲竹村・原市場村の内、小名坊ヶ谷金山等の鎮守なり、例祭九月十九日、神職は前に同じ、

天王社 例祭六月十五日、

大正寺 寶林山と號す、慶安二年四石五斗の御朱印を賜ふ、新義眞言宗、多磨郡青梅村金剛寺末也、本尊不動を安置

せ、觀音堂 補陀山と號す、禪宗臨濟派、本郡赤澤村金錫寺末、本尊地蔵を安ず、開山普洋元龜二年四月廿二日寂

せり、

圓通寺 慶安二年寺領三石の御朱印を賜ふ、大慈山と號す、宗末前に同じ、本尊觀音木の坐像長一尺、行基の作と云、

開山天外正喜元年十月十七日寂す

養福寺 金峯山と號す、宗末前に同じ、本尊釋迦を安ず、開山關叟弘治二年八月十日寂す、平愈寺 藥王山と號す、新義眞言宗、多磨郡青梅村金剛寺の末、本尊は藥師を安置す、藥師堂 慶安二年藥師堂領三石の御朱印を賜ふ、藥師は木の立像長八寸、行基の作と云、本山修驗道林寺の持なり、道林寺 藥光山と號す、本郡篠井村觀音堂配下なり、本尊は不動を安置す、長壽者 村民平藏が祖母、年九十、田安殿よ、長壽者り歳中に米一石二斗をたまへり、

○原市場村 原市場村は郡の西にあり、日影郷加治領に屬せり、正保の頃は日影村と載す、其事は中藤村に辨す、江戸より十五里の行程なり、四境東は山嶺にて山の絶頂を界として上直竹村に接し、又良の方によりては上赤工村の西邊當村に突出せるを、入間川の流めぐりて界をなせり、南は唐竹村、夫より西にかゝりては赤澤村につゞき、秩父郡名栗村も少しくかゝれり、北は山界にて中藤村より秩父郡中澤村に及び、この村も四面に山峯つらなり、土地高低ありて行路ことにやすからず、東西の一路入間川の左右に據て民家各處に散在し、或は妻澤の入りに至りては中にも谷間に僻在せり、是を總ふるに百三十軒、東西の長さ一里半、南北は二十町、土性石交りの眞

土山に依て畑多く、谷に就て僅の水田あり、この村も農隙に紙漉を業とするもの、古よりありて今なを三十六軒残りて漉けり、寛文八年深谷喜右衛門檢地す、正保の頃は御料所なりしが、延享四年に一橋殿領知となりてより今も替らず、高札場村の東程

小名 石倉 原市場 舊生 妻澤 金山 房ヶ谷

入間川 西赤澤村・唐竹村の界より來り、當村を環流すること凡二里程にして、曲竹村・下赤工村の界に達す、川幅八十間ばかり、

橋二ヶ所 一は土橋、一は板橋、長各八間、幅三尺、入間川に架す、上赤工村と當村にて造る、

山王峠 村の東の方上ること四五町、當村より上直竹村に通ず、道幅五六尺、曲徑折坂なり、

聖天淵 入間川の北岸にあり、平水一丈四五尺、滄浪盤渦す、淵上巖頭に聖天祠あり、

白髭社 當村の内二十二軒の鎮守なり、例祭九月十九日、本山修驗、本藏寺の持、

西光寺 無量山と號す、禪宗曹洞派、郡内下直竹村長光寺末、本尊彌陀を安ず、慶安二年阿彌陀免二石の御朱印を賜ふ、古開山獨堂長祿元年二月廿日寂す、中興開山寶室正保元年正月三日寂す、境内に承久二年・弘長九年・正和元年・正和四年の古碑あり、以上皆長五尺に幅一尺三寸五分なり、

長福寺 金龜山と號す、宗末前にをなじ、本尊觀音を安ず、開山大室良樹享保五年七月初日示寂なせり、

醫王寺 白石山と號す、臨濟宗、郡中赤澤村金錫寺末、本尊觀音を安ず、開山梅室永鑑慶長二年七月十一日寂す、慶安二年藥師堂領四石の御朱印を賜、藥師堂 白山社 辨天社 高源寺 妻澤山と號す、曹洞宗、多磨郡平井村寶光寺末、本尊釋迦を安ず、開山泰應桂初元和元年六月廿日寂す、慶安二年虛空藏堂領三石 虛空藏堂 稻荷社 德正寺 山號なし、曹洞宗、村内高源寺末、本尊は地藏を安ぜり、十王堂 長福寺の持、觀音堂 醫王寺の持、地藏堂 高源寺の持、藥師堂 同上、大千庵 村民、

長く編戸せり、土性石交り眞土、或は黒土等なり、陸田多く水田は谷間に就て少しくあり、寛文八年深谷喜右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃は御領所なりしが、延享三年田安殿領知となり、今もかはらず上に云へる如く上下赤工村はもと一村なりし故に、民戸は上下區別すといへども、陸田は上下の分岐雜せり、高札場 村の東邊、小名 三辻 新屋敷 渡シ場 入間川 村の西北の三方を環流すること十五六町、對岸は原市場村なり、水路は南の方原市場村より來り、當村の界を屈曲して下赤工村に達す、川幅十間、橋二ヶ所 入間川にわたす、原市場村と當村にてかけり、東演寺 瑞光山と號す、臨濟宗、郡内赤澤村金錫寺末、本尊釋迦を安ず、開山玉室清公元徳三年三月初日寂す、慶安三年地藏堂領二石の御朱印をたまはれり、地藏堂

○上赤工村 上赤工村は郡の西にあり、正保の頃は上下の差別なく一村なり、寛文の頃も同じ、何の頃にか上下二村にわかれて、郷庄領の唱なし、此村の一名を畑中といへり、江戸より十五里の行程なり、地形原市場村へ突出し、南西北の三方を入間川回流して、對岸は皆原市場村なり、只東の一方のみ平地續きて下赤工村へ隣れり、東西九町程、南北五町許、此村東西へは平地にして、南と北の二方には山々相つらなれり、民家三十二、東西に

○下赤工村 下赤工村は郡の西にあり、此村古は上村と一村なり、既に前の條に辨せり、江戸より十五里の行程、四境、東は平地つゞき小岩井村に隣り、西も平地續にて上赤工村に及び、南は山の絶嶺を界として原市場・上直竹・菊生の三村に接せり、北は入間川を界として對岸は原

富士山之圖



市場・曲竹兩村なり、東西十八丁ほど、南北六丁許、地形東西は平地続きにて南に山あり、北は入間川を界とす、民戸五十軒、多くは入間川に添て住居せり、水田は僅にして谷水を引て耕作す、陸田も少しといへども水田よりは多し、土性檢地上の村と相同じ、地形も亦同じく山間の村なり、古は御料所なりしが、延享三年田安殿領地となりしより今も替らず、

小名 赤工 尾永

入間川 村の西の方上赤工・原市場兩村の界より來り、東流して曲竹村と小岩井村との間に達す、村の北を流こと二十町程、川幅八

十間ばかり、

雨乞場 村の南の山上にあり、今は塚もなく唯塚のしるしに一株の杉あり、早年には村民雨を祈る所なりと云、

神明八幡合殿一社 神明は國常立尊を祭り、八幡は小童命を祭ると云、神職本橋越後吉田家の配下、

子ノ神社 持前に

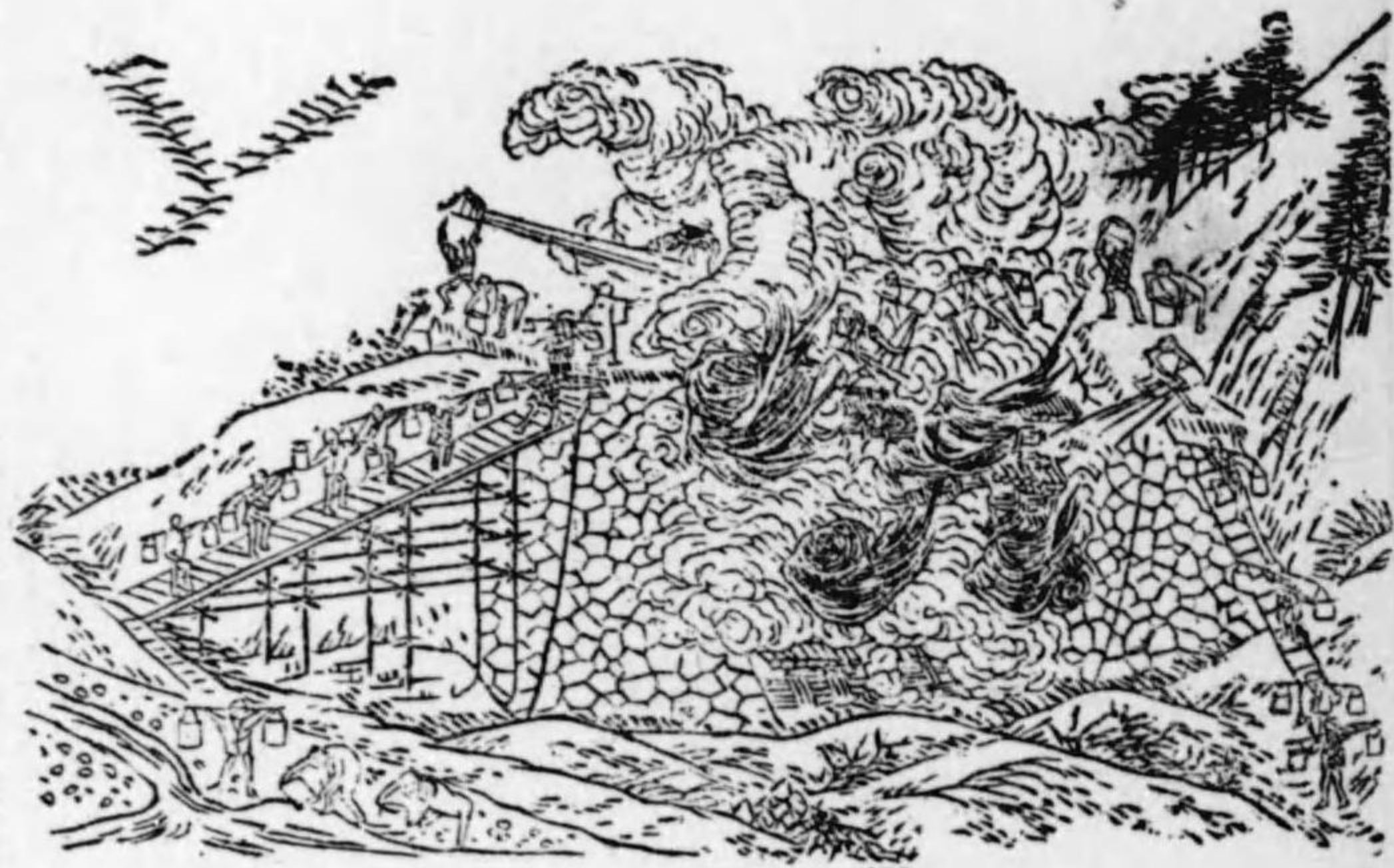
常泉庵 曹洞宗、同郡原市場村西光寺末庵なり、本尊彌陀を安ず、

正藏院 福永山と號す、本山修驗、郡中篠井村觀音堂配下なり、

十王堂 正藏院の持、

○上直竹村 上直竹村は郡の西南隅にありて、南の方は多磨の郡界なり、加治領に屬す、江戸より十五里の行程

石灰焼之圖



なり、四境、東は谷間平地つゞきにて、下直竹村に隣り、西は秩父の瓦嶺に付らなり、連山縱繞し山界にて赤澤村に接し、南も同じく山の頂を界として多磨郡上成木村に及びて、即ち郡界なり、北もまた連山ありて峯を境とし、原市場・上下赤工・刈生の四村に接續し、唐竹村も峯界にて少しくかゝれり、東西一里にあまり、南北は一里にたらず、峽間の村にて直竹川の流に添て民家八十一軒、所に編戸せり、土性小石交り眞土なり、陸田は多く、水田は谷水に就て少ばかりあり、正保の頃は御料所にて、今は川崎平右衛門支配せり、寛文八年雨宮勘兵衛檢地して貢税を定む、

高札場二ヶ所 一は村の東にあり、一は村の西にあり、

小名 細田 黒差 間野 宮ノ脇 川崎

御林山 村内の字せりの入山にあり、段別は二町八畝餘の地にして、根松雅木等あり、

直竹川 村の西の方より湧出し、村内を東流して下直竹村に達す、川幅僅に二間許、

淺間社 上下直竹村の鎮守なり、例祭六月十五日、本山修驗、南仙寺の持なり、

富士山 山麓に淺間社あり、其西に瀧あり、飛流三丈許、磐岩絶壁最も勝槩の地なり、村内南仙寺持、この山の山足

西南は間野に跨り、北は川崎に跨り、東は宮脇に跨る、土人は是をかの富嶽の駿河・甲斐・伊豆三國に、跨れるにたぞらへて

かくは名づけり、中隅に軀ヶ嶽あり、是よりして上は女人を
禁す、土人傳へに往古軀化して石となると云、絶頂に小社あ
り、これを奥の院とす、土人も夏月にあらざれば登らず、
登ること八九町、松檜及び雜木生茂り、坂路曲徑最險し、
山神社の持、光全寺

愛宕社 同寺持、例祭年々六
同社の持、觀音寺

妙見社 南仙寺
の持、

稻荷社 村民持、
下同、

明神社 同、
下同、

同社 村民持、
下同、

山神社 同、
下同、

光全寺 藥王山と號す、曹洞宗、下直竹村長光寺末、本尊藥師
を安す、開山の僧を風殿と云、その寂年をつたへず、
觀音堂

觀音寺 稻荷山地藏院と號す、新義眞言宗、多磨郡
下成木村安樂寺末、本尊觀世音を安す、
地藏堂

南仙寺 富士山富士坊東光院と號す、本山修験にて
篠井村觀音堂配下なり、本尊不動を安す、
大仙寺 眞宿山正覺院と號
す、本山前に同じ、
虛空藏堂 村民
持、
藥師堂 村民
持、下同、

地藏堂
石灰 里正伴次郎、村民庄次郎二人の者、石灰を製す、是は世
に謂ゆる八王子石灰の根元なり、相傳ふ二人の先祖某天
正年中、八王子の城主北條氏の家臣たりしが、彼城没落の後
當村に引籠り、始て石灰を製せしが、慶長年中江戸御城御造
營の時、石灰御用を務しよりこのかた今も替らず、此石灰を
製するもの十二人の株となりて、其七人は多磨郡成木村にあ
り、三人は同郡小曾木村にあ
り、二人は即ちこの村にあり、

○下直竹村 下直竹村は郡の南界にして西に寄りてあり
加治領に屬す、江戸より十五里の行程なり、四境、東は
谷間の平地つき上畑村に隣り、西も亦谷間平地つき
にて上直竹村に接し、南に連山ありて峯を堺とし、多磨
郡上下成木村に及びて、即ち郡界なり、北も元より連山
ありて、峯を界として刈生村に續けり、東西十二町にあ
まり、南北は二町に足らずして皆山なり、その中間を西
より東へ直竹川の流あるに添て、民戸六十三、所々に居
住す、地形のおほむねは上村に相同じ、土性小石交りの
眞土・黒野土等なり、陸田多く水田少し、直竹川及び谷間
より出る小流を田間に沃げり、檢地も上村に同じ、正保
の頃は御料所なりしが、延享四年一橋殿領知となりしよ
り今も替らず、
高札場 村の東に
あり、

長光寺境内之圖



小名 山ノ神 がうど 森久保 森久保下 吾妻 前
ノ入 梅ノ木澤 猿淵 三ッ棟 植田ヶ谷 中倉出
口 よしの入 森ノ下 橋本 橋場 堂山
直竹川 村の西上直竹村より來り、當村の間を東流し、上畑村
と成木村の界に達し、一丁許にして成木川に合せり、
川幅は四間
ばかり、
吾妻社 村民の
持、
長光寺 鳳林山と號す、曹洞宗、郡中飯能村能仁寺末、慶安二
年十五石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安す、貞治五年
通海と云る僧の開創する所なり、通海は應永二年正月十六日
化す、中興傳法開山格翁方逸、弘治二年八月廿三日寂す、開
基岡部小右衛門忠正、法號即照院忠安永澄、歿年は弘治年
中なりと云傳ふるのみ、此忠正は郡中小瀬戸村に土着し、慶
安の頃東都に召れしと、今の岡部外記が先祖なり、岡部氏代
々の墓ありしが、何の頃か杉並の天慶寺へ移せしと云、なを
小瀬戸村の條併 惣門 山門 鐘樓門 庫裡 衆寮
せ見るべし、
長光寺鐘銘

民部卿法印道春撰

武州高麗郡直竹村鳳林山長光寺者、曹洞下沙門峨山
之徒、東海所ニ稱建ニ也、爲ニ一邦之名藍、然風霜既古、
堂宇朽敗、檀越小野姓岡部氏忠正者、六彌太忠澄之
後也、世在ニ士林、而敬ニ三寶、常與ニ其配土屋氏共
歎ニ此寺傾側、爲レ薦ニ考妣冥福、遂改ニ造練筆、以ニ長

老良積一爲住持、而招衆編、讀法華妙典一萬部、又鑄浦牢、以警衆聽、其志可嘉尙焉、忠正自少事幕下、漸速三葉、功勞既顯、而今與此盛舉、則芳聲益振、可謂有忠有孝、不亦善乎、鐘成架之于樓、請余求銘、銘曰

武州名區、洞山禪派、鳳林可秀、長光所_レ在、新堂忽成、衆廢皆改、五位開筵、九乳脫繡、豐嶺霜餘、長樂花外、傳遐邇風、聞上下界、願力不_レ休、夙夜勿_レ懈、

寛永十五年月日

岡部小右衛門尉忠正妻土屋氏

德藏寺 圓林山と號す、これも曹洞宗にて前に載る長光寺末、本尊釋迦を安ず、開山底庵桂徹、寛永六年十月十七日寂す、

○刈生村 刈生村は郡の西にして南寄にあり、加治領に屬す、村名の起り詳ならず、江戸より十五里の行程なり四境、東は谷間つゞき、上畑村に隣り、西南北は皆山をめぐらして、唯一區の山村谷間にあり、地形の槩をいはゞ西は山の頂を界として、下赤工村に續き、南も峯界にて下直竹村に接し、北も亦山界にて小岩井村に及び、大河原村も少しく係れり、東西廿八町、南北二町、地形東西へ長く、村間を西より東へ流る刈生川に添て、民家三

十二、往々に散在す、土性は小石交りの眞土なり、陸田は山に據て多く、水田は谷に就て少く、谷間より出る水を以て用水とす、寛文八年雨宮勘兵衛檢地をたゞせり、正保の頃は御料所なりしが、寶曆中清水殿領地となり、今は又御料所となれり、御代官川崎平右衛門支配せり、高札場村の中程より少し

小名 門谷 榎坂 桑寺 中内手

刈生川 村の西方より涌出し、村間を東流して直竹村に入る、川幅八九尺、

長尾峠 村の西方下赤工村へいたるの峠なり、曲徑峻坂登ること二三町、

赤根峠 村の北方にあり、峠は上畑、刈生、大河原三ヶ村入合の峠なり、行路大抵前の峠にひとし、

神明社 村の小名榎坂の鎮守なり、村民持、

山神社 村の小名内手桑寺の鎮守なり、村民の持、

長昌寺 藥王山と號す、曹洞宗、郡中下直竹村長光寺末なり、本尊地藏は木の坐像にて長八寸五分、安阿彌の作なりと云、又藥師一軀あり、木の立像長八寸二分、これも同じ作なり、當寺開山は長光寺中興五世寶室存珠、正保元年正月三日に寂す、

○小岩井村 小岩井村は郡の中央より西南にあり、加治領に屬す、江戸より十四里の行程なり、四境、東は大河

神明社 村民持、例祭九月廿九日、釜入の鎮守なり、

長泉寺 虎溪山と號す、曹洞宗、郡中飯能村能仁寺末、本尊釋迦を安ず、開山は能仁寺五世吉州伊藤、元和二年九月二十六日寂す、

無量寺 福壽山と號す、新義眞言宗、郡中荒秀村東明寺末、開山秀元寛永十七年の草創なり、正保二年七月朔日示寂す、

寶泉寺 龍谷山と號す、曹洞宗、下直竹村長光寺末、本尊地藏、開山は寶室尊珠、正保元年正月三日寂せり、

大光院 梅林山と號す、本山修驗、郡中篠井村觀音堂配下なり、本尊不動を安ず、

藥師堂 慶安二年堂領五石の御朱印を賜はれり、無量寺の持なり、

○曲竹村 曲竹町は郡の中央より西南にあり、郷庄の唱なし、江戸より十三里餘の行程なり、この村の東端にて入間川は村の南より來り、中藤川は村の北より來り、二流相合して一帶の流となり、東して久須美村に注ぐ、その地形を槩するに恰も圭田の如にして、東端は自ら尖りて狭少なり、西の方は原市場村・中藤村につゞき、南の方は入間川を界として、對岸は下赤工・小岩井の兩村なり、北方は中藤川を界として、對岸は中藤・小瀬戸の兩村なり、東西二町許、南北は二町に足らず、民家十三軒、所々に散在す、土性小石交りの眞土黒野土等なり、陸田多

原村につゞき、西は下赤工村に隣り、南は山の絶巔を界として刈生村に接し、北は入間川を界として、對岸は小瀬戸・久須美・永田の三村なり、東西二十町ほど、南北は僅に五町ばかり、地形入間川の南岸にありて、東西の二方は平地にて隣村へつゞき、南に連山をまとひ、北に入間川あり、家數七十六、所々に散在す、土性小石交りの眞土なり、白田多く水田少し、用水は村内谷々より涌出す、皆この利に依れり、寛文八年深谷喜右衛門檢地せり正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦領知に賜はり、今も其子孫豊前守が領分なり、

高札場 村の中程にあり、

小名 小岩井 釜ノ入 谷 日貫 下火

入間川 村の北岸を流る、西の方下赤工・久須美兩村の界より來り、當村の北の方を流る、こと村の長さと同じくして、東の方大河原・永田の兩村界に達す、川幅十間許り、

橋四ヶ所 皆入間川に架して、近隣村里往來のためにす、共に長八間、幅四尺の板橋にて、冬春の間のみわたせり、

山王社 大光院の持、

天神社 持前にをなじ、例祭二月廿五日にて、小名下火の鎮守、

白鬚社 村民持、例祭九月廿九日、日貫の鎮守なり、

く水田少し、用水は村内谷間より出る小流を沃げり、寛文八年深谷喜右衛門檢地せり、正保の頃は御料所なりしが、延享三年田安殿領地となりて今も替らず、高札場村の東より

小名 小住 山崎

入間川 村の南岸を流る、西の方下赤工・原市場兩村界より來り、村の南の方を流る、こと二町許にして、小瀬戸・小岩井兩村界に達す、川幅十間餘、

中藤川 村の北端を流る、西の方中藤村より來り、北の方を流る、こと村の長さひとしく、入間川に注げり、川幅五間許、

橋一ヶ所 入間川に架す、土橋なり、下赤工村に便りす、長五間、幅三尺、

雷電社 明泉寺の持、

明泉寺 竹林山と號す、曹洞宗、郡中原市場村西光寺末なり、本尊彌陀を安ぜり、

新編武藏風土記稿卷之百七十七之終

兩村の境に達す、川幅は凡十間ばかりなり、

中藤川 村の西中藤村より來り、當村の南岸を流る、七間許にして村の中程にて入間川に合す、川幅凡五間、

橋 入間川に架する板橋なり、長さ凡六間に、幅三尺なり、

淺間社 村の北山の中腹にあり、村の鎮守なり、例祭六月十六日なり、藥淨院の持、

藥淨院 醫王山と號す、新義真言宗にて、郡中新堀村聖天院の末なり、本尊藥師を安ず、中興開山賢春慶安四年四月十四日、

寂す、

屋敷跡 一段三畝、往昔岡部六彌太忠澄後胤、岡部小右衛門此所に土着せしが、大猷院殿御代に東都に辟さる、即今の岡部内記が先祖なり、この屋敷跡歩一石三斗一合なり、外に白田十石二斗六升一合と、山林二ヶ所今に至るまで皆岡部氏の抱地となりて、屋敷跡には其家臣町田市右衛門と云るものを置けり、郡中赤澤村の里正彌五郎岡部を氏とす、即ち同家なりと、

彌陀堂 屋敷跡の東の方にあり、觀音堂、木の坐像にして、長一尺二寸、行基菩薩の作なりと云、此像の腹籠りに長八寸許の秘佛あり、是は忠澄の守本尊にして、常に甲の内に籠置しと云、屋上に古き棟札あり、表は埃墨に染みて文字見えがたし、その裡に書するは馬一疋、舍人牛一疋、飼口、于時慶長十二年未霜月吉日、施主岡部外記、大工木工頭とあり、

○大河原村 大河原村は郡の中央より西南によれり、加治領に屬す、土人相傳ふ此村を往古は軍茶ヶ根村と唱へ

新編武藏風土記稿卷之百七十八之

高麗郡之三

○小瀬戸村 小瀬戸村は郡の中程にて西によれり、加治領に屬す、江戸より十四里の行程なり、四境、東は久須美村に隣り、西は中藤村に隣り、南は入間川を界として向ひは曲竹・小岩井の兩村に對せり、北は連山の峰を界として白子村に隣り、東西十七町、南北十町許、地形東西は平地にて隣村につゞき、是を要するに南に入間川あり北は山々重れば、山に依り川に添ふて、民戸三十九、往々散在す、土性は小石交りの眞土野土等なり、陸田は多く水田は少し、用水は村内谷間より湧出するを沃げり、正保の頃は御料所なりしが、寶曆中清水殿領地となり、今は又御料所となり、御代官川崎平右衛門支配せり、寛文八年深谷喜右衛門檢地して貢税を定む、高札場村の中程、

小名 野口 新寺 久留生

入間川 村の西南曲竹村と小岩井村との界より來り、當村南岸を流る、こと十町許にして、なほ東の方小岩井・久須美

しと云、按ずるに當村の鎮守、軍茶利を祭るが故に唱へしならんか、江戸より十四里の行程なり、四境、東より巽へ廻り矢下風村に隣り、西より乾にかけては小岩井村に隣り、南は山ありて其頂を界とし、刈生・上畑・下畑の三村に接す、北は入間川を界として、對岸は永田・飯能の兩村なり、地形入間川の南岸にありて、東西の二方は平地にて隣村に隣り、南に連山あり、北に入間川を控て界とせり、東西廿五町、南北五町、民家五十八、土性は小石交りの眞土なり、陸田多く水田少し、用水は村内谷間より沃げり、寛文八年深谷喜右衛門檢地を糺せりと云、正保の頃は御料所なりしが、延享四年一橋殿領地となりてより今も替らず、

高札場村の中程

小名 殿屋敷 中内出 別所平 小山平

入間川 村の西小岩井・永田兩村の界より來り、東の方飯能・矢町、川幅十間より十

橋 入間川に架す、長五間、幅三尺、當村と飯能村との兩村にてつくれり、

鐵淵 入間川の南岸にあり、水測七尺許、相傳ふ往古鐵を沈めし所なりと、所謂を詳かにせず、

軍茶利社 村中の鎮守なり、例祭九月廿九日、村民の持なり、

金藏寺 金軸山と號す、新義眞言宗、新堀村
聖天院門徒なり、本尊彌陀を安す、
長壽五兵衛 農民佐兵衛が父なり、文政辛巳に値り、享年九十
六なり、是より先き九十一の時より、一橋殿より
歳中に米一石八
斗をたまへり、

舊家忠兵衛 大河原を氏とす、分家五軒及び飯能村にも同氏の
ものなるべきか、然れども家系詳ならず、按ずるに大河
原四郎と云るものは、此村の所生なるや、さあらんには後裔
のものなるべきか、なれど證とするものを傳へず、唯村中に
殿屋敷といへる所あり、土人の傳へに往古大河
原某の居住せし所なりと、今は田畝となれり、

○上畑村 上畑村は郡の西南隅にあり、加治領に屬す、
江戸より十四里の行程なり、四境、東は下畑村に隣り、
西は下直竹村にて坤にめぐり、又直竹川を界として對岸
は多磨郡下成木村なり、乾の方は相生村なり、南は成木
川を界として、對岸は多磨郡下成木・富岡の兩村なり、北
には山ありて絶嶺を界とし、大河原村に接す、地形東は
平地続き、西南に川あり、北に連山ありて、成木川北岸
の村なり、東西八町許、南北も亦しかり、民家廿四、山
を負ひ川にそひ所々に散住す、土性小石交りの眞土黒野
土等なり、陸田衆く水田は少し、用水は直竹川を堰入て
沃げり、寛文八年雨宮勘兵衛檢地して貢税を定む、正保
の頃は御料所なりしが、延享四年一橋殿領知となりてよ

り今も替らず、村名に因て按ずるに、新田義貞の従士畑
六郎左衛門時能は、武藏國の住人なるよし、〔太平記〕に
見えたり、時能及びその子六郎能速等、若くはこの村に
住して在名を稱せしにや、然らばその舊跡或は後裔のも
のなどあらんかと、土人に尋ぬるにこれらのことの傳へ
はなしと云、

高札場 村の中程
にあり、
小名 西畑 中畑 中ノ堂
直竹川 村の坤の方直竹村より來り、當村の西の方を流る、こ
はをよそ五
間ばかり、
村の中程にて成木川にいれり、川幅
間ばかり、

成木川 村の南境を流る、西の方多磨郡下成木村より來り、村
の南の方を流る、こと四町許にして、下畑村と多磨郡
富岡村の界に達せり、
川幅は凡十間許り、
橋一ヶ所 直竹川に架す
る小橋なり、
寶光寺 東久山と號す、新義眞言宗にて、
新堀村聖天院の末、本尊不動、 地藏堂

○下畑村 下畑村は郡の西南隅にあり、加治領に屬す、
江戸より十四里の行程なり、東より南の方へ成木川めぐ
りて、東の對岸は郡中岩淵村なり、南の對岸は多磨郡富
岡村なり、西の方は上畑村に隣り、北の方は山ありてそ
の嶺を界として、大河原村に接す、東西凡十五町、南北

九町許、地形東より南に成木川環流し、西の方は平坦に
て隣村につき、北の方には山を負ひて、その山足或は
川に隨ひ居住せる民家四十五軒あり、土性は上ノ村に同
じく、水田は陸田に比すれば三分の一なり、成木川を堰
入れて水田に沃げり、寛文八年雨宮勘兵衛檢地して貢税
を定む、正保の頃は御料所なりしが、延享四年田安殿領
知となりて今も替らず、

高札場 村の中程
にあり、
小名 宮倉 保入 渡戸
成木川 村の南岸にあり、西の方上畑村と多磨郡富岡村界より
來り、東の方岩淵村に達す、村の南の方を流る、こと
幅は十間ばかり、
をよそ十七町、川
幅は十間ばかり、

橋三ヶ所 成木川に架す、皆土橋なり、一は長五間、幅四尺、
一は長六間、幅四尺、多磨郡富岡村と當村にてつく
れり、一は長八間、幅三尺、
岩淵村と當村にて造れり、
八幡社 下上畑村の鎮守なり、例祭
三月十五日、金蓮寺の持

金蓮寺 八幡山と號す、時宗にて相州鎌倉郡當麻村無量光寺末
なり、本尊彌陀は木の立像にて長二尺七寸、惠心の作
なりと云、慶安二年寺領七石の御朱印を賜ふ、開山眞教文保
二年正月廿七日寂す、開基宮倉三郎兵衛、法名實宗重阿居士、
文和元年八月十六日寂す、この人
は今の里正和助が先祖なりと、

通住院 實入山と號す、新義眞言宗、多磨郡下成木村安樂寺末
なり、本尊彌陀を安す、中興開山良也、延寶四年三月
廿六日寂す、慶安二年寺領
六石の御朱印を賜へり、
長壽寺 農民清吉が祖母、文政辛巳に値り、年九十
五、田安殿より歳中に米一石八斗を賜ふ、

○久須美村 久須美村は郡の西南にあり、郷庄の唱なし、
東は平地につきにて永田村に隣り、西も平夷にして小瀬
戸村に接す、南は入間川を界として、對岸は小岩井村な
り、北に山ありてその峰を界として白子村に及ぶ、又横
手村にも係れり、地形東西は平坦にして南に入間川の流
あり、北は嵯峨たる重山あり、東西五丁許、南北は廣狭
ありて或は二三町、或は四五町の所もあり、民家多くは
山足に據て住する、戸數すべて廿六、江戸より十四里の
行程なり、土性は小石交りの眞土なり、陸田多く水田少
し、用水は谷間より出る小流を灌げり、寛文八年深谷喜
右衛門檢地を糺すと云、正保の頃は御料所なりしが、延
享三年田安殿領地となり今に替らず、

高札場 村の中程
にあり、
小名 丸ヶ谷戸 宮ノ前 鍛冶谷方
入間川 村の西の方小瀬戸村と小岩井村の界より來り、東の方
永田村と小岩井村との界に達す、村の南の方を流る、
こと五町許、川幅
凡十間ばかり、

新編武藏風土記稿卷之百七十八 高麗郡之三

橋一ヶ所 入間川に架せり、長八間、幅三尺、小岩井村と當村にて造れり、

白髭社 村の鎮守なり、例祭九月廿九日、東光寺持社頭に神木と稱する杉あり、圍三丈三尺ばかり、丙丁の災にかかりて、今は枝葉も皮もななく、白幹のみ枯立せり、

東光寺 瑞雲山と號す、曹洞宗、郡中下直竹村長光寺末となり、本尊藥師を安ず、開山長光寺六世大室良積、寛文九年七月朔日示寂せり、

舊家辰五郎 宮寺を氏とす、先祖宮寺與七郎は北條陸奥守氏照に潜匿して遂に居住すと云、此宮寺の祖先【東鑑】及【七黨系圖】野與黨によりて按るに、村山七郎賴直兄弟四人あり、兄は大井五郎太夫家綱、入間郡大井郷に因て名乗しとみゆ、弟宮寺五郎家平、これも同郡宮寺の郷に因て氏を稱せしと見えたり、其弟は金子六郎家範なり、さればこの祖先與七郎へ金子の一跡北條氏より賜りしも、もとより同族の由ある故とみえたり、古文書三通その餘武具足一領、緋威・桶輪・副減金・器等所持せり、左の如し、具足一領、緋威・桶輪・副減金・鐵笠一口、鞍二掛一は黒塗無地にて海あり、一は梨子地塗木に練鞍、鎗一本、身長六寸、鎌、刀一腰、銘國とあり、

- 書出
- 一所四貫文 原
- 一所貳貫五百文 松井田
- 一所貳貫文 葛見

以上
右如前々可知行候、猶走廻之上可加扶助者也、仍如件、

永祿五年九月十九日 氏照(花押)
宮寺與七郎殿

書立
一金子掃部助 一跡
以上

右後一跡被進置候、御移之上直之御判形相詞可進候、依御忠節猶可爲御望次第者也、仍如件、
西七月三日 宮寺與七郎殿
横地(花押)

古へは音に聞今日宇治川先陣希代之處也、爲褒美生數寄増之馬送宛處也、彌可抽軍忠者也、恐々謹言、
元龜四年七月十六日 信長印
梶川彌三郎殿

○永田村 永田村は郡の西南にあり、加治郷加治庄加治

領に屬す、もとは長田と書せしが、何の頃か永字に書換しと云、正保の國圖及田園簿にも長の字に作れり、寛文八年の水帳にも長田村とあり、今は専ら永の字を用ゆることとなり、江戸より十四里の行程なり、四比、東は飯能村につゞき、西は久須美村に接し、南は入間川を界とし、對岸は小岩井・大河原の二村なり、北に山ありて絶嶺を界とし、横手・飯能兩村に及び、地形東西は平地つゞきに隣村に及び、南は入間川を界として、北には山あり、東西十一町餘、南北十町ばかり、民家五十、多くは山足に據て散在す、土性石交りの眞土なり、陸田多く水田は少し、用水は村内谷間より出る小流を沃げり、寛文八年深谷喜右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今其子孫豊前守直侯の領する所なり、

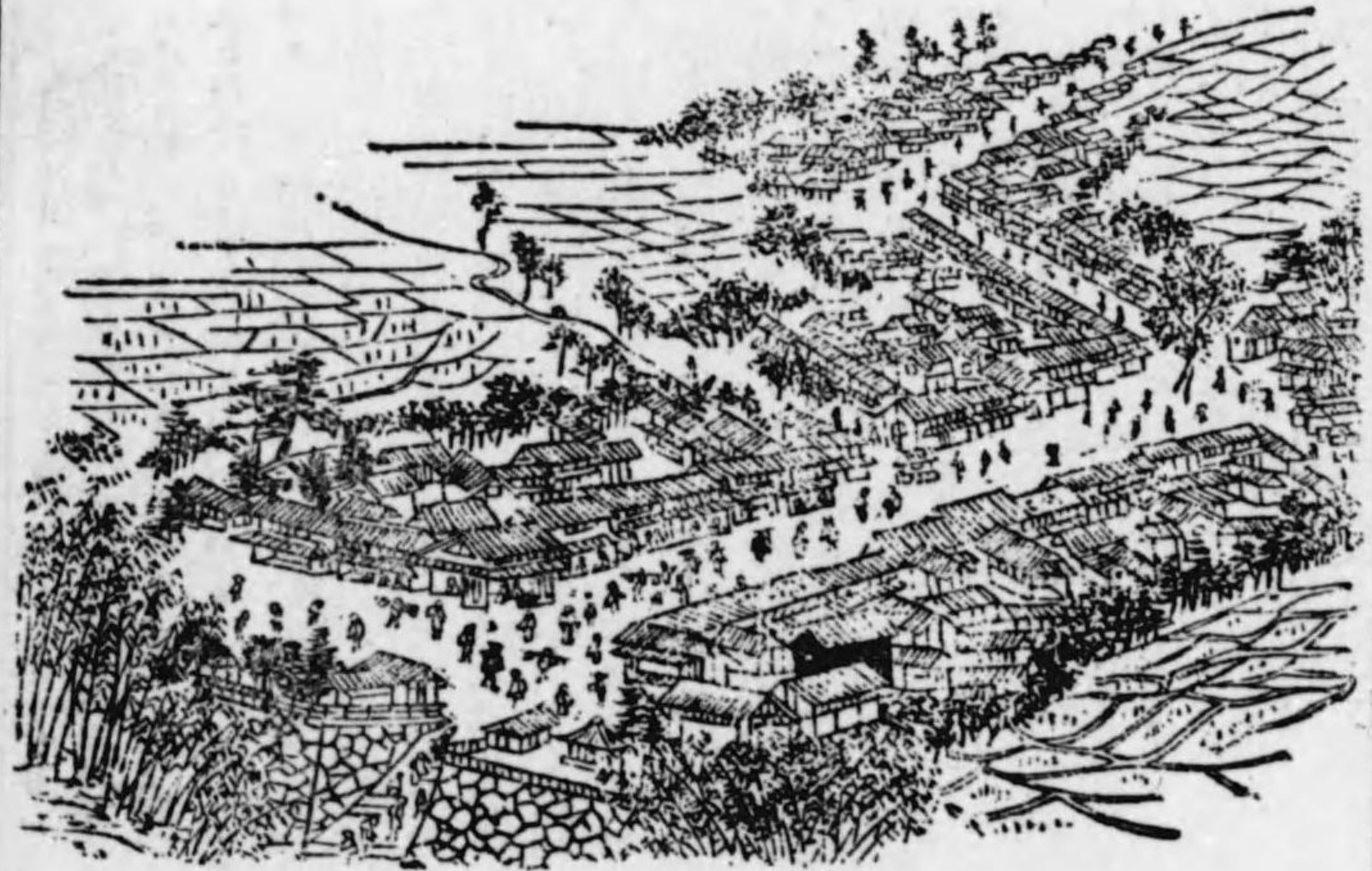
高札場 村の中程より少
小名 西ヶ谷戸 中丸
入間川 西の方久須美・小岩井の兩村の境より來り、東流して飯能・大河原兩村の界に達す、村の南の方を流るゝこと凡十五丁、川幅十間許、
橋一ヶ所 入間川に架す、當村及び小岩井村にて作れり、小岩井村の條に載す

白髭社 村中の鎮守なり、例祭九月二十九日なり、萬福寺持、

萬福寺 大黒山と號す、新義眞言宗、江戸護持院末なり、慶安二年觀音堂領三石の御朱印を賜ふ、本尊觀音木の立像にて長三尺二寸、行基の作なりと云、中興開山澄意天正年中示寂すと云、寶永四年鐘の銘に曰、天文十一壬寅冬、千木氏良公起信再營而復古矣とあり、この寺天正の頃は澄意の代にて、紀州根來山清淨金剛院の末寺なりしに、程なく根來兵亂によりて一山類廢に及びしゆへ、その後元祿十年隆益が代にいたりて、護持院の末寺となれりと云、藥師堂

○飯能村 飯能村は郡の中央より南の方にあたり、入間川の岸なり、土人の傳へに此地往昔正親町の大納言住居せしと、青木村青木某の家系に載する正親町大納言實澄左遷せられ、東國中山に住居すとあるを見れば、此邊も中山と云しにや、又村の西なる入間川に、正親町の息女勝姫を沈めしと云淵あり、頃は正治元年八月實朝將軍と武藏野にて會戦し、丹家亡せし時のことなりと、左あれば正親町も此邊に住居せしと思はる、今の如く飯能と稱するものは、いつの頃よりの唱なりや詳ならず、按ずるに【日本史】頼家の傳に、正治元年頼家伺安達景盛之に、奪妾及返有人讒、頼家使誅景盛之事あり、是に依るときは、疑らくは此實朝と云は頼家の誤なるべし、されど勝姫の事蹟とかく疑なきにあらず、又正親町の系譜によれば、實澄は永正四年六月出家すとあり、永正は正治より

飯能繩市之圖



後ること三百餘年、土人の一説誤ること知るべし、姑く茲にのせて辨疑を示す、江戸より十三里の行程なり、加治郷加治庄加治領に屬す、四境、東より北へは眞能寺・中山二村隣り、西より北へは入間川を控て界とし、大河原村に對せり、その餘永田・横手・臺三村の山谷に犬牙せり南は久下分村に接して往還を界とす、こゝは川越城下より秩父へ通ふ道なり、又一條は南の方八王子邊より秩父へ通ふの道なり、共に道幅二間許、こゝには民家軒を並べて住し、市立ある所は東西へ三町許、その道幅も七間餘あり、戸數すべて百三十六、陸田多く水田少し、西北には山々連なり、又秣野ありて中山・眞能寺の二村入會なり、土性眞土或野土にて地形高低あり、前々より毎月六の日の日市を立てり、その始は山あひの村民、繩筵を第一として賣買し、或炭薪を出せしが、今は青梅絹・絹太織・米穀等に至るまでを交易す、正保の頃は御料所にて高室喜三郎支配せり、檢地は寛文八年深谷喜右衛門改て租米の數を定む、其後寶永四年黒田豊前守直邦が領地となり今も替らず、この餘領主の林及び能仁寺觀音等の寺領あり、

高札場 村の南市立る所
小名 上 中 下 瀧ノ上 早戸澤 松井戸

其二



多峰主山 村の乾にあたり、飯能の宿を距ること凡十八町、路幅六尺、初地より漸登る路を夾て松樹行をなす、山中すべて松多く、雜木これに亞ぐ、山麓の東邊に能仁寺あり、山頂に黒田豊前守直邦の墓碑あり、その右の傍に太宰純が撰し、且書する所の碑あり、又墓地を距ること西南百歩餘に値り、前岩と稱する盤岩あり、是を要するに山中すべて勝點おほく、此岩上なかんづく眺望いとよし、東西南北渾て一點の遮るものなし、遠通皆山ありて連山恰も波濤の如く、唯西南間に突元として聳たるものは富士山なり

入間川 村の西永田村より來り、久下分村に達す、村内に係ること十餘町、川幅十六間餘、平水十間ばかり

岩ノ澤川 村の西多峯主山前岩邊の谷間より出づ、水路六七町にして入間川にそぐ、川幅は二三間ほどなり

鐵淵 入間川の西岸にして、勝嶽を沈めし淵なりと云、此説すべて前に辨ず

屋敷跡 村の東南大泉寺境内の邊をいへり、正親町大納言居住せし所なりと、土手から堀のあと今に存せり

諏訪明神社 祭神健甕名方命にて、合殿に八幡を祀れり、社傳詳ならず、唯棟札二札の寫あるのみ、其文に曰、大檀那加治菊房丸助、願檀那平重清、同菊房丸祖母昌忠、永正十三丙子初春十一日、又其一に曰、諏訪宮再興之事、本願智觀寺住僧法印慶賢、大檀那加治勘解由左衛門吉範、當所諸檀那代官小室三右衛門成就坊、于時天正十二年七月吉日とあり、成就坊は今の別當大泉寺なり、此寺享保九年回祿の災に罹りし時、棟札も亦灰塵に委す、仍て今寫のみを存す、社地は僅の除地なり、例祭は七月廿七日、例

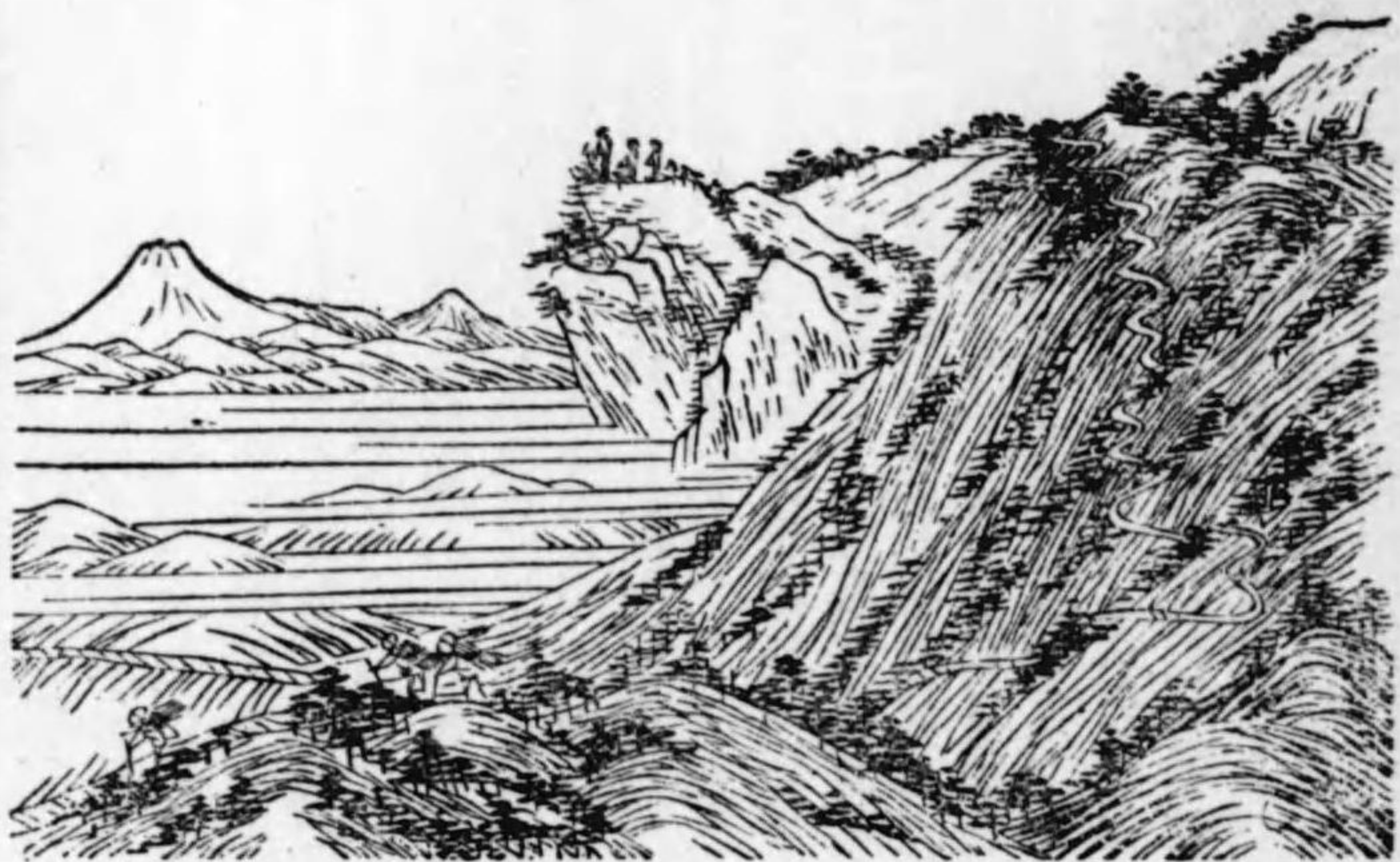
能仁寺境内之圖



神明社神職小能志摩吉田家の配下なり
 同社持
 山王社同上
 稻荷社同上
 三社權現社同上
 愛宕社小能志摩觀音寺、大泉寺持
 同二社共に同
 聖天社神職小能志摩吉田家の配下にて、社の南の方に住り

能仁寺 武陽山と號す、曹洞宗にて、文龜年中斧屋文達禪師開の檀那黒田豊前守の先祖、丹治山中勘解由左衛門尉直勝、一に家勝に作る。法監は能仁寺殿大年全椿大居士と稱す。天正元癸酉七月廿五日卒す、二世格翁桂逸禪師に至り、初て越生の龍釋寺に屬す、三世材室天良禪師、四世格外玄逸禪師に至るまで、勅特賜禪師號、天正十九年寺領五石の御朱印を賜ふ。元祿十年常憲院殿の御世より、獨禮の命を蒙り、同十三年寺社奉行、及永平天梁禪師に請て叢林となる、此寺初め五石の御朱印なりしが、寶永二年改て十の字を加へて、五十石の御文面を賜はる、住僧もまた乘輿の格となる、末寺廿ヶ寺あり其餘つまびらかなることは下に書せる寺記に見えたり、文中に此寺創建の事實、寺記には家範府君と記し、鐘銘には家勝府君と勅す、其文の異なる所以を尋るに、鐘銘に家勝府君創

多峰主山之圖



建とするものは、國家の殊恩を蒙り、創建の功德なるをもて懿徳を其先考に推し及ぼす、孝思の厚きゆへなりとぞ云、

武州能仁寺記

武陽山能仁寺者、在武之高麗郡加治郷焉、我高祖考家範府君、法名宗無大居士之所創建、以爲其先考家勝府君、法名全椿大居士之所冥福者也、其本堂安置寶冠釋迦文佛、蓋示法身圓成之尊容也、影堂牌堂衆寮山門等、又各嚴本尊、山頭勸請愛宕權現也、就中東山祠丹生明神、並以爲境内之鎮護也、是丹治一族之祖神也、其他建伊勢春日熊野白山菅神稻荷等之諸祠、而示尊崇之志也、天正十九年辛卯十一月、大神君特賜封券、以稅入五十石之地、充寺之香火料、獨券文脫十之字、上曰五石、而地之五十石者依然現存、蓋時值草創、百務急遽、史筆有所失誤、而寺僧亦無得而質之也、其後歷三朝、以迄今大君、悉賜封券、同仍舊慣、所隸之寺院、凡三十有餘、其有封邑、得官券者七箇寺、而其一則十五石、其一則十石、俱超本寺之封矣、本末輕重之不倫、後爲住持者、頗能愛之、我先考直張府君、及伯考直守府君、亦同憂之、或謀諸國老諏訪參政、然皆時勢未到、不果其志、及不佞之世、會值今住持和尙之來、董席于方丈焉、先是寺在禮禮之

班、及元祿十年丁丑正月、始陞在獨禮之班、有司傳鈞旨曰、因直重奉公之勞、故殊恩及其祖先之寺、直重又請前天台座主公辨法親王、親灑妙墨于其山門本堂之額、蓋欲借輝天漢之餘派、以光貴吾寺也、同十三年庚辰秋、請有司及永平天梁禪師、定寺爲叢林、自此而後每歲冬夏、置法侶數十口、而勤江湖、制法禁戒、皆效古式、不循流弊、教導學生無自他之偏頗、簞食瓢飲、無內外之差別、唯事學業參悟、而不管他技遊樂也、般若智水厚尋本原金剛壇墀、長擺俗塵、是以願其會下者、遠近並跡、信從爭先、直重亦寄附兼金一百兩、白粳一百俵、以爲齋供料矣、及至寶永二年乙酉、直重又請于官、實始獲改賜封券、以正其五十石之文、而寺之住持亦許乘輿之班、有司掌寺社者、本多彈正少弼、藤原忠晴傳恩旨、於是先考伯考及歷世住持、所以憂其名實之不當、而本末之不倫者、一旦而得定矣、直重之幸亦謂之何也、寺去初基之時、漸垂十紀、門堂殿廡、既就朽敗、住持和尚躬任營興之事、直重亦贊襄之、越明年正月茲擇令辰、鳩工匠運斧斤、以經營之、梁棟桷椽悉以規造之、里民寄進諸材、且近鄉隣村衆民亦希願就其役、日

數百人、繼踵子來、或肩木石、或餉葷菜、輪奐之美、不日告成焉、乃知神佛慈惠之所致也、爰發峨峨乎新也、堂閣洞洞乎美也、遂以孟夏佛誕之日、落慶焉、而諸堂遷坐供養等之儀悉成也、是亦一宗之美談、檀越之盛舉也、又聞此寺披壞以來、未嘗有回祿盜賊之難、曩時有大寺五郎兵衛者、強盜之魁首也、逮就囹圄者七、遂被戮死、彼語人云、加治能仁寺可謂靈場也、我聞其香積之豐、屢生貪心、糾集兇狠、圍而覘之、每見其神兵衛護、森然不可犯者焉、念之不遂、遺憾尙在、又有小雀四郎兵衛者、嘗詣寺拜伏叩首、其狀若有所誓謝者然、密謂傍人云、我亦強賊七十五名之渠帥也、豈謂怯弱乎、每與惡念、欲襲此寺、或迷其方所、欲進却退、或昏臥在野、不識厥明、或鳥翼風聲、曳兵而走、是蓋神威佛力之所維持也、今而心折、不復敢來云云、今因住持和尚之請、具錄頭末、併及此事、以藏寺之寶庫、亦使吾子孫不敢忘吾祖先崇奉之志云爾、現住和尚諱廣基、武州人、爲寺之第十三世、寶永三年丙戌四月十五日、從四位下行豐前守丹治真人直重謹記、東照宮御朱印之寫

寄進能仁寺

武藏國高麗郡加治郷之内

五石之事

右令寄附訖、殊寺中可爲不入之狀如件、

天正十九年辛卯十一月日 御朱印あり

常憲院殿御朱印之寫

武藏國高麗郡加治郷之内五石事、任天正以來代々先判之旨、貞享二年六月十一日雖宛行之、今般依願檢地之上五拾石之高成下之訖、并境内山林竹木諸役等免除能仁寺令收納、永不可有相違也、

寶永二年十二月廿七日 御朱印あり

惣門

山門 武陽山の三字を扁す、通照金剛、一品公辨親王書之、元祿十丁丑年八月廿五壬申日とあり、表

の方には二

天を置 本堂 能仁寺の三字を扁す、これも前天台座主

日とあり、本尊實冠釋迦、脇

士は文珠・普賢の二尊なり、方丈 小方丈 庫裡 禪堂

本尊出山釋迦木の立像にて、長二

尺二寸、弘法大師の作也と云、江湖寮 本尊阿 衆寮 本

揚柳觀 首座寮 靈座 黒田氏歴世の

鐘樓 寶永年中、鑄造

能仁寺鐘銘并序

武藏國加治郷、武陽山能仁寺者、君龔祖丹治家勝府君、法名全橋大居士之所創建也、築室之始、延招

前萬年斧屋和尚、使住于此、是時此寺特莫有所屬、然逮二世格翁、移住越生龍穩、而酬乳香於龍穩、遂以龍穩爲本山、以斧屋爲開山、獨異于他山之例者乎、天正十九年辛卯十一月、東照大神宮寄土田而賜印章、其後世々皆循舊券、寺臘尙在總禮之班、元祿十年丁丑正月、第十三世廣基和尚住持之時、陞進獨禮之班、是因檀越直重等之懇情也、元祿十三年庚辰又陞爲叢林也、寶永二年乙酉再請官、改賜五十石之封券、且許乘輿也、其始末詳于別記、寶永三年戊戌修造殿宇、奇麗致美、然覺鐘漸舊、發鏗不亮、此是往歲吾同族東市正丹治信正之所舉也、今歲寶永七年庚寅秋七月、新鑄一口、納其故於一堂、存其先意也、架其新於高樓、貽諸後聽矣、凡天地之間、無物不有性、又不無道與教矣、夫鐘之爲物也、所以鳴者其性也、撞之者其道也、其刻銘者教之辭也、鐘既懸矣、可撞而不可無銘、故叙述寺之緣由兼殷昌、繫之以銘、銘曰、

有鐘則撞、有鐘則鳴、所由三合、顯是緣生、刹旛風吹、亦不二名、去來自若、栢樹崢嶸、峰震谷響、無聲之聲、出感入寂、無情之情、

樓中繞獸、山上吼鯨、曉雲星列、晴空雷轟、雙杵脫機、夜報深更、寸莛如律、晨通高閣、六時布警、發省存誠、九乳備字、含華集英、豐山霜冷、竺嶺月清、既修梵閣、更掛銅鉦、獨步宇宙、通聲開盲、鼓空洞腹、坦坦平平、脫却功德、始竟經營、
寛永七年庚寅七月

從四位下行豊前守館城主丹治真人直重謹識
奉行 田原郷右衛門藤原勝宗

寺寶 伽羅木觀音 一軀 金欄の袈裟一顆 明板薄紙摺四書小本五冊 論語には、全編常憲院殿御手づからあそばしとき賜はり、
丹生明神社 愛宕社 金毘羅社 秋葉社

白山社

觀音寺 般若山長壽院と號す、慶安年中觀音堂領三石五斗の御開山長譽享保廿年八月十一日寂す、本尊不動を安ず、五分、弘法大師 住吉諏訪菩薩神七ツ石 五坐合社藥師堂 寺寶 瀧見觀音畫像一軸 可翁の筆なりと云、大泉寺 神光山と號す、前寺と同宗、同末なり、本尊は不動を安ず、
西傳寺 青雲山と號す、曹洞宗、能仁寺末、開山武産本海、能仁寺の九世なりと云、寛文二壬寅年三月十八日化す、

本尊釋迦を安ぜり、
釋迦堂村民

舊家又右衛門 氏を大河原と云、先祖は大川原村に住せしよ、其遷り來る年曆詳ならず、天正三年北條家臣長野謙岐が奉りて出せし文書を所持す、その文左の如し、
制札

右久下分之内從長尾根山至り深澤山堅被立林候、下草にても刈取者有之者、野具相押其身をば擲取、瀧山引來可達披露旨被仰出者也、仍狀如件、
(朱印)
乙亥十一月十九日 天正三年なるべし 奉 長野

島村圖書助殿
吉田殿

○久下分村 久下分村は郡の中央東寄にて、西南に入間川を控たる地なり、土地平坦とはいへど川によりたるあたりは自ら卑し、陸田のみにて水田はなし、古より御料所なりしが、寶永四年黒田豊前守領地となりてより今も替らず、江戸より行程十三里なり、加治郷加治庄加治領に屬す、民戸五十、東西六町餘、南北四町許、東は川寺眞能寺の二村に隣り、西南は川を隔て、大河原・矢下風の二村に及び、北は飯能村にて往還を界とす、西の方秩

父より東の方川越城下へ通ふ道にて、當村にかゝること三町許、その間は略幅七間餘、南側に民家軒を並べて、北側は飯能村なり、又東眞能寺村界を南に折て青梅道あり、これは道幅六七尺なり、毎月六十の日飯能村の市、即ち此村に及ぼせり、委くは飯能村の條にのす、檢地も飯能村と相同じ、
高札場 飯能村と相持なり、

小名 入子 下

入間川 村の西飯能村より來り、西南を回流して東は川寺村に注ぐ、川幅十六間、平水十間許、

稻荷社 飯能村能仁寺持、

稻荷社 村民の持

伊豆明神社 前に同

本明院 大悲山と號す、本山修驗、郡中藤井村の坐像を安ず、長七寸一分、
觀音堂 正觀音木
椀名滿行の作なりと云、

藥師堂 村民の持

○矢下風村 矢下風村は郡の中央より西南寄にあり、此村正保の國圖及田園簿に見えず、元祿の國圖には載たり、何の頃かいづれの村を割て一村とせしや、按ずるに隣村

前ヶ貫村、正保の村高を今の村高に比すれば半を減す、是をもて考れば、恐くは前ヶ貫を割て矢下風一村とせしものなるか、此村前ヶ貫と同じく加治郷加治庄加治領に屬す、江戸より十三里の行程なり、四境、巽は前ヶ貫に續き、乾は大河原村に隣り、坤は山續き頂を界として岩淵・上畑の兩村なり、艮は入間川を界として、對岸は久下分・川寺の兩村なり、地形巽乾の二方は平地續きにて、坤の方には山値り、この山より西は山々連りて秩父郡に接せり、東の方は頗る打ひらけたる地形なり、艮にありては入間川あり、東西凡十六町、南北十町許、民家六十三、多くは山に添て散在す、土性小石交りの眞土なり、陸田多く水田少し、用水には入間川を堰入る、寛文八年雨宮勘兵衛檢地をたゞせり、正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今其子孫豊前守直侯が領分なり、
高札場 村の東寄

小名 前原 連加 秋津

入間川 村の乾大河原村より來り、東の方前ヶ貫村へ至る、村界にかゝること凡十五丁、川幅凡二十間ばかり、

橋二ヶ所 入間川に架す、一は川寺・當村の兩村にて造れり、長十五間、幅五尺、一は長十間、幅五尺、皆土橋なり、堤一ヶ所 入間川の南岸にあり、長七十間、高七尺なり、

山王社 本山修驗、東泉院の持

天王社 村民持

淨心寺 寂光山と號す、禪宗曹洞宗、郡中飯能村能仁寺末なり、本尊彌陀を安ず、開山は能仁寺五世吉州伊藤、元和二年九月二十六日示寂せり

大源寺 明玉山と號す、本山修驗、郡中篠井村觀音堂配下なり、本尊不動を安ず

○前ヶ貫村 前ヶ貫村は郡の西南にあり、加治郷加治庄加治領に屬す、この村の異名を鹽川と唱ふ、前ヶ貫村と唱ふるよりも還て能通用せりと云、按ずるに村内に鹽川と云る寺あるが故にや、江戸より十三里の行程なり、この村東は入間川・成木川の二流落合ふ所なり、落合村は即ち川の南にあり、西は矢下風村に續き、南は成木川を界として、對岸は落合・岩淵の兩村なり、北は入間川を界として、對岸は久下分・川寺の二村なり、東西一町許、南北も亦相等し、地形西は平地にて矢下風村へつゞき、南北の二流東の方にて落合て、村の地さき細く尖れり、土性小石交りの眞土なり、水田は陸田の三ヶ一なり、用水は成木川を堰入る、正保の頃は御料所なりしが、享保十七年黒田豊前守直邦に賜はり、今其子孫豊前守直侯が領分なり、寛文八年雨宮勘兵衛檢地して貢税を定むと云、

高札場村の東程

小名 東方 西方

入間川 村の西矢下風村より來り、東の方落合村に達す、村界を流るゝこと一町ばかり、幅は凡二十間

成木川 村の西矢下風村より來り、東流して入間川に注ぐ、村の南岸を流るゝこと一丁許、川幅凡八間ばかり、

祖矢社 矢下風・前ヶ貫・岩淵三村の鎮守なり、岩淵村觀音寺持

大運寺 大平山と號す、曹洞宗、郡中飯能村能仁寺末、本尊釋迦を安ず、開山格外全逸、慶長八年三月二十八日寂す、愛宕社 白山社

鹽川寺 寶林山と號す、新義眞言宗、多磨郡成木村安樂寺末、本尊不動を安ず

○岩淵村 附持添新田 岩淵村は郡の西南にあり、加治領に屬す、村の西成木川の南岸盤岩の中腹に堂あり、これを土人岩井堂と云、巖堂のよこなまりなるべし、盤岩高さ五六丈、其下に深淵あり、村名の起り是によるものならん、江戸より十二里餘の行程なり、四境東は落合村に隣り、西は成木川を界として、對岸は下畑村なり、南は山續きにて頂を界とし、多磨郡今井村なり、坤の方にめぐりては成木川を界として、對岸は多磨郡富岡村なり、北は成木川を隔て前ヶ貫村にして、矢下風村にも少しく係れり、東西十四町、南北廿町あまり、民戸六十一、山根に散住す、地形東西へは平地續きにて、南北に山ありて土

岩井堂之圖



地高低なり、土性小石交りの眞土野土等なり、陸田多く水田少し、用水は村内谷間より出る水を沃けり、寛文八年雨宮勘兵衛檢地して貢税を定め、正保の頃は御料所なりしが延享三年田安殿領知となりて今も替らず、此餘領主林及び妙圓寺領入會へり、又持添の新田十二町二段餘あり、延享元年川崎平右衛門檢地をたゞす、こゝには民家なし、御料所にて今も川崎平右衛門支配する所なり、高札場村の東寄

小名 前ヶ貫 下平 三ッ澤 門神

成木川 村の坤多磨郡今井村より來り、當村西の界を環流し、凡十四五丁を経て落合村にそゞぐ、川幅六七間より十間に至

橋 成木川に架す、長八間、幅三尺、下畑村・當村にて造る

八幡社 慶安二年社領七石の御朱印を賜ふ、村の鎮守にして、例祭八月十五日、觀喜寺の持

觀喜寺 岸高山福壽院と號す、新義眞言宗にて、郡中新堀村聖天院末なり、本尊不動を安ず、中興法流開山山仲徹

寶曆十三年二月 彌陀堂

廿四日示寂す、妙圓寺 岩淵山と號す、曹洞宗、多磨郡根ヶ布村天寧寺末、寺領十三石二斗の御朱印を賜へり、本尊地藏を安ず、開山開基詳ならず

栗原院 山號なし、前寺と同宗にて、入間郡木蓮寺村瑞泉寺の末なり、本尊地藏を安ず、開山開基詳ならず、岩井堂 成木川の南岸にて巖上に建り、堂二間四方、觀音を安ず、村持なり、岩の高き五六丈、岩下に淵あり、平水深さ一丈二三尺ばかり、その圖右の如し、

○落合村 落合村は郡の南多磨郡の界にあり、加治領に屬す、村の北邊にて入間川・成木川の二流落合しなれば、村名の起りは論なかるべし、江戸より十二里餘の行程なり、四境、東より南にかゝりて阿須村に續き、又山を隔てて南は多磨郡今井村に及び、西は岩淵村に隣り、北は成木川の落合を界として、對岸は前ヶ貫・川寺の二村なり、笠縫村の地も少しく係れり、東西十二町餘、南北九町あまり、地形東西は平地續き、南は山にて、北は川なり、山の根かたに據り、川岸に添ひ、家居する民戸五十一、水田は陸田の三が一なり、用水は成木川を堰入る、土性小石交りの眞土なり、寛文八年深谷喜右衛門檢地して貢税を定む、正保の頃は一圓に御料所なりしが、何の頃か分ち割て鈴木善八郎が先祖某系邑に賜はりしより、御料私領入會となれり、今御料の方は川崎平右衛門支配し、私領は鈴木善八郎知行せり、秣場は阿須村の地へ入會て刈とれりと云、高札場村の西寄にあり、

新編武藏風土記稿卷之百七十八之終

小名 清水 新坂
入間川 村の西前ヶ貫村より來り、村の北岸を流る、こと六丁許にして、東の方阿須村に達す、川幅は五十間ばかりなり、
成木川 村の西岩淵村より來り、村内に亘ること六丁許にて、入間川にそ、川幅は十五間ばかりなり、
橋二ヶ所 一は入間川に架す、長十七間、幅四尺、當村・川寺村にて造る、一は成木川にわたす、長十間ばかり、幅四尺、當村・前ヶ貫村にて造る、以上みな土橋なり、
堤 入間川の南岸にあり、長七十間、高さ三尺五寸ばかりなり、
白鬘社 村内の鎮守なり、例祭二月朔日、玉藏寺持、
玉藏寺 神宮山と號す、新義眞言宗、郡中新堀村聖天院末、本尊十一面觀音を安ず、
西光寺 無量山と號す、曹洞宗にて、郡中飯能村能仁寺末寺なり、本尊彌陀を安ず、開山は能仁寺四世格外支逸、慶長八年三月二十九日寂す、藥師堂 西光寺持、

新編武藏風土記稿卷之百七十九

高麗郡之四

○阿須村 附持添新田 阿須村は南の方當郡と入間郡の界にして、入間川の南岸にあり、加治領に屬す、江戸より十二里餘の行程なり、四境、東は佛子村に隣り、西は落合村に及び、南は入間郡峯・寺竹・三ツ木・谷ヶ貫の四村と山谷犬牙し、北は入間川を界として、對岸は上岩澤村なり、西北の間は笠縫村に接せり、東西十五町許、南北十一町餘、土地或は高く或は卑し、民家五十三軒、所々に散在す、土性小石交りの眞土なり、陸田多く水田少し、農間の稼に山林を伐て筏とし、江戸へ送るを業とす、村内に西上州より相州へ通ふ路あり、北は岩澤村より南の方寺竹村へ達す、道幅一間餘古の鎌倉道なりと云、又秩父郡より相州への一路あり、乾の方川寺村より來り、當村にて鎌倉道と會す、村の東瀧の澤邊に秣野あり、又その邊の川附に上下岩澤・笠縫・落合の村々入會の秣場あり、水利は西の方落合村にて、入間川を堰入るゝなり、

檢地は寛文八年雨宮御兵衛糺せり、正保の頃は高室喜三郎支配所なりしが、延享四年より田安殿領地となり今も替らず、村の乾に一區の新田あり、笠縫村と當村入會の地にて、天和二年高室四郎兵衛檢地せり、高札場村の西寄にあり、

小名 内手 菅澤 ぼう谷戸 上川原 下川原 山際 川ぶち 深井 丹屋敷
阿須ヶ崖 村の東佛子村界にあり、古は阿須山とて、連綿せし丈の崖となりしと云、下より望めば恰も屏障の如く、又崖の西邊より山間へ入ること二丁許にして、谷間に一丈より四五丈に至る崖あり、この中腹或は谷底に檜皮あり、其様さながら横に並べし如く見ゆ、これ太古高堂大廈ありし所にして、山崩水溢の變に、地中に埋れしならんと人いへり、其屋根の端と疊しき所長さ三四十間、厚さ三尺ばかり、上下の土に埋たる所は、化して片岩の崩るゝが如く、或は皮色もとの如くにして存せるもあり、是を取んとするには、刃物もて人々打缺て取得るなり、土人此所を瀧澤と云、又大澤とも云、二三十年前は瀧ありて、檜皮も崖の中腹にありしなれど、自然と谷を埋め、今は瀧の形もなく、水の少しく流るゝのみ、太古のことは更なり、後世入間川洪水にて、この屋根顯れ出たる年代すら、土人知ものなしと云、又大木柱の様なるものありと云、説あれど今はなし、天地間の曠邈なる、僅二三十年前の地形すら今は變革ありしを見れば、とかく論ずべからず、高岸谷となり、深谷陵となるといふ、古詩の辭など併せ考べし、

阿須ヶ崖之圖



谷川 村の坤、入間郡峯村の山より来て、村内往還へかゝり、良
 の方へ流れて、入間川へ注ぐ、水路廿四五町、川幅三間許、
 入間川 西北笠縫村より来り、佛子
 堤 入間川の南岸にあり、長
 百八十間程、高さ五尺、
 赤城明神社 天正四年の勸請なりと云傳ふ、當村の鎮守なり、
 もとは村持なりしが、今は聖學院預れり、
 山王稻荷天王八幡辨天五坐合社
 長澤寺 安養山と號す、曹洞宗にて、郡中飯能村能仁寺末なり、
 開山能仁寺七世大庵文廣、寛永十二年八月廿八日化す、
 本尊虚空藏なり、慶安年中虚空
 藏堂領三石の御朱印を賜ふ、 藥師堂
 聖學院 峯之坊と云、當山修験にて、足立郡鴻ノ巣村瀧本院配
 下なり、開山西明曆二年二月廿一日化す、本尊不動
 は立身の像にて長一尺二
 寸、運慶の作なりと云、
 ○佛子村 佛子村は郡の東寄にて、入間川の南岸に沿へ
 り、加治領に屬す、江戸より十二里の行程なり、この村の
 草創の頃は民家僅に四軒ありしと、その家今も存せり、
 天正・慶長の比には十五軒となり、漸々開けて今は八十軒
 となれり、地形高低ありて北に漸下す、東西廿八町十三
 間、南北八町五十間、東は入間郡小谷田新田の内牛澤に界
 ひ、西は阿須村の絶崖に限り、乾は岩澤村、北は野田村、良
 は篠井村にて、西より北は入間川を界とす、南は山にて

入間郡の數村に接す、其方位には午に中神、未に花ノ木、
 申に上下の谷ヶ貫、巳に荒久、辰に小谷田凡て六村の峯、
 或は谷を以て界を分てり、水田少く陸田多し、土性は石
 交りの眞土なり、土産には甲州丸霜丸など云る柿あり、
 江戸へ出して生産の資とせり、檢地は慶長三年六月青山
 菅右衛門・山浦五郎七・井上縫右衛門糾せり、其比は田島
 永取にて貢税を青梅村陳屋へ納めしと云傳ふ、その後寛
 文八年四月雨宮勘兵衛檢地を糾せり、正保の頃までは御
 料所にて、高室喜三郎支配せしよしものに見えたり、何
 の頃か鈴木善八郎采地となりてより今に替らず、
 高札場村の程上ノ
 小名 上ノ原 上野 小山尻 中島 松原通 もぢば
 け 桑原 下川原 下ヶ谷戸 上廣瀬 第六天
 入間川 村の西阿須村境より、北の方岩井村境を回流すること
 凡一里餘にして、篠井村に往く、水流幅十間あまり、
 川原の幅百間より二三百間にいたる、川添
 に長さ七十間程の堤あり、村普請なり、
 金子坂 村の北なる山足の坂を云、その昔金子伊豆守親範は、
 當所高正寺の開基檀越にて、こゝより金子が住する金
 子村往返、必この坂を経過すればとて、かく名づくこと云り、
 按に土人は斯云へど、此邊は金子某の領地なれば、領主の坂
 と云ことに覺へ、自然とその姓を冠
 らしめて、唱しとも思はるゝなり、

燧石 金子坂より出る、小
 石皆燧石となる、
 蛇糞石 村の東北下ヶ谷戸の内、入間川の丹崖より出る化石な
 り、大抵周り三寸餘、長さ五六寸、或八尺餘なるもあ
 り、傳へ云この邊に往古大蛇潜藏して、人民を悩せしを、牛
 屎某なるもの擊殺せしとかや、又こゝを距ること三丁許、東
 の方に牛屎と云所あり、某が住せし地
 にか、蛇骨近き年まで出しといふ、
 白髭社 家忠社 第六天社
 御靈社 金子伊豆守親範が靈を祭し
 御靈社と云、以上四社村持なり、
 諏訪社 當山修験、
 龍藏寺持、
 天王社 高正寺持、例祭は六月十四・十五の兩日にて、
 神輿を渡す、以上の六社、皆村中の鎮守なり、
 高正寺 諏訪山萬齡院と號す、曹洞宗、入間郡金子村瑞泉院の
 末たり、開基は金子伊豆守親範、法名を高正寺とす、
 當寺往古は何宗たることを知らず、大永の頃瑞泉院二世勤陰
 瑞潭、茲に移りて起立す、是れを中興開山とす、大永四年十
 二月八日化す、本尊虚空藏を安ず、慶
 安年中寺領四石の御朱印をたまへり、
 金子氏位牌一基所載如左
 建保四丙子年二月十七日
 武豆總大守金子十郎家忠
 承久二庚辰五月廿五日
 金子伊豆守親範 初與市
 建仁元辛酉三月廿一日
 秩父庄司平重能長女家忠室
 木蓮院殿標室幸榜大姉

萬齡院殿錦芳智班大姉
 嘉祿元乙酉四月十七日
 武田太郎源信義息女
 元仁元甲申年三月五日
 山名藏人源重國室親範妹
 寬喜二庚寅四月十三日
 金子武藏守平家廣家忠長子
 文曆元甲午六月十八日
 平山武者所季重息女
 延應元己亥四月八日
 金子小太郎後因幡守高範
 弘長二壬戌年十月十六日
 左衛門督平家繁家忠嫡孫
 文永三丙寅年十一月九日
 千葉太郎平成胤息女

顯德院殿嚴然惠密大姉
 光雲院殿機山紹玄大居士
 林泉院殿梅香檀大姉
 萬齡院殿石巖機柱大居士
 金線院殿玉珩妙聯大姉
 惣門 樓門樓上に洪鐘を懸
銘文左に、

譜夫諏訪山高正禪寺者、曩治承頃、
 桓武天皇十二代苗裔、金子前武陽侯平家忠、令弟前
 豆州太守平親範公草創之靈場也、其時沐何宗之流派
 乎、爲何人之開祖乎、年代甚遠、而舊義曷測哉、
 蓋想開基檀族退轉後、殿宇寺產悉衰廢矣、不知此
 中間幾歲之耶、嗟呼、雖無地于古今、而有入乎
 盛衰一矣、粵大永年、瑞泉二世菊隱師再興頽頽、故稱
 鼻祖、因茲紺宗法器漸備、宗風永扇、今日、雖然往
 古將來洪鐘、經歷六百星霜、竟爲無聲之破器矣、
 余未往已往大勞、此念、衆檀又同志也、故共相議、而

專行三頭陀、以其施財、充其造營、厥功豈虛哉、茲
 歲庚辰仲陽初、預命工、令凍土沙作模形、日交
 合古鐘與新銅、既臨鍊壇開、修鑄於知寮之旁亭、
 掛得華鯨於祖堂之正面矣、快哉值緣熟之好日、奇
 哉見爐鎔之瑞烟、唯願多少之施主等、普聞三輪空
 寂之唵吼、則共登一如解脫之寶樓、必矣、舉筆曰、
 無助德胡僧、婆心不些咄、乃爲是序、銘曰、
 持鉢緣應、檀信功成、高正爐鑄、全童鑄生、
 口圓虛寂、首威文貞、敲塵勞睡、發醒覺聲、
 遠除百徑、遍添萬禎、無限鯨音、唱道永昌、
 武州入間郡佛子邑、
 諏訪山高正禪寺現住比丘高岸謹誌、
 寶曆十年龍集庚辰年春上旬、
 御助力

當所領主 鈴木左門儀忠公
 本堂 庫裡 衆寮 秋葉社 諏訪社 古碑二基墓所の
 あり、其一は長六尺許、石面文字剥盡す、其一は長五尺許、
 幅一尺三寸、梵字の下に觀應二年辛卯正月廿四日文性禪門と
 あり、何人たるこ
 とを詳にせず、
 龍藏院 當山修驗、鴻皇龍本院配
 下、本尊不動を安置す、
 舊家者百姓四軒 當村を草創したる四人の子孫なりと云、大
 久保・平岡・石井・宮岡を氏とす、往古は村内

を四分して持たりしと、今も居住の地四所に分れり、されど
 古記等の傳へなければ詳ならず、此四人の墓所は宅地の内に
 ありて、皆大なる板碑あり、大抵碑面漫漶して文字讀べから
 ず、唯宮岡氏の墓所の内に、建長二年七月廿九日、一は建長
 五年十二月(大支美刀)右志者爲平高治往生
 安樂也、諸口敬白等の文字見えたるあり、

○上岩澤村 附持添新田 ○下岩澤村 同 岩澤村は郡の中
 央より東寄にありて加治領に屬せり、正保圖及び元祿改
 定の頃までは、上下を分たざりしに、その後いつの頃に
 か分村せり、されども一村なりしをもて、上下の分界
 散錯して詳に辨じがたし、江戸より行程十二里なり、上
 村の戸數四十三、下村の戸數五十九、村の廣狹東西南北
 とも二十町餘にて、西の方は高く、其餘は大抵平坦なれ
 ど、南の方水田の耕地は低くして入間川に限り、對岸は
 阿須村なり、北は雙柳村に接し、東は野田村に隣り、西
 は笠縫村に界せり、水田少く陸田多し、土地の産物には
 甲州九霜丸等の柿を、江戸へひさぎて生産の資となせり、
 この村は古より御料所にして、正保の頃は今井八郎左衛
 門支配所なり、寛文八年雨宮勘兵衛檢地せり、享保十七
 年入間川附の地所、上下の分にて一町二段餘の新田を開
 發す、箕播磨守が改にて高入となれり、延享四年田安殿
 領知となり、安永六年同邊にて又二段九畝餘の新田開發

あり、村の西寄に上州より相州への往還一條係れり、北
 は雙柳村より、南は阿須村に達す、鎌倉古道なりと云、
 又村の南と北の兩邊の村界にも各一條の路あり、笠縫村
 より野田村へ達す、いづれも路幅二間許あり、
 高札場二ヶ所 共に村の中
 小名 中内手 上分 榎戸 上分 上野 上下 前原 下分 麥
 字多 下分
 入間川 村の南邊を東流す、西は笠縫村より流れ入て、東の方
 野田村にそぐ、村にかゝること十町餘、平常の水流通
 十間あまり、冬春の間のみ橋を亘し、他時は徒渉す、川に添て
 長二百間の堤あり、村の修理なり、川附の河原は長さ十四五
 町、幅
 十間
 白髭白山唐土明神合社 慶安年中白髭・白山兩社領七石五斗
 の御朱印を附せらる、明王寺持、上
 下村中の鐵守なり、社の左旁に神木
 と稱する杉あり、圍一丈五尺許、
 天満宮
 稻荷社
 山神社 以上三社下
 分村民持、
 神明社
 稻荷社 以上二社上
 分村民持、
 明王寺 上分あり、岩澤山不動院と號す、新義眞言宗、横見
 郡今泉村金剛院の末なり、開山源海寛永十三年四月廿

一日寂す、本尊は不動を安ぜり

見光寺 花香山地蔵院と號す、下分に屬せり、曹洞宗、入間郡木蓮寺村瑞泉院の末なり、開山一樹松和尚寂年詳ならず、本尊藥師木の立像にて長八寸七分、脇士二光佛立像にて長各五寸、共に行基の作と云、慶安年中地藏堂領八石の御朱印を賜、地藏堂坐像にて行基の作と云、鐘樓享保十六年へり、鐘樓坐像にて行基の作と云、鐘樓鑄造の鐘を懸す、

○笠縫村 笠縫村は郡の南の方にて入間川の北岸にあり、加治領に屬す、古へ洪水にて川瀬かはりしより村内を流るれば、川を跨ぎて水田あり、用水は入間川を堰入る、其下流は阿須村に沃げり、江戸より十二里餘の行程なり、東は岩澤村に隣り、西は川寺・落合の兩村に及び、南は阿須村と犬牙し、北は雙柳村に接す、東西五町、南北十町許、土地高低ありて民戸三十六所々に散在す、水田纒にして陸田多し、正保の頃は御料所にて高室喜三郎支配せり、寛文八年深谷喜右衛門檢地す、天和二年入間川附近に高室四郎兵衛檢地せし新田三段八畝高入となる、延享四年田安殿領地となりしより今も替らず、高札場村の中央より、小名 上 下 大楢

入間川 西の方川寺村より來り、岩澤村へ東流す、川幅は百間ばかり、平常の水流は十間許、堤 入間川の南岸にあり、長さ二百間餘、高さ五尺、御普請所なり、

正願寺 縛龍山成就院と號す、新義眞言宗、横見郡今泉村金剛院の末なり、開山覺順天和二年十一月四日寂す、開基は村民長兵衛と云ものなり、明暦三年三月十六日寂す、氏を嶋崎とす、

○川寺村 川寺村は郡の中央より南にあり、郷庄領の唱なし、江戸より十二里餘の行程なり、四境、東は笠縫村に隣り、南は入間川を界として、對岸は矢下風・前ヶ貫の兩村なり、西は久下分・眞能寺の兩村に接し、北は眞能寺・雙柳の二村を界とす、東西五町許、南北三町餘に及び、土地大槩平夷、民家四十五、各處に散在す、土性野土或は石交りの眞土なり、陸田多く水田は少し、用水には久下分村にて入間川を堰入るなり、正保年中高室喜三郎御代官所なりしよしものに見えたり、寛文八年深谷喜右衛門檢地せり、延享四年田安殿領地となりしより今も替らず、村内三條の往還あり、一條は飯能邊より八王子への道なり、村に係ること四町許、西は久下分村より南の方落合村に達す、路幅七八尺、一條は飯能邊よりの江戸道なり、眞能寺・雙柳兩村の界にあり、東西五町許、路幅六七尺、一條は飯能より青梅への道なり、久下分村の界に

あり、



高札場村の中程

小名 矢ノ目 下河寺 奥ヶ谷村内神明社 德四年癸酉十一月五日 加治奥谷神明とあり、左すれば古此邊を、奥ヶ谷とのみ唱、川寺の稱はなかりしにや、土人も傳へなしと云、

入間川 西の方眞能寺村より成木川と合し、東流して笠縫村に達す、川幅十

一、二間なり、村の南落合、矢下風兩村の境二ヶ所へは、橋を亘して冬春の間は往來す、堤 入間川と田疇との堺にあり、高さ三尺許、長さ二町餘なり、

神明社 奥ヶ谷にあり、神主松本伊豆吉田家の配下なり、神木の椶圍一丈七尺餘、古鰯口あり、圖上にのす、願成寺 佛壽山寶幢院と號す、新義眞言宗、横見郡今泉村金剛院の末なり、本尊彌陀を安ず、前代のこと詳ならず、寛政六年十二月廿六日化せし覺譽を、中興開山 山王社とす、慶安年中阿彌陀堂領二石の御朱印あり、

大光院 能満山廣幢院と號す、新義眞言宗、郡中新堀村聖天院末なり、開山重慶應安六年九月十三日化す、中興開山

光運明和三年寂す、本尊大日を安ず、慶安二年虚空藏堂領二石の御朱印を附せらる、虚空藏堂木のにて長一尺二寸、運慶の作と云、西秀寺 新義眞言宗、今泉村金剛院の末寺なり、本尊藥師を安ぜり、法性寺 是も同宗にて新堀村聖天院門徒なり、本尊釋迦を安ぜり、

○眞能寺村 眞能寺村は郡の中央より南にて、入間川の北三町餘を隔つ、加治領加治郷に屬す、江戸より十三里の行程なり、村名の起り詳ならず、四境、東北は中山村に隣り、西より南へ亘り、飯能・久不分の二村に接す、東一町半許、南北六町に足らず、土地平坦にして、民家五十二、所々に散在す、土性は石交り眞土或は野土なり、陸田多く水田少し、農間の稼男は薪を採り繩をなひ、女は青梅織或は絹紬を織り、村内にかゝる路は西の方秩父より、東の方川越又は江戸へ通へる路と二條あり、又北の方中山村より南の方八王子へ通ふ路一條あり、何れも道幅二間許なり、正保の頃は御料所にて高室喜三郎支配せり、檢地は寛文八年深谷喜右衛門糺せり、寶永四年より今の黒田豊前守が家に賜ひしと云、村民中山村の八幡宮を鎮守とし、村内には神社なし、高札場村の西南

小名 後ヶ谷戸 前原 上ノ臺 損馬川原 坂下 塚
場 飯能より来る悪水堀のある邊を云、昔こ
場に堰ありしゆへ、今にその名残りあり

廣渡寺

平壽山と號す、曹洞宗、郡内飯能村能仁寺末、開山開
基詳ならず、花溪正春を中興開山とす、永祿四年九月
朔日寂す、其後能仁寺五世吉州伊藤再興す、元和二年九月廿
六日化す、本尊拈花釋迦を安ず、慶安年中地藏堂領三石の御
朱印を賜ふと、按るにこの寺いづれ古刹と見ゆ、
れど、記録の傳へなければざるにその由なし、
長一尺一寸五分、木の坐像にて、運慶の作と云、外に愛染を置
く、長七寸五分木の坐像にて、これも運慶の作なりと云、
古墓 何人の墓所なるや詳ならず、建武五年
九月三日禪覺敬白と、刻する板碑あり、
心應寺 萬壽山と號す、前と同宗同末なり、開山能仁寺三世村
室天良、天正十八年十一月十七日寂す、本尊釋迦を安
ず、慶安年中地藏堂領四石の御朱印を賜
はる、地藏は木の坐像にて長七寸二分、

○中山村 附持添新田

中山村は郡の中央より少し東寄に
て、加治郷加治庄加治領に屬す、當所正保の圖には中山
町と見えたり、元祿改定に至ては既に今の唱となれり、
江戸より十三里の行程なり、東は中居村及び雙柳村に接
し、南は飯能村と眞能寺村に續けり、西も又飯能村に隣
り、北は梅原村の峰を界とす、東西十一町許、南北は十
町に餘れり、地形北に山を負ひ、西南東は田野いと打開
けし所にて、民家百軒、上町中町下町及び前田と呼べる

所に兩邊軒を比べて住せり、陸田多く水田は十か一なり
用水は飯能村より流れ来る悪水、その餘は村内の溜井を
引そ、げり、土性は眞土或は野土なり、當村天正十八年
までは中山勘解由左衛門家範が所領たりしに、御入國の
後御料所となり、正保の比は今井八郎左衛門支配せり、
寶永四年黒田豊前守直邦の領分となりしより今に替ら
ず、檢地は隣村眞能寺村などに、同く慶長・高治二度の糺
ありし後、寛文八年深谷喜右衛門が改あり、この餘當村
の良に當りて、宮澤村入會秣野開發の新田一町、又持添
新田十九町八段六畝餘の地あり、共に延享元年川崎平右
衛門檢地せり、いづれも御料にて御代官支配せり、此外
領主豊前守及中山勘解由が持の山林あり、村内に大路二
條あり、一條は梅原村及び飯能村より雙柳村に達す
秩父邊より川越又は江戸への住還にて、路幅七八尺、一
條は前に云る村方より川寺村に出る、これは西上川邊よ
り相州邊への行路にて、その幅二間ばかり、この村享保
の頃までは毎月一五の日を定めて市立けるが、其後しば
らく中絶し、明和の季に至て前に復し、再び市立しが、
それも又幾程なくして今はなし、
高札場 村の中程
小名 坂下 新屋敷 橋間 大下 前畑 前田 村の東
にあり

舊は當村の枝郷なりと云、今もなを民家軒を連ねて兩邊に
居住し、さながら一村をなすに似たり、此中の一區に堀込
と云る小名あり、堀米村の東にあり、今堀込と書す、もとは
り左にのす、堀米一區の小村なりしよし、其村中に小名
雙柳あり、然るに雙柳は土性あしく、堀込は土性よきが故
に、堀込の民戸を雙柳に移して、堀込をば耕耘の地となせ
り、是故に雙柳は遂に戸數もいまして一村となり、堀込は
還て中山村の小名となり、又今僅に民戸三軒を遺せり、そ
の昔堀込の一村たることは、山玉圓鏡中の銘文
を以て證とせば、土人の傳ふ如く是なるべし、

高麗坂

村の北高麗本郷へ臨る所の
山足三丁許の坂路を云、

屋敷迹二ヶ所 一は天正の比、中山勘解由左衛門家範が居住せ
し跡なり、二段許の地にて、今尙土手構の形を
存せり、寶永四年領主豊前守より、村高の内を除地とせり、
今家範が子孫勘解由某先祖の舊跡たるをもて、家僕をしてこ
の所に居住せしむ、一は加治藤兵衛が居住の跡なり、除地五
千坪ばかり、傳云ふ長祿元年川越築城の時、人馬の差配せし
褒賞として、此地を上杉家より賜り、今にその
子孫加治十郎太夫持にて、其地は高山山林なり、

陣屋迹

段別七段四畝餘の地なり、いつの頃の築立にて、何人
の住せしにや、又その廢したる年代も詳にせず、今は
領主の松林となれり、山麓に陣屋・藏屋敷・牢屋敷の跡と云る
所あり、林中に白山・神明・天満宮の三社あり、按るに古この
邊御代官かはるゝ居住し、元祿の頃江戸に移れりと云ふと
きは、此所きはめて御代官居住の跡なるべし、正保の比は今
井八郎左衛門、こゝを支配
せしこともに見えたり、

聖天社 當村の鎮守なり、當
山修驗、陽雲寺持、

丹生社 智觀寺の境内より東の方にあり、中山備前守が鎮守な
りと云、神祕のよしにて開扉せず、例祭二月十六日別當は智
觀寺、神職は飯能村の小能志摩なり、縁起の略を左にのせり、

人皇二十九代宣化天皇の御子、檜隈皇子の御子、右
大臣家範、繼體天皇の御宇、始て丹治の宿禰を賜ふ、
其苗裔宮内太郎家義領紀州如先時、嚮導弘法始開高
野山而以丹生明神爲鎮守矣、是弘仁年中也、其後陽
成院元慶年中、家義之孫武信流落而赴關東秩父郡、
并一ノ井加治等自領之、於是丹生明神勸請、於高麗
郡中山郷云々、

又被子孫市正言正が再造の時水戸
儒生人見道生の文あり左に載す、

武州高麗郡丹生神社者、從五位下東市正信正義祖、
丹氏武信所ニ稱建也、武信之祖家義者、本領紀州時、
嚮導弘法、建精舍於高野、置鎮神於山下、所謂謂
丹生明神也、當武信之時、始移關東、自領此地、
於是從先祖之意、置丹生於領内、以爲氏神、自是
祭祀不レ怠、相續振今然、而近年神廟頽敗、信正懼三氏
神之廢、再興宮廟、丹楹刻桷輪奐已成、伏惟崇三祖宗
而勵三子孫、莫先於追遠、然則信正之志、可謂愜三

智觀寺境內之圖



神國之風、繼自今有至敗壞、則子枝孫葉無懈經營者、永承福祚、恐懼敬白、
寛永十有九年壬午歲二月十三日

人見下幽軒道生識
都保正栖寫

白髭社智觀寺の持

神明社二字 一は智觀寺持 一は陽雲寺持

稻荷社四字 一は智觀寺持 一は陽雲寺持

白山社二字 一は智觀寺持 一は陽雲寺持

牛頭天王社 陽雲寺持

天満社 智觀寺持

天満宮 眞福寺持、緣起に云天文二十年川越夜軍の時、中山勘
らんせし時、入間川満水にて涉りかね、殊に艱難の折から
いづくとも知らず獨の老人、蘆毛の馬を牽來て家勝を扶け乘
せ中山に歸る、家勝その姓名を問ふに、我は吾妻天神なりと
云て、人馬ともに社のほとりにて所在を失ふ、是よりして導
の天神とも稱すと云、此故を以て今も中山が子孫と、當村の
民家にては、蘆毛の馬を飼養せずと云、川越夜軍は天文十五
起の年代にあやまれり、緣

山王社 村民持、神體は徑三寸八分の圓鏡中に鑄造して其傍に
銘文あり、武州高麗郡加治之郷米之村善養院、永祿
六癸亥年十一月日、後背に七郎左衛門・九郎三
郎・三郎次郎・五郎右衛門・助五郎と鐫せり

八幡社 別當眞能寺村廣渡寺持、當社の起建年代詳ならず、社
にも古社と見えたり、例祭春は三月十五日、秋は八月十五日
なり、これは眞能寺村の鎮守なれども、當村にあり、其故は往
古眞能寺村は、當村の分村なる故に然りと
云、社地及び除地畠一段二畝十七歩なり、

智觀寺 常寂山蓮華院と號す、新義眞言宗、江戸大塚護持院の
末なり、慶安元年八月十七日御朱印を賜ふ、その文に
中山郷智觀寺領寺内十五石、丹生明神社領同所五石合二十
石之事とあり、抑當寺は陽成帝元慶年間中山氏の遠祖、宮内卿
家義の孫、丹治武信の親建する所なり、夫より星霜六百餘年
を歴て、永正の比朝覺なるもの中興開山す、今の山號・院號は
正保三年四月大覺寺宮より賜ふの旨、大納言法印守助が執達
の狀あり、朝覺より十五世俊興の時、元祿十年護持院の法流と
なる、寛永七年十六世檀海の時、密場の檀林となる、傳燈今
に至て廿七世なり、本尊不動を安ず、木の立像にて長五尺一
寸、運慶の作と云、加賀儒生
辻了の棟札の文左の如し、

武州高麗郡中山智觀寺者、丹治武信之所創造、而密
宗之阿闍若也、陽成院元慶年中、武信移關東、自
領秩父加治郷、此時有故、而自高野山、勸請丹
生明神於此地、故並建此寺、爾來星霜已久、堂閣共
破、朝霧燒不斷之香、夜月挑常住之燈、寛永年中

宥慶法印住持之時、武信之出裔從五位下丹治信正追
遠之餘、重加治修復、以顯遠祖之英烈、土木功成、
三寶全備、願子孫相續、經之營之垂之于不朽也、
因使余記之、於是乎書、
寛永十九年壬午歲二月 日 辻子閑邪軒了記之

惣門 表門 常寂山の額を掲ぐ、 中門 本堂 書院 庫
裡 裏門 鐘樓 古鐘破裂して、明和二年鑄造の鐘をかき、
古鐘の銘は
左の如し、
武州高麗郡中山郷、常寂山蓮華院智觀寺鐘、若林三
由之所鑄也、三由父曰長繁由、其友若直則養三由一
爲己子嗣其家、世奉三仕
將軍家、食祿若干、今茲正當繁由三十三回忌辰、隨
俗風、贖金僧侶、且鑄梵鐘、以爲祠堂之器、可謂
有追遠之志也、年月久遠、恐其子孫不能尋先祖
之祠堂、由是使予銘之、銘曰、

常寂香界、智觀華鯨、檀越施布、火官功成、
既懸笏履、更試濁清、寸筵小擊、蒲牢大鳴、
四方隱隱、一山轟轟、縞素省發、商旅夢驚、
內元密卵、外是洪聲、百八盈耳、三千導盲、
巨孝所感、冥福惟呈、文好武備、仁勇義榮、

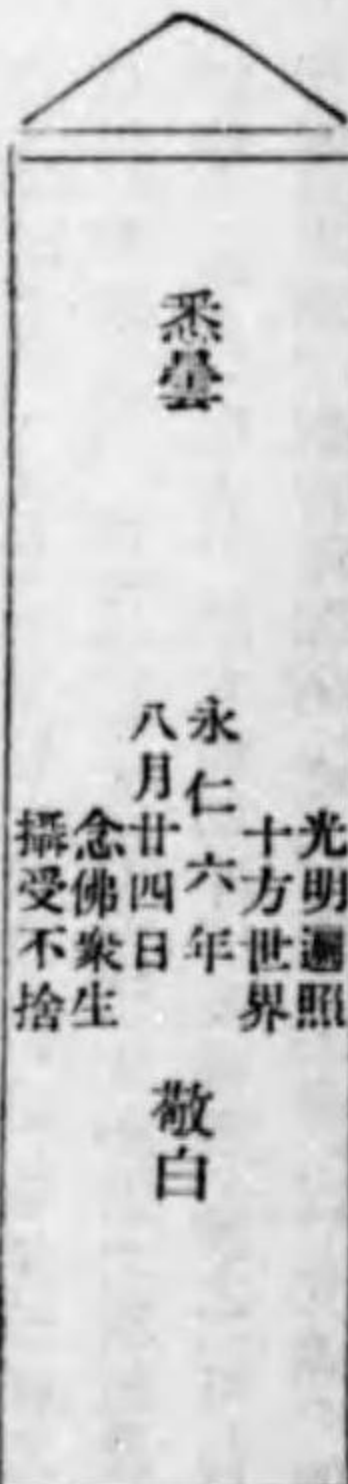
明曆元年乙未六月廿五日 野登道生謹識
中山智觀寺樓鐘 治工武州江戶藤原義直作
中山智觀寺樓鐘、若林三由之所管造也、星霜既久、
瑕豐聲啞、因改鑄之、彫刻舊名、以垂不朽云、
天和四甲子二月二日 丹治信興具

寺寶 獨鈷 伊駒寶山比丘が、所松翠杖 肥前國の産一
にて、長三尺五寸五、涅繁像一幅 土佐光信
分、周リ三寸なり、碼碯盤一枚 筆なり、碼碯鉢一枚 徑
寸五、碼碯盤一枚 縦一尺五寸六分、横 小廬石一 其性黑色
山の形象を 心越禪師墨蹟一幅 刀一腰 身長三尺五寸、
なせり、義次作、奉納丹生明 中山備前守信敏後室貞了院
神寶前、中山風軒、詩歌一枚 臨終の作なり、寶永八年三
月卒す、小川坊城參議
左大辨息女なりと云、

一生是夢幻、空花亦電如、作事是無一、松軒即一風、
苦も樂もはらひ盡して今ははや松ふく風の聲やすむ
らむ 貞了院

神明社 稻荷社 白山社 山王社 阿彌陀堂 彌陀の長
木の立像、慈覺大師の作と云、別に藥師を安
す、是も同作にて長一尺五寸、木の坐像なり、 御影堂の西
北山上にあり、方三間、此所に中山備前守信吉衣冠の壽
像を安ず、傍に木碑あり、林羅山の文を記す、左の如、

君公之子有傳也、古今皆然、傳者相也、輔相之以義
也、水戸源納言之傳曰、中山備前、前司信吉姓丹治氏、
其考助六郎家範、事于北條氏、守八王子城、而戰
殉、時天正十八年六月二十三日也、享年僅四十三、有二
男、長曰照守、自號助解由、次則信吉也、產于
武州之中山、小字菊太郎、又稱左介、後自號雅樂
助、北條氏殲後與照守共、奉仕東照大神君、夙夜
不懈、慶長八年、大神君張大幕于伏見城、時列國
牧伯士大夫悉應至焉、雖朝望吉辰之外、然群士無
日不拜謁也、有盜伴爲見參者、來雜、解已鉛刀、
潛換帶他良刀、而去數矣、凡詣營者、撤刀著座是
法也、人僉雖疑怪之、不能知其主名、一日信吉
偵之、捕盜急縛之、以刀證之、盜伏其罪、大
神君聞而甚嘉焉、由是其名愈顯、十二年奉鈞旨
爲水戸君之傳、賜三萬石之采地、水戸城在常州、
君賢年居駿府之邸、故信吉往還駿常駿之間、奉上
接下、頗有其義乎、每常州有事、則無小大
以君之先容、而信吉承旨、奉而行之、家衆倚賴焉、
蓋以其義乎、元和元年大坂之役、大神君之旗鼓發
駿府、時命信吉、謂君尙幼冲、汝善調護之、可以
留守勿怠、信吉稽顙稱唯乃退、若非以其義、何



玉寶寺 玲瓏山と號す、曹洞宗、郡中飯能村能仁寺末なり、開
山在珠正保元年正月三日寂す、本尊虚空藏を安せり、
藥師堂
眞福寺 慈眼山と號す、新義眞言宗、智觀寺末、 觀音堂
陽雲寺 觀喜山と號す、當山修驗江州梅本飯能寺末に
て、川越教寶院の配下なり、本尊不動を安す、

○中居村 附持添新田 中居村は郡の中央より少し東寄に
して加治領に屬す、村名の起を知らず、江戶より行程十
二里餘、四境、東は下加治村に接し、巽の方に寄ては青
木村に界ひ、南は雙柳村につゞき、西は中山村に隣り、
北は宮澤村に限る、地形坤より艮へ亘りて三町ほど、乾
より巽へは五町半許、南は卑く北に山あり、民戸十六、
所々に散在す、土性は野土或は小石交りの眞土なり、陸
田多く水田少し、用水は中山村惡水又は天水を以て耕す、
故に早損の患まあり、正保の頃は御料所にて高室喜三
郎支配せり、寛文八年深谷喜右衛門檢地をたゞす、寶永
五年より山田立長が采地となりて、其子孫今も替らず、
村北に當り四町九段二畝九歩の新田あり、又十町許を隔

蒙如此寄命之旨哉、二年應命叙從五位下、任備
前守、方君之就封、而新營邸于江府側、信吉每
從事于左右、其遇信吉益握、不榮幸乎、鹿乎君
臣有義哉、寛永十九年正月六日病卒、享年六十七、
嗚呼惜哉、行將見有以義乎、哀哉以其年其月
其日、葬于其地其鄉源盛院、改諱心圓、字如故、
屢紹介請余爲其碑文、余識信吉于駿府有素矣、
且以誦請弗措、故義不克辭、遂書、
寛永二十一年八月日 夕顔巷 道春



て乾にあたり一町許の持添新田あり、共に延享元年川崎平右衛門糺せしより御料所となれり、村内に三條の往還あり、其一は上州邊より相州へ通ふ路なり、北の方宮澤村より來り、東は下加治村に達す、村内に係ること四町許にして、路幅六七尺、其一は中山村邊よりの上州道にて十町餘、坤より艮の方に達す、その一は中山村邊より江戸への行路、西より東へ二町半餘かゝれり、

高札場村の中央より南

小名 中臺 石原 神桑 神明ヶ谷戸

天神社二字 共に寶藏寺持

愛宕社寶藏寺持

辨財天社

吾妻権現社持

寶藏寺 青雲山と號す、曹洞宗、郡中飯能村能仁寺末、開山と化す、是より前のことは傳へず、開基は加治豊後新左衛門尉丹氏朝臣貞繼、應永三年八月朔日卒す、法名は山翁仁公庵主寺後の山腹に加治氏の庵跡あり、一區の平地十五六歩、その西北東に曲りて深さ五六尺の堀切あり、又庵地の後山に五輪の石塔あり、加治新左衛門の墓なりと云、外に文永四年十月と勅せし碑あり、何人の神たることを知らず、中興開基大石駿河守源重仲位牌あり、檀那駿州大守心溪安公禪定門神儀と刻す、背面に于時享徳乙亥源朝臣大石重仲、齡四十七正月廿

五日逝去畢とあり、本尊阿彌陀を安ず、木の立像長三尺一寸、行基の作と云、

清泰寺 清流山と號す、新義真言宗、郡中新堀村聖天院末、開基開山詳ならず、本尊阿彌陀木の坐像にて、長一尺六寸、運慶の八幡社

慶雲寺 慈眼山と號す、前に載する寶藏寺末なり、開山は寶藏寺の五世大安なり、寂年詳ならず、今は廢寺となりて本尊觀音は本山へうつし置けり、

旗立松 村の北宮澤村界の山にあり、永祿年中北條氏康松山城を攻る時、此所に田畧して旗を立し舊跡なり、故に後世松を栽て標せしなるべし、松の圍五六尺許なり、

○青木村 附持添新田 青木村は郡の中程より東南の方に寄てあり、加治領に屬す、往古より此所に青木氏の人居住せしより、村名もかく唱來れり、江戸より行程十三里なり、四境、東は下加治村に隣り、南は雙柳村に接し、西より北は中居村に界ふ、東西五町にあまり、南北は五町半許、地形乾の方は高くその餘は平夷なり、民戸二十八、所々に散在す、土性は野土がちにて眞土は少し、陸田は水田に倍せり、村中に西上州より相州邊への大路一條かゝれり、北は中居村より入て、東の方雙柳村に達す路幅二間、又村の北寄に川越及び江戸への行路一條あり路幅七尺許、當村御入國のかた御料所なりしが、寶永

四年雨宮十兵衛が采地となりて、今その子孫雨宮鏡之進知行す、寛文八年深谷喜右衛門檢地せり、この餘當村より乾の方三十町許を隔て、宮澤村入會の秣野あり、延享元年川崎平右衛門檢地して、六町十五歩の地を新田とし御代官支配す、當村は神社寺院なき故、隣村下加治村白髭社を鎮神とし、中居村寶藏寺を以て葬埋のことを進退せしむと云、

高札場村の西に

小名 屋敷前 猫窪 かさ松 かどや 堀ノ内 廣田

鼠橋 西ノ臺 力石 青木前 青木氏の者、住居 馬場

古何人の調馬せし所なるや、其邊に井の跡など遺れり、馬場も今は陸田となれり、

力石塚 小名力石にあり、石をもて築し塚にて、周回八九尺あり、來由を詳にせず、此塚に觸るゝ人必瘧を病むと云、土人恐怖して近寄らずと、

泉ヶ城跡 村民内藏助が先祖式部大輔實近が、居住せし所なりと云、其地は内藏助が住地より、西隣彌惣次が住地へかけて凡東西二町、南北一町半許の所なり、平坦の地形にて土手の形も今尙存せり、總構は皆切崩して島となれば、方量は今より辨じがたし、

泉ヶ井 泉ヶ城址にあり、内藏助が宅地より乾に當りて、相距ること十五歩ばかり、今は彌惣次が住地の内なり、内藏助が藏せる舊記に云、往昔在原業平朝臣東國下向の時、仁壽三年二月この井のほとりにて、武藏にて汲ともつきし泉が

井乾のすみにわきていづれば、と詠ざられしと云々、その短冊をも今に傳へりと、按るに業平東行の説、もとより正史實錄にのせず、又そのかみ短冊などありしと云も、時代を知らざる人のさかしらなるべし、されど此井は別に由あることなるべし、今は埋れて水の潤り五六尺滑井なり、今此水を北の方なる水田の用とす、古は是を構堀にも引しならん、

鹿子木 内藏助が屋後の北隅にあり、初この木を禁中より賜りしことは上にのす、寛永年中暴風のために吹おられ、その遺幹今存するもの高さ二丈餘、圍一丈三尺許、漸々枯槁し、僅に三五枝を北の方に餘して生色を含み、葉々扶疏たり、葉形は柳葉の徑に似て表青く裏白し、季春に花さく白くして小なり、木皮に斑文ありて麩に似たりと云つたへり、往時風折の幹は内藏助が菩提所、寶藏寺におさめ置しといへり、

鹿の子木の圖



丹生社

鹿子木の下にあり、小社にて一棟三扉なり、中央に丹生明神、左は白鬚、右は稻荷を祀る、

庵一字 内蔵助が屋敷の内に入り、薬師の立像、長一尺三寸なると云、

舊家者内蔵助

青木氏とす、其遠祖を尋ねるに、從二位前大納言武石麻呂、元正天皇の靈龜二年二月、高麗人九百九十人を禁庭より預り奉り、丹波國より當國に下り、此郡中に居住せしより高麗郡と號せりと、その時禁中より鹿子木及び銀錢銅錢そこばくを賜はれり、其子孫青木式部大輔實近當國に於て、七莊を賜はり、當所泉ヶ城に居住せりと云武器系圖等も傳へたりしに、萬治年中七大夫なるもの馬術に達せるをもて、中山備前守が家臣となりし時、かしこに持ゆきて、今内蔵助が家には、寫の系圖と古き鞍鍔のみを傳へり、内蔵助が氏族十二軒あり、いかなる故にや、青木の家は正月松飾をせず、内蔵助及び彌惣次は、地頭より苗氏帶刀を許せりと云、

雙柳村附持添新田

雙柳村は郡の南寄にて、入間川より北十町許を阻つ、加治領に屬せり、江戸より行程十二里餘、四比東は篠井村及び築地新田に連り、西は中山村に隣り、南は上下岩澤、笠縫の三村に接し、北は青木、下加治の二村に界す、東西十八町、南北六町許、地形大抵平坦にて、西北は少しく高し、陸田のみにて水田なし、土性は黒野土なり、民家百一軒、或は軒を並べ或は散在す、寛文八年深谷喜右衛門檢地せり、正保の頃は御料所

にて高室喜三郎支配所にて、夫より御代官しばく遷替せしが、延享四年より田安殿領地となる、是よりさき享保十七年萩原源八郎、檢地を定めし持添新田四十町村の東にあり、今も御料所にて御代官支配せり、

高札場村の中央南

小名上 中下 佛戸 念佛堂 堀米前村の西にてあり、中山村小名の條并せ見べし、

この塚 村の長新田の邊にあり、高さ二丈餘、周囲二十間許、塚上に淺間の小祠を安ず、數株の杉たてり、この塚は正治元年青木氏族討死の者を埋めし所なりと云、然らば龍塚と書べきならんに、里民文字を傳へず、秀常寺の持なり

稻荷社 秀常寺持、村の鎮守とす、例祭二月初午日なり、社頭に神木と稱する榎樹あり、圍一丈三尺ばかり、

山王社 同所にあり、秀常寺持、

愛宕社 同所、

秀常寺 雙柳山觀音院と號す、新義眞言宗、横見郡今泉村金剛院末なり、開山良慶慶長十六年三月十日化す、中興開山寶通正徳五年九月廿五日寂す、本尊不動を安ず、慶安年中觀音堂領三石の御朱印を賜へり、觀音堂觀音の坐像、長一尺二寸な

鐘樓 貞享年中住僧有仙が時鐘造るを安ず、運慶の作、鐘樓せし鐘破碎して、文化七年に再造の鐘

諏訪社 本山修驗、吉神院の持、

長徳寺 慈眼山と號す、曹洞宗、郡中直竹村長光寺末、本尊正觀音、木の坐像長七寸、行基の作なりと云、開山獨堂存賢長祿元年二月廿日寂す、中興開山庭庵桂徹寛永六年十月十七日化す、寺領六石の御朱印を賜へり

圓照寺 寺領十五石の御朱印を賜ふ、光明山正覺院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末なり、本尊阿彌陀を安ず、行基の作と云、開基開山詳ならず、古刹にして古き文書などもありしが、先年權家と爭論の事ありて焚捨しと云傳ふ、本堂の後に青石の古碑あり、長四五尺もしくは五六尺、加治氏の墳墓なるよし云傳ふ、古碑の文左に載るもの八基、每基年號もて分ち見べし、

建長六年甲寅五月十六日孝子等敬白、

康元元年丙辰十一月廿三日比丘尼妙證造立之、

孝子左衛門尉丹治泰家敬白、

元弘三年癸酉五月廿二日道峯禪門、

乾坤無下卓孤第地、只喜入空法且空、珍重大元三尺劍、電光影裏折春風、

横吞三十虛、天遙地遠、豎亘三際、山深水寒、無影樹下風細々、琉璃殿上月團々、頑然獨露不磨勢、當與三子孫萬古看、

于時嘉元三年乙巳八月二日孝子等敬白、

文永七年庚午正月十三日、

野田村附持添新田

野田村は郡の東南にあり、加治領に屬す、江戸より十二里の行程なり、四境、東は篠井村に隣り、西は上下岩澤村に接し、南は入間川を界として對岸は佛子村なり、北は平松村及び築地新田に接し、東西二十二町餘、南北二十町程、土地平坦南の方は入間川に依て漸下せり、民家百四十、所々に散在す、土性は大抵野土にて砂利交りの眞土もあり、陸田多く水田少し用水は溜井或は小流をもて沃げり、正保の頃は御料所にて今井八郎左衛門支配せり、寛文八年深谷喜右衛門檢地して貢税を定む、その後變遷ありて秋元但馬守喬知が領地となり、又安永九年松平大和守朝矩領地に替賜る、今も川越城附の村なり、此村の北に續し地にて持添の新田あり、野田新田と呼べり、こゝは享保十年萩原源八郎檢地す、このかた今に御代官支配せり、

高札場村の南に

小名 八木 隣村篠井村にも八木と云小名あり、故に篠井八木・野田八木とて唱を分つ、吹上

新井林 出口 鶴間竹 宮ノ脇 番場 門前 坂上

堂林 丸山 稻荷山 愛宕山 宮ノ後

入間川 村の西平澤村と佛子村との境より流れ來り、當村の南縁を流るゝこと二十町許、東の方篠井村に注ぐ、

白鬚社 村の鎮守なり、例祭三月十五日九月十九日なり、本山修驗、實正寺の持、

右志者爲三丹治泰家・丹治宗泰、孝子丹治氏敬白、
長享三年己酉八月十六日修記禪門、
應安元年戊申九月五日、

右志趣者爲性持大禪尼、施主敬白、
爲悲母淨之大師所立度、營逆善最上之惠、業以祈當
來佛果之旨因者也、文和三年八月十五日、孝子加治
豊後守季貞敬白、

不動堂
藥師堂 本山修驗、吉
寶正寺 本山修驗、篠井村
吉祥院 前に同

舊家者新左衛門 荒井氏なり、先祖新左衛門は鍛冶なり、古
のせ 鎗一本井に古文書一通を藏す、その文左に

御書出

右先年棟別依御用捨、一年鑄卅丁つゝ、打而上可申旨、
以御印判被定置候處、九年未進候、今般御改之上雖
可被遂御成敗一廻御用捨、然者未進二百七十丁之所、
半分者御赦免、殘之百卅五丁、今來年に霜月十日を
切、而打立進納可申、如毎年横江可相渡、當役如此被
仰付上、別に國役之走廻有之間敷候、但大途惣國置之

御用と無所據御用有之時者、供物を以可被仰付、此
上就無沙汰者、可被遂御成敗旨被仰出者也、仍如件、
天正七年己卯六月六日 奉由木左衛門尉

荒井新左衛門
同半四郎
同九郎左衛門
同郷左衛門
岡五郎左衛門
豊田
入子

○築地新田 築地新田は郡の東南にあり、武藏野新田の
内なり、江戸より十二里の行程なり、四境、東は篠井村
に隣り、西は雙柳村に接し、南は野田村にて、北は平松・
蘆刈場の二村に及び、東西二町程、南北二町許、土地
平坦にして、土性は野土赤土交はり、陸田のみなり、民
戸三軒、檢地は享保十七年萩原源八郎糺せしより、今に
御代官支配せり、この地はすべて野田村より進退する所
なり、

新編武藏風土記稿卷之百七十九 之終

新編武藏風土記稿卷之百八十

高麗郡之五

○篠井村 篠井村は郡の東南入間川の北岸にあり、加治
領霞郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、この村往古
しの井と唱へしに、何の頃よりかさゝ井と唱へ、又字を
篠井と改めしと云、篠笹共にさゝと訓する故なるべし、
【回國雜記】佐西の觀音寺と云る山伏とあるは、この處な
ればさゝ井の名も舊きことにして、【北條家人役帳】に高
麗郡篠井三田彈正少弼とのせたるも、此所なること知ら
る、四境、東は根岸村に隣り、西は野田村に接し、南は
入間川を界として、川南は入間郡黒須村なり、北は蘆刈
場村に及び、東西十八町、南北三町餘、土地平坦、民
戸百二十七、各處に散在す、土性野土又は石眞土なり、
陸田多水田少し、用水には入間川を堰入るれば水便よし
と云へども、入間川溢るゝ時は害あり、正保の頃は御代
官高室喜三郎支配所の外、横地木工右衛門・土屋市之丞・
有賀半右衛門・土屋勘右衛門知行に觀音堂領交れり、後變

遷ありて今は秋元左衛門佐久朝が領分と、土屋伊賀守・土
屋三右衛門・酒井伯耆守・有賀繁之丞・山本萬之助等の采
地なり、觀音堂領の事は末にのす、當村檢地の事は水帳
を失し故に詳ならず、

高札場 四ヶ所 二ヶ所は上中井にあり、一ヶ所は下
中井にあり、一ヶ所は中井にあり、
小名 金井 上中井 宮地 澤口 瀧ヶ谷 八木 隣村
村にも同名あれば、土人篠井八
木・野田八木と呼て唱を別てり、

入間川 西は野田村より東の方根岸村の村南を流る、
川幅十二三間、水漲る時は百間にも及び、
根笹井 村民仁右衛門が宅前にあり、その冷水清潔愛すべし、
按るに土人もさだかなる説は傳へざれど、いづれ由あ
る井とは見ゆ、
傳へを失へり、

瀧 瀧ヶ谷にあり、瀧壺凡二間四方、瀧口に不動の石像あり、
下流五六尺、この瀧の邊觀音堂の舊蹟なり、相傳ふ大僧正
行尊この瀧を賞して此地に泊まり、山を開きけると、因て觀
音堂を泊山寺と稱するも、これに由ると云、行尊のことは後
に辨別
せり、

堰一ヶ所 入間川を堰入水田に沃き、村間を經る
こと十町許にして、根岸村に達せり、
屋敷跡 金井にあり、往昔この地を食みし土屋次郎左衛門昌言
居住の跡なり、方三町許、今は荒蕪の地となれり、昌
言のちに江戸へ移住せ
しその年月は詳ならず、

圖之堂音觀村井笹



白髭神社 村の鎮守なり、永祿年中の勸請なりと云、觀音堂持、八幡社 甲府殿家士横地要人助と云るものを祭と云、葬地は持なり、稻荷社 小名宮地の鎮守なり、村持、神明社 藥王寺

觀音堂 別當は即ち觀音堂と稱す、又梅之坊とも云、瀧音山泊山寺と號す、本山修驗、聖護院末廿八院の其一なり、【回國雜記】に觀音寺と云る山伏の坊にて、四五日遊覽しはべめし故は詳ならず、されど今専ら觀音堂と稱號す、按るに觀音堂の號は、初め役小角が山を開きし時、觀音の靈像を安置せし故なるべし、泊山寺の號は、大僧正行尊此山に留り、中興せし故なるべし、抑此觀音堂の起立は、大同二年役小角が開きし靈場なりと云、別當に安ずる本尊は、竺土より傳來せし十一面觀音にて、立像長九寸なり、又別に同く觀音の木坐像長一尺五寸許なるを作り、かの小像を此腹内に籠め置けり、縁起に謂ゆる此觀音の靈像は、天竺須達長者闍浮檀金を以て鑄造せし由にて、村上天皇の御宇護佛にして久しく朝廷に有しを、白河院より中興開山行尊へ賜はりし由云傳ふ、大僧正行尊は三井寺圓滿院の祖なり、三條院の孫參議基平の男にして、三井寺平等院に住し、保安四年又延曆寺座主に任じ、修驗道名徳の人なりと云、【續世繼物語】に云、平等院の僧正行尊とて、三井寺におはせしが、名高き験者にておはせし少阿闍梨など申しける比より、大峯葛城はさるこゝにて、遠き國々山々など久しく行ひたまひて、白河院、鳥羽

院打つゞき護持僧にておはしきと、又不動の木像あり、行尊瀧ヶ谷に居りし頃、安置せし像なりと云、又辨天の木像あり、以上の安置佛は、皆本堂の西の一字に東向せり、本堂に安ずる本尊は、神變大菩薩木の坐像にて長一尺八寸、脇士の五鬼、是を鬼助、鬼彦、鬼一、鬼丈、鬼熊と云、名木の立像にて、長一尺ばかり、抑此寺は役小角に叛建し、夫より第廿一世を経て、大僧正行尊に中興し、法嗣行阿寺記を撰す、その略に云、瀧音山觀音堂者、昔人皇四十二代文武天皇の御宇、高祖役小角修行諸山、到于相州八菅山、欲眺望武藏、經于斯、有微聲、夢于樹間、稍聞則協頌文之韻、小角就見之、則山中瀑布水之聲也、其文曰、無垢靈場、大悲心水、沐浴罪滅、六根清淨、小角奇焉、乃跣坐苗下、合掌良久矣、入定忽異香薰四方、光明赫々、小角驚仰瞻之、則不動明王身出、智火、儼然現、瀑布水之上也、即向小角曰、予待汝年久矣、此地有緣之衆生多矣、彫刻我形、云終失其所在、隨靈諭、彫刻不動尊一像、乃建一石堂安置焉、創立之權輿、以聞瀧音之故、山號瀧音、而教其甲弟子長岳、守護焉、長岳岳之優婆塞之戒法、六波羅密之修行、拳々服膺、無有二敢一時之怠慢、而傳法於嫡弟子長元、長元以還優婆塞之修行、嫡々相續、自長岳至行阿廿代、雖高祖小角之法流、法衰修行怠弛、而七十四代鳥羽帝之御宇、永久年中圓城寺行尊、欲再開小角之舊迹、經歷諸山下、東方爲訪高麗明神之舊祠、路出于此、即逢行阿、問其所由、且拜請小角眞作之不動尊、亦出、自小角嫡々傳授之呪秘訣、付囑於行阿、且曰、吾瞻此地之形勢、連山羅列于西北、如波濤奔走、河流當南、蒼波澹然、東則武野原千里之眺望、實覺非人境、是則謂四神相應之地、而吾年來所羨慕、自其所、負來、篋中、出、一面觀世音、建一字安置焉、是則村上帝之守本尊、而唐人之所作也云亦

勸請白山權現、爲伽藍守護神、鄉懸大峰之小笹號、笹井、自是后行尊當稱中興開山者也、此行阿は久安六年十一月二日寂せし僧なれば、縁起の舊きこと知るべし、相傳ふ元弘年中新田左中將入間川邊に張陣のとき、この境内にありて、晝夜となく篝火を焚しと、今も猶此邊の童謡に、かんなんだうで火かもゆるをらもいつてあたるべいと詠ふは、當時の遺風にして土人鄙野の方言なり、寒氣のときなれば、觀音堂のかかり火に、我も往てあたらんといへる意なり、又堂の前邊田疇の間に井あり、深さ一丈餘、左中將が陣中にうがち用ひしものなりと云ふ、又退陣の後ち觀音堂主僧へ貽らる、謝帖、今其本文を失ふといへども、今の觀音堂主良信が、口づから傳るものを采録す、其辭に云ふ、先頃は久々其院之山内に罷在、世話に相成辱候、追而可及沙汰候と云々、小田原北條氏全盛の日に、觀音堂領三千五百石、相州大住郡にて食みしが、御入國の後天正十九年十一月、堂 藥醫門 古ありしと云傳、領十石の御朱印を賜はれり、本堂 觀音堂 觀音の說、前に辨ず、本堂說、前に辨せり、庫裏 觀音堂の方の東面して在、寺寶 刀二振 大刀は無銘、小刀は藤原 鎗一筋、下坂の作なり、尺五寸、柄 薙刀一振 無銘、中身一尺二寸、鞍 一口 塗黒にて、六尺七寸、薙刀一振 無銘、中身一尺二寸、鞍 一口 紋は丸の内、に立姿海なし鞍なり、以上の四品は御打入の時御迎として罷出、誓固に用ひしものと云、この外のものは今失せり、北條氏照文書 二通 その文左の、武州柚保内并高麗郡年事行職之事、其外入東之郡内三ヶ島之郷衆分、同山口之郷寶智坊事、任 聖護院

御門跡御奉書之旨、可有沙汰者也、乃如件、

天正八年庚辰六月七日 氏照(花押)

佐々井
觀音堂

吉淨坊 每樂寺逸滿寺

以上

右之山伏觀音堂并杉本坊年行事下に候、然者天下之御弓箭に候間、觸口下之山伏手堅申付、重而御一左右次第、何方へ成とも小田原之御下知次第走參可走廻、此度年行事之不應下知山伏におゐては、正嚴院殿へ申上可被行死罪候、誰人之知行に候共、山伏者其所々之屬年行事旨儀に候間、大途之御弓箭に付而者、觀音堂并杉本坊手前へ相集、御下知之所へ馳參可走廻、從小田原御下知に付而者加此申出者也、仍如件、

天正十六年戊子正月八日 氏照(花押)

觀音堂
杉本坊

此書の文中に正嚴院と見えたるは、聖護院の誤なるべし、

藥王寺 最上山三光院と號す、觀音堂の配下にて、累世執事僧にて、開山は即ち役小角にして、觀音堂開闢このかた

事に従ふよし、本尊不動を安ず、

藥師堂 藥王寺持木の立像長九寸、役小角が作と云、三十三年流、有_二大淵_一、俗曰_二竹澤_一、古老傳曰、龍淵、蓋以龍竹和訓近而誤今之名、常蒼波湛然、其深不知幾尋、往古高祖役小角、瀧音山開基之時、偶遊_二此岸山_一、淵中有物、其光耿々然、小角怪焉、跌_二坐石上_一、合掌少時、異香馥郁、坐邊_二光明赫乎_一、輝四方、小角驚_二之_一、藥師如來御神像儼然現_二于水面_一、即向_二小角_一曰、吾待_二汝也_一久矣、汝刻_二吾像_一、吾欲_二使_一此地之衆生除_二疾疢之患_一、免_二天札之難_一也、小角歡喜恭敬禮拜良久、俄然失_二其所_一在、小角乃奉_二佛諭_一、彫_二其札_一、建_二一字_一以安_二置之_一、山號_二最上_一、寺命藥王、使其弟子義辨守護焉、世々爲_二觀音堂小先職_一云々、

宗源寺 金井山と號す、曹洞宗、入間郡越生龍隱寺末寺なり、慶安年中五石の御朱印を賜ふ、本尊釋迦を安ず、開山鶴峯寂年詳ならず、開基は土屋次郎左衛門昌言、法名宗源院鐵雄禪桂、元和九年二月十六日卒す、初め昌言この地に土著せしとき開基せしと云、土屋伊賀守、土屋千之助等の先祖にて墳墓今に存す、

○根岸村 附持添新田 根岸村は郡の東南入間の郡界にあり、加治領霞郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、東は上廣瀬村に隣り、西は篠井村に接し、南は入間川を界として、川南は入間郡黒須村なり、北は田木村に接し、東西凡一町半、南北十町許、平坦之地にして、土性黒野土赤白眞土等なり、水田少く陸田多し、村内に八王子より

日光山へ往還の宿驛村に係ること十町許、道幅凡五間、民家三十三、道の左右に軒をならべて住せり、人馬の繼立は入間郡扇町屋より當村へ繼、夫より郡中高萩村へ送る、正保の頃は西山八兵衛・大木才兵衛・鎌田藤兵衛知行せり、貞享四年檢地ありしといへど、糺せしもの、姓名を詳にせず、今は西山吉之助・大木才兵衛采地なり、村の北に享保中新墾の地あり、萩原源八郎檢地して、今御代官川崎平右衛門支配する所なり、又當村より乾にあたり十里を隔て、比企郡古里村に飛地段別八町あり、こゝは村内明光寺へ賜はりし、御朱印地の代地なりしと云へり、高札場村の中程

小名 金井 中宿 下宿

白髭社 村の鎮守なり、例祭九月十九日、明光寺持なり、荒神社

明光寺 高竹山光明院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院の本なり、開山光明應七年二月廿三日寂す、中興開山覺圓元和元年正月廿一日化す、此覺圓は明光より七世の僧なりと云、本尊地藏を安ず、天正十九年五石の御朱印を賜へり、寺寶 楊柳觀音畫像一幅、牧溪が筆と

深泉寺 塔頭なり、本尊彌陀堂 稻荷社

○上廣瀬村 上廣瀬村は郡の東南入間郡の界なり、加治領霞郷に屬す、入間郡今市村法恩寺年譜錄に、この村を

春原庄廣瀬郷とあれども、いつの頃よりか名唱を失ひしにや、又山田庄と唱しよしを傳ふ、〔和名鈔〕に此村を入間郡の部に載す〔延喜式〕神名帳にも、入間郡廣瀬神社とあり、文德實錄に云嘉祥三年六月己酉、詔以武藏國廣瀬神社列於官社、傳云、景行天皇の御宇、大和國廣瀬郡廣瀬の神社を遷せしにより村名とす、高麗郡と唱へぬるは近世のことに思はるゝなり、事は總説に辨せり、按ずるに入間川を郡界とせし村なれば、年代の久しき或は洪水の時など、川瀬變遷ありしにや、又上下廣瀬二村の分ちありて、田野貢税の數或は戸口の數を異にすと雖も下廣瀬村は上廣瀬村の内に孕まりて民家一區をなせ、田島は散錯して其境界を分たず、江戸よりの行程十二里なり、四境東は入間川を限り、對岸は入間郡入間川村・上奥富村に隣る、元祿年間川瀬かはりて、今は川より三四町許東に、古川と云小流ある所を境とす、西より北は根岸・篠井の二村に及び、南は入間郡黒須・入間川の二村に連りて入間川を界とす、北より長へ廻りては、下廣瀬村持添新田及び栢原村に接す、東西九町餘、南北十二町餘、北は高くその他は平夷なり、民家百三十所々に散在す、土性は眞土野土相半す、陸田多く水田少し、用水は入間川の分水にて根岸村より來り、村内及び下廣瀬村水田に沃き

餘流良の方柏原村に入、當村に係ること凡十町ばかり、堀幅二間なり、村の西界に往還一條あり、根岸村より來り、北の方下廣瀬村持添新田に達す、これは八王子より日光へ往來の街道にて、村内にかゝること十町許、道幅二間半許、領主の林三ヶ所あり、一は村の東にあり、一は村の中程にあり、一は村の北界にあり、並木の林なり、又入間川の傍に秣場一ヶ所あり、當村〔小田原分限帳〕には三田彈正少弼が領せしよしを載たり、天正六年より加治左馬助、慶長十七年より大河内金兵衛・同又兵衛知行し、慶安元年時の領主松平伊豆守檢地せり、後元祿十一年より松平美濃守吉保領せしを、寛政三年より秋元但馬守永朝に賜はり、今尙子孫左衛門久朝領地せり、高札場村の西西方

小名 西方組 上宿 下宿 木村田 坂下 根山
入間川 村の東南を流る、西は根岸村より來り、良の方柏原村に注ぐ、上下廣瀬村へかゝること十六町餘、川幅平水十間ばかり、水かさ増し百間にも及べり、堤 入間川の縁にあり、長さ百間餘、馬踏四尺あるひは二間半、御普請所なり、橋二ヶ所 皆入間川に架す、長さ十二間、幅三尺、一は村東にあり、一は村南にあり、上下廣瀬村にて造る、郷藏一ヶ所 村の西西方組にあり、五間に十二間半、除地二段六畝餘の中にあり、

廣瀬神社圖



廣瀬神社 村の東南下宿にあり、當社のことは〔延喜式〕神名帳に武藏國入間郡廣瀬の神社とあり、官社の説は前に辨ず、相傳ふ祭神は太田命倉稻魂命なりと、今祭るところは白鬘明神なり、神體は束帶せる木の立像にて長一尺二寸、又本地佛のよし、徑り六寸四分の圓鏡中に鑄造せる佛像あり、像の左右に奉納武州高麗郡廣瀬郷大旦那、天正十年壬午九月吉日諸且那教白とえり像の下に景吉繁昌とあり、神體佛像共上に圖す、社地一段一步を除す、この餘林一段畝一段八畝あり、往古のことは更なり、今は僅に上下廣瀬村の鎮守にて、例祭九月十九日なり、社邊に竹樹生茂り中にも古木の大概三株あり、是を神木とす、一は圓二丈、一は圍一丈五尺あまり、一は二

神體圖 此所缺損す



佛像圖 此所補缺



丈六尺餘なり、是等を見て舊跡たることしるべし、別當寶藏寺は社の西にあり、八幡社 西光寺持、神明社 下同、稻荷社 信立寺、愛宕社 信立寺、稻荷社の持、禪龍寺 萬壽山と號す、曹洞宗、入間郡金子村瑞泉寺末なり、一寸九分、地藏長一尺二寸、各木像にして同作なり、開山は玉軸珠公尼明應九年庚申十月十八日寂す、花威文説を中興開山とす、天正九年八月十二日寂す、傳へ云當寺は往古尼寺にて、鎌倉全盛の頃は千石を領せしといふ、今の鎌倉松ヶ岡尼寺もこの寺を移せしよし、天正年中文説 鐘樓享保年間以後、今の宗派になりし所以は詳ならず、鐘樓鑄造の鐘を架す、觀音堂 金毘羅社 白山社

信立寺 樺按山と號す、日蓮宗、池上本門寺末なり、本尊釋迦寂す、開基は加治左馬介家信慶長十七年十一月七日歿す、法號は圓愷院日信とす、又家信が造立せる位牌一基、その表に淨光院殿森嚴道慰運正大居士神儀、後背には時慶長十二稔丁未四月八日越前中納言開眼、右に此位牌施主武州住人、左に加治左馬助家信 番神堂 鐘樓の鐘をかく、寺寶 掛

幅 軸 日蓮上人眞蹟にして、忍田三河守忠重、按齋感得加
治左馬介家信譲と記録す、即その文左記のごとし、
(文虫喰而不可讀)

西光寺 八幡山と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末なり、
本尊彌陀を安ず、開山龍海天正三年八月二日寂、
辨天社

寶藏寺 廣瀬神社の別當なり、壽永山と號す、新義眞
言宗、新堀村聖天院末、本尊地藏を安置せり、
正覺院 往古は正覺坊と云、本山修驗、 地藏堂 尺餘の木像
なり、土人これを影隠し地藏と云、その故は往古村の良にあ
たり、柏原村界霞ヶ關の邊古街道の側にありし時、木曾義仲
の息清水冠者鎌倉より逃去り、此地に至りしを迫るの迫り來
りければ、この地藏の後背に影をかくし、危急を遁れしと、
それより影かくし地藏の稱あり、當院
の境内に移せしは近世のことなり、

霞ヶ關 村の東北柏原村の界にあり、舊蹟
なることは柏原村の條に載す、
七枝松 村の北境並木の中にあり、圍一丈
二尺餘、名をおひし所以はしらす、

○下廣瀬村 附持添新田 下廣瀬村は上廣瀬村の内に孕ま
りてあれば、領郷は前村に相同じ、村落は一區を分てど
も、田野は散錯して界區分ちがたきことは、既に上村に
辨せり、されば四隣の村落も皆前村に接屬せり、正保の
國圖には廣瀬村とのみ出せしが、元祿の國圖には當村の
名見えれば、この以前分れしことしらる、土性も上村

に同じ、水田少く陸田多し、民家五十軒、大抵一區をな
せり、寛永十四年の郷帳には、上田善次郎が采邑と見え
しが、その後變遷ありて、正保の頃は松平伊豆守・大河内
又兵衛采地交れり、慶安元年松平伊豆守檢地あり、その
後寶永二年秋元但馬守喬知に賜ひしより今も替らず、村
の北にあたりて享保十年、萩原源八郎が檢地せる新田十
八町四段餘あり、今に御代官支配せり、
高札場 村の中程
にあり、
稻荷社 當社村民の産
神となせり、
辨財天社 村
長壽者 村民伊右衛門が祖母百二歳、健身明日針織の業平常
ならず、その娘八十二歳、これも健在にて其子伊右衛門
よく孝養せり、茲にその長壽を賞し
て、領主秋元家より賜ものありと云、

○柏原村 附持添新田 柏原村は郡の東南入間の郡界にあ
り、霞郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、四境、東
は安比奈新田及び入間郡増形・下奥富の三村に接し、西は
上廣瀬・田木の二村に隣り、南は入間川を界とし、對岸は
入間郡上奥富・入間川の二村にて、北は笠幡・下大谷澤の
兩村に及び、東西二十二町餘、南北十五町許り、民家
二百十四軒、或は軒を並べ或は散在す、この外村南に除

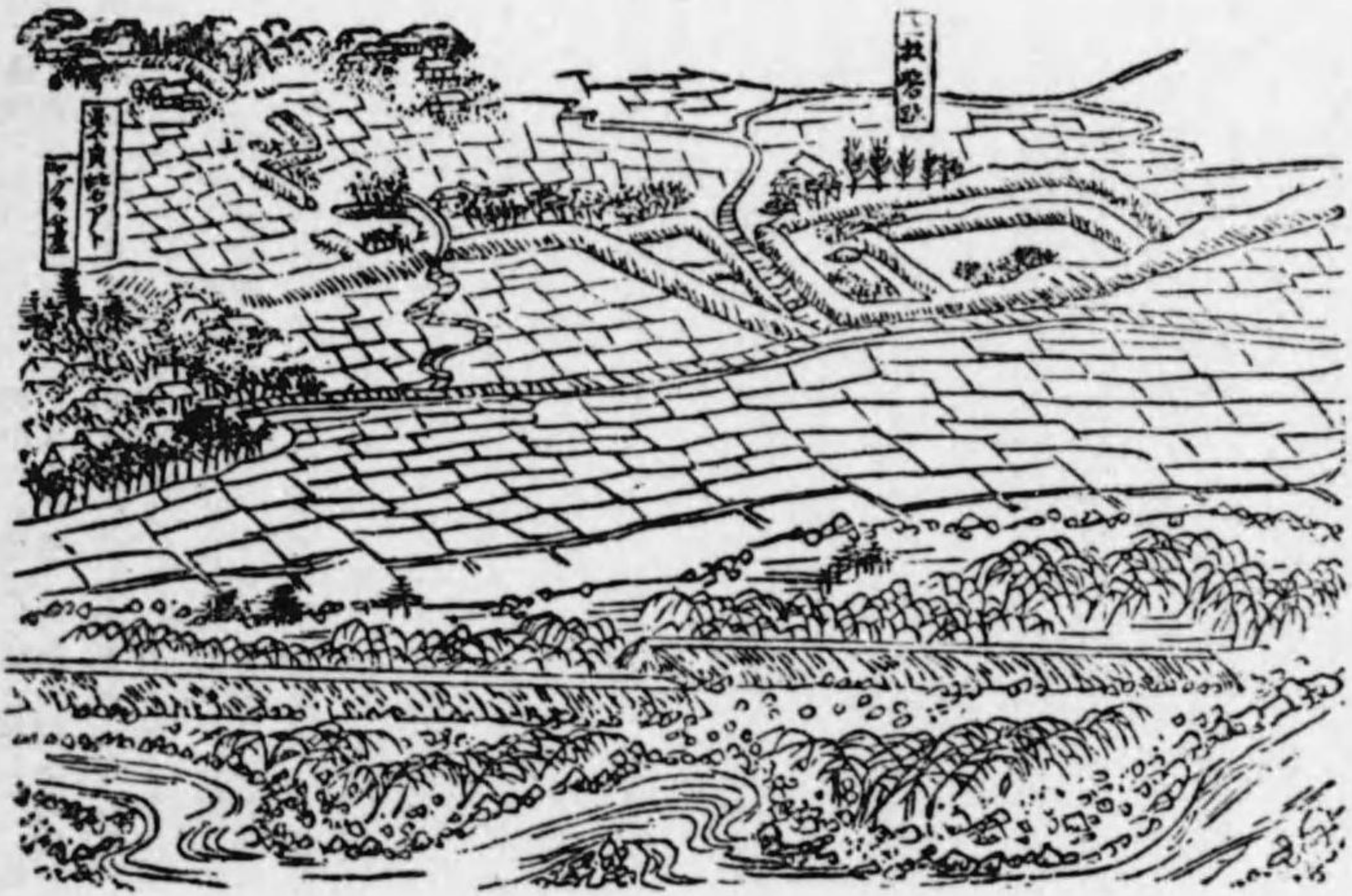
宿と唱へて村の坤方にあり、是を本村とす、そのまゝ高
燥の地に残りて居りし民の住地をば上宿と云、土性は眞
土と野土等分せり、水田少く陸田多し、山林は村の西に
數ヶ所あり、檢地は元和二年堀田加賀守、元祿十二年松平
美濃守改なり、是より以前天正十九年・正保二年・慶安三
年改の水帳有けるが、元祿年中檢地の時領主へ取上げに
成ぬれば、姓名等を傳へず、鎌倉時世文治五年七月奥州
泰衡征伐の時、島山重忠の從軍に柏原太郎なる者あり、
此所より出たる人にて在名を名乗しものなるべし、又「小
田原家人所領役帳」に柏原四十五貫文師岡山城守、及び
二十二貫四百八十四文柏原石上寄子・石上彌太郎と見え
たるも正しくこの地なるべし、今里正が持傳へし天正十
九年五月、檢地の段別を記せし殘冊には、市川宮内小島
藤五郎・小味山又七など云る者、知行せしよし見えたり、
此人々は北條氏の家人なるべし、御打入の後は酒井兵部・
酒井小平次・森本惣兵衛・永井五兵衛等が采地、及び川越
領酒井河内守重忠領地に賜はりしが、川越領は寛永十二
年堀田加賀守正盛に替り、同十四年松平伊豆守信綱に替
れりと云、正保の田園簿に五給の外に御料所も見え、高
室喜三郎支配せり、元祿七年川越領松平美濃守吉保に替
り、同十一年川越領二萬石御加増賜はりし時、少分の私

地一町餘、一區を分て穢多三十戸居れり、地形大抵平坦
にて、村の中程より南に寄て、東西に亘り凡三十餘町の
崖ありて、南は一段低く自ら東に漸下せり、傳へ云往古
入間川洪水の時、崖下川瀬となりしかば、其邊の民みな
高處を擇て居を移せし、その跡今は陸田となれり、字を
町久保と呼ぶ、西の方上廣瀬村界に大路一條かゝれり、
往古越後・信濃より鎌倉への往還にて、今は信濃街道と唱
ふ、こゝに霞ヶ關と稱する名所あり、その南の小坂を信
濃坂と唱ふ、坂上に古へ關のありけるよし、其處も今は
定かならず、古人の和歌二首、土人口碑に傳ふるもの左
にのす、
春たつや霞か關をけさ越えて、さても出けん武藏野
のはら
徒つらに名をのみとめてあつまちの、霞の關も春そ
くれゆく

是邊より東入間川の流に八町渡しと云るあり、その昔は
川幅もいと廣かりしことと思はる、後年川瀬かはりて遠
く南へ廻りしかば、民居も追々舊地に立歸りぬ、文明の
比洪水ありて村民居をなしがたく、又々高燥の地に移り
て居りしが、年を経るの久しき又川瀬も稍遠く移替りし
ゆへ、村民又舊地に移り居住せり、その地を稱して今下

新編武藏風土記稿卷之百八十 高麗郡之五

岩跡之圖



料所併て廿二ヶ村皆官地となりしに、當村も其内にして、是より同人領邑となる。其後寶永二年秋元但馬守喬知に換賜りしより、今も其子孫秋元左衛門佐久朝領知せり、村の北に段別四十六町四段の持添新田あり、延享元年開發にて川崎平右衛門定孝檢地せしより、御料所と成て、御代官支配せり、當所の産物には川越平袴地を織出せり又白丸と云柿を江戸へ出して、霧ぎ生産の資となせり、高札場村の程上

小名 下宿 地形の高卑に因て、上宿この所に中宿・下宿・横宿と呼ぶ所あり

入間川 村の南入間郡上奥富村境より流れいれり、村下にかゝる二二三間、冬春の間のみ土橋を二ヶ所に架す、江戸或は川越又は所澤邊より往來の便とす、川附に長さ二十町餘の堤あり

普請は毎年にして國役或は領主或は村の任用にて、其時宜に従ふ

溜井用水三ヶ所 村の西字高根にあり、天文の頃まではこの邊大沼にて有けるが、漸々埋りて今は十町ばかりの水田となれり、是を上澤田と呼べり、尤も深田なりこの用水の元は村の西、字前山・牛貫山など云る澤間より涌出てながれ来る、又村の北寄字藤ノ木と云る處の清水もこゝにかゝれり、村南の水田には入間川を堰入れ、この餘小山入上河内など云る所より出る

清水みなこれに入る

岩跡 上宿の南寄にあり、元弘三年左中將義貞武藏野合戦の時構へし所なりと、今は皆陸田となれり、西より北へわた

崇りをうけし故に、再びもとの如く埋しといへり

白髭社 村の鎮守なり、別當は鎮護山宮本院社地に住居せり、當社の神體は白髭、本地は十一面觀音にて、鐵圓鏡に鑄造せし佛像五面あり、その銘文二面は天正十八年、二面は同十九年、一面は慶長十六年とえる、施主村内にて吉田氏のもの一面、その他は當村大工神田氏なるもの奉納なり、社地樹木森茂す、中に大なるものには楓一株、圍二丈三尺ばかり、樗一株、圍一丈五尺許、古社たることおしてしるべし、天王社 宮本院持、これも村の鎮守なり、社の傍に神體と稱稻荷社 熊野社 山王社 以上三社、山王社 圓光寺持、白髭社 常樂寺持、今は廢社となりて、陰森たる茂林の中に、稻荷社 常樂寺持、今は大杉二株あるのみ、この地を宮林と呼、稻荷社 鷹ノ宮と號す、上杉家勸高根社 石の祠に安ず、祭神は木花開耶山王社 長源寺神明社 稻荷社 以上二社宮神明社 本院持、稻荷社 村民庄兵衛が持なれ共、別當は常樂寺なり、庄兵衛が神明社 先祖は、應永の頃の鎗鍛冶にて、神明に金山彦を祀祀

り、僅に疊壁の形のこれり、如中にも櫓臺の跡と稱して、高さ五六尺、方七八間の地あり、又その邊一町許の所を御所の内と唱へし、茲より南一段卑き所に、永代寺と云寺あり、御所跡なりと云、【太平記】を按ずるに、左中將本國上野に兵を擧て、當國に來るの際、近國の兵士日に馳集り、兵勢大に振ひしかば、既に鎌倉勢と入間川に、一日三十餘度の合戦に及び、夫より久米川分陪、或は鶴見など日々の戰爭に、鎌倉勢敗れて引退き、遂に鎌倉に還れば、左中將直ちに進で鎌倉に攻入り、底平の功をなすこと、僅に日數十日の内なりと云、かゝる時勢なれば、争か岩など構ふべきにや、今こゝに御所跡の遺蹟あるをも考るに、この所入間川を隔て、南は入間川村に對せし地なれば、延元の頃足利基氏の入間川陣營と見えたるは此所ならんか、數百年の往事土人も事實を語り傳るものなるべし

岩跡 上宿の東南にあり、天文十二年十月廿七日兩上杉この所に出張して、北條氏康と夜軍ありし所なりと云、土人これを上杉城跡と稱す、按るに川越夜軍の年月區々の説あり、或天文七年七月十五日、或は十一年七月十五日、或廿年とも云、櫓臺の跡と云る、脇に鷹の宮稻荷の小祠あり、城地も南の方は大抵崩崖となりて、今僅に存せり、古は城下を入間川流れしよし、今は川瀬遙に南の方に廻流して、崖下は水田となれり、城地と思はしき所は凡十四五町もあらん、なれども遺構はわづかに四段許なり

古塚四ヶ所 一ヶ所は左中將義貞岩跡の邊にあり、一ヶ所は上杉岩跡の宮邊にあり、又一ヶ所は同所如中にある、長き四五間なり、往時土民鐵もてこれを穿ちしに、太刀或は甲冑の鐵具などの朽たるもの出と云、然るにその者忽ち

すと云、社後に神木と稱する
槻あり、圍二丈三尺許り、

劍明神社 里正武兵衛が持たり、寶永年時に武兵衛が曾祖父某を鑄造し、上に梵字、下に劍明神、右に文明元年二月廿八日左に柏原住人と鑄せり、是を神體とせしに、故ありて失たれば、別に圓鏡を鑄てかへ置り、それも舊きことにや、鏡面に梵字一字及び文明十八年十一月十五日、武州柏原住人又三郎と刻す、依て今安置する神體は、古體を模して木にて製せるなり、

永代寺 金寶山龍護院と號す、新義眞言宗、入間郡勝呂大智寺末なり、開山正増坊開基は、新田左中將義貞安永年時

祝融の患にかゝりて、古器舊記悉く灰滅して、事實詳ならず聖長を中興とす、享保十九年六月廿九日寂す、本尊不動木の立像長二尺五寸、左右の二童子も同く立像各長一尺二寸、共に定朝の作、又堂内に虚空藏の坐像長一尺五分なるを安ず、靈驗なり、鐘樓寶曆中鑄造の、古碑永四年戊午二と云、鐘樓鐘を懸す、

西淨寺 威徳山佛日院と號す、眞言律宗、江戸湯嶋靈雲寺末なり、元は村内常樂寺末にて、羽黒山人派なり、第二世泉海は延寶中の住僧なり頃は、白玉山西常寺と號せるよし、そのことは護持の本尊大日銅佛にて、背後に刻して見えたり、この寺元文五年より眞言宗となれり、中興開山は高徳比丘寶曆三年六月七日寂す、時に年八十二、本尊は三尊彌陀を安置、寶篋塔一基、寺後の山上にあり、高さ、せり、寶篋塔一基、餘、銘文左のごとし、

徳川右衛門督宗武卿、命工造此制底一基、以祈貴子壽丸君之壽福、貧道 欽書寫寶篋印陀羅尼一卷、以納

于塔内、兼書四如來種子而刻之於四面云、

寶曆四年甲戌春三月

江府靈雲精舍法明識

長源寺 秀栢山と號す、曹洞宗、直竹村長廣寺末なり、開山底庵桂徹寛永六年十月十七日入寂す、本尊は千手觀音なり、常樂寺末なり、先年回祿の災に罹りて、開山開基の傳へを失ふ、本尊不動智證大師の作にて、坐像長五寸なるを大日の腹内に安ず、大日も即ち坐像にて長一丈五寸、この餘十王及び冥官の木像を安ず、

圓光寺 高麗山地藏院と號す、新義眞言宗入間郡勝呂大智寺末なり、古利なれど興廢あれば、開山の年代は知れず、一旦淨土新宗となりしを、中興開山妙淨と云る僧宗旨を復古して、享保元年十一月十五日寂す、本尊不動は坐像にて長一尺七寸、教行大師の作なり、又銅像の正觀音の立像一軀あり長一尺三寸餘、その背に武州高麗郡柏原圓光寺、庚申供養敬白、大工神田とのみありて、其側に元龜、觀音堂如意輪觀三年壬申十二月吉日常連施主とえり、

稻荷社 鎮護神 古碑一基 康暦二年三月廿六日(清流泉大師)死涅槃、何如非夢と刻す、外に斷碑一基あり、元龜三年と刻せり、

福乘寺 山號なし、新義眞言宗、永代寺末にて往古は本寺の境内ありしと云、もとより庵室に等しければ開山を傳へず、本尊 太子堂 小山坊 藥王山小山寺と號す、本山修彌陀を置、篠井村觀音堂配下なり、

本尊不 藥師堂 藥師は石の坐像長六、役小角と彫れり、

舊家者武兵衛

長谷川を氏とす、先祖は長谷川内膳久吉と稱す、古書若干ありしが、故ありて百年前に散逸すと云、天正年間の水帳の遺冊にのする處、今の段別と異にして畝歩と云ものなく、二百歩を大步と唱へ、百五十歩を半歩、百歩を小歩とせり、或筆記に天正十九年檢地、奉行寺田右京が糺せし下野國足利郡羽田村、水帳にかゝる例見えたり、されど其水帳は一段三百六十歩の古法にて、大小の歩を用ひしと云、これもその頃糺せしものなるべし、

- 上田壹町壹反九拾四歩 出雲
- 同 貳反小拾歩 あわち
- 同 參反大六十八歩 新右衛門
- 同 貳反大九拾貳歩 雅樂助
- 同 壹反大四十貳歩 内せん
- 右之取廿九石五升
- 合廿四石五斗八升八合六夕六才
- 中島壹町壹反小七歩 出雲
- 同 九反大八拾七歩 新右衛門
- 同 五反大四拾四歩 雅樂助
- 同 四反九拾七歩 こや之分
- 同 三反大五十三歩 内膳分
- 同 三反小歩 常泉坊
- 合參町八反半卅七歩

下田八反小八十七歩

- 同 貳反小四十歩 新右衛門
- 同 壹町三反卅四歩 あわち
- 同 壹反小七十五歩 川なし 太左衛門
- 同 三反八十八歩 雅樂助
- 同 五反四十三歩 源七郎
- 同 壹町貳反四十五歩 内せん分
- 同 貳反大仁歩 孫右衛門
- 同 壹町三十六歩 こや之分
- 同 參反五十歩
- 合六町貳反小歩

市太夫 花押
小藤五 花押
小文次 花押
舊家者庄兵衛、増田を氏とす、先祖増田正金また大水貴先と號する所の鎗一本その家に傳ふ、身の長さ一尺三寸、忠銘に柏原住人大水と鑄す、それよりして箕裘を繼もの四世、今その名を失

○安比奈新田 附持添新田

安比奈新田は郡の東南入間の

郡界にあり、三芳野郷に屬す、正保の國圖に見えず、元祿の國圖に始めて載せられたれば、此以前の開墾なるべし、土人の傳へにこの村は往昔柏原・的場兩村の城地に攝せられ、ちいさき間の村なれば、あひな新田と唱ふるよし、後いつの頃より今の文字に書換しや詳ならずと云へり、江戸より十二里の行程なり、東は的場村に隣り、西は柏原に接し、南は入間川を界として、對岸は入間郡増形村なり、北は笠幡村に續き、東西十五町、南北十町、土地平坦、民戸三十八所々に散在す、水田はなく陸田のみ、土性赤土或ひは砂真土なり、入間川溢るゝ時は水損あり、慶安元年松平伊豆守領せし時檢地す、その後秋元但馬守領分となり、後又安永九年松平大和守領分となりしより子孫今も替らず、村の西に持添新田あり、延享元年御代官川崎平右衛門檢地せしより、御料所となりて御代官支配せり、高札場村東下方あり

小名 東方 西方 下方 上方
 入間川 西の方栢原村より來り、村の南縁を流るること十五町許にして、的場村に達す、
 八幡社 村の鎮守なり、例祭三月十五日、郡中笠幡村延命寺持

○蘆刈場村 附持添新田 蘆刈場村は郡の中央より少しく東南によれり、加治領中山郷に屬す、江戸より十二里の

行程なり、四境、東は馬引澤・田木の兩村に接し、西は平松村につゞき、南は篠井村に隣り、北は上下の川崎村に及べり、東西二十町、南北八町許、土地平坦、民家三十八、處々に散在す、土性野土黒赤相交れり、陸田多く水田少し、村の西平松村より來る小流を引て水田に沃げり、此水東流して馬引澤村に達す、又村の西に溜井あり、此水も水田の用をなせり、村内に飯能より川越へ通ふ一路あり、南篠井村より來り、村内を經ること三町許にして北の方上川崎村に達す、道幅二間餘、小田原北條の時、廿五貫文蘆刈庭松田左馬助領せしよし、彼家の役帳に見えたり、正保の頃は御料所にて高室喜三郎支配せり、檢地は寛文八年深谷喜右衛門たゞす、その後變遷ありて今は酒井伯耆守・神田久米之丞入會の采地なり、村の南に當り持添新田二ヶ所あり、共に享保十年荻原源八郎檢地せしより御料所となり、今も御代官支配せり、高札場二ヶ所一は村の西邊にあり、一は村の中程にあり、

小名 久保底 上 本村 新田 久保
 溜池 村の西にあり、往昔この地に鯉魚の大なるもの居ればとて、鯉ヶ久保の名を負へり、後しだいぐに埋まりて小池となりしを、享和年間金澤瀨兵衛ふたゝびこれを古に復すと云、長さ百六十八間、幅廿五間より五十間許に及べり、
 赤城社 村の鎮守なり、もとは本山修驗、福泉寺の持となれり、しが、彼寺廢せしのは、長徳寺の持となれり、

諏訪社 稻荷社
 愛宕社 村持下同
 山王社 永昌寺
 天神社 永昌寺の持

永昌寺 彌勒山と號す、曹洞宗、飯能村能仁寺末、本尊彌勒を安ず、開山は能仁寺七世大庵文廣寛永十二年八月廿八日寂す、開基良快同十四年七月十九日寂す、良快は長徳寺の先代にて、則其寺除地の内へこの一寺を建立せしと云ふ、長徳寺 彌勒山と號す、本山修驗、篠井村觀音堂配下にして、この村を草創せしよし、今永昌寺の本尊彌勒佛は此寺に傳來せしが、永昌寺を建立して本尊とせしかば、山三島號をも同すといへり、今不動を本尊として安置せり、
 社 金毘羅社 社後に櫃一株、かこひ 地藏堂 地藏は木の貞澄作
 福泉寺 赤城山と號す、本山修驗、篠井村觀音堂配下、今は廢寺となれり、
 覺泉寺 當山修驗、入間郡川越教寶院配下なり、
 慈眼院 同

○上川崎村 上川崎村は郡の中央より少し東に據れり、加治領加治庄加治郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、四境、東は下川崎村に隣り、西は平松・小久保の兩村に接し、南は蘆刈場村につゞき、北は上鹿山・女影の二村に

及べり、東西凡五町、南北十町許、地形少しく高低あり民家二十四所々に散在す、土性は赤野土なり、陸田多く水田少し、用水は村の西少しの溜池より引來れり、村中一條の往還あり、西平松村より來り、東の方下川崎村に達す、村にかゝること五町許、道幅二間ほど、この路は中山村邊より川越への往來なり、小田原北條の時、廿五貫文三田彈正少弼當村を領せしよし、彼家の役帳に見えたり、正保の頃は御料所にて、高室喜三郎支配せり、その後變遷ありて今は黒田豊前守直侯領分なり、檢地は寛文八年深谷喜右衛門糺せり、高札場 村の中程にあり、

小名 前方 後方
 白髭社 上下川崎・平松三村の鎮守なり、例祭九月十九日、普門寺持、
 普門寺 千手山教學院と號す、新義眞言宗、横見郡今泉村金剛院末、本尊地藏木の立像長一尺三寸、行基の作なり、開山尊慶寂年を傳へず、慶安二年 觀音堂 千手觀音木の坐觀音堂領四石の御朱印を賜へり、
 行基の作 藥師堂 辨天社

○下川崎村 附持添新田 下川崎村は郡の中央より東南によれり、加治領に屬す、江戸より十二里の行程なり、四境、東は上下大谷澤の兩村に隣り、西は上川崎村に接し、

南は馬引澤・蘆刈場の兩村に界ひ、北は女影・中澤の二村に及び、東西四町餘、南北三町餘、土地平坦なれど少しく高低の所もあり、陸田多く水田少し、用水は上川崎村より来る小流を沃げり、正保の頃は御料私領入會にて、御料は高室喜三郎支配し、私領は設樂權兵衛・堀三右衛門知行せり、檢地は寛永十九年田島與左衛門改む、その後變遷ありて今は田安殿領知と、久貝惣左衛門采地交れりこゝも中山村邊より川越へ通ふ一路七町ばかり係れり、道幅凡二間許、西上川崎村より來り、南の方馬引澤村に達す、民家二十六所々に散在す、此村に持添の新田三ヶ所あり、一は村の長、一は村の異、一は村の坤にあり、享保十年萩原源八郎檢地せしより御料所となり、今も御代官支配せり、

高札場村の乾にあり、

小名 新田 本村

○平松村 附持添新田 平松村は郡の中央より少しく東南により、加治領に屬す、江戸より十二里の行程なり、四境、東は上川崎村に隣り、西は小久保村につゞき、南は野田・雙柳の兩村に接し、北は上鹿山村に界す、東西十三町、南北十五町、土地平坦少の高低あり、民家七十六處々に散在す、土性は野土にして赤黒相交れり、水陸の

田等分なり、用水は村内より湧出する小流を沃げり、村内一條の往還あり、西小久保村より東の方上川崎村に達す、村に互ること十二町、路幅凡二間、これも中山邊より川越へ通ふ路なり、正保の頃は御料所にて高室喜三郎支配せり、その後變遷ありて今は鈴木善八郎采邑となれり、寛文五年深谷喜右衛門檢地せり、村の北に持添の新田二ヶ所あり、皆秣場なり、こゝは寛保二年大屋木工之助檢地を改しより、御料所にて御代官支配せり、

高札場村の南寄にあり、

小名 本村 新井 中ヶ谷戸

溜池二ヶ所 一は長さ三十間、横十四五間、一は長さ十間、横五間、村内水田の用をなせり、

圓泉寺 梅松山と號す、新義眞言宗、新堀 觀音堂 天神社

福泉寺 正徳山と號す、宗末前寺と

觀音堂 村民の

○小久保村 附持添新田 小久保村は郡の中央より少しく東にあり、加治領中山郷に屬す、村名の起りは往昔小久保氏の里正某創せしに由ると云、今はその氏族亡し、江戸より十二里の行程なり、四境、東は平松に隣り、西南は下加治村にて、南端には雙柳村も交れり、北は宮澤村に及び、東西六町餘、南北三町に餘れり、地形北に山

を負ひ山足に亘りて、民家二十一軒居住す、南の方は打開きたる平地なり、陸田多く水田少し、用水村内の谷間より出る小流を沃げり、土性は野土にて赤黒相交はれり、村間の一路幅二間、亘り四町許、中山村邊より川越への往還にて、西は下加治村より、東の方平松村に達す、正保の頃は御料所にて高室喜三郎支配せり、その後寶永年中神田彌右衛門采地に賜はり今も替らず、子孫久米之丞が知る所なり、寛文八年深谷喜右衛門檢地せり、村の北に持添新田あり、延享元年川崎平右衛門檢地して貢税を定めしより、このかた御料所にて御代官支配せり、

高札場村の中程にあり、

小名 橋場 寺山 久保

山王ノ松 村の南邊陸田の間に獨立す、圍一丈三尺、この地山王の社などありしも知べからず、

長福寺 醫王山と號す、新義眞言宗、横見郡 八幡社 辨天

社 愛宕社 彌陀堂

○下加治村 附持添新田 下加治村は郡の中央より少しく東にあり、加治領加治郷に屬す、舊くは此村に對して上加治村の唱もありしや今は傳へず、江戸より十三里の行程なり、四境、東より北へめぐりて小久保・宮澤の二村に界ひ、西は青木・中居の兩村に接し、南は雙柳村に隣れ

り、東西三町に餘り、南北は八町に過ず、地形北に山ありて山の根に村落をなせる、民家二十軒、南北は豁然たる平地なり、陸田多く水田少し、用水は西の方青木村より来る小流を水田にそゞぐ、其餘村内宇柳澤及び西田と云る所に、溜井ありてこれを引沃げり、正保の頃は御料所にて高室喜三郎支配せり、寶永二年永見周防守、正徳年中坪内能登守に賜はりて、入會の采地となれり今も替らず、その子孫永見健次郎・坪内源五郎知る所なり、寛文八年深谷喜右衛門檢地せり、村内に中山邊より川越への往還路一條あり、亘五町、幅凡二間、西の方青木村より東は小久保村に達す、村の北に持添の新田あり、延享元年川崎平右衛門檢地せしより、御料所にて御代官支配せり、

高札場村の東北にあり、

小名 表側 後側 宮 屋敷前 くりや 向臺 腰卷

をがや 山下

白髭社 當村及び青木・中居・小久保等四ヶ村の鎮守なり、例祭九月廿九日瀧泉寺持、 太神宮 天

神社 稻荷社 石神社

天神社 村民の

瀧泉院 加治山と號す、本山修驗、篠井村觀音堂の配下なり、

○宮澤村 附持添新田 宮澤村は郡の中央より東北に少しくよれり、高麗郡加治領高麗郷に屬す、按ずるに加治領は後世の唱なるべきを、二領共に唱來れるよし、江戸より十三里の行程なり、東は上鹿山村、巽へめぐりては小久保村に接し、西は飯能・梅原の兩村に續き、南は中居・中山兩村に隣り、北は栗坪・上鹿山の二村に界ふ、東西十五町、南北五町ばかり、東西南には連山打めぐり、土地不平なり、唯北の一方は平易にて上鹿山村につゞけり、民家二十二、各處に散在す、土性山鳥眞土、水田多く陸田少し、用水は谷々より出る小流及び村内字瀧澤に溜井ありて是を引沃げり、水旱の患を知らず、正保の頃は御料所にて、高室喜三郎支配せり、その後變遷ありて今は黒田豊前守・松井重左衛門・雨宮鐵之進等の采地となれり、寛文八年坪井次右衛門檢地せり、こゝに持添新田三ヶ所あり、一は村の長、一は南、一は北にあり、共に享保元年川崎平右衛門檢地せしより、御料所にて御代官支配せり、

高札場三ヶ所 一は村の長、一は村の東、一は村の南にあり、

小名 宮ノ前 高根澤 栗島 梅島 桑原 さいかち 田 箸ヶ谷戸 瀧澤 堂ノ下 狸久保 狐澤

サムサ 村の東北隅にある嶺なり、登ること凡一町に過ずして寒ノ峠 北の方上鹿山村に至る、西上州邊への一路なり、路幅

二三間、亘三町ばかり、此嶺上より眺望すれば、連山多くは北陰にあり、中にも赤城山などは、直北に當れる峻嶽にて、冬日栗烈たる寒風ふき來りて、いと寒ければとて、土人かくは名づけしとなり、

小畔川 村内谷間より出る小流、所々より落合て一條の川となり、下流に稱する所の水元なり、村内にかゝること十町餘にして、北の方上鹿山村に達せり、

子御前社 稲田姫を祭ると云、

白山社 菊理姫を祭ると云、

御嶽社 日本武尊を祭れり、以上三社相殿村中の鎮守なり、例祭九月十九日、神職吉田家の配下、市川和泉持、社後に榎樹あり、一丈四尺周れり、

○馬引澤村 附持添新田 馬引澤村は郡の中央より少しく東南によれり、加治領に屬す、この村の鎮守、劔明神の社前を馬に乗り通る時は、必落馬すとて土人皆下馬し馬を引て通りし故に、村名の起りとなりしと云、江戸より十二里の行程なり、東は田木村に隣り、西は蘆刈場村・下川崎村に接し、南は根岸村につゞき、北は下川崎村に及びり、東西凡四町餘、南北五町に餘れり、地形平坦、民戸二十軒、所々に散在す、土性は野土赤黒相交はる、陸田多く水田少し、用水は西の方蘆刈場村より來る小流を沃ぐ、下流は田木村に達す、又村の西に少しの溜池あり

早年の備とす、村内に中山村邊より川越へ通ふ一路あり、幅二間餘、亘六町許、西は蘆刈場村より東の方田木村に達す、小田原北條の時は、三田彈正少弼この村を領するよし、かの家の役帳に見えたり、正保の頃は御領私領入會にて、御料は高室喜三郎支配し、私領の方は酒依權右衛門・土屋忠次郎知行せしが、後變革ありて今は松平新八郎・土屋甚助入會の采邑なり、元祿六年酒依長十郎檢地せり、村の南に持添新田あり、享保十年荻原源八郎檢地せしより、御料所にて御代官支配せり、

高札場二ヶ所 共に村の南

小名 南組 中 西組

屋敷跡 往昔酒依某この村を賜はりて土着せり、正保のころは、酒依權右衛門と稱せり、何の頃にか江戸に移れるよし、その遺蹟なり、常圓寺開基

は此家の先世なりと云り、

劔明神社 常圓寺持、村の鎮守なり、酒依清左衛門軍功ありし劔を祭りしと云、例祭九月廿九日

熊野社 同寺持、

稻荷社 同寺持、

常圓寺 長谷山と號す、洞家宗、飯能村能仁寺末なり、本尊觀音を安ず、開山庭庵徹寛永六年十月十七日寂す、開基慶長年中酒依清左衛門信興、法諡は高直院欠叟常圓元和三年正月六日歿す、この法諡の字を以て寺號とせしなるべし、

觀音堂 常圓寺の持、

○田木村 附持添新田 田木村は郡の中央より少しく東南によれり、加治領霞郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、東は栢原・下大谷澤の二村に隣り、西は馬引澤村に接し、南には根岸村あり、北は上大谷澤村を界とす、東西凡五町、南北四町餘許、土地平坦、民戸三十一各所に散在す、土性は野土赤黒相交る、陸田多く水田少し、用水は西馬引澤村より來る小流をひきて便りとす、この水路東北に流れて、上大谷澤村に達す、村内に一條の往還七町許かゝれり、路幅二三間、南の方根岸村より北へ上大谷澤村に達す、これは八王子より日光へ通ふ街道なり、正保の頃は三枝土佐守・加々美金右衛門采地相交はれり、後三枝某の文は山木某に替賜はり、今その子孫加々美齋宮・山本萬之助が知る所なり、延寶三年本城長左衛門・海老原伊兵衛檢地を改む、村の南に持添新田あり、享保十年荻原源八郎檢地せしより、以來御料所にて御代官支配せり、

高札場二ヶ所 共に村の中

小名 東分 西分

高根權現社 玉泉寺持、村の鎮守にて、例祭九月廿九日なり、

藥師堂持、

玉泉寺 高根山と號す、本山修驗、篠井村觀音堂の配下なり、地藏堂持、

○吉田村 附持添新田 吉田村は郡の東南にあり、三芳野郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、東は鯨井村に隣り、西は笠幡村に接し、南は的場村に續き、北は天沼新田に界す、東西凡十三町、南北八町許、平夷の地なり、民戸五十二、所々に散住す、土性赤黒粗薄なり、水田多く陸田は少し、用水は村内を流る、小畔川を引來て沃げども、土性悪き故動もすれば旱損を患へ、又此川溢る、時は水損もあり、正保の頃は松平伊豆守領分なりしに、元祿七年松平美濃守に替賜はり、その後寶永二年更に秋元但馬守に賜ひしより、今も其子孫左衛門佐が領分なり、慶安元年松平伊豆守檢地せり、村の西北に持添新田あり、延享元年川崎平右衛門貢税を定め、今に御代官支配せり、高札場村の東にあり、

小名 坂下 背戸 前
小畔川 西の方笠幡村より流れ來り、村に亘ること十町餘にして、東の方鯨井村に注ぐ、川幅凡七八間、
神明社 西光寺持、例祭七月廿七日、社は塚上にあり、塚の匣凡四十間、高さ一丈餘、社邊は平坦にて十五六歩の地なり、
稻荷社 萬久院の持、

稻荷社 西光寺持、下の

白鬘社 例祭九月廿九日、

諏訪社 例祭七月廿七日、

西光寺 吉田山と號す、天台宗、東叡山末なり、本尊大日を安ず、開山觀長天正十二年寂す、

萬久院 無量山と號す、曹洞宗、足立郡大久保村大泉院末なり、本尊彌陀を安ず、開山超巖守宗寬永十年寂す、
○天沼新田 天沼新田は郡の東南にあり、廣谷郷に屬せり、この新田は往昔上廣谷村の民來りて開墾せしといふされば上廣谷新田とも唱ふべきに、天沼新田と名づけし所以は傳へず、この村正保の國圖には見えず、慶安年中の圖に始て載たり、然らば正保の後に開けし村なるべし、江戸より十二里の行程なり、東は小堤村に隣り、西は藤金村に接し、南は吉田村に續き、北は鯨井村新田に界す、東西凡十二町、南北三町許、民戸二十八、所々に散住す此村少しの高低あれども大抵は平地なり、土性は黒野土にて水田なく陸田のみなり、延寶七年時の領主松平伊豆守檢地せり、寶永二年秋元但馬守に賜ひしより、今も子孫左衛門佐が領分なり、
高札場村の東にあり、

小名 上 中 下 堀向 堀内

稻荷社 村の鎮守にて、村持なり、

新編武藏風土記稿卷之百八十一 之終

新編武藏風土記稿卷之百八十一 之

高麗郡之六

○的場村 的場村は郡の東にありて入間の郡界なり、相傳ふ昔大道寺駿河守この隣里上戸の城に在し時、是邊に弓・銃等の的場ありしと、今も猶的塚と云ものあり、故に村名とせりと云、又此地は當國の名蹟三芳野の里にて、今も小名に三芳野とよべる所あり、又三芳野塚も遺れり、元より此邊之村里すべて三芳野郷の唱あり、江戸より十二里の行程なり、四境、東は入間川を界とし、對岸は入間郡池邊村小ヶ谷村なり、西は當郡笠幡村に隣り、南は安比奈新田に續き、北は上戸村に接す、東西凡一里、南北三十町許、地形西は山ありて高く、東は漸く卑くして田島あり、民家百八十、その際に散在す、陸田は三分水田は二分、その餘は原野山林等なり、用水は村内字蟹淵よりいづる流を引て便りとす、水の患なし、土性多くは野土、東の方水田のあたりは僅に眞土あり、村内に二條の往還あり、一は秩父より江戸へ通ふ路にて、西は笠

三芳野塚邊圖



幡村より、東は入間川を越て入間郡池邊村に達す、一は秩父より川越への往來にして、是も西は笠幡村より、東は池邊村に達す、共に村内にかゝること一里あまり、路幅二三間、永祿の頃は小田原北條家人山中内匠助、川越的場七十八貫五百五十八文を領せしよし、彼家の役帳に見へたり、正保の頃は松平伊豆守信綱が領分なり、その後天和二年檢地ありて、いつの頃か秋元但馬守喬朝に賜り、今もその子孫左衛門佐久朝が領する所なり、高札場村の北寄

小名 宿 上宿 若宮 上澤 下澤 新田 三芳野 入間川 村の東南安比奈新田より來り、北の方上ハ 戸村に達す、村界にかゝること凡一里許、堤 村の東邊、入間川の岸通りにあり、高さ二間、長さ一里許、板橋 村の東入間川に架す、長さ十間、幅五尺、秩父より川越への往來なり、蟹淵 村の南にあり、凡八畝、平水の深さ六七尺、此流を以て水田に沃げり、旱年にも潤ふことなしといへり、的塚 村の北にあり、塚は二畝廿五歩の地なり、高さ二間、草木茂生せり、

三芳野塚村の長に當り、陸田の中にあり、匝り三四十間、高基本にして、今川越の城中に鎮坐せる、三芳野天神の舊地なりと云ことは、下に出せし、天神社及び別當法城寺の條に、しるせし

初雁塚 三芳野塚の西三町許を隔て、是も陸田の中にあり、高さ二間許、匝り六間ほど、塚上には雜木生茂れり、これ五中將が、三芳野の田面の雁もひたぶるに、と詠ぜしも此所とかや、三芳野塚及び此塚あるをもて見れば、三芳野の舊地は、實に當所にして、いまの川越の三芳野は、全くこれをうつせしなるべし、

牛塚 三芳野の西、二町許隔て、畠中にあり、周囲十四五間、高さ二三間なり、里人相傳ふ、上ハ戸の城主某全盛の日、此邊は放牛の地なりしに、その頃牛の斃せしを埋めし所なりと云、此外塚と稱するもの、及び無名の塚凡三十ばかり畠中にあり、土人もその所以を知らずと、

初雁池 櫻の池とも云、池形ひまごに相似たり、今は皆水田となり、土人の傳へに旅雁の始て渡る時、必此池上を翔翔すること三度にして、始て鳴と云り、又櫻の池と云ふことは、櫻の花の影水中に浮べる故に、稱するよし、土人の物語なり、

辨天社 村持、下の二社も同じ、
愛宕社 社も同じ、
天王社 例祭六月十五日なり、
八幡社 法城寺持、

法城寺 的場山と號す、曹洞宗、鯨井村長福寺末、此寺往古三の頃よりか山號を改め、寺號を書替しと云、其立の年詳ならず、中興開山撫州舜道、正保三年七月廿五日寂す、開基は神

山七左衛門なり、寛文八年九月四日歿す、本尊は正觀音を安ず、縁起の略に曰、法成寺者、則三芳野天神、若宮八幡兩宮之別當、而古代三芳野塚麓有之、幾年歴事不審、上戸大道寺家落城之時及廢壞事久、時本寺長福寺三世、撫州和尚當寺中興、則今開山也、此時神山七左衛門開基成建立、其時三芳野塚之天神宮境内移、寺地四段四畝二歩、天神宮地一段二畝、若宮八幡宮地五畝六歩、到今御除地也、當所本名三芳野也、大道寺家上戸居城之頃、當地弓鐵炮武術之稽古場也、故里人皆的場云、依之後の場村成、三芳野塚麓池有、天神御手洗是三芳野初雁池也、謂雁此國初來、池上三度飛回初鳴云傳、又此池常櫻花水底浮故、天神社 境内にて謂ゆる三芳野天神是な是櫻池共云傳也、

へ移したりしに、神慮舊地を墓ひ給ふにより、元和六年再び當寺の境内に移すと云、神體厨子入にて、印子の立像長一寸八分、これを渡唐天神の腹籠とす、渡唐天神は白檀香木もて作れる立像にて、長八寸なり、傳云ふ永正元年十月、鎌倉管領上杉顯定川越合戦のとき、兵火のために所在を知らず成ぬるに、六十餘年を経て、或夜住僧某の夢枕に立給ひ、所在の告ありしゆへ、彼塚へ往て見に、夢想の如く、梅樹の下より、恭しくも出現し給ふことなり、

舊家者七右衛門 神山を氏とす、其先神山七左衛門、門は、法城寺の開基なりと云、
舊家者八三郎 加藤を氏とす、天正の頃より累世里正たり、是村草創五軒の百姓と云る其一なり、鞍・鎧・鎧等先祖より傳來の品所持せり、七右衛門も亦その一軒なりといへり、其餘の三軒は今つまびらかならず、

○上ハ戸村 附持添新田 上ハ戸村はもと上ハ戸村と書し

が、今は上八戸村とす、郡の東より入間の郡界にて、即ち入間川の西岸にあり、三芳野郷に屬す、今の川越城より一里許を隔て西に當れり、もと川越三芳野里と云るは、この上八戸・的場村等をさして云、江戸より十二里の行程なり、東は入間川を界とし、對岸は入間郡上寺山村なり、西より南にめぐりの場村に接す、北は鯨井村なり、東西七町餘、南北も五町に餘れり、平坦の地にして、民戸三十一所々に散在す、陸田のみにて水田はなし、土性野土多し、入間川に添て少の眞土あり、村中一條の往還あり、秩父より川越へ通ふ路にて、西の方的場村より來り、東の方入間郡上寺山村に達す、路幅二三間、小田原北條の時は、二十貫三百文川越三十三郷上戸乙卯檢地新田又七郎領するよし、彼家の役帳に見えたり、按に乙卯は弘治元年なるべし、正保の頃は松平伊豆守領地にして、慶安元年檢地せり、村内山王の棟札には、元祿九年は柳澤出羽守領分、寶延三年は秋元但馬守領分なり、安永九年松平大和守に賜はりしより其子孫今も替らず、此村は名蹟舊地と聞ゆれど、今は昔と異にして一區の小村たれば、小名などもなく、里正も定れるなしと、されば村内の事跡を繙ねるに古き傳もなし、されど古へとは郡界も混同あれば、城地等の論は既に總説に辨せり、村の西に

僅の新田あり、延享年中川崎平右衛門檢地せしより、御料所となりて御代官支配せり、高札場村の程に廢跡あり、先年破壞して、後はたでずと云ふ、入間川 村の東邊を流る、南の方的場村より來り、北の方鯨井村にそぐ、村界にかゝること七八町許、川幅十二三間

經塚 來由詳ならず、按に佛經など埋めし塚なり、

山王社 大廣院持、當社は上八戸・鯨井・的場の三村、惣領守にたる地にして、松の大なるもの圍一丈一二尺許なるを始とし、數十百株に及べる松林あり、其下は青苔滑かにして、餘木なく禪のみにて、殊勝の景地なり、又西に續きて丸山と云るは、岩の跡なりと云、此所は草木生茂りて、土手堀切等の跡あり、又當社の古鐘、今川越の養壽院にあり、何故に移せしやその來由を傳へず、銘文の略に曰、武藏國河肥庄新日吉山王宮、奉歸推鐘一口、長三尺五寸、大禮那平朝臣、經重、大勳進阿闍梨圓慶、文應元年云々、

神明社 大廣院持、天王社

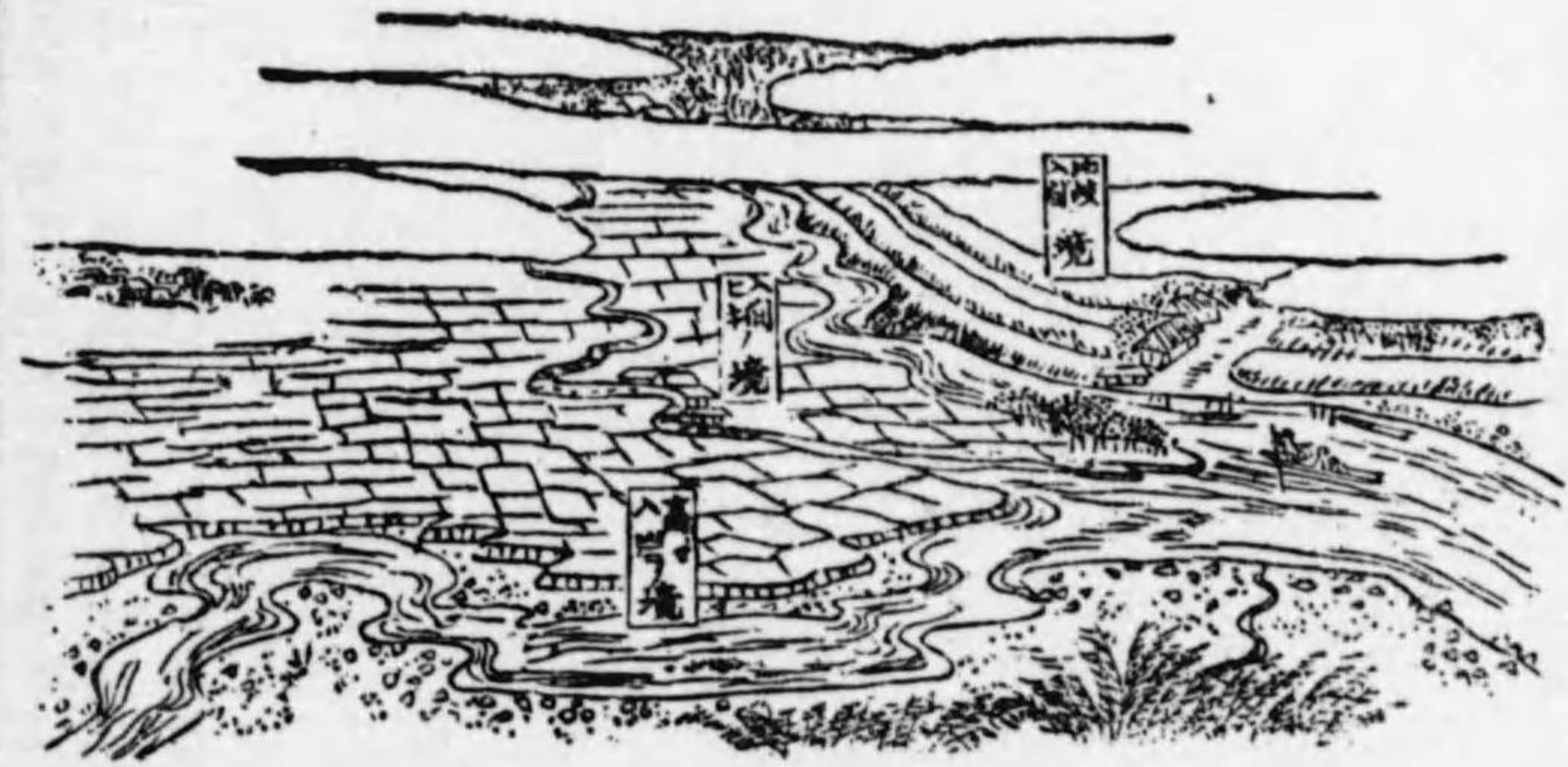
常樂寺 川越山と號す、時宗なり、相模國鎌倉郡藤澤山清淨光朝日寂す、中興開基大道寺駿河守、法諡は松雲院殿江月常清大居士、天正十八年七月十九日辛、本尊阿彌陀木の立像長三

常樂寺境内之圖



尺、脇土觀音勢至木の立像、共に長一尺七寸、皆運慶の作なり、樓門の内本堂前通り凡て花木のみあり、花時の勝榮いと善し、土人此寺を稱して三芳野道場と云、川越城の舊跡なり、又大道寺駿河守岩の跡なりとも云ふ事は總説に辨す、寺後に大道寺の墓碑あり、古碑は破壞せしゆへ、寛政年中再建せり、大道寺家の子孫今も芝三田にありて、毎歲七月十九日弔祭すと、表門 左右梅・桃・櫻等 山門 上に洪鐘を懸く、釋迦・文十六羅漢の木像を置き、下に金剛・力士 本堂 庫裡 觀音堂 古碑の名號を彫り、下に河越山常樂寺、開山遊行三祖他阿上人、智徳大和尚と刻す、脇に元應二年とあり、この外寺主歴代の石碑八九本あり、或は毀折し、或は剝減して讀がたきもの多し、唯その中に分明なるものは、應永十一年・大永六年・延文庚子と勒する三碑あるのみなり、堤 二ヶ所 一は村の東にて、寺の前通りにあり、長五十八間或二土手二ヶ所 一は村の北にて、寺の後通りにあり、長さ九十あり、長九十八間或四五間、高さ一二丈、土手下通り堀切あり、深さ五六尺より丈餘に及べり、幅の廣狭は異なれ共凡三間許、土人の云ることく、この邊 寺寶 椀二具、五つ組は城址壘壁の跡と思はるゝなり、外黒、葵の御 銚子 一黒ぬり、同じく御紋を模す、以上二紋を模せり、鏡子 一品は大道寺家用るし器なりと云、按に是は其頃神君より賜 鏡一足、つ引の紋あり、鞍一口

入間小畔兩川落合圖



無銘木地ぬり、欄干の高詩繪にて、寄品に見ゆ、これも大道寺所持の品なりといふ。

大廣院 本山修驗、入間郡越生村山本坊配下なり、日吉山と號に居れり、本堂は不動木の立像長二尺三寸、慈眼大師の作なり、【圓國雜記】に河越と云る所に至り、最勝院と云山伏の所の勤め聽聞の爲に罷りけると云云、此常樂寺は今も尙在れど、最勝院は今亡し、仍て是を大廣院に尋ねるに、院主順勝答云村中に我家の外修驗者なし、必我家の先世なるべし、院號の如きは父祖の號を用ゆるあり、或は意に任せて改號せるもあり、去れば我家の先世たらんと思はるゝには、我先代に寶藏院と號せしもあり、又大廣院と稱するもありと、今又延て大廣院と云、累世の修驗にて山玉の別當なり、惜哉古書散逸して其證なし、按に常樂寺の東邊に廢寺あり、龍光坊と云る修驗なり、是も其昔は山玉の別當なるよし、【圓國雜記】の說によりて是を考れば、若しくは龍光坊の先世を、最勝院と云しものかとも思はるゝなり、孰れが是なることを知らず、仍て姑く兩説をのせり。

廢寺 前に載する龍光坊是なり、何の頃廢寺より廢せしや、事蹟詳ならず、地藏堂の持。

平塚村 ヒラツカ 平塚村は郡の東北入間の郡界にあり、三芳野郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、東は入間川を界として、對岸は入間郡中下寺山の兩村なり、西は下小坂

村に接し、南は鯨井村に隣り、北は小畔川を堺として、對岸は入間郡紺屋村なり、東西凡七町、南北十三町許、平塚新田此中に孕れり、土地平坦、民戸四十七各處に散在す、土性は眞土砂交りなり、水陸の田等分なり、用水は入間川を上ハ戸・鯨井兩村界より堰入て、水田に沃げり、村内に一條の街道五町許係れり、路幅二間、秩父邊より川越及び江戸へ通ふ往來なり、乾の下方下小坂村より巽の方入間郡中寺山村に達す、正保のころは松平伊豆守信綱領分なり、後變遷ありて今は秋元左衛門佐久朝領分なり、慶安元年松平伊豆守領主たりし時、檢地ありしと云、

高札場 村の南寄りにあり、

小名 堤内 堤外

入間川 村の東邊を流る、南の方鯨井村より來り、北の方入間郡紺屋村に達す、水路十三町許、川幅は兩岸の堤にいたること、五十間より百間におよぶ、

小畔川 村の北隅界を流るゝこと凡五町、川幅五間より十間合へ、西の方鯨井村より來り、東流して入間川に落

橋 入間川に架す、板橋にて長さ十六間、幅四尺許、冬春の間のみ架して、夏秋は舟渡しなり、秩父邊より川越及び江戸へ

の往來なり、此橋舟ともに當村・入間郡中寺山村との費用にて設る所なり、

堤 入間川の西岸にあり、長さ十三町あまり、高さ六尺より八尺に至る、

天神社 正光寺の持、

正光寺 梅香山と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺末、本尊藥師を安ず、辨天社

平塚村新田 平塚村新田は郡の東北にあり、三芳野郷に屬す、村より東に當り十二町を隔て、入間郡網代村の百姓、又左衛門なるもの來て新墾せしと云、この名正保の國圖には見えず、元祿の國圖に始めて載たれば、正保已後開けしこと知るべし、此地本村の間に攝し、北の方に一區をなせり、民家僅に九軒、田圃は本村と駁雜の地なれば四境の界は本村に屬せり、陸田ありて水田なし、本村と同じく今秋元左衛門佐久朝領分なり、

高札場 村の中程にあり、

氷川社 平塚村及び新田の鎮守なり、例祭六月十五日、稻荷社

觀音堂 村の持、

下小坂村 下小坂村は郡の東北隅にして入間の郡界なり、勝呂郷に屬す、小堤村の條に辨せり、江戸より十二里の行程なり、東は平塚村に隣り、西は小堤村に續き、

南は小畔川を界として對岸は鯨井村なり、乾より北へ廻り、入間郡中小坂村、良に廻り、同郡紺屋村に接す、東西凡十三町、南北七町許、平坦の地なり、民家七十所々に散在す、土性眞土と黒土と相交はり、水陸の田等分なり、用水は小畔川を堰入て水田に沃げり、村内一條の街道かゝれり、路幅三間、村内に係ること九町ばかり、東の方平塚村より、乾の方入間郡中小坂村に達す、秩父より川越及び江戸への往來なり、【小田原北條家人所領役帳】に六十二貫六百六十一文下小坂卯檢地辻松田筑前守と見えたるは、正しく當村のことなるべし、正保の頃は松平伊豆守所領なり、その後變遷ありて、今は松平大和守直温領分なり、慶安元年松平伊豆守領主たりし時檢地あり、高札場村の中程

小名 道灌塚 高さ一丈許、名 前方 後方 下方
小畔川 村の南を流る、西の方小堤村より來り、村内を徑る、と二十丁許、曲流して北の方入間郡紺屋村に達す、堤 村の南小畔川の縁通りあり、長さ凡十丁高さ四五尺より七八尺に及ぶ、
白鬚社 村の鎮守なり、永命寺の持、
永命寺 藥樹山瑞光院と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺末、本尊不動木の立像長二尺八寸、弘法大師の作

中興開山俊意寛永十三年正月廿九日寂す、藥師堂の立像長法流開山俊乘 寛永五年七月七日示寂す、
一尺八寸、行 稻荷社 天王社
西光寺 前と同寺の門徒、山號も傳
基の作なり、

○鯨井村 附持添新田 鯨井村は郡の東入間の郡界にして三芳野郷に屬せり、往昔久次郎なるもの草創して居しゆへ、久次郎居村と唱へしを、何の頃よりか今の文字に書かへしよし、或は久志羅井とも書せり、天正の頃は内藤四郎左衛門正成が采地なり、村の東に大竹と云る所あり、古は一區の小村にて、蜂谷半之丞が知行なりしよし、延寶の頃のものは大竹郷と見えたり、此地川越に據て民生の便りよければとて、何となく大竹に住める民、次第に當所へ移居せしゆへ、大竹の地は衰微し、終にこの所に併せられ、今は當村の小名となれり、江戸より十二里の行程なり、四境、東は入間川を界ひ、對岸は入間郡寺山村なり、南は的場・上八戸の二所に隣り、西北は吉田・小堤・下小坂の三村、及び入間郡中小坂村に對し、小畔川を界とせり、東西二十八町餘、南北十七丁許、地形山を去こと遠く田野村落平土に散錯して、民戸百十五あり、水田は陸田よりも多く、土性は野土と眞土とあり、用水

南は入間川、北は小畔川を堰入れ、その餘は村内より出る清水を引て用となせり、【小田原北條家人所領役帳】に百四十二貫五百六十四文犬竹鯨井卯檢地辻幻庵御知行と見えしは、正しく當村のことなるべし、御入國の後は川越城を酒井河内守重忠に賜はり、即ち此村の内を領し、その餘前田五左衛門・落合小平次・蜂谷半之丞・戸田左門等采地なりしが、寛永十二年川越領は、堀田加賀守に替賜はり、同十四年松平伊豆守に替れり、正保の頃は戸田左門が、采地は淺井七平に替賜はり、其餘はもとの如し、元祿六年伊豆守三州吉田へ所替ありて、松平美濃守に賜はり、同十二年其家にて檢地を糺せり、是より以前の檢地は古水帳を失て知らずと云、寶永二年秋元但馬守に賜はりしより今に替らず、村の西北の方持添新田あり、延享元年申子年川崎平右衛門檢地せしより、今に御代官支配せり、村の西南に當り、的場・笠幡・吉田の三村に攝せられ、字女堀原と云處に當村の飛地あり、攀關檢地ともに前に同く、御代官支配せしが、後いつの頃にか御返し地となれり、この外領主林一ヶ所あり、松林なり、村の南に東西する一路あり、西は吉田村界より村内に係ること一里許、路幅二間ばかり、東の村入間郡寺山村に達す、これは越生邊より川越及び江戸への往還なり、

高札場 村の中程

小名 前側 後側 有泉 宿 玄場 高札所在の地は、玄べき場なりと云を、轉訛 犬竹 説前に出 してかく唱ふと云ふ、
入間川 村の南、上戸村界より東北へ回流して、東の方平塚村へ注ぐ、川幅十二三間、
小畔川 村の北邊を流る、泥川なり、西の方小堤村より流來て、東の方平塚村に注ぐ、
堤二ヶ所 一は入間川附にあり、長さ十六町許、高さ一丈三尺、式五間なり、一は小畔川附にあり、長さ二十三町餘、高さ一丈式三間なり、

清水四ヶ所 一は村の東北字清水田、一は村の北字清水、一は村の西小名有泉、一は村の東字第六天より出づ、孰れも水田の用となれるなり、
河原 入間川附にあり、長さ十六町許、幅大凡十間許、廣狭ありておなじからず、
兒ヶ池 相傳ふ某寺の稚兒、この池に溺死せしより、此名をおへり、廣さ丈餘、水も亦淺し、田方の用となれり、この水路を鍛冶堀と云、
舟渡 村の南入間川を川越城下へ通ふ所なり、冬春は土橋を架す、夏秋の間に水かさ増る時は、小舟にて往來をなせるなり、

橋二ヶ所 一は字精進場にあり、長さ八間、幅三尺、一は字金堀にあり、長さ十間、幅四尺餘、共に小畔川に架す、郷藏屋敷 内の南字天王と云處にて、土藏は餘地六畝の内、五間に二間半、村の普請なり、

淺間社 圓福寺持、村の鎮守なり、祭例は六月十四日、春日社 寶勝寺持、大竹 稻荷社 天王社 圓福寺持、例祭六月十五日なり、

御嶽社 藥王寺持、神體木の立像長一尺五寸、春日の作、例祭三月八日なり、

愛宕社 同寺の持、例祭六月廿四日、獅子舞あり、

第六天社 圓福寺持、神明社

圓福寺

多聞山不動院と號す、新義眞言宗、入間郡勝呂大智寺末、本尊不動脇士二童子を安す、開山良仙慶長十五年七月廿一日寂す、

青林寺 龍澤山と號す、曹洞宗長福寺末、本尊彌陀開山は本山第六世實州全榮、正保四年十月十三日寂す、開基は往昔この地の地頭前田五左衛門なり、法諡は即ち青林寺大眞覺祐とす、元和四年四月十二日卒す、

長福寺 吉祥山と號す、これも曹洞宗、入間郡越生龍釋寺末、本尊釋迦を安す、開山は本山第五世雲綱俊徳、永正十三年

年五月十五日寂す、開基は駿州蒲原城主北條新三郎、永正六年六月朔日卒と、寺記に見えたり、然るに是より後六十年を経て、同城主に北條新三郎綱重なるもの、永祿十二年十二月六日、武田信玄の爲に討死云々と、云ことあり、もし此人ならんには、中興開基なるべし、去れど永正の比にも、同名の人ありしや、未だ所見なければ、其詳なることをしらす、藥王寺 御嶽山有泉院と號す、新義眞言宗、勝呂大智寺末、本尊彌陀の坐像長六寸六分、行基の作、當寺丙丁の災にかゝりて、開基開山の事 實をうしなへりと云ふ、

觀音堂 正觀音を安す、木の立像長四尺五寸、行基の作なり、

觀音寺 瑠璃光山と號す、宗末前寺に同じ、本寶勝寺 尊瑠璃光佛、脇士日光佛月光佛なり、

舊家者織平 氏を勢めと云、先祖某は北條新九郎の氏族にして、當所大竹郷に居住す、因て大竹を氏とす、即ち大竹織部正平則久と稱す、川越三十三郷の内を領し、北條氏の旗下に屬す、北條氏亡て後子孫民間に下れり、戸田左門一西この村を知行せしとき、慶長年中江州膳所へ移されければ、則久が子孫これに屬して、彼地に至て住居せるときに、大竹の氏を勢めと改むと、居ること幾ばくもなく、同姓なる者を出して代らしめ、己は遂に郷里に歸居せしより、今既壽賢は中興の僧なるべし、

るは、即ち當村のことなるべし、正保の頃は松平伊豆守所領にして、慶安元年同人檢地せり、其後變遷ありて今は秋元左衛門佐領分なり、村の西北に當り持添新田あり、延享元年川崎平右衛門檢地せしより、御料所にて御代官支配せり、

高札場 村の南より
小名 東 西 陣場 往古此所にて、陣捕をなせし所なりといふ、
小畔川 村の南、鯨井村の界を流る、こと十五町許、西の方吉田村より、東の方下小坂村に達す、
八幡社 村の鎮守なり、例祭八月十五日、
山神社 日なり、能滿寺持下同じ、

能滿寺 妙星山と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺末、本尊大日を安す、開山詳ならず、開基は當村の里正長兵衛先祖のよし云傳ふれども、さだかならず、境内に清水あり、清冷愛すし、
虚空藏堂

○上廣谷村 附持添新田 上廣谷村は郡の東にあり、廣谷郷に屬す、土人或云、山田庄勝呂郷なりと云ふ、今の如く分れて上下となりしは、慶安元年なりと云、正保の國圖には上下の差別なく、元祿の國圖に上下を分ちたれば、慶安と云は然るべし、されど上下廣谷・五味ヶ谷の三村は、混同して總て一村の如く、犬牙駁雜して界區を分た

に十五世に及と云、されど古書の詳なるものはなし、

舊家者平七 鎮目を氏とす、先祖は鎮目左衛門元安と號し、小田原北條家に仕ふ、其子鹿之助政安駿州蒲原城に於て、永祿十二年十二月六日信玄と戦の時、廿七歳にて討死すと云々、即ち家系の一軸及び陣具、短刀、櫛等を傳へ藏せり、

○小堤村 附持添新田 小堤村は郡の東北にあり、三芳野郷に屬す、土人一に勝呂郷とも云、此村往古は上小坂村なりしが、寛永の頃當村の南、鯨井村の界を流る、小畔川の縁通りに堤を築し故に、小堤村と唱へ改しと、按に郡中に下小坂村あり、入間郡に中小坂村接比すれば、恐くは上小坂村なりしなるべし、江戸より十二里の行程なり、東は下小坂村に隣り、西は吉田・天沼新田・下廣谷の三村に接し、南は小畔川を界とし、對岸は鯨井村なり、北は入間郡中小坂村に續けり、東西九町餘、南北十町許、民戸三十三所々に散住す、この外北方に磯多三十三戸、一區をなして居れり、構の内に白山の社あり、土地平坦なり、土性は野土赤黒相錯はる、陸田多く水田少し、用水は隣村吉田村にて、小畔川を堰入て水田の便とす、又村西に僅の溜池あり、村内に一條の往還二町許係れり、路幅二間、西の方吉田村より、南の方鯨井村に達す、川越より越生へ通ふ路なり、【小田原北條家人役帳】に富島彦左衛門知行二十九貫五百二十五文小堤卯檢地と見えたと

す、西に上廣谷村あり、東に下廣谷村あり、其中間は五味ヶ谷村なり、其故を尋るに五味ヶ谷は、舊と廣谷村の小名なるよし、正保の國圖に一村に分ち載たれば、分村のことは上下廣谷の分ちし慶安年時より、以前のことなること明らけし、江戸より十二里の行程なり、東は五味ヶ谷・下廣谷の二村に犬牙し、西は藤金・太田ヶ谷の二村に接し、南は天沼新田に続き、北は大塚野新田及び入間郡關間新田の二村に接す、東西十四町、南北十町許、土地平易、民家五十所々に散在す、土性は野土赤黒なり、陸田多く水田少し、用水は藤金村より沃き来る小流あり、村の中間を南北する一路あり、川越より坂戸への往來なり、路幅三間五町許、南の方天沼新田より來り、大塚野新田に達す、正保の頃は上下廣谷一村にして、松平伊豆守領分と馬場太郎・横田甚右衛門・横田次郎兵衛采地相錯はれり、慶安元年松平伊豆守檢地せしことあり、その餘は詳ならず、後變遷ありて今は秋元左衛門左領分となれり、村の南に持添新田あり、延享元年川崎平右衛門檢地せしより御料所にて、今御代官支配せり、村内字長竹と云所に溜井一ヶ所あり、

高札場村の西に

小名 木村 松原

持添の新田あり、延享元年川崎平右衛門檢地せしより、御代官支配せり、村内字坂勾と云處に溜井一ヶ所、又字御手洗瀬と云處に一ヶ所あり、

高札場村の西に

小名 上 中 下

古跡三ヶ所 土人城の跡と唱て何人の居跡なることを傳へず、一は村の東北にあり、東西北の三方の堀は二重なり、深六尺許、南の方は一重なり、深一丈許、南面に構しと見えたり、東西の堀長六十間、南北の堀長百間許、一は村の中間にあり、東西の堀長三十間、南北の堀長七十間、深さ六尺許、東は二重堀、西南北は一重堀なり、是も南面の構と見ゆ、一は村の東にあり、堀の長三十間、深三尺許、土人は是を構山と云、以上の城地平坦にして、林樹叢生す、此所より南に當り廿町許を隔て、上戸村に壘址あり、川越城を去ること二里餘、斯る地形なれば、是邊孰れ川越城に屬せし營などの跡ならんか、

諏訪社 村の鎮守なり、七月廿七日神樂を奏し湯立あり、長松寺の持、

神明社 社頭に楓一株、圍二丈七尺

光西寺 施無畏山と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺門徒、本尊觀音長一尺、木の坐像、弘法大師の作といふ、

辨天社

長松寺 廣林山と號す、宗末同じ、熊野社 地藏堂

新編武藏風土記稿卷之百八十一 高麗郡之六

水川社 當村及五味ヶ谷村の鎮守なり、例祭八月廿五日、正音寺持、 天神社
正音寺 廣谷山と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺門徒、本尊觀音を安ず、開山詳ならず、開基は當村の和泉と云るもの、由を云傳ふ、
れど、年月詳ならず、 藥師堂

○下廣谷村 附持添新田 下廣谷村は郡の東北隅にあり、勝呂郷に屬す、此村往昔は上廣谷村と一村なりしが、慶安元年分村せしと云事は、上廣谷村の條に辨せり、江戸より十二里の行程なり、東は入間郡紺屋村、巽は同郡中小坂村、良は同郡横沼・青木の二村に接す、西は上廣谷・五味ヶ谷の二村に犬牙せり、南は小堤村にて、坤の方は天沼新田に及べり、北は戸宮村、乾は大塚野新田なり、東西三十町、南北七町餘、地形平坦、民家六十二所々に散在す、村の南に穢多三十四戸、一區をなして居れり、構の内に白山社あり、土性は黒或は赤の野土なり、用水は上廣谷村より、五味ヶ谷村を経て来る小流をもて水田に注ぐ、水田は少く陸田は多し、村の東に一條の往還あり、古の鎌倉街道と云、秩父邊より川越及び江戸へ通ふ路なり、幅二間餘、亘九町、乾の方戸宮村より、巽の方入間郡中小坂村に達す、慶安元年松平伊豆守領主たる時檢地あり、後松平大和守領分となり今も替らず、又村の東に

龍正院 當山修驗、埼玉郡鹿山蓮花院觸下、本尊不動を安ず、

○五味ヶ谷村 附持添新田 五味ヶ谷村は郡の東にあり、廣谷郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、この村は上下廣谷村に犬牙駁雜せり、事は上廣谷村の條に辨せり、四境の界區上下廣谷村に屬すといへども、是を築するに、東は下廣谷・入間郡中小坂の二村、西は藤金・太田ヶ谷・上廣谷の三村にて、南は天沼新田・小堤の二村、北は大塚野新田及び入間郡關間新田なり、村の四境、その大凡を云ば、東西十町、南北十四町程なれど、上下廣谷村の内に孕まれば、別て記しがたし、土地平坦、民戸三十四所々に散住す、村の南より穢多五戸あり、構の内に白山社あり、土性は野土にて赤黒あり、陸田は多く水田は少し、用水は上廣谷村より来る小流を沃げり、正保の頃は松平伊豆守領分なりしが、遷替て今は秋元左衛門佐久朝領分となれり、慶安元年松平伊豆守領主たりし時檢地あり、村の南に持添の新田あり、延享元年川崎平右衛門檢地せしより、御料所にて御代官支配せり、

高札場村の西に

小名 番田 立堀

天神社 上廣谷村正音寺持

神明社主

愛宕社前

觀音堂主

○大塚野新田 大塚野新田は郡の東北にあり、西北より良に回り、入間の郡界なり、勝呂郷に屬す、往古是邊は高麗・入間兩郡に亘り、西の方へつゞき遶たる原野にて、大塚原と云へり、然るに漸々墾闢して遂に村落となりたれば、大塚原の名をとりて村名とせりと云、元文の頃入間郡青木村の農民、喜平次なるもの、開きし村なりと云、青木村は良に當りて、相去ること十二町許なり、江戸より十二里の行程なり、東さ戸宮村に隣り、西は入間郡片柳新田に接し、南は五味ヶ谷村に續き、巽の方下廣谷村少し係れり、北は入間郡石井村に界す、良の方一方は入間郡塚越村なり、此邊郡界は僅の徑路或は林木等を以て分てり、東西五町程、南北六町餘、地形平坦、民戸十五所々に散在す、土性は野土赤と黒とあり、水田なく陸田も僅にして、多くは原野林丘なり、享保十年荻原源八郎檢地せしより、御料所にて今御代官支配せり、高札場村の東にあり、

小名 山田
八幡社村の鎮守なり、例祭
八月十五日、村持

新編武藏風土記稿卷之百八十一 之終

新編武藏風土記稿卷之百八十二

高麗郡之七

○戸宮村 戸宮村は郡の東北入間の郡界にあり、勝呂郷に屬す、もとは富屋と書せしとも云、何の頃よりか今の文字になれり、江戸より十二里の行程なり、四境、東は入間郡青木村に隣り、西は大塚野新田に接し、南は下廣谷村に續き、北は入間郡塚越・青木の兩村に界せり、此邊郡界は徑路或は林木もて分てり、東西九町餘、南北四町に足らず、土地平坦なり、其土は野土にて赤あり黒あり、陸田のみにて水田なし、村の中程を巽より乾に通ふ一路あり、幅三間、亘四町程、民戸四十、往還の左右に軒を比せり、下廣谷村より入間郡塚越村に達す、即ち秩父邊より川越及び江戸への往來なり、小田原北條の時二十一貫五百六十三文の地を、間宮豊前守領せしよし、彼家の役帳に見えたるは、即ち當村のことなるべし、正保の頃は松平伊豆守信綱領分なりしが、變替して今は秋元左衛門佐久朝領分なり、慶安元年伊豆守信綱領主たりしとき

檢地あり、又寛文元年にも檢地せりといふ、高札場村の中程にあり、

小名 上宿 中宿 下宿 東方 西方
八幡社 村の鎮守なり、例祭
八月十五日、村持
光圓寺 當村墓守の寮として僅なる寮にして、只寺號をおへるのみ、本尊大日を安ず、村持

○藤金村 藤金村は郡の東北にあり、勝呂郷淺羽庄川越領なり、江戸より十三里の行程なり、四境、東は上廣谷村に隣り、吉田・五味ヶ谷・天沼新田の三村少しくかゝれり、西は三ツ木村に接し、南は太田ヶ谷村につゞき、乾より北へかけ膳折村・大塚野新田、及び入間郡關野新田の三村に界へり、東西十五町、南北八町許、土地平坦、民戸五十一所々に散在す、土性は野土にて黒と赤あり、陸田多く水田少し、用水は西の方三ツ木村より沃き來る、村の南に太田ヶ谷村と當村との堺を東西する路、幅三間、亘十五町許の往還あり、東は天沼新田村との界より、西は三ツ木村と膳折村との界に達す、越生の邊より川越へ通ふ路なり、小田原北條の時は、當村にをいては八貫文布施彈正左衛門領するよし、彼家の役帳に見えたり、正保の頃は松平伊豆守信綱領分なりしが、變替して今は永見建次郎采邑なり、慶安元年松平伊豆守信綱領主たりし時檢地せり、

高札場村の南より

小名 中丸 上 中
氷川社 村の鎮守なり、例祭三月十四日、法昌寺持、下同、
辨天社

稻荷社

法昌寺 藤金山と號す、曹洞宗、郡中飯能村能仁寺の末なり、本尊釋迦を安ず、開山格外悅慶長八年三月廿八日寂す、
藥師堂

長龍寺 長竹山と號す、天台宗、羽黒派江戸靈巖嶋普門院末、本尊大日を安ず、

○藤金村新田 藤金村新田は武藏野新田の内にて、本村の北に接比す、北の方は入間の郡界なり、郷庄領は本村と同じ、享保年中藤金村の農民伊兵衛と云るもの開墾せし新田にて、三十町五段餘の地なり、四境、南は本村、東は大塚野新田、西は膳折村新田、北は入間郡關間新田なり、土地平坦、縦横とも凡四町、民家八軒、各處にあり、土性は黒野土なり、村間多くは原野林ありて、水田なく陸田も僅ばかりあり、享保十年荻原源八郎檢地し御料所にて、今は川崎平右衛門某が支配せり、當村は總て本村より進退するを以て、別に高札をも建すと云、
八幡社 村の鎮守なり、村持、

○太田ヶ谷村 附持添新田

太田ヶ谷村は郡の東にあり、川

越領山田庄三芳野郷に屬す、江戸より十二里の行程なり、東は吉田村に隣り、西は三ッ木村に接し、南は笠幡村につき、北は藤金村に及び、東西十五町、南北九町に餘り、地形平坦、民家八十六、所々に散在す、土性は野土にて赤黒あり、陸田多く水田少し、用水は溜池ありてそれより沃げり、村内に領主の林五ヶ所あり、又北の方藤金村と當村との界を東西する一路、東は吉田村より來り、村に亘ること凡十五町、西の方三ッ木村と膳折村との界に達す、路幅三間、これは越生邊より川越への街道なり、正保の頃は松平伊豆守信綱領なり、後變遷ありて今は田安殿領知と丸毛一學采邑入會なり、慶安元年松平伊豆守信綱が領せし時檢地あり、當村持添の新田二ヶ所、一は東にあり、一は西にあり、共に延享元年川崎平右衛門定孝檢地、このかた御料所にて今も御代官支配せり、
高札場村の中程

小名 本村 新田 新屋敷

熊野社 村の鎮守なり、例祭三月十六日、萬福寺持、
稻荷社

天神社 常福寺の持、

伊勢社 萬福寺の持、下同、

山王社

萬福寺

慈眼山喜見院と號す、天台宗入間郡仙波中院末、開山開基を傳へず、本尊千手觀音を安ず、

常福寺 功德山青藏院と號す、同宗、同寺門徒な本尊彌陀を安ず、開山開基を傳へず、

觀寶院 當山修驗、入間郡川越龍眼院配下、

般若院 當山修驗、入間郡村玉泉寺配下、

褒善者ちか

村氏喜左衛門が妻女なり、去る文化八年八月十四日、父平左衛門同村彌左衛門が弟富三郎と云もの身となり、運城坊と稱せしが、後に郷里に歸參せしゆへ、ひまを伺ひて文政三年十月九日、隣村笠幡村にて終に復讐すと云、此こと官廳に達し、奇特なるものなりとて褒詞せられ且地頭丸毛一學よりも青銅五貫文を與へり、時にちか女十八才、

○上大谷澤村 附持添新田 上大谷澤村は郡の東寄にあり

加治領に屬す、正保の國圖には上下の分ちなく、大谷澤村とのみ出し、元祿の國圖より上下二村に分ちたり、江戸より十二里の行程なり、東は下大谷澤村に隣り、西は下川崎・馬引澤の兩村に接し、南は柏原・田木の兩村に続き、北は中澤・高萩の兩村に及び、東西十八町、南北十町許、地形少しく高低あり、民戸三十六、所々に散住す土性は野土にて赤と黒あり、水田少く陸田多し、用水は西の方馬引澤村より來る小流を沃ぐ、又村内に溜井三ヶ

所ありて、これも田方の用となせり、南より北への一路あり、これは幅二三間、亘十町許、八王子より日光へ通ふ往還なり、南は田木村より、北は笠幡村に達す、小田原北條のとき二十貫文松田左馬助、十九貫四百文山下治部少輔、二十五貫文三田彈正少弼、當村にて領するよし、彼家の役帳に見えたり、正保の頃上下一村の時は御料私領相錯はり、御料所は高室喜三郎支配せり、私領は松平伊豆守領知と内藤權右衛門采地相錯はる、寛文十三年四方田甚右衛門・山本彌兵衛檢地せり、今は酒井伯耆守・内藤熊太郎が知る所なり、この村持添の新田二ヶ所あり、一は村の乾にあたり、一は村の南にあたり、この新田に民戸一軒あり、共に享保十年荻原源八郎檢地してより御代官支配せり、

高札場村の中程

小名 上澤 下原 谷つ

白髭社 村の鎮守なり、寶藏寺の持、下同、

神明社

山王社

寶藏寺 辨日山辨陽院と號す、新義眞言宗、横見郡今泉村金剛院の末なり、本尊十一面觀音を安ず、開山開基詳ならず、

○下大谷澤村 附持添新田

下大谷澤村は郡の東寄にあり

加治領に屬す、この村正保の頃までは上大谷澤村と、一村なりしことは既に前の條に辨ぜり、江戸より十二里の行程なり、東は笠幡・柏原の二村に隣り、南も又柏原村につゞき、西は上大谷澤村に接し、北は笠幡村に及び、東西五町、南北十町ばかり、平坦の地なり、民戸四十、所々に散在す、土性は赤と黒との野土にて、水陸の田等分たり、用水は西の方上大谷澤村より來る小流を漑ぐ、この村往昔上下の差別なく一村なれば、小田原北條家所領より正保の頃變革せしことは、上大谷澤村の條に辨ぜり、慶安元年松平伊豆守信綱檢地す、その後變替して今は安藤次右衛門・永見健次郎入會の采邑なり、この村に持添の新田二ヶ所あり、一は村の良の方にあり、これを古新田と云、享保十年萩原源八郎檢地せり、一は村の東にあり、これは延享元年川崎平右衛門定孝檢地す、二ヶ所とも御料所にて御代官支配せり、

高札場二ヶ所程にあり、
 小名 五反田 宮ノ前 下大道
 三島社 村の鎮守なり、例祭九月廿九日、神職横田筑前、入間郡勝呂郷、高麗雅樂配下なり、
 伊豆社 村持にて例祭九月廿九日なり、往古鎌倉北條氏の家人大河原姓のもの、多く當村に來り土着す、故に三嶋・伊豆の兩社、及び箱根權現の社を祭りしもの今尚存せり、その始は大河原氏三軒なりしが、今は三十軒に及ぶと云、

山王社 村持、下同、例祭九月廿九日、
 天神社
 安養寺 醫王山と號す、新義眞言宗、郡中新堀村に觀五株あり、各丈餘の圍なり、其大なるは一丈七尺に及び、
 箱根社頭

○中澤村 附持添新田 中澤村は郡の中央より少しく東によれり、加治領に屬す、江戸より十二里の行程なり、村の西北に續き向郷と云る枝郷、正保元祿の國圖に見えたりしが、今は此村に屬して小名となり、一村の體を失ふ、四境、東は高萩村に隣り、西は下川崎村に接し、南は上大谷澤村に續き、北は女影村に界す、東西十二町餘、南北八町許、土地平坦なれど僅の高低あり、民戸三十、所々に散在す、土性は黒赤の野土なり、水田は陸田よりも多し、用水は下川崎村より來る小流を引て水田に漑ぐ、正保の頃は内藤權右衛門知行し、今もその子孫内藤熊太郎が采邑なり、當村持添の新田三ヶ所あり、一は東にあり一は西にあり、一は北にあり、共に享保十年萩原源八郎檢地して貢税を定む、この新田みな御料所にて御代官支配せり、村内に溜井二ヶ所あり、一は字柳久保、一は字鶴まきにあり、又向郷新田と唱ふる新田一ヶ所あり、享保十年萩原源八郎檢地せし所にして、向郷政右衛門と云

へるもの繩うけなり、これも今御料所にて御代官支配せり、

高札場 村の南よりあり、
 小名 南中澤 北中澤 向郷 説前に辨ず、
 白鬘社 村の鎮守にて、例祭九月廿九日、
 愛宕社 正法寺持、下の二社も同じ、
 天神社
 白山社 村持

正保寺 中澤山寶光院と號す、新義眞言宗にて、郡中新堀村聖天院の末なり、本尊藥師を安す、中興開山貞敏寛保三年四月十四日寂す、
 阿彌陀堂 正法寺持、

○笠幡村 附持添新田 笠幡村は郡の東南にあり、三芳野郷に屬す、郡中新堀村の民甚助が所持せる古文書十四通の中に、延文年間足利家より高麗彦四郎に與へし書に笠縁と見えたるは、恐くはこの笠幡の地を云なるべし、江戸より十三里の行程なり、東は鯨井・的場の兩村に隣り、吉田村少しく係れり、西は大谷澤・下高萩の二村に接し、南は柏原村及び阿比奈新田につゞき、北は太田ヶ谷・三ツ木の兩村に及び、東西廿七町、南北廿三町餘、土地平坦

民家二百廿七、所々に散住す、土性赤土黒野土なり、水田は三分の一、陸田は二分の一、其餘は原野林等なり、用水は小畔川を引て水田の便りとす、この所長祿元年より太田道灌が所領となり、その後上杉管領家及び大道寺駿河守政繁・北條安房守等領せり、又永祿の頃谷上某當村の内十貫文を領するよし、小田原の役帳に見えたり、御入國の後酒井雅樂頭一に河内守重忠とありに賜はりしより、世々川越城附の所領となれり、よりて領主の遷替は茲に略せり慶安元年松平伊豆守信綱が領主たりし時檢地ありて貢税を定むと云、村の西方に八王子より日光へ通ふ往還一條かゝれり、南の方上大谷澤村より來り、北の方三ツ木村に達す、村内を經ること四町餘、道幅凡五間、この村に持添の新田二ヶ所あり、一は南の方、二は北の方にあり、延享元年川崎平右衛門定孝檢地せしより、御料所にて御代官支配せり、

高札場 村の南程あり、
 小名 大町 芳地戸 新町 本町 道目木 半澤 黒濱 上式 猿ヶ屋戸 上野 隠ヶ屋戸 鳥ヶ屋戸 宮 塚越 倉ヶ屋戸
 小畔川 村の西の方高萩村より流れ來り、東方吉田村に注ぐ、貢廿七町、幅五間より十間に及び、

郷藏一ヶ所

社倉一ヶ所寛政年中に始て造り、村市の年林八ヶ所

並木林四ヶ所共に領主の林なり、この内一ヶ所

尾崎明神社

素盞鳥尊を祭と云、神體は圓鏡に鑄造す、その銘

日敬白とあり、外に慶長十二年の棟札あり、猶舊き棟札もあれど文字分たず、村中の鎮守なり、例祭九月二十九日、神職

伊藤長門

稻荷社 疱瘡社

神明社 大泉院

鏡宮 承應二年七月勸請の棟札あり、

白髭社 延命寺持、例祭

三島社 大泉寺持、

權現宮

箱根權現

延命寺

幡靈山法護院と號す、天台宗、川越中院の末なり、本

開山は南光坊大海僧正にて、その後法孫蒙海をして住持せしむ、天和三年三月十三日化す、この寺往古は禪宗なりしが、

慈眼天海と宗論のことありて、改宗せしといひ傳ふ、寺中に觀應應永の古碑存せり、

光明寺 猿谷山通照院と號す、天台宗、川越中院の門徒なり、本尊大日を安ず、中興開山良海延享二年正月五日寂せ

り、古碑一基延文六年との

彌陀堂持民

千日堂 薬師を安ず、延

薬師堂 古碑一基刻す、

薬師堂二ヶ所持

大泉院 本山修驗、郡中藤井村觀音堂配下なり、本尊

古碑一基 村の中程陸田の中にあり、長四尺に餘れり、三尊

舊家者啓次郎 發智を氏とす、先祖は六郎次郎と稱して、永正

傳へしに、文化年中火災に

かゝりて烏有となれり、

○三ツ木村 附持添新田

三ツ木村は郡の東北にあり、川越領に屬す、江戸より十二里の行程なり、四境、東は太田ヶ谷・藤金の兩村に接し、西は高倉村に隣り、南は笠幡村に界ひ、北は膳折村につゞけり、東西十二町餘、南北八町許、平夷の地にて土性野土なり、水田少く陸田多し、用水は村内に溜井を設て沃げども、やゝもすれば旱損すと云、家數五十三、所々に散住す、村の西に八王子より日光へ通ふ街道かゝれり、南の方笠幡村より來り、當村をふるること凡七町にして、北の方膳折村に達す、道幅凡

五間、この地正保の頃は松平伊豆守信綱領分なり、その後

遷替ありて清水殿の領知たりしが、今は御料所となり、

川崎平右衛門支配せり、慶安元年松平伊豆守信綱が領主

たりしとき檢地あり、村の坤にあたりて持添の新田あり

延享元年川崎平右衛門定老檢地せり、この新田に民戸一

軒あり、御料所にて御代官支配せり、

高札場 村の中程

小名 逆木 宮地 中 下

白髭社 村の鎮守にて、例祭三月十五日なり、

牛頭天王

愛宕社

辨天社

稻荷社

慈眼寺 普門山蓮華院と號す、新義眞言宗、横見郡今泉村金剛

開山榮祐 永正

大寶院 本山修驗、入間郡西

○膳折村 膳折村は郡の東北入間郡の界にあり、加治領

に屬す、土人膳字或は脚と書す、今膳の是なるに従ふ、

江戸より十二里餘の行程なり、四境、東は入間郡關間新

田・片柳新田の二村につゞき、巽に廻りては本郡藤金村、

同新田に隣り、西は高倉・下新田の兩村に接し、南は三ツ

木村に界ひ、北は入間郡下淺羽村・同新田に及べり、東西

凡十五町程、南北十町許、この郡界も林木或は徑路をもて

境とせり、地形平坦にて、土性は赤野土なり、水田少く

陸田多し、用水は西の方高倉村の溜井よりひけり、又村

内の溜井よりも沃げり、まゝ旱損を患れども水損の害な

し、家數七十五、所々に散住す、村の中程を南より北への

一路あり、南の方三ツ木村より來りて當村にかゝること

凡十町許にして、北の方入間郡下淺羽村に達す、道幅三

間より四間に至る、これは八王子より日光へ通ふ街道な

り、又村の南の方を東西する一路あり、東は藤金村より來

り、當村を経ること二町許にして、西の方高倉村に達す、

道幅三間に餘れり、これは川越より越生への街道なり、

小田原北條の時、當村の内二十貫文の地を六郷某領する

よし、彼家の役帳に見えたり、正保の頃は松平伊豆守信

綱領分なり、その後遷替ありて今は田安殿領知と坪内源

五郎采邑入會なり、慶安元年松平伊豆守信綱領主たりし

時檢地あり、

高札場二ヶ所村の北より、一は

小名 羽折 和田 大堀 熊野ヶ谷戸 中内手

白鬘社 村の鎮守なり、例祭九月廿九日、往古は膳折・太田ヶ谷・羽折(此村今はなし)和田(膳折村の小名)・高倉・大六道(今の上新田村なりと云)小六道(今の中新田村なりといふ)七ヶ村の總鎮守たりしと云、明暦の棟札の裏に、この七ヶ村の總社と載たれど、今は當村及び當村の新田の鎮守となれり、社後に大概一株あり、圍一丈七尺に餘れり、本山修驗正福院の持

善能寺 安養山蓮華院と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺末なり、本尊彌陀を安ず、開山を傳へず、明和八年法流地となれり、その僧隆澄は天明四年正月廿三日示寂せり

正福院 八幡山と號す、本山修驗、篠井村觀音堂配下なり、大日堂 善能寺 十王堂持

○膳折村新田 膳折村新田は本村の東南につゞけり、加治領に屬す、享保年中膳折村の民利兵衛なるもの開發せし新田なり、四境、東は下新田につゞき、西は高倉新田に隣り、南は藤金村に接し、北は本村に及び、東西十六町、南北三町に餘れり、家數九軒所々に散在す、水田なく陸田僅に人家の邊にあるのみ、その餘は原野林等なり土性黒野土、享保十年萩原源八郎檢地して、貢税を定めしより御料所にて、今は川崎平右衛門支配せり、

○高倉村 附持添新田 高倉村は郡の東北にあり、川越領に屬す、江戸より十三里の行程なり、四境、東は三ツ木・膳

折の兩村にとり、西は上中新田の二村、及び入間郡駒寺野新田につゞき、南は同く森戸新田に接し、北は下新田村に及び、東西九町、南北八町餘、平夷の地なり、水田少く陸田多し、土性は黒野土なり、村内に溜井三ヶ所あり、土地卑き故に水損の患ありといふ、正保の頃は松平伊豆守信綱領分にして、上中下新田の三村もこの村に屬して一村なりしが、何つの頃か分郷し、四ヶ村に瓜分せり、この村いまは御料所にて、川崎平右衛門支配する所なり、家數五十七、所々に散住す、慶安元年及び寛文元年松平伊豆守信綱領知せし時檢地あり、村の南のつゞきに持添の新田あり、東西八町、南北二町に餘れり、民戸十軒あり、又入間郡に屬する三角原と云る新田、この村の持添あり、この新田の地もと川崎平右衛門が陣屋なりしが、場所替にて陣屋とりはらひになりしゆへ、當社にて高うけし即ち持添とす、共に享保十年萩原源八郎檢地して貢税を定め、今も御料所にて御代官支配せり、高札場村の東にあり、

小名 山王脇 屋敷前 谷足 持添新田小名 熊野堂 淺間ノ脇 山王社 村の鎮守なり、例祭九月二十九日、長泉寺の持

熊野社 持添新田及び上新田の鎮守なり、例祭九月廿九日、村持、下皆同、

天神社 稻荷社

淺間社 高さ一丈二尺許の塚上にあり、この塚享保年中川崎平右衛門築作せしと云、膳折村本山修驗、正福院持、高福寺 松榮山と號す、新義眞言宗、入間郡石井村大智寺門徒なり、本尊不動を安ず、開山圓乘元祿十二年正月示寂せり、

長泉寺 秋葉山と號す、同宗、同寺の門徒なり、本尊大日を安ず、開山良應元祿四年八月化す、

○上新田村 上新田村は郡の東北にあり、松山領淺羽庄に屬す、上中下新田の三村正保改定の國圖にみえず、元祿の國圖に載たり、明暦二年檢地水帳の表に、或州高麗郡高倉内上新田開檢地水帳とあり、又下新田村稻荷の社地に置ける石地蔵の銘に、元祿十三庚辰年六月廿四日、武州高麗郡高倉新田村とあり、これによりて按に、この三新田はその昔高倉村に屬せし原野なりしを、明暦の頃新墾して三村に分ちしものなるべし、江戸より十二里の行程なり、四境、東は高倉及び中新田の兩村につゞき、西は町谷村に隣り、南は高倉新田に接し、北は入間郡森戸村に及び、東西十三町、南北九町、平坦の地なり、土性黒野土にて皆畑の村なり、粗薄の地なるが故に早損

を思ふ、又や、もすれば洪水の害ありと云、戸數四十四村の北よりに家居す、明暦の頃は川越領分なりしが、その後御料所となり、今は川崎平右衛門支配せり、高札場村の北より、小名 上 下 萱立場 古屋敷 村の東南の方を云、往古が、何の頃か今の地に移りて家居す、今に井の跡など存せり、證文塚三つ 村の東南にあり、各高六尺許、この塚往昔村境の證に築しといふ、山王社 村の鎮守にて、例祭は九月廿九日、村持なり、社地に視數株あり、其大なるもの圍一丈九尺許、稻荷社 瑠璃山と號す、新義眞言宗、郡中中山村智觀寺の末なり、本尊藥師を安ず、○中新田村 中新田村は郡の東北にあり、淺羽庄に屬す、江戸より十二里の行程なり、四境、東は高倉村・下新田村の二村に隣り、西は入間郡森戸村及び本郡上新田村につゞき、南も入間郡森戸村、及び本郡高倉新田の兩村に接し、北は入間郡森戸・厚川の兩村に及び、東西十町、南北十二町、平夷の地なり、土性黒野土にて皆畑の村なり、戸數二十四、所々に散住す、この村も上新田村と同時に開墾ありしなるべし、その事は上新田村の條に辨せり、御料所にして今は川崎平右衛門支配せり、

高札場村の南にあり

小名 原

神明社 村の鎮守 稲荷社 天王社

愛宕社

地藏堂 以上村民の持

○下新田村 下新田村は郡の東北にあり、川越領に屬す江戸より十二里の行程なり、四境、東は鷹折村に隣り、西は中新田村に接し、南は高倉村につき、北は入間郡淺羽村に及び、東西凡九町、南北三町許、平坦の地なり、土性黒野土にして、水田なく陸田のみなり、戸數三十一、村の南によりて家居す、この村も上新田村と同時に開けしなるべし、そのことは上新田村の條に辨ぜり、もとより御料所にして、今は御代官川崎平右衛門支配せり、

高札場村の中程より少しく、坤の方にこれあり、

小名 權現前 入間郡淺羽村、淺羽權現 諏訪前 入間郡厚川

の前の故に 水堀 立堀 笹久保 羽折 九枚畑

稻荷社 村の鎮守なり、二月初午の日を例祭とす、村持、

○下新田村新田 下新田村新田は本村より十町許を隔て、東の方にあり、川越領に屬す、享保年中下新田村清寶院と云る、當山派の修驗開發せし新田なり、四境、東は藤金村新田、西は鷹折新田、南は藤金村、北は鷹折村につき、東西二町に足らず、南北は五町に餘れり、家數四軒、水田なく陸田僅に人家の邊にあり、その餘は原野林等なり、土性黒野土なり、享保二年荻原源八郎檢地し、昔より御料所なり、今は川崎平右衛門支配せり、

稻荷社 華嚴院の持

華嚴院 當山修驗、入間郡小久保村 教法院の配下なり、下同

清寶院

常福院 當山修驗、入間郡大仙 波萬仁坊の配下なり、

南藏院 當山修驗、同郡入間村 延命寺の配下なり、

新編武藏風土記稿卷之百八十二 終

新編武藏風土記稿卷之百八十三

高麗郡之八

○高萩村 附持添新田

高萩村は郡の東北にあり、川越領に屬す、往昔は上下高萩の分ちなく一村なりしが、寶永の頃上下の二村となれり、然れども元一村の地を分ちしなれば、上下の界區定かならず、民家田畠ともに打交れり、又上下に分郷せしとはいへども、上高萩村は上の字を冠せず、唯高萩村と唱へ、下高萩のみ下の字を冠せり四境、東は笠幡村に隣り、西は女影村に續き、南は上下大谷澤村に接し、北は三ツ木村及び入間郡森戸新田の二村に連べり、東西三十五六町、南北三十三町、家數百軒、地形平坦なり、土性赤野土にて宜しからず、水田少く陸田多し、用水は村の西の方女影村千丈ヶ池より出る水を引沃けり、又村の巽にあり溜池あり、これも用水の助とす、早損場にて水損の患なし、當村は八王子より日光へ通ふ往還の宿驛にして、路程凡三十二町餘、道幅四間より五間に至る、その路の次第は、南の方根岸村よ

り一里半を隔て、當村にて繼ぎ、それより一里半を経て入間郡坂戸村へ送る、小名宿と唱ふる所は、即ち街道にて、左右に家數四百戸の内軒を連ぬ、往古はこの宿に二七の目市立しとなり、市立のこと北條家よりの古文書あり、末に出せり、五十年前までは七月十二日・十二月廿七日の二季にのみ市立しと云、今はそれも廢せり、小田原北條の時は當村の内永五十貫文の地を大森某領するよし、彼家の役帳に見えたり、【寛永譜】に福井清藏久次天正十八年關東御入國の時、武州高萩に於て采地をあらため賜はり、本多佐渡守に屬すとあり、正保の頃は松平伊豆守信綱領分なり、その後變遷ありて延享三年田安殿領知となり、今も替らず、慶安元年松平伊豆守信綱が領主たりし時檢地あり、村の北にあり四十五町八段餘の持添新田あり、享保十年荻原源八郎檢地せり、この新田は御料所にて、御代官支配せり、村内字谷ツ田に領主の林一ヶ所あり、又同じ邊に溜井一ヶ所あり、

高札場村の中程にあり、

小名 宿 小阿彌ヶ谷戸 堀之内 別所 谷ツ 六郎

ヶ谷戸

駒形社 天神地祇日本武尊を祭ると云、神體は駒に乗りし銅の像なりしが、いつの頃にや失ひて、今は駒のみ存せり

長一寸五分に三寸、最古色に見えたり、應永元年、文安元年、文明元年の棟札あり、文明元年棟札の裏に、將軍義政公御治世兵火の爲とありて、以下の文字分明ならず、社傳に義政公御治世、此邊兵火の爲に盡く焼拂はれ、當社もその時灰燼となりぬと云り、上下高萩村の鎮守なり、例祭九月二十九日、本山修驗高萩院の持なり、

八幡社 持前に

光全寺

延命院と號す、曹洞宗、下高萩村谷雲寺末、本尊地藏を安ず、開山谷雲寺四世幡州榮龍、延寶三年四月朔日示寂せり

高萩院 駒形山彌勒寺萩之坊と號す、本山派修驗、聖護院の末祖大僧正行尊なり、寺記に曰、當山者、宗祖神變大菩薩修行の舊跡にて、本尊不動明王は神變菩薩の作りし長七寸の像なりと、又曰人皇七十四代鳥羽院御宇、永久年中前大僧正行尊諸國遊歴の時、こゝに高安と云ものあり、行尊に従ひ法を學び名を行安と改む、行安又法を高岳に授く、人皇七十八世二條院御宇、長寛年中高岳一字を建立して、駒形山彌勒寺高萩院と號し、祖師の遺跡を新にせりと、因て高岳僧都を開山と稱す、又法流元祖者、大僧正行尊なり、行尊は京都聖護院宮第二祖にて、諸國名山靈地修行し給ひしとなり、行尊師は諫議大夫源基平の子にて、佛法を信じ、發心出家して頭陀を好みたまひしこと、諸書 寺寶 太刀一振 元弘三年五月、新州より義兵を起し、武藏野に旗をあげたる時、當 長刀一振山に宿願ありて、奉納せし太刀なりと云傳ふ、

何の頃にや年月は詳にせざれど、東照宮御勝利ありし時、岡の坊良慶御陣先におひて、扇子をそへて賜ひし御長刀なりと云傳 聖護院宮道興准后御筆一軸 文明十九年御巡國の時猶たのめ標茅ヶ原のさしも草、われ世の中にあらんかぎりはと云る「新古今集」の歌なり、

小田原北條家古文書一通 天正年中出せし市立の定市之法度 高萩新宿

二日 七日 十二日 十七日 廿二日 廿七日

一 押買狼藉喧嘩口論堅令停止事、

一 國質郷質不可取事、

一 村市之日借錢借米不可催促事、

一 爲新宿間一切可爲不入、但於他郷前々役致來者、其所を明當宿へ來而有之者、不可置、若置候者可勤其役事、

已上

右定所如件

天正十一年癸未十一月十日

山角上野介

○下高萩村 下高萩村は寶永年中分村すと云、上高萩村に孕まれて村落をなせり、郷庄の唱等すべて上高萩村に相同じ、こゝも今田安殿領知にて、民戸二十、所々に散住せり、宇谷田に領主林一ヶ所、又同所に溜井一ヶ所あり

り、

小名 宮ノ尾 猿ヶ谷戸

八幡白髭兩社相殿 上下高萩村の鎮守にて、例祭九月二十九日なり、本山修驗白鈴寺持、愛宕

神明社

山王社 村持なり

不動堂

谷雲寺 高萩山と號す、曹洞宗、入間郡越生龍穩寺末、本尊十年八月二十日 十天社 白山社 藥師堂

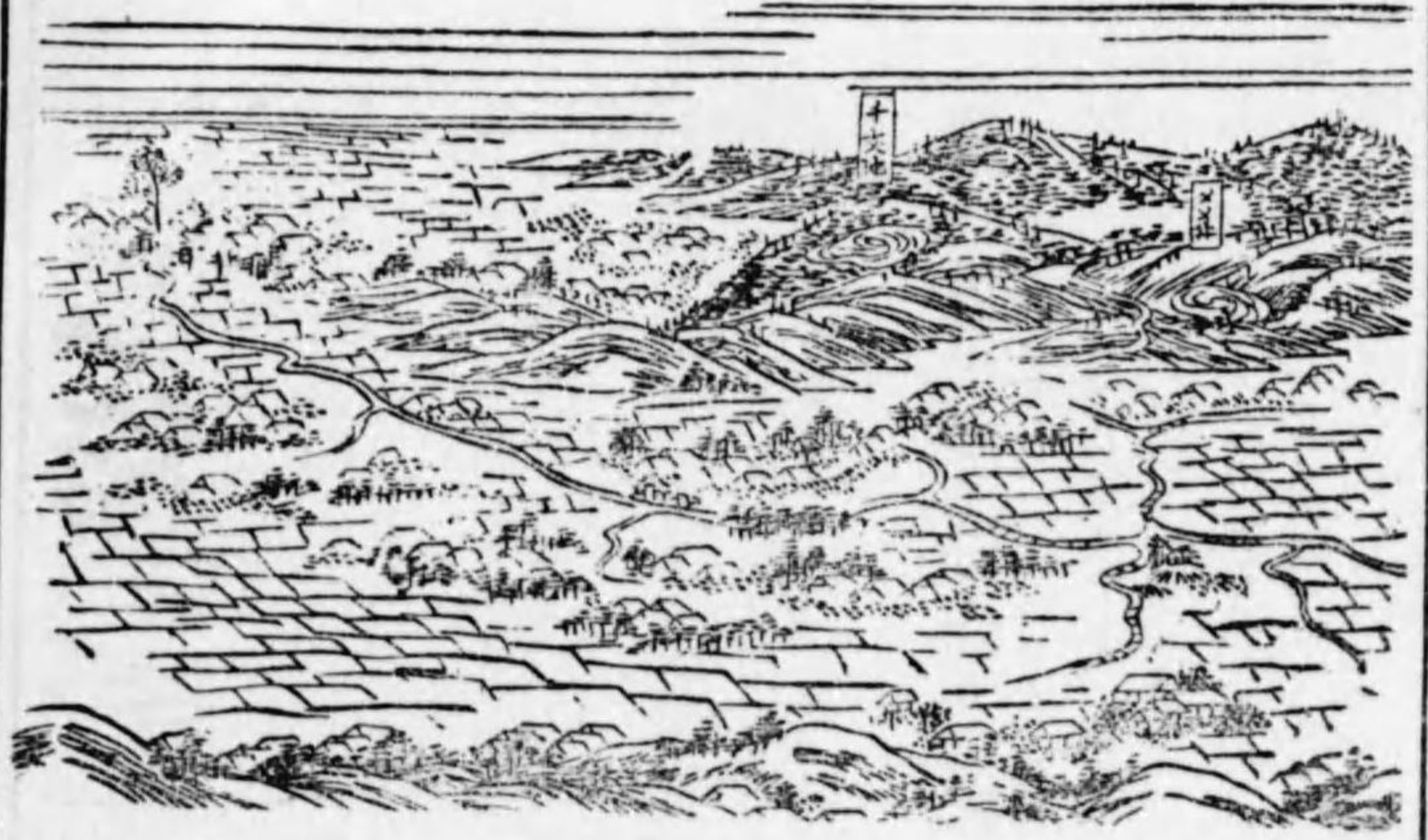
白鈴寺 吟松山と號す、本山修驗、上高萩村高萩院配下なり、相傳ふ當寺の持なる八幡白髭の社を勧請せし時、社の上を鶴の翔翔するを以て、山を吟松、寺を鶴鶴と名づけしが、いつの頃いかなる故にや今の寺號にあらためしと、いとおぼつかなき説なれど、姑く傳のまゝを記す、

○高萩新田 高萩新田は本村の北にあたりし地なり、四境、東は笠幡村、西南は本村、北は三ツ木村なり、戸數八軒、この新田享保十巳年萩原源八郎檢地して、貢税を定めしより御料所にて、今御代官川崎平右衛門支配せり、

○女影村 附持添新田 女影村は郡の中央より東北によれり、高麗領に屬す、村内に千丈ヶ池と云池ありて、往古せんと云ひし女此池に身を投て死せしが、その後彼女の影

時として池中にあらはれしかば、土人これを女影と呼びしより、村名も起りしといへり、最妄誕の説なることは齒牙を待すして知られり、千丈の名義據をしらず、この邊古戰場なれば、直ちに戰場ヶ池と號せしを、後世文字をかきかへしとみゆ、【東鏡】承久三年六月十四日、宇治橋合戦討死の中に、女影四郎と出し注に、武藏と書たり、是恐くは當所の人にして、在名を氏に名乗しならん又同時手負人の中に、女影太郎ありて假名をめかけと注せり、是恐くは女影の誤寫にて、此人も四郎が一族なるべし、又女影原の事は【太平記】等にも載たれば、とにかく古き地名とみえたり、其地は江戸より十二里の行程にして、東の方高萩村につゞき、西は上鹿山村持添新田に隣り、南は中澤・川崎の二村に界ひ、北は上中下鹿山村に接せり、東西廿一町、南北十町餘、大抵平坦の地なり西北の方に少しく高き所あり、土性赤野土にて、水陸の田等分なり、民戸百十二、所々に散住す、その外穢多三十七戸、一區をなして村の北よりに住めり、用水は千丈ヶ池の下流を引そゞげり、早損場にて水損の患なし、北條の時は境野越前守當所の内三十貫文領せしよし、彼家の役帳にみえたり、正保の比は三枝土佐守知行する所なり、その後變遷ありて今は松平重左衛門・逸見勘右衛門、

女影古戰場之圖



田村莊三郎入會の采地なり、延寶六年三枝土佐守が知行せし時、檢地あり、當村に持添の新田三ヶ所あり、一は南の方、一は西の方、一は北の方にあり、三ヶ所とも享保十年萩原源八郎檢地せり、此新田御料所にて、今御代官支配せり、溜井十ヶ所村の内にあり、秣場一ヶ所段別七段餘の地あり、

高札場三ヶ所 一は村の東にあり、一は村の中程にあり、一は村の西にあり、
小名 上ノ十を十とあらためり、名義詳ならず、本村姥田 竹之内 宿

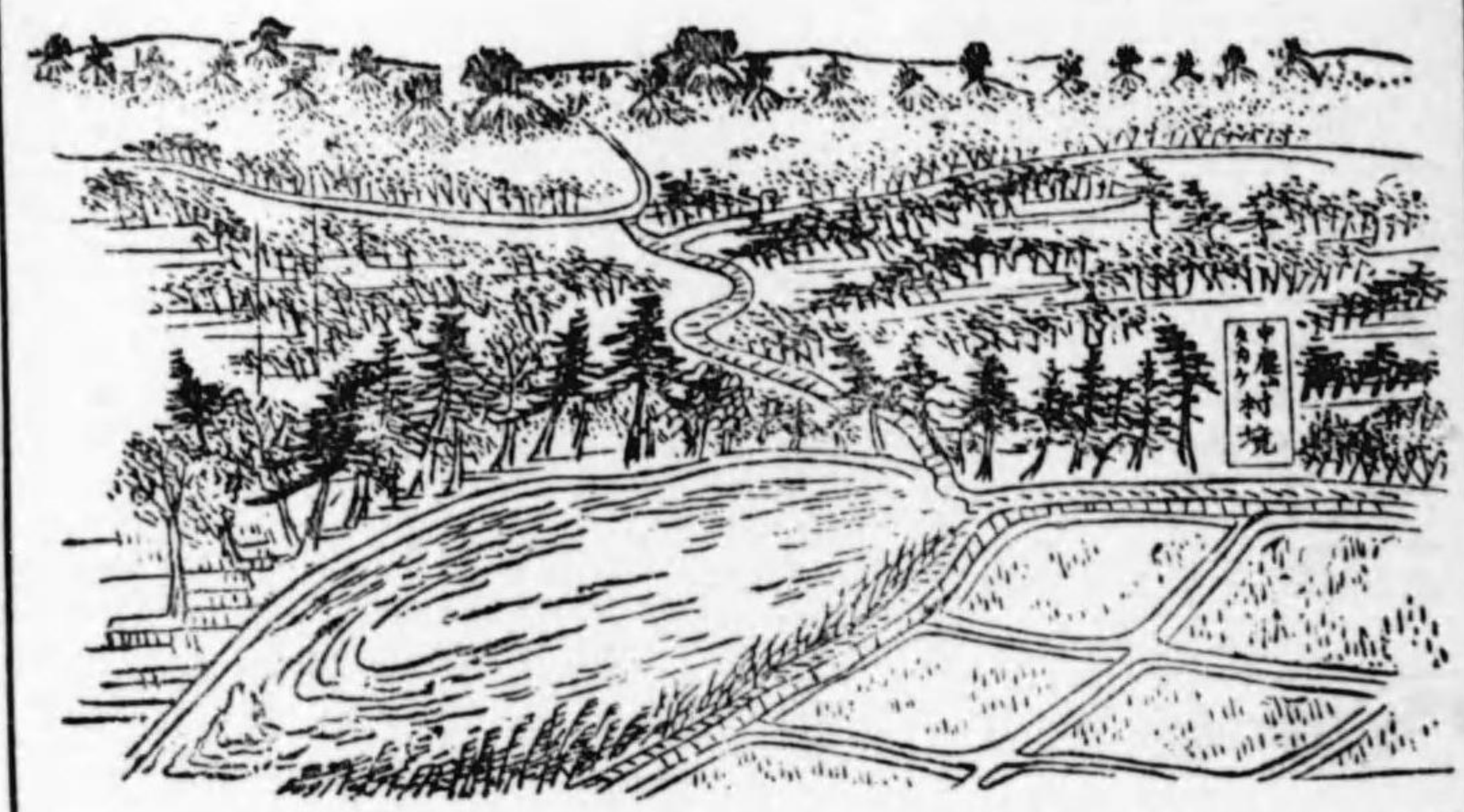
千丈ヶ池 一に仙女ヶ池とも云、西の方にあり、その名の起り、は村名の條に辨ぜり、長六十間、幅四十間許、池中尊榮を生ず、

屋敷跡 長松寺の後の方にあり、これは三枝某當村を采邑に賜敷へ移りしと云、近き邊に馬場の跡も残れり、今は雜木たち茂れり、

諏訪社 村の鎮守とす、例祭七月廿七日、常光寺の持なり、下同、
天神社
稻荷社

八幡社 長松寺持、
辨天社 下同じ、

千丈ヶ池旗塚之圖



八幡社 これも村の鎮守なり、
白鬚社 清泉寺持なり、下同じ、
八幡社 夏福寺持、
天王社 下同じ、
雷電社 此社の後に槻一株あり、圍三丈九尺、荒神社、神職鈴木佐吉田家の配下なり、
愛宕社 持、

長松寺 三枝山と號す、曹洞宗、入間郡越生龍釋寺末、本尊藥師を安ず、開山龍釋寺十九世洪州釋安元年十一月四日寂す、開基三枝土佐守重、法諡長松寺殿祝嚴良松大居士、慶安四年四月廿三日歿す、三枝某當村にありし時、寛永十五年當寺を建立すと云、寺寶及、寺寶 掛物三幅對士、左信玄が縁起の一巻あり、左に載、
并附屬之士數輩、右謙信并附屬の士、いづれも甲冑の圖極彩色なり、畫工知れず、 長松寺記

武州高麗郡女影村老婆田原三枝山長松寺者、上州太守三枝君所ニ創建ニ也、安ニ瑠璃光佛于堂中ニ敬ニ其德、惠ニ祀應神天皇于傍祠、崇ニ其靈威、誰ニ尊信ニ乎、誰ニ恐懼ニ乎、此地人烟漸稀、境致自靜、田畝及レ時、里民勤レ業、密々巔松偃ニ蓋東南、聞ニ十里之風聲、洋々池水、映ニ帯前後、浸ニ一天之月影、其餘景象不可ニ勝數、太守姓源、氏三枝諱守重、世在ニ甲州、聲名籍甚、其祖守國始賜ニ三枝氏、事在ニ家譜、太守之父守

吉、初事東照太神君有年矣、大守自幼奉仕台徳院殿、大相國、及今大君幕下、常侍江城、謹慎不懈、遂蒙恩遇而賜采地、安養院蓮性本貞禪尼者、其萱堂也、不幸下世、哀慕不已、乃為追福、相攸于采地中、壬申之歲經始此寺、扁三枝字為山號、猶梁主所立謂之蕭寺、眉山所築謂之蘇提者乎、而使武州龍穩寺前任洪州察院和尚、為此寺開山鼻祖、寄老婆田原祖稅若干戶及林木、為齋供、置洞家僧徒數十口、以董江湖、太守之至孝可謂美矣、太守領此地、恩惠降、民者日久、然則此寺者、他日之甘棠也、且又醫王垂跡應神為鎮、則太守之令名與此寺、共垂于無疆、太守請余記其顛末、峻拒不肯遂應其求焉、

寛永十五年戊寅七月日 春齋林恕 書

清泉寺 清水山と號す、新義眞言宗、新堀
常光寺 中院門徒なり、本尊不動を安ず、
眞福寺 瑞瑠光山と號す、新義眞言宗、入間郡
彌陀堂の傍に根一株あり、圍一丈二尺餘、長松寺持なり、
女影原古戰場 【太平記】に建武二年七月、相模次郎時行、大將として三河入道照雲滋野一族、信濃より起て鎌

倉を襲はんとして路こゝによる時に、鎌倉方にて澁川刑部岩松武藏など、女影原に於て合戦しけるが、戦ひ敗れて二人とも自害すと云、その舊跡は宿の北なる原野なりしとぞ、北界は中鹿山村にて、かしこにも旗塚とおもはるゝもの數多今に存せり、猶その村に合せざるべきなり、

○上鹿山村 附持添新田 上鹿山村は郡の中央より少しく東によれり、高麗領高麗郷に屬す、上中下鹿山及び光音寺鹿山を四鹿山と唱ふ、往古は一村とみえたり、小田原北條の時は三田彈正少弼が領せし地なるよし、彼家の役帳にみえて鹿山を賀山と書たり、江戸より十三里の行程なり、四境、東は中鹿山村に隣り、西は猿田村につゞき乾の方野々宮村少しかゝれり、南は宮澤村に接し、北は原宿村に及び、東西四町、南北八町許、平坦の地なり、民戸四十六、村の内を南北へ長く軒をならべて家居す、土性山鳥眞土黒野土等なり、水田少く陸田多し、用水は小畔川或は村内の溜池より沃げり、寛文八年坪井治右衛門檢地して貢税を定む、正保年中は御料所なりしが、何の頃よりか雨宮鐵之進が先祖に賜はり、今に替らず、村の南にあたり持添の新田あり、こゝは御料所にて延享元年川崎平右衛門檢地すと云、今御代官支配せり、高札場村の中程、小名 上宿 中宿 下宿 西ヶ谷戸

小畔川 村の南の方宮澤村より來り、村内十町許を歴て東の方中鹿山村に達す、川幅二間許、

八劍社 日本武尊・橘姫命を祭ると云、慶安二年社領三石の御朱印を賜ふ、村の鎮守なり、例祭九月廿九日、社の傍に橘の樹あり、圍二丈許、神職田中頼母吉田家配下なり、

稻荷社 西光寺持、
天王社 西光寺持、
山神社 二月初午の日、
辨財天社 例祭あり、

丹生社
花木明神社 中鹿山村泉乘院の持、
愛宕社 村持、

西光寺 法護山地藏院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末、本尊地藏を安ず、慶安二年地藏堂領二石五斗の御朱印をたま、地藏堂を安ず、行基の作なり、
榮正院 富山修驗、入間郡川越教覺院の配下、

○中鹿山村 附持添新田 中鹿山村は郡の中央より少しく東によれり、郷庄の唱なし、江戸より十二里餘の行程なり、四境、東は下鹿山村につゞき、西は上鹿山村に接し、南は女影村に隣り、北は光音寺鹿山村に及び、東西五

町、南北四町餘、土地少しく高低あり、民戸廿五、村の北よりに家居す、土性山鳥眞土野土等なり、水田少く陸田多し、用水は小畔川及び村内の溜池より引沃げり、正保の頃は飯田清右衛門知行所なりしが、何の頃か變革ありて今は酒井伯耆守が采邑なり、延寶二年檢地ありしと云、村の南に持添の新田あり、これは延享元年川崎平右衛門檢地して貢税を定む、御料所にて今御代官支配せり、高札場村の中程、小名 陣屋 花ノ木 若宮 地藏堂

旗塚井丹生ヶ池 村の哭の方女影村界の丘上にあり、旗塚の五六尺許程のもの、すべて二十許、各噴違ひて二側に築作せり、土人はこれを経塚など唱ふれども、今地形によりてこれを按に、此所小高くして東南の方を望めば、遙に打開けたる原野、村落、川流のさまゞでも手に抱すべく、北も打ひらけて入間の郡界近き山を限りに目を極むべく、其景象いと佳なりかゝる物見の地にて、水利の便よければ、正しく女影原合戦のとき、鎌倉勢こゝに旗を立てたる遺蹟ならんと思はるゝなり、此塚より北の方に六七段ばかりの池あり、今村内の溜井とす、是なるべし、其名義を按ずるに、古こゝに丹生の社ありしゆへをもて名づくるにや、土人も傳へを失へり、
八幡社 泉乘寺持、
愛宕社 下皆同じ、
山神社

稻荷社

熊野社 圓徑八寸許なる銅鏡の中に、十一面觀音の像を鑄造し、天正十九年卯十二月吉日、武州高麗郡蓋かた花の木大の鎮守なり、例祭六月十九日九月廿九日、村内

泉乘寺 無量山來迎院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末、慶安二年彌陀堂領二石五斗の御朱印を賜ふ、開山永珍寂年を傳へず、中興法流開山長賢、寛保二年七月示寂す、本尊は不動なり、彌陀堂尺五分、椽名満行の作

下鹿山村 附持添新田

下鹿山村は郡の中央より少しく東によれり、郷庄領の唱なし、江戸より十二里の行程なり、四境、東は高萩村、巽より南にまはり女影村につき、西は中鹿山村に隣り、北は小畔川を界として光音寺鹿山村に接せり、東西五町に餘り、南北三町に餘れり、大抵平坦の地にて、南の方女影村の界に小山あり、土性眞土或は黒野土等なり、陸田多く水田少し、用水は小畔川或は村内にある溜池を沃げり、戸數廿四、村の北よりに家居す、寛文八年坪井次右衛門繩入して貢税を定む、正保の頃は御領所なりしが、延享三年田安殿の領地となりしより今も替らず、村の南の方にて持添の新田あり、享保十年荻原源八郎、延享元年川崎平右衛門等檢地せしよし、その地は今も御代官支配せり、

高札場 村の中程

小名 新田

小畔川 村の北縁を流るゝこと凡五町、西の方中鹿山村より來り、東の方高萩村に達す、川幅二間ばかり、

愛宕社 華藏寺持、

白幡社 村の鎮守

神明社 村の

華藏寺 寶珠山地藏院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末、本尊彌陀を安ず、地藏堂

龍立院 當山修驗、入間郡久保村教

多寶院

光音寺 鹿山村 附持添新田

光音寺鹿山村は郡の中央より少しく東よりあり、高麗郷に屬す、村名の起を詳にせず、往古は一村なりしが、分れて今はこゝを只鹿山と唱ふれど、上中下鹿山村あるゆへに唱を分つがために、村内の寺號によりて光音寺鹿山と云は、古きことなりと云へり、正保の圖にはさあれど、元祿の圖には唯鹿山とのみあり、その事は詳にせざれど、今はかく唱へり、江戸より十二里の行程なり、四境、東は高萩村につき、西は新堀村と上鹿山村に隣り、南は下鹿山村に接し、坤へ廻りては中鹿山村に添ひ、北は原宿村に及び、東西

二十町、南北三町許、平坦の地なり、土性赤黒野土なり、陸田多く水田少し、小畔川を用水として水田に沃げり、民戸四十五、所々に散住す、古水帳なければ檢地の年代詳ならず、正保の頃は御料私領入會にて、御料は高室喜三郎支配し、私領は三田喜藏が知行なりしが、何の頃か一圖に御料所となり、その後村内をさきて酒井伯耆守が先祖某に賜はり、御料私領入會なりしが、御料は寶曆年中清水殿領知となりて、安永元年・同四年兩度の檢地あり、この地又寛政七年御領となりて、御代官川崎平右衛門支配す、其餘は伯耆守が采邑なり、村の長の方につき、當村持添の新田あり、享保十年荻原源八郎、延享元年川崎平右衛門檢地せるよし、これも今御代官支配せり、

高札場 二ヶ所 共に村の中

小名 道添鹿山 光音寺鹿山

熊野社 村の鎮守なり、光音寺持、下同じ、

神明社

山王社 村持、

稻荷社

光音寺 慶加山と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末、藥師堂領五石の御朱印を賜ふ、本尊彌陀を安ず、この寺往古は妙藥寺と稱せしが、何の頃か今の寺號にあ

らためしと云へり、開山榮源年代詳ならず、藥師堂は木

の坐像長八寸五分、行基の作と云、

町谷村 附持添新田

町谷村は郡の東北にあり、高麗領に屬す、江戸より十三里の行程なり、この村正保の國圖には見えず、元祿改定の國圖に始めて載せたり、土人相傳ふ、何の頃にや當村の地つゞき、入間郡の民來て開墾せし村なりと、又此村を土人寺家村とも唱ふれど、其由來は傳へず、四境、東より南へ上新田村、及び入間郡駒寺野新田につゞき、西より北へ上田波目村、及び入間郡四日市場村・森戸村に隣れり、東西七町程、南北四町餘、平坦の地にして、土性赤黒野土の皆畑なり、寛文八年坪井次右衛門檢地ありしといへり、開墾以來御料所なりしが延享三年田安殿の領知となりて今も替らず、家數十七軒あり、この村に持添の新田あり、段別十五町二段九畝餘、享保十年荻原源八郎檢地すと云、

高札場 村の北より

小名 中芝原

神明社 村の鎮守にて、例祭八月十五日なり、入間郡森戸村大徳院持、本山修驗、比企郡西戸村山本坊配下、

稻荷社 百姓の

上田波目村 附持添新田

上田波目村は郡の東北にあり、高麗領高麗郷に屬す、江戸より十三里の行程なり、此村

もと平澤村に屬せし原野にして、寛文八年坪井次右衛門
 檢地せし所なりしに、元祿二年御代官設樂勘左衛門支配
 せし時、同村の民左太夫・三右衛門と云もの兩人にて新
 墾す、夫より分郷とはなれりと云、村の名義は詳ならず
 北の方に續て入間郡に下田波目村あり、地形常村より一
 段卑し、故に下田波目と云、他の上下村の謂にはあらず
 といへり、西境、東は町谷村に隣り、西は平澤村につゞ
 き、南は原宿村及び入間郡駒野新田に接し、北は入間
 郡下田波目・四日市場の二村なり、東西十二町餘、南北十
 町許、平坦の地にて土性黒赤野土なり、陸田多く水田少
 し、用水は村内の溜井を沃ぐ、家數廿四、所々に散在す
 新墾以來御料所なりしが、延享四年一橋殿の領知となり
 て今も替らず、村の南に續き段別九町二段餘の持添新田
 あり、享保十年荻原源八郎檢地して、今も御料所なり、
 高札場村の中程より少し
 小名 本村 新田
 山王社 村の鎮守なり、眞
 愛宕社 光寺持、下同じ、
 稻荷四社
 眞光寺 清水山と號す、天台宗、入間郡下田波目村西福寺の
 門徒なり、本尊藥師を安ぜり、開山開基は詳ならず、
 觀音堂

○原宿村 附持添新田 原宿村は郡の東北にあり、郷庄領
 の唱なし、江戸より十三里餘、四境、東は光音寺鹿山村・
 新堀新田につゞき、西は新堀村に隣り、南は猿田・上鹿
 山の兩村に接し、北は平澤村に及び、東西七町、南北
 二町餘、或は四町の所もあり、地形平坦にて、土性は赤
 野土なり、水田なく陸田のみ、粗薄の地なるが故に旱損
 を患ふ、民戸廿二、所々に散住す、正保の頃は御料所な
 りしが、何の頃か酒井某に賜はり、今其子孫酒井伯耆守
 が采邑なり、寛永十三年村越仁左衛門・同平太夫檢地す、
 村の東の方に持添の新田二ヶ所あり、武藏野新田の内な
 り、享保十年荻原源八郎檢地せり、こゝは御料所にて御
 代官支配せり、
 高札場村の中程
 小名 上宿 中宿 下宿
 廣長寺 金剛山寶珠院と號す、天台宗、入間郡仙波中院の門徒
 たり、開山修海寛永元年二月十五日寂す、本尊は大日、
 稻荷社 村の鎮守なり、廣
 愛宕社 長寺の持、下同、
 觀音堂
 ○平澤村 附持添新田 平澤村は郡の北界にあり、高麗領
 高麗郷に屬す、江戸より十三里の行程なり、四境、良の
 方より東へは上田波目村に隣り、巽より西へ廻りては原

宿・新堀、及び入間郡飛地駒野新田の三村に界ひ、乾よ
 り北へは入間郡宿谷・葛貫・下田波目の三村に接せり、東
 西廿四町程、南北二十町餘、地形西北に山あり、東南は
 川を挾て少く高低あり、土性川の北は小石交りの眞土に
 て、南は野土なり、水田少く陸田多し、永祿の比小田原
 北條家人三田彈正少弼廿五貫文、當村の内を領せしこと
 彼家の役帳に見えたり、又天正の頃野口刑部承五十五貫
 文、高麗郡の内平澤郷本領として宛行れしよし、今その
 子孫多磨郡日向和田村百姓彌四郎藏する所の文書にみえ
 たり、正保の比は御領所なりしに、延享四年一橋殿の領
 知となりしより今もかはらず、檢地は慶長二年田邊十郎
 左衛門・高野彌五郎・切部五郎、萬治二年細田茂兵衛・岩
 澤又兵衛・藤平七左衛門・同八右衛門糺せし水帳あり、寛
 文八年坪井次右衛門檢地し、その後新開の地は寶曆五年・
 寛政五年・同十年・文化七年等、時々あらためありしと
 云、當村は元文三年御代官田中休藏支配の時より、村内
 を上中下三組に分ち、後延享二年伊奈半左衛門支配の時
 より、割付も三ツに分ち出せしと云、民戸上組八十二、中
 組十八、下組六十五、すべて百六十五軒、所々に散在す
 この村に二條の往還かゝれり、北の方入間郡葛貫村より
 來り、當村をへて南の方駒野村へ達す、これは上州よ

り川越へ通ふ往還なり、又一條は上に云る上州路より村
 内にて分れ、南の方新堀・原宿二村の間に達す、これは相
 州へ通ふ道なり、共に道幅九尺許、村の巽にあたり、十
 二町八段餘の段高場新田あり、延享元年川崎平右衛門檢
 地せしと云、これは武藏野新田なり、
 高札場村の東より
 小名 鳥谷戸 十郎ヶ谷戸 根岸 中臺 中居 小ヶ
 谷戸 久保 芝谷戸 宮谷戸、この所に榮宮の社あり、和
 田 川端ノ堂方谷戸 馬場 武藤谷戸 金剛寺、この
 寺あり、故にこの 瀧、この所に溪水流れ來りて僅の
 鳴ありと云ふ、瀧あり、流末は高麗川に沃ぐ、南
 山口 北山口 窪谷戸 峯
 富士山 村の北の方にあり、山上に
 淺間の小祠あり、松福院持、
 高麗川 村の坤の方新堀村より來り、上田
 波目村に達す、川幅四十間餘なり、
 宿谷川 一に葛貫川とも云、水源は入間郡宿谷村の山中より出
 川をもて入間郡と
 の界となせり、
 堰六ヶ所 いづれも村の北、宿
 谷川によりてあり、
 溜井三ヶ所 何れも村の北よりにて、一は字鳥渡井、
 一は字馬場渡井、一は字稻の井にあり、
 天神社 清光院の持、
 下同じ、

七社權現社
八幡社
富士淺間社 松福院の持、下同じ、
高根社
うば神社
柴宮社 永祿七年甲子九月吉日と書せし棟札あれど、磨滅し、柴宮社で其餘の文字讀がたし、清光院の持あり、下同じ、
神明社
松福院 長壽山福正寺と號す、天台宗、川越仙波中院門徒なり、慶安年中不動領二石五斗の御朱印を賜ふ、開山祇尊文和二年四月寂す、本尊不動立像に、
龍岸寺 長守山法泉院と號す、同宗同末、開山鐵齋永廿三年三月廿一日化す、本尊觀音を安ず、別に瀧不動と云を置く、昔は堂宇寺後の瀧の邊にありしと云、今は瀧も僅に存するのみなり、
玉泉院 大悲山慈眼寺と號す、同宗門徒、本尊千手觀音木の坐像長六寸、田村將軍の作と云、當寺は村民新五郎が先祖小久保某、この地へ隠居せし庵なり、
清光院 天台宗、同末、神明山と號す、同宗同末、本尊彌陀を安ず、開基開山詳ならず、
福藏院 長光山正樂寺と號す、同宗同末、開山詳ならず、中興能海元祿十六年十二月廿五日化せり、本尊彌陀を安置す、
藥師堂
古碑 長三尺許、上に「應永〇巳〇八月廿日」と刻す、下に「五郎が先祖の碑なり」と云傳へり、

金剛寺 白鹿山熊野院と號す、臨濟宗、栗坪村藤音寺門徒なり、開山麟峯寛永十三年十二月廿九日寂す、本尊釋迦を安ず、
不動堂 瀧寶院の持、
地藏堂 熊野三社
藥師堂 三字あり、一は松福院持、一は福藏院持、一は村民の持なり、
彌陀堂 清光院の持、下同、
觀音堂 村民の持、
瀧法院 瀧法山と號す、本山修驗、篠井村觀音堂配下、本尊不動を安ず、
舊家者新五郎 氏を小窪と云、先祖六右衛門北條家に仕へしと山角同心小窪六右衛門捧目安候、依武州入西郡壹方拾貫文、先年長尾石戸出張之刻能致目付候間、爲御褒美被下候、猶無横合可相拘、然者御取次山角刑部左衛門致之ニ付而一騎仕立、近年爲致同心由尤候、於自今以後彌騎羅美羅ニ陣役可走廻旨、被仰出狀如件、
永祿二年戊辰二月十日 評定衆 飛騨守泰光(花押)

○猿田村 附持添新田 小窪六右衛門殿 猿田村は郡の東北にあり、郷庄領

の唱なし、江戸より十二里の行程なり、四境、東は上鹿山村に隣り、西は楡木村につゞき、南は小山ありて宮澤・上鹿山の二村に接す、北は野々宮村に及び、東西三町餘、南北五町餘、平地にて土性は眞土黒野土等なり、水田少く陸田多し、村の南の方山間より出る小流を水田に沃げり、此餘字柳澤及びかに澤に溜井ありて、是もその用にそのふ、水損の地にして早損の害なし、民戸十五、所々に散在す、正保の頃は御料所なりしが、延享三年田安殿の領地となり、今もかはらず、寛文八年坪井次右衛門檢地して貢税を定む、村の南の方に持添新田二ヶ所あり、其一は八町九段餘、其一は六町八段餘なり、共に延享元年川崎平右衛門檢地し、御料所にて御代官の支配に屬せり、
高札場 村の中程
小名 後久保 上ノ臺 小竹前 一橋 山際 竹ノ内
大宮田 東田 後ノ田
神明社 西藏寺の持、下同じ、
天神社
正福寺 醫王山藥王院と號す、新義眞言宗、新堀村聖天院末、本尊十一面觀音を安
西藏寺 長壽山と號す、同宗同末、本尊地藏を安ず、

觀音堂 西福寺の持、
藥師堂 正藏寺の持、
○野々宮村 附持添新田 野々宮村は郡の東北にあり、郷庄領の唱なし、江戸より十二里の行程なり、四境、東は原宿・上鹿山の二村につゞき、西より北に廻り新堀村に接し、南は楡木・猿田の二村に隣り、東西五町程、南北二町餘、平坦の地なり、土性黒赤野土の陸田なり、家數十軒、村の西によりて散在す、領主檢地とも前村に同じ、村の西南にあたり持添の新田あり、延享元年川崎平右衛門檢地すと云、この新田は御料所にて御代官支配せり、
高札場 村の中程
小名 小竹
高麗川 村の南の方楡木村より來り、北の方新堀村に達す、村の西岸を流るゝこと凡二町、川幅三十間ばかり、
野々宮社 天照太神・瓊々杵尊・猿田彦命・倭姫命を祭と云、慶安二年四石五斗の御朱印を賜ふ、例祭九月九日、當村及び楡木村・猿田村・新堀村・栗坪村等の鎮守なり、
觀照寺 知光山地藏院と號す、天台宗、入間郡仙波中院の門徒なり、本尊地藏を安置せり、

新編武藏風土記稿卷百八十三之終